

# 令和3年第2回定例会会議録

## 令和3年第2回菊池市議会定例会会期日程表（会期22日間）

| 月 日   | 曜日 | 区 分        | 日 程  |
|-------|----|------------|--|
| 6月11日 | 金  | 本会議        | 開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明   |
| 6月12日 | 土  | 休 会        | (市の休日)   |
| 6月13日 | 日  | 休 会        | (市の休日)   |
| 6月14日 | 月  | 休 会        | 議案調査   |
| 6月15日 | 火  | 休 会        | 議案調査   |
| 6月16日 | 水  | 本会議<br>委員会 | 質疑・委員会付託<br>予算決算常任委員会  |
| 6月17日 | 木  | 本会議        | 一般質問   |
| 6月18日 | 金  | 本会議        | 一般質問   |
| 6月19日 | 土  | 休 会        | (市の休日)   |
| 6月20日 | 日  | 休 会        | (市の休日)   |
| 6月21日 | 月  | 本会議        | 一般質問   |
| 6月22日 | 火  | 休 会        | 議事整理   |
| 6月23日 | 水  | 委員会        | 総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会<br>福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会<br>経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会 |
| 6月24日 | 木  | 委員会        | 総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会<br>福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会<br>経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会 |
| 6月25日 | 金  | 休 会        | 議事整理   |
| 6月26日 | 土  | 休 会        | (市の休日)   |
| 6月27日 | 日  | 休 会        | (市の休日)   |
| 6月28日 | 月  | 休 会        | 議事整理   |
| 6月29日 | 火  | 委員会        | 予算決算常任委員会  |
| 6月30日 | 水  | 休 会        | 議事整理   |
| 7月 1日 | 木  | 休 会        | 議事整理   |
| 7月 2日 | 金  | 本会議        | 委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告  |

## 令和3年 第2回菊池市議会定例会会議録（目次）

| 6月11日（金曜日） 本会議                                 | 頁  |
|--|----|
| 1. 議事日程第1号                                     | 21 |
| 2. 本日の会議に付した事件                                 | 23 |
| 3. 出席議員氏名                                      | 25 |
| 4. 欠席議員氏名                                      | 25 |
| 5. 説明のため出席した者の職氏名                              | 25 |
| 6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名             | 26 |
| 7. 事務局職員出席者                                    | 26 |
| 8. 開 会   | 27 |
| 9. 開 議   | 28 |
| 10. 日程第1 会議録署名議員の指名                            | 28 |
| 11. 日程第2 会期の決定                                 | 29 |
| 12. 日程第3 議事第39号から議案第44号まで一括上程・説明・質疑・<br>討論・採決  | 29 |
| 13. 日程第4 議事第45号から議案第53号まで一括上程・説明               | 36 |
| 14. 日程第5 議事第54号 上程・説明・質疑・討論・採決                 | 53 |
| 15. 日程第6 議事第55号 上程・説明・質疑・討論・採決                 | 54 |
| 16. 日程第7 議事第56号から議案第58号まで一括上程・説明・質疑・<br>討論・採決  | 55 |
| 17. 日程第8 議事第59号 上程・説明・質疑・討論・採決                 | 57 |
| 18. 日程第9 議事第60号 上程・説明・質疑・討論・採決                 | 58 |
| 19. 日程第10 議事第61号から議案第63号まで一括上程・説明・質疑・<br>討論・採決 | 59 |
| 20. 日程第11 議事第64号 上程・説明・質疑・討論・採決                | 61 |
| 21. 日程第12 議事第65号から議案第67号まで一括上程・説明              | 62 |
| 22. 日程第13 報告第5号から報告第10号まで一括上程・報告・質疑            | 63 |
| 23. 日程第14 請願第2号及び陳情第1号から陳情第4号まで一括上程            | 66 |
| 24. 日程通告 散会                                    | 66 |
| <br>   |    |
| 6月12日（土曜日） 休 会                                 |    |
| 6月13日（日曜日） 休 会                                 |    |
| 6月14日（月曜日） 休 会                                 |    |

6月15日（火曜日） 休 会

| 6月16日（水曜日） 本会議                     | 頁  |
|------------------------------------|----|
| 1. 議事日程第2号                         | 69 |
| 2. 本日の会議に付した事件                     | 69 |
| 3. 出席議員氏名                          | 69 |
| 4. 欠席議員氏名                          | 70 |
| 5. 説明のため出席した者の職氏名                  | 70 |
| 6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名 | 70 |
| 7. 事務局職員出席者                        | 70 |
| 8. 開 議                             | 71 |
| 9. 日程第1 質疑                         | 71 |
| 10. 日程第2 委員会付託                     | 75 |
| 11. 日程通告 散会                        | 76 |

| 6月17日（木曜日） 本会議                     | 頁  |
|------------------------------------|----|
| 1. 議事日程第3号                         | 79 |
| 2. 本日の会議に付した事件                     | 79 |
| 3. 出席議員氏名                          | 79 |
| 4. 欠席議員氏名                          | 79 |
| 5. 説明のため出席した者の職氏名                  | 80 |
| 6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名 | 80 |
| 7. 事務局職員出席者                        | 80 |
| 8. 開 議                             | 81 |
| 9. 日程第1 一般質問                       | 81 |
| (1) 城 典臣議員質問                       | 81 |
| 「災害対策について」                         | 81 |
| ○上田敏雄総務部長答弁                        | 82 |
| 城 典臣議員質問                           | 83 |
| ○上田敏雄総務部長答弁                        | 83 |
| 城 典臣議員質問                           | 83 |
| ○上田敏雄総務部長答弁                        | 84 |
| (2) 城 典臣議員質問                       | 85 |
| 「働き方改革について」                        | 85 |

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| ○上田敏雄総務部長答弁                   | 85  |
| 城 典臣議員質問                      | 86  |
| ○江頭 実市長答弁                     | 87  |
| (3) 城 典臣議員質問                  | 88  |
| 「小中学校の新型コロナウイルス感染症対策について」     | 88  |
| ○木下徳幸教育部長答弁                   | 88  |
| 城 典臣議員質問                      | 89  |
| ○木下徳幸教育部長答弁                   | 89  |
| 城 典臣議員質問                      | 90  |
| ○木下徳幸教育部長答弁                   | 90  |
| 城 典臣議員質問                      | 91  |
| ○渡邊弘子健康福祉部長答弁                 | 91  |
| ○江頭 実市長答弁                     | 91  |
| 休 憩                           | 92  |
| 開 議                           | 92  |
| (1) 後藤英夫議員質問                  | 92  |
| 「国道325号の4車線化を見据えた本市の街づくりについて」 | 92  |
| ○山田哲二建設部長答弁                   | 93  |
| 後藤英夫議員質問                      | 94  |
| ○山田哲二建設部長答弁                   | 94  |
| 後藤英夫議員質問                      | 94  |
| ○山田哲二建設部長答弁                   | 95  |
| 後藤英夫議員質問                      | 95  |
| ○山田哲二建設部長答弁                   | 95  |
| 後藤英夫議員質問                      | 95  |
| ○山田哲二建設部長答弁                   | 96  |
| 後藤英夫議員質問                      | 96  |
| ○木下徳幸教育部長答弁                   | 97  |
| (2) 後藤英夫議員質問                  | 97  |
| 「竹木等の整備について」                  | 97  |
| ○山田哲二建設部長答弁                   | 99  |
| ○清水 登経済部長答弁                   | 99  |
| 後藤英夫議員質問                      | 100 |
| ○山田哲二建設部長答弁                   | 100 |

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 昼食休憩                  | 102 |
| 開 議                   | 102 |
| (1) 泉田栄一朗議員質問         | 102 |
| 「市のG I G Aスクール構想について」 | 102 |
| ○木下徳幸教育部長答弁           | 103 |
| 泉田栄一朗議員質問             | 103 |
| ○木下徳幸教育部長答弁           | 104 |
| 泉田栄一朗議員質問             | 104 |
| ○木下徳幸教育部長答弁           | 105 |
| 泉田栄一朗議員質問             | 105 |
| ○渡邊和博教育長答弁            | 106 |
| (2) 泉田栄一朗議員質問         | 107 |
| 「SDG s 未来都市について」      | 107 |
| ○後藤啓太郎政策企画部長答弁        | 108 |
| 泉田栄一朗議員質問             | 109 |
| ○後藤啓太郎政策企画部長答弁        | 109 |
| 泉田栄一朗議員質問             | 110 |
| ○後藤啓太郎政策企画部長答弁        | 111 |
| 泉田栄一朗議員質問             | 111 |
| ○江頭 実市長答弁             | 111 |
| 休 憩                   | 112 |
| 開 議                   | 112 |
| (1) 平 直樹議員質問          | 112 |
| 「菊池市役所のハラスメント対策について」  | 113 |
| ○上田敏雄総務部長答弁           | 113 |
| 平 直樹議員質問              | 114 |
| ○上田敏雄総務部長答弁           | 114 |
| 平 直樹議員質問              | 114 |
| ○上田敏雄総務部長答弁           | 115 |
| 平 直樹議員質問              | 115 |
| ○上田敏雄総務部長答弁           | 116 |
| 平 直樹議員質問              | 116 |
| ○上田敏雄総務部長答弁           | 117 |
| ○江頭 実市長答弁             | 118 |

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 休 憩                        | 119 |
| 開 議                        | 119 |
| (2) 平 直樹議員質問               | 119 |
| 「菊池市身体障害者福祉協議会と菊池市の役割について」 | 119 |
| ○渡邊弘子健康福祉部長答弁              | 119 |
| 平 直樹議員質問                   | 120 |
| ○渡邊弘子健康福祉部長答弁              | 120 |
| 平 直樹議員質問                   | 121 |
| ○渡邊弘子健康福祉部長答弁              | 121 |
| 平 直樹議員質問                   | 122 |
| ○渡邊弘子健康福祉部長答弁              | 122 |
| 平 直樹議員質問                   | 122 |
| ○渡邊弘子健康福祉部長答弁              | 123 |
| 休 憩                        | 123 |
| 開 議                        | 123 |
| (1) 水上隆光議員質問               | 124 |
| 「市道について」                   | 124 |
| ○山田哲二建設部長答弁                | 124 |
| 水上隆光議員質問                   | 124 |
| ○山田哲二建設部長答弁                | 125 |
| 水上隆光議員質問                   | 125 |
| ○山田哲二建設部長答弁                | 126 |
| 水上隆光議員質問                   | 126 |
| ○山田哲二建設部長答弁                | 127 |
| 水上隆光議員質問                   | 127 |
| ○山田哲二建設部長答弁                | 128 |
| 水上隆光議員質問                   | 128 |
| ○江頭 実市長答弁                  | 129 |
| 休 憩                        | 130 |
| 開 議                        | 130 |
| (2) 水上隆光議員質問               | 130 |
| 「施政方針について」                 | 130 |
| ○清水 登経済部長答弁                | 131 |
| ○清水 登経済部長訂正                | 134 |

|                |     |
|----------------|-----|
| ○後藤啓太郎政策企画部長答弁 | 134 |
| 10. 日程通告 散会    | 135 |

| 6月18日(金曜日) 本会議                     | 頁   |
|------------------------------------|-----|
| 1. 議事日程第4号                         | 139 |
| 2. 本日の会議に付した事件                     | 139 |
| 3. 出席議員氏名                          | 139 |
| 4. 欠席議員氏名                          | 139 |
| 5. 説明のため出席した者の職氏名                  | 140 |
| 6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名 | 140 |
| 7. 事務局職員出席者                        | 140 |
| 8. 開 議                             | 141 |
| 9. 日程第1 一般質問                       | 141 |
| (1) 緒方哲郎議員質問                       | 141 |
| 「花房坂周辺公園整備について」                    | 141 |
| ○山田哲二建設部長答弁                        | 142 |
| 緒方哲郎議員質問                           | 142 |
| ○山田哲二建設部長答弁                        | 142 |
| 緒方哲郎議員質問                           | 143 |
| ○山田哲二建設部長答弁                        | 143 |
| (2) 緒方哲郎議員質問                       | 143 |
| 「中山間地域の振興について」                     | 144 |
| ○清水 登経済部長答弁                        | 145 |
| 緒方哲郎議員質問                           | 145 |
| ○清水 登経済部長答弁                        | 146 |
| 緒方哲郎議員質問                           | 147 |
| ○上田敏雄総務部長答弁                        | 149 |
| 休 憩                                | 150 |
| 開 議                                | 150 |
| (3) 緒方哲郎議員質問                       | 150 |
| 「小中学校における保護者負担の諸経費の支払い方法について」      | 150 |
| ○木下徳幸教育部長答弁                        | 151 |
| 緒方哲郎議員質問                           | 151 |
| ○木下徳幸教育部長答弁                        | 151 |



|                     |     |
|---------------------|-----|
| 緒方哲郎議員質問            | 152 |
| ○木下徳幸教育部長答弁         | 152 |
| 緒方哲郎議員質問            | 152 |
| ○木下徳幸教育部長答弁         | 153 |
| 休 憩                 | 153 |
| 開 議                 | 153 |
| (1) 田中教之議員質問        | 153 |
| 「子どもの事故予防について」      | 153 |
| ○木下徳幸教育部長答弁         | 155 |
| 田中教之議員質問            | 156 |
| ○渡邊和博教育長答弁          | 158 |
| (2) 田中教之議員質問        | 159 |
| 「条例の定期的な評価や見直しについて」 | 159 |
| ○上田敏雄総務部長答弁         | 160 |
| 田中教之議員質問            | 160 |
| ○上田敏雄総務部長答弁         | 161 |
| 昼食休憩                | 162 |
| 開 議                 | 162 |
| (1) 猿渡美智子議員質問       | 162 |
| 「菊池市奨学金について」        | 162 |
| ○木下徳幸教育部長答弁         | 163 |
| 猿渡美智子議員質問           | 163 |
| ○木下徳幸教育部長答弁         | 164 |
| 猿渡美智子議員質問           | 164 |
| ○渡邊和博教育長答弁          | 166 |
| (2) 猿渡美智子議員質問       | 166 |
| 「菊池市の農業施策について」      | 166 |
| ○清水 登経済部長答弁         | 167 |
| 猿渡美智子議員質問           | 167 |
| ○清水 登経済部長答弁         | 168 |
| 猿渡美智子議員質問           | 169 |
| ○清水 登経済部長答弁         | 169 |
| ○木下徳幸教育部長答弁         | 170 |
| 猿渡美智子議員質問           | 170 |

|                    |     |
|--------------------|-----|
| ○江頭 実市長答弁          | 172 |
| 休 憩                | 173 |
| 開 議                | 173 |
| (1) 東 奈津子議員質問      | 173 |
| 「生理の貧困について」        | 173 |
| ○上田敏雄総務部長答弁        | 174 |
| ○木下徳幸教育部長答弁        | 174 |
| 東 奈津子議員質問          | 175 |
| ○上田敏雄総務部長答弁        | 176 |
| 東 奈津子議員質問          | 176 |
| ○木下徳幸教育部長答弁        | 177 |
| (2) 東 奈津子議員質問      | 178 |
| 「コロナ禍における学校生活について」 | 179 |
| ○木下徳幸教育部長答弁        | 179 |
| 東 奈津子議員質問          | 180 |
| ○木下徳幸教育部長答弁        | 181 |
| 休 憩                | 182 |
| 開 議                | 182 |
| (3) 東 奈津子議員質問      | 182 |
| 「防災行政無線戸別受信機について」  | 182 |
| ○上田敏雄総務部長答弁        | 183 |
| 東 奈津子議員質問          | 183 |
| ○上田敏雄総務部長答弁        | 184 |
| 10. 日程通告 散会        | 184 |

6月19日（土曜日） 休 会

6月20日（日曜日） 休 会

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 6月21日（月曜日） 本会議    | 頁   |
| 1. 議事日程第5号        | 187 |
| 2. 本日の会議に付した事件    | 187 |
| 3. 出席議員氏名         | 187 |
| 4. 欠席議員氏名         | 188 |
| 5. 説明のため出席した者の職氏名 | 188 |

|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| 6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名 | 188 |
| 7. 事務局職員出席者                        | 189 |
| 8. 開 議                             | 190 |
| 9. 日程第1 一般質問                       | 190 |
| (1) 福島英徳議員質問                       | 190 |
| 「七城町振興公社（七城温泉ドーム）の現状について」          | 190 |
| ○清水 登経済部長答弁                        | 190 |
| 福島英徳議員質問                           | 191 |
| ○清水 登経済部長答弁                        | 191 |
| 福島英徳議員質問                           | 191 |
| ○清水 登経済部長答弁                        | 192 |
| 福島英徳議員質問                           | 192 |
| ○清水 登経済部長答弁                        | 192 |
| 福島英徳議員質問                           | 192 |
| ○清水 登経済部長答弁                        | 192 |
| 福島英徳議員質問                           | 192 |
| ○清水 登経済部長答弁                        | 193 |
| 福島英徳議員質問                           | 193 |
| ○清水 登経済部長答弁                        | 193 |
| 福島英徳議員質問                           | 193 |
| ○清水 登経済部長答弁                        | 194 |
| 福島英徳議員質問                           | 194 |
| 休 憩                                | 194 |
| 開 議                                | 194 |
| ○江頭 実市長答弁                          | 195 |
| 休 憩                                | 195 |
| 開 議                                | 195 |
| (2) 福島英徳議員質問                       | 195 |
| 「有害鳥獣対策について」                       | 195 |
| ○清水 登経済部長答弁                        | 195 |
| 福島英徳議員質問                           | 196 |
| ○清水 登経済部長答弁                        | 196 |
| 福島英徳議員質問                           | 196 |
| ○清水 登経済部長答弁                        | 196 |

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 福島英徳議員質問                 | 196 |
| ○清水 登経済部長答弁              | 197 |
| ○清水 登経済部長訂正              | 197 |
| 福島英徳議員質問                 | 197 |
| ○清水 登経済部長答弁              | 197 |
| 福島英徳議員質問                 | 198 |
| ○清水 登経済部長答弁              | 198 |
| 福島英徳議員質問                 | 198 |
| ○清水 登経済部長答弁              | 199 |
| 福島英徳議員質問                 | 200 |
| ○清水 登経済部長答弁              | 200 |
| 福島英徳議員質問                 | 201 |
| ○江頭 実市長答弁                | 201 |
| 休 憩                      | 202 |
| 開 議                      | 202 |
| (1) 荒木崇之議員質問             | 202 |
| 「菊池市第三セクター（各種物産）の運営について」 | 203 |
| ○清水 登経済部長答弁              | 203 |
| 荒木崇之議員質問                 | 204 |
| ○清水 登経済部長答弁              | 204 |
| 荒木崇之議員質問                 | 205 |
| ○江頭 実市長答弁                | 205 |
| 荒木崇之議員質問                 | 206 |
| ○江頭 実市長答弁                | 207 |
| 荒木崇之議員質問                 | 207 |
| ○江頭 実市長答弁                | 207 |
| 休 憩                      | 209 |
| 開 議                      | 209 |
| (2) 荒木崇之議員質問             | 209 |
| 「参与の設置規則について」            | 209 |
| ○上田敏雄総務部長答弁              | 209 |
| ○上田敏雄総務部長訂正              | 210 |
| 荒木崇之議員質問                 | 210 |
| ○江頭 実市長答弁                | 211 |

|               |     |
|---------------|-----|
| 荒木崇之議員質問      | 212 |
| ○江頭 実市長答弁     | 212 |
| 荒木崇之議員質問      | 213 |
| ○江頭 実市長答弁     | 213 |
| 荒木崇之議員質問      | 213 |
| ○上田敏雄総務部長答弁   | 214 |
| ○江頭 実市長答弁     | 214 |
| 荒木崇之議員質問      | 215 |
| ○江頭 実市長答弁     | 216 |
| 昼食休憩          | 217 |
| 開 議           | 217 |
| (1) 二ノ文伸元議員質問 | 217 |
| 「教育環境について」    | 217 |
| ○木下徳幸教育部長答弁   | 218 |
| ○渡邊弘子健康福祉部長答弁 | 218 |
| 二ノ文伸元議員質問     | 219 |
| ○木下徳幸教育部長答弁   | 220 |
| ○木下徳幸教育部長訂正   | 221 |
| 二ノ文伸元議員質問     | 221 |
| ○渡邊弘子健康福祉部長答弁 | 222 |
| 二ノ文伸元議員質問     | 222 |
| ○渡邊弘子健康福祉部長答弁 | 223 |
| (2) 二ノ文伸元議員質問 | 223 |
| 「危険箇所と防災について」 | 223 |
| ○山田哲二建設部長答弁   | 224 |
| 二ノ文伸元議員質問     | 224 |
| ○山田哲二建設部長答弁   | 224 |
| 二ノ文伸元議員質問     | 224 |
| ○山田哲二建設部長答弁   | 225 |
| 二ノ文伸元議員質問     | 225 |
| ○山田哲二建設部長答弁   | 226 |
| 休 憩           | 226 |
| 開 議           | 226 |
| (1) 木下雄二議員質問  | 227 |

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| 「道路整備について」                          | 227 |
| ○山田哲二建設部長答弁                         | 227 |
| 木下雄二議員質問                            | 228 |
| ○山田哲二建設部長答弁                         | 229 |
| (2) 木下雄二議員質問                        | 229 |
| 「学童保育の現状と拡充について」                    | 230 |
| ○渡邊弘子健康福祉部長答弁                       | 230 |
| 木下雄二議員質問                            | 231 |
| ○江頭 実市長答弁                           | 231 |
| (3) 木下雄二議員質問                        | 232 |
| 「市役所庁舎庭園水車テラスについて」                  | 232 |
| ○山田哲二建設部長答弁                         | 232 |
| ○江頭 実市長答弁                           | 233 |
| 休 憩                                 | 233 |
| 開 議                                 | 233 |
| (4) 木下雄二議員質問                        | 234 |
| 「防犯灯、街路灯のLED化の現状と今後の対策について」         | 234 |
| ○上田敏雄総務部長答弁                         | 234 |
| (5) 木下雄二議員質問                        | 234 |
| 「太陽光発電設備について」                       | 235 |
| ○笹本義臣市民環境部長答弁                       | 236 |
| 木下雄二議員質問                            | 237 |
| ○江頭 実市長答弁                           | 237 |
| (6) 木下雄二議員質問                        | 238 |
| 「菊池市公共施設等総合管理計画について」                | 238 |
| ○上田敏雄総務部長答弁                         | 239 |
| 木下雄二議員質問                            | 239 |
| ○上田敏雄総務部長答弁                         | 240 |
| 木下雄二議員質問                            | 240 |
| ○江頭 実市長答弁                           | 241 |
| 休 憩                                 | 242 |
| 開 議                                 | 242 |
| 10. 日程第2 議案第68号及び議案第69号 一括上程・説明・質疑・ |     |
| 委員会付託                               | 242 |

|   |     |
|---|-----|
| 11. 日程第3 報告第11号及び報告第12号 一括上程・説明・質疑…………… | 244 |
| 12. 日程通告 散会……………                        | 245 |

|            |  |
|------------|--|
| 6月22日(火曜日) | 休 会  |
| 6月23日(水曜日) | 総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会<br>福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会<br>経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会 |
| 6月24日(木曜日) | 総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会<br>福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会<br>経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会 |
| 6月25日(金曜日) | 休 会  |
| 6月26日(土曜日) | 休 会  |
| 6月27日(日曜日) | 休 会  |
| 6月28日(月曜日) | 休 会  |
| 6月29日(火曜日) | 予算決算常任委員会  |
| 6月30日(水曜日) | 休 会  |
| 7月 1日(木曜日) | 休 会  |

|   |     |     |
|---|-----|-----|
| 7月 2日(金曜日)                              | 本会議 | 頁   |
| 1. 議事日程第6号……………                         |     | 249 |
| 2. 本日の会議に付した事件……………                     |     | 249 |
| 3. 出席議員氏名……………                          |     | 250 |
| 4. 欠席議員氏名……………                          |     | 251 |
| 5. 説明のため出席した者の職氏名……………                  |     | 251 |
| 6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名…………… |     | 251 |
| 7. 事務局職員出席者……………                        |     | 251 |
| 8. 開 議……………                             |     | 253 |
| 9. 日程第1 各常任委員長報告……………                   |     | 253 |
| ・総務文教常任委員長報告……………                       |     | 253 |
| ・福祉厚生常任委員長報告……………                       |     | 256 |
| ・経済建設常任委員長報告……………                       |     | 258 |
| ・予算決算常任委員長報告……………                       |     | 259 |
| 休 憩……………                                |     | 264 |
| 開 議……………                                |     | 264 |

|  |     |
|--|-----|
| ・ 総務文教常任委員長訂正  | 264 |
| 委員長報告に対する質疑  | 264 |
| 議案第45号から議案第53号まで、及び議案第65号から<br>議案第69号まで、並びに陳情第1号、陳情第3号及び陳情<br>第4号 討論 | 264 |
| （1）東 奈津子議員討論   | 265 |
| （2）福島英徳議員討論  | 265 |
| （3）荒木崇之議員討論  | 266 |
| 議案第45号から議案第53号まで、及び議案第65号から<br>議案第69号まで、並びに陳情第1号、陳情第3号及び陳情<br>第4号 採決 | 267 |
| 請願第2号 討論   | 268 |
| （1）東 奈津子議員討論   | 268 |
| 請願第2号 採決   | 269 |
| 陳情第2号 討論   | 269 |
| （1）東 奈津子議員討論   | 269 |
| 陳情第2号 採決   | 270 |
| 10. 日程第2 議事第1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙                                    | 270 |
| 11. 日程第3 議会改革検討特別委員会の報告・質疑   | 271 |
| 休 憩  | 274 |
| 開 議  | 274 |
| 12. 日程第4 熊本地震からの復旧・復興特別委員会の報告・質疑                                     | 274 |
| 13. 日程第5 総務文教常任委員会所管事務調査の報告・質疑                                       | 277 |
| 14. 日程第6 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について                                       | 280 |
| 15. 日程第7 議員提出議案第2号 上程・説明・質疑  | 281 |
| 討論   | 282 |
| （1）東 奈津子議員討論   | 282 |
| （2）木下雄二議員討論  | 283 |
| （3）泉田栄一郎議員討論   | 284 |
| （4）荒木崇之議員討論  | 284 |
| 採決   | 285 |
| 16. 日程第8 懲罰動議第1号 上程・説明・質疑・委員会付託                                      | 285 |
| 17. 日程第9 報告第13号から報告第20号まで一括上程・報告                                     | 287 |
| 18. 閉 会  | 294 |



第 1 号

6 月 1 1 日

# 令和3年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第1号

令和3年6月11日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第39号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
（菊池市税条例等の一部を改正する条例）
- 議案第40号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
（令和2年度菊池市一般会計補正予算（第17号））
- 議案第41号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
（令和2年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号））
- 議案第42号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
（令和2年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号））
- 議案第43号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
（令和3年度菊池市一般会計補正予算（第2号））
- 議案第44号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
（令和3年度菊池市一般会計補正予算（第3号））
- まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第4 議案第45号 菊池市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第46号 菊池市公共施設等総合管理基金条例の制定について
- 議案第47号 押印の廃止等のための関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第48号 きくちの泉こども文庫基金条例の制定について
- 議案第49号 菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第50号 菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第51号 菊池市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第52号 令和3年度菊池市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第53号 令和3年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

まで一括上程・説明

第5 議案第54号 副市長の選任につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

第6 議案第55号 教育長の任命につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

第7 議案第56号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第57号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第58号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

第8 議案第59号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

第9 議案第60号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

第10 議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第62号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第63号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

第11 議案第64号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

第12 議案第65号 市道路線の廃止について

議案第66号 市道路線の認定について

議案第67号 訴えの提起について

まで一括上程・説明

第13 報告第5号 継続費繰越計算書について

報告第6号 繰越明許費繰越計算書について

報告第7号 事故繰越し繰越計算書について

報告第8号 繰越計算書について（菊池市水道事業会計）

報告第9号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

報告第10号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

まで一括上程・報告・質疑

第14 請願第2号 新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める請願

陳情第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書

陳情第2号 補聴器購入に公的補助を求める陳情書

陳情第3号 「きくちべんりカー」を地元タクシー会社へ事業委託を求める要

## 望書

陳情第 4 号 菊池食品衛生協会に対して補助金交付を求める要望書  
まで一括上程



### 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 39 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(菊池市税条例等の一部を改正する条例)

議案第 40 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(令和 2 年度菊池市一般会計補正予算 (第 17 号))

議案第 41 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(令和 2 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 6 号))

議案第 42 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(令和 2 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算 (第 3 号))

議案第 43 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(令和 3 年度菊池市一般会計補正予算 (第 2 号))

議案第 44 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(令和 3 年度菊池市一般会計補正予算 (第 3 号))

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 4 議案第 45 号 菊池市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 46 号 菊池市公共施設等総合管理基金条例の制定について

議案第 47 号 押印の廃止等のための関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 48 号 きくちの泉こども文庫基金条例の制定について

議案第 49 号 菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 50 号 菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 51 号 菊池市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 52 号 令和 3 年度菊池市一般会計補正予算 (第 4 号)

議案第 53 号 令和 3 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1

号)

まで一括上程・説明

日程第5 議案第54号 副市長の選任につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第6 議案第55号 教育長の任命につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第7 議案第56号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第57号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第58号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第8 議案第59号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第9 議案第60号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第10 議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第62号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第63号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第11 議案第64号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第12 議案第65号 市道路線の廃止について

議案第66号 市道路線の認定について

議案第67号 訴えの提起について

まで一括上程・説明

日程第13 報告第5号 継続費繰越計算書について

報告第6号 繰越明許費繰越計算書について

報告第7号 事故繰越し繰越計算書について

報告第8号 繰越計算書について（菊池市水道事業会計）

報告第9号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

報告第10号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

まで一括上程・報告・質疑

日程第14 請願第2号 新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める請願

陳情第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書

陳情第2号 補聴器購入に公的補助を求める陳情書

陳情第 3 号 「きくちべんりカー」を地元タクシー会社へ事業委託を求め  
る要望書

陳情第 4 号 菊池食品衛生協会に対して補助金交付を求める要望書  
まで一括上程

---

出席議員（20名）

|      |            |
|------|------------|
| 1 番  | 田 中 教 之 君  |
| 2 番  | 福 島 英 徳 君  |
| 3 番  | 緒 方 哲 郎 君  |
| 4 番  | 後 藤 英 夫 君  |
| 5 番  | 平 直 樹 君    |
| 6 番  | 東 奈津子 さん   |
| 7 番  | 坂 本 道 博 君  |
| 8 番  | 水 上 隆 光 君  |
| 9 番  | 猿 渡 美智子 さん |
| 10 番 | 松 岡 讓 君    |
| 11 番 | 荒 木 崇 之 君  |
| 12 番 | 柁 原 賢 一 君  |
| 13 番 | 工 藤 圭一郎 君  |
| 14 番 | 城 典 臣 君    |
| 15 番 | 大 賀 慶 一 君  |
| 16 番 | 水 上 彰 澄 君  |
| 17 番 | 二ノ文 伸 元 君  |
| 18 番 | 泉 田 栄一朗 君  |
| 19 番 | 木 下 雄 二 君  |
| 20 番 | 山 瀬 義 也 君  |

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

|         |           |
|---------|-----------|
| 市 長     | 江 頭 実 君   |
| 副 市 長   | 芳 野 勇一郎 君 |
| 政策企画部長  | 後 藤 啓太郎 君 |
| 総 務 部 長 | 上 田 敏 雄 君 |

|          |        |
|----------|--------|
| 市民環境部長   | 笹本義臣君  |
| 健康福祉部長   | 渡邊弘子さん |
| 経済部長     | 清水登君   |
| 建設部長     | 山田哲二君  |
| 経済部次長    | 本田憲仁君  |
| 教育長      | 渡邊和博君  |
| 教育部長     | 木下徳幸君  |
| 監査委員事務局長 | 宇野木洋一君 |

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 七城支所長                | 久川知己君 |
| 旭志支所長                | 竹村秀一君 |
| 泗水支所長                | 水上孝道君 |
| 財政課長                 | 稲葉一郎君 |
| 総務課長兼選挙<br>管理委員会事務局長 | 開田智浩君 |
| 市長公室長                | 松永哲也君 |
| 農業委員会事務局長            | 吉田武君  |
| 水道局長                 | 安武邦男君 |

○

事務局職員出席者

|       |         |
|-------|---------|
| 事務局長  | 前川幸輝君   |
| 事務局課長 | 松原憲一君   |
| 議会係長  | 笹本聖一君   |
| 議会係   | 西山美紀さん  |
| 議会係   | 吉岡結加里さん |

午前10時00分 開会

○

○議長（大賀慶一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は19名です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年第2回菊池市議会定例会を開会します。

○

○議長（大賀慶一君） ここで、日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

4月8日に第275回熊本県市議会議長会が宇土市で開催されました。会務の報告及び九州市議会議長会提出議案に、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う地域経済などへの対策とワクチン接種体制の構築への支援を求める要望について」及び「中九州地域の交通網の整備促進について」の2議案が全会一致で採択されました。

また、4月27日に鹿児島市で計画されていた第96回九州市議会議長会定期総会及び第5回理事会、5月25日に東京都で計画されていた全国温泉所在都市市議会議長協議会第50回総会、翌5月26日に同じく東京都で計画されていた全国市議会議長会第97回総会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ともに中止となり、書面による開催となりました。

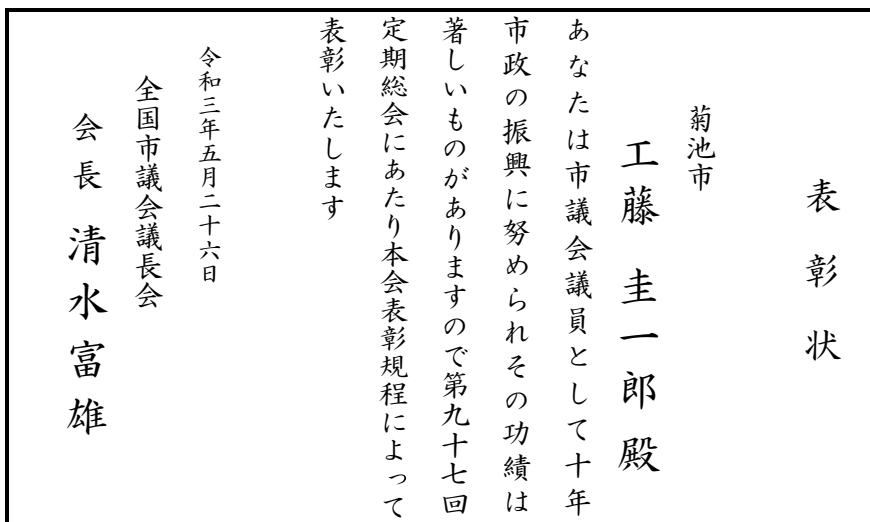
次に、監査委員から令和2年4月分までの一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査報告があっておりますので、ご報告いたします。

なお、詳細については、それぞれ事務局に備付けの書類により、承諾いただきたいと思えます。

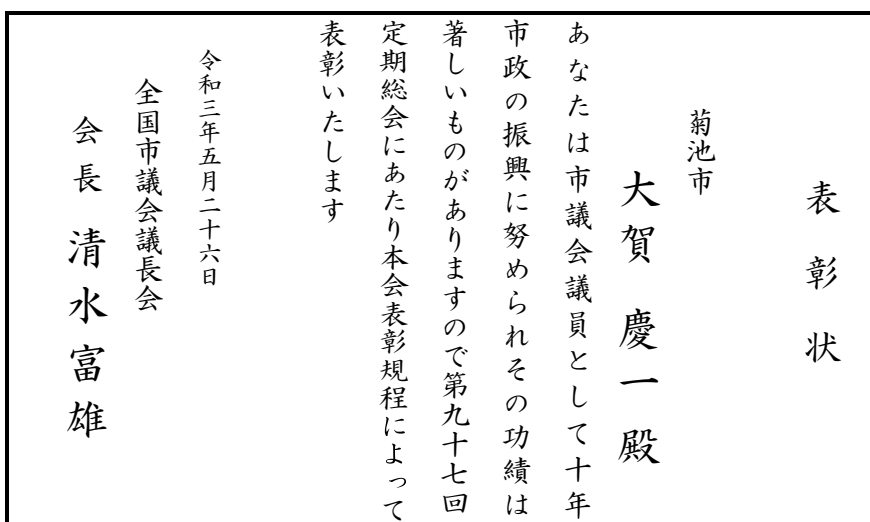
ここで、全国市議会議長会より、工藤圭一郎議員が、市議会議員として10年、市政の発展に努められた功績に対して、表彰状が贈呈されております。

ただいまから、表彰状を伝達いたしますので、工藤圭一郎議員は前にお進みください。





○議長（大賀慶一君） 同じく、私が、全国市議会議長会より10年の表彰を受けましたので、報告いたします。



○議長（大賀慶一君） 受賞されました工藤議員には、本席から重ねてお祝いを申し上げます。誠におめでとうございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

午前10時04分 開議

○議長（大賀慶一君） これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大賀慶一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、田中教之議員及び福島英徳議員を指名します。

○

## 日程第2 会期の決定

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日から7月2日までの22日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から7月2日までの22日間と決定しました。

○

## 日程第3 議案第39号から議案第44号まで一括上程・説明・討論・採決

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第3、議案第39号から議案第44号までの6案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

私は、このたびの市長選挙におきまして、市民の皆様をはじめ、各方面の方々からの力強いご支援をいただき、3期目の市政を担当させていただくこととなりました。

本日、市長として、市議会議員の皆様、市民の皆様に、私の市政運営について、後ほど、その所信を申し上げますことができますことは誠に光栄であり、大きな喜びであるとともに、改めてその責務の重大さを痛感しているところでございます。

これからの4年間、引き続き、ご指導、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

さて、本日、令和3年第2回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から7月2日までの22日間の日程でご審議をお願いするものでございます。よろしくお願いをいたします。

初めに、先ほど全国市議会議長会より永年勤続表彰の栄に浴されました大賀慶一議長、工藤圭一郎議員に対しまして、長年のご功績に心から敬意を表し、お祝いを申し上げます。

今後とも健康にご留意いただき、ますますのご活躍を期待するものでございます。

それでは、私の3期目の市政運営についての所信につきましては、後ほど述べさせていただくことといたしまして、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第39号の専決処分の報告及び承認を求めることについては、菊池市税条例等の一部改正を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第40号から議案第44号までの専決処分の報告及び承認を求めることについては、令和2年度の一般会計補正予算、国民健康保険事業特別会計補正予算、特別養護老人ホーム特別会計補正予算及び令和3年度の一般会計補正予算を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大賀慶一君） 上田総務部長。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、提案いたします議案第39号から議案第44号までにつきまして、一括して説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第39号は、地方税法の改正に伴う菊池市税条例等の一部改正を専決処分したものでございまして、2ページが、専決第8号専決処分書で、専決日は、令和3年3月31日でございます。

改正の内容につきましては、市民税の住宅ローン控除の期間の延長や、固定資産税額が増加する土地の税額を、前年度の税額に据え置くことなどが主な内容で、令和3年4月1日から施行することとしております。

次に、11ページをお願いいたします。

議案第40号は、令和2年度一般会計補正予算（第17号）を専決処分したものでございまして、12ページが、専決第5号専決処分書で、専決日は、令和3年3月30日でございます。

開けて、15ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から2億8,126万円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ347億6,180万8,000円とするものでございます。

まず、歳入について、事項別明細によりご説明いたします。

25ページをお願いいたします。

3枠目の目1地方消費税交付金6,695万3,000円の減額は、交付額確定によるものでございます。

26ページをお願いいたします。

1枠目の目1地方交付税2億7,946万2,000円の増額は、特別交付税の交付額確定によるものでございます。

同じく、最下段の枠の目2総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,216万8,000円の増額は、追加交付決定による増額でございます。

27ページをお願いいたします。

1枠目の目9教育費国庫補助金、節3中学校費補助金の学校施設環境改善交付金312万2,000円の増額及び節7学校給食費補助金の学校施設環境改善交付金585万2,000円の増額は、ともに国の令和2年度第3次補正の交付決定による増額でございます。

28ページをお願いいたします。

2枠目の目2総務費県補助金、節1総務管理費補助金の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金397万5,000円の減額は、交付額確定による減額でございます。

同じく、目5農林水産業費県補助金、節1農業費補助金のうち、4行目の担い手確保・経営強化支援事業補助金787万5,000円の減額は、事業の不採択による減額でございます。

29ページをお願いいたします。

2枠目の目1一般寄附金のがんばるふるさと菊池応援寄附金1,223万6,000円の減額は、ふるさと納税寄附額の確定による減額でございます。

同じく、目9教育費寄附金の図書館寄附金1,000万円の増額は、図書館の書籍購入に対する寄附金でございます。

令和2年度では一旦財政調整基金へ積立てを行います。今後は基金を創設し、有効な活用を図っていく予定でございます。

4枠目の目1財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整でございます。

30・31ページをお願いいたします。

款22市債につきましては、国の令和2年度第3次補正による組替えや、対象事業費の確定に伴う減額などが主なものとなっており、全体で3億1,190万円の減額となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

32ページをお願いいたします。

2枠目の目9地域振興費973万1,000円の減額は、歳入でご説明しましたとおり、ふるさと納税寄附額の確定に伴う基金積立金等の減額が主なものでございます。

35ページをお願いいたします。

目3農業振興費のうち、最下段の担い手確保・経営強化支援事業補助金787万5,000円の減額は、歳入でご説明しましたとおり、事業が不採択となったことによるものでございます。

36ページをお願いいたします。

最下段の枠の目2商工業振興費1,002万8,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症対策として実施しておりましたプレミアム付き商品券事業及び小規模事業者緊急経営持続化補助金の事業費確定による減額でございます。

37ページをお願いいたします。

2枠目の目2道路橋りょう新設改良費1,604万6,000円の減額及び目3道路橋りょう維持費1,430万3,000円の減額は、事業費の確定に伴う工事請負費や、公有財産購入費等の減額でございます。

39ページをお願いいたします。

2枠目の目2事務局費854万8,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症対策として実施しておりました、小中学校世帯インターネット接続環境整備補助金の事業費確定に伴う減額等が主なものでございます。

3枠目の目1学校管理費1,306万7,000円の減額は、小学校トイレ改修の事業費確定に伴う減額でございます。

40ページをお願いいたします。

下段の枠の目4図書館費1,000万円の増額は、歳入でご説明しましたとおり、図書館寄附金の財政調整基金への積立てによる増額でございます。

42ページをお願いいたします。

2枠目の目1農林水産災害復旧費1億5,642万円の減額は、事業費確定による減額でございます。

それでは、20ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

内容としましては、歳入でご説明しましたとおり、国の令和2年度第3次補正による組替えや、対象事業費の確定に伴う減額などが主なものとなっており、全体で3億1,190万円の減額となっております。

次に、45ページをお願いいたします。

議案第41号は、令和2年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）を専決処分したものでございまして、46ページが、専決第6号専決処分書で、専決日は、令和3年3月30日でございます。

開けて、49ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から2億5,849万4,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ66億6,743万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、主に事業費の確定及び普通交付金の確定によるものでございます。

次に、57ページをお願いいたします。

議案第42号は、令和2年度特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）を専決処分したものでございまして、58ページが、専決第7号専決処分書で、専決日は、令和3年3月30日でございます。

開けて、61ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に5,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,720万8,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、最終清算に伴う歳入端数分の一般会計への繰戻し分でございます。

次に、67ページをお願いいたします。

議案第43号は、令和3年度一般会計補正予算（第2号）を専決処分したものでございまして、68ページが、専決第9号専決処分書で、専決日は、令和3年4月13日でございます。

開けて、70ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に3億9,230万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ266億5,080万5,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種の体制確保及びワクチン接種者の移動支援、低所得者のひとり親世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、令和2年度より実施しております、観光業を支援するための宿泊助成、飲食業を支援するためのプレミアム付き飲食応援チケットの

販売などがございます。

事業実施のための財源につきましては、全額、国費及び県費等で賄われるため、市の持ち出しはございません。

まず、歳入について、事項別明細によりご説明いたします。

74ページをお願いいたします。

1 枠目の目2 総務費国庫補助金1億5,137万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応の地方単独事業に対する地方創生臨時交付金でございます。

その内訳としましては、ワクチン接種者の移動支援のためのタクシー使用料792万円、観光業を支援するための宿泊助成2,874万5,000円、プレミアム付き飲食応援チケットの販売1億1,470万5,000円となっております。

目3 民生費国庫補助金5,282万4,000円の増額は、低所得者のひとり親世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の事業費及び事務費補助金でございます。

目4 衛生費国庫補助金3,019万1,000円の増額は、ワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。

2 枠目の目2 総務費県補助金792万円の増額は、さきにご説明しましたワクチン接種者の移動支援のためのタクシー使用料に対する県の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金でございます。

3 枠目の目3 雑入1億5,000万円の増額は、飲食応援チケットの販売収入でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

75ページをお願いいたします。

1 枠目の目4 母子福祉費5,282万4,000円の増額は、歳入でご説明しましたとおり、低所得者のひとり親世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係る事業費でございます。児童1人当たり一律5万円を支給するものでございます。

2 枠目の目2 予防費4,603万1,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種の体制確保及び移動支援に係る事業費でございます。

76ページをお願いいたします。

2 枠目の目4 観光費2億9,345万円の増額は、疲弊する観光業及び飲食業を支援するため、昨年度に引き続き、宿泊助成及びプレミアム付き飲食応援チケットの販売を行うものでございます。

以上の事業につきましては、長期化する新型コロナウイルス感染症対策として、緊急に実施する必要がございましたので、専決処分を行ったものでございます。

次に、79ページをお願いいたします。

議案第44号は、令和3年度一般会計補正予算（第3号）を専決処分したものでございまして、80ページが、専決第12号専決処分書で、専決日は、令和3年5月28日でございます。

開けて、82ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に5,247万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ267億327万6,000円とするものでございます。

補正の内容としましては、新型コロナウイルス感染症対策として、低所得者ひとり親世帯以外の世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金でございます。

なお、低所得者のひとり親世帯につきましては、先ほどご説明しましたとおり、議案第43号で対処するところでございます。

それでは、事項別明細によりご説明いたします。

86ページをお願いいたします。

2枠目の歳出、目1児童福祉総務費5,247万1,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得者のひとり親世帯以外の世帯に対して、子育て世帯生活支援特別給付金を、児童1人当たり一律5万円を支給するものでございます。

1枠目の歳入のとおり、全額国費負担となっており、市の負担はございません。

以上、議案第39号から議案第44号までの説明とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第39号から議案第44号までは、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議をします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第39号から議案第44号までの6案件につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。



[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号から議案第44号までの6案件は、原案のとおり承認することに決定しました。

ここで、換気等のために10分間休憩します。

○

休憩 午前10時27分

開議 午前10時34分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

#### 日程第4 議案第45号から議案第53号まで一括上程・説明

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第4、議案第45号から議案第53号までの9案件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、上程されました議案の提案理由の説明に先立ちまして、私の市政運営の基礎となる施政方針を述べさせていただきます。

このたびの菊池市長選挙におきまして、引き続き市長として3期目の市政運営を担わせていただくことになりました。

市長という職責の重さに改めて身の引き締まる思いとともに、市民の皆様の大きな期待と信頼に応えられるよう、ふるさと菊池市の発展に全力を尽くしてまいり所存でございます。

さて、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の大流行は、1年以上が経過し、いまだ収束が見通せません。

国、県及び本市では、新型コロナウイルス感染症対策や様々な経済支援などを行ってまいりましたが、度重なる感染拡大の波が市民の皆様の生活や、地域経済に深刻な影響を及ぼす状況が続いています。

このような長引くコロナ禍の中で、新型コロナウイルスと最前線で闘っていらっしゃる医療関係従事者や、高齢者施設・子育て関連施設等の方々をはじめ、感染症対策にご理解とご協力をいただいている市民の皆様に改めて心から感謝を申し上げます。

こうした状況が続く中、新型コロナウイルス感染症対策の切り札となるワクチン接種が、医療従事者や高齢者を中心に開始されたことは明るい希望となっております。

す。

本市においても、高齢者向けのワクチン接種を進めていますが、市民の皆様の安心・安全につながるよう、1日でも早くワクチン接種が完了するように努めてまいります。

平成28年に本県に甚大な被害をもたらした熊本地震から早くも5年が経過しました。

この間は、熊本地震からの復旧・復興が大きな課題でしたが、市民の皆様をはじめ、国、県などの関係機関や各種団体等の力強いご支援、一致団結した取組により、着実に復旧・復興に向けた歩みが進んでいることを実感しております。

しかし、昨年7月に県南地域に大きな被害をもたらした集中豪雨などに見られるように、災害はいつ発生するか分かりません。

特に、近年の地球温暖化を原因とした異常気象などによる自然災害の脅威は非常に高まっていることから、油断することなく、引き続き市民の皆様の安全・安心を守るための防災対策に積極的に取り組んでまいります。

さて、私はこれまでの2期8年間、「安心・安全の『癒しの里』きくち」の実現に向け、様々な施策を推進してきました。

特に、重要な懸案事項でありました一般ごみ処理問題や、産業廃棄物焼却施設問題の解決、また、本庁舎をはじめ各支所やこども健診センター、さらに生涯学習センターや市民広場の整備など、大きな課題に取り組んでまいりました。

また、地域経済の活性化については、菊池の自然力を活かし、「農業」と「観光」を両輪に取り組んできました。

農業面では、日本一の米戦略としてのお米食味コンクールの開催、本市独自の農産物栽培基準である「菊池基準」や、ネットショップ「菊池まるごと市場」の創設、育苗業界の大手企業の誘致などを行うことができました。

観光面では、熊本地震からの復興のシンボルとなる菊池溪谷の入谷再開と、ビジターセンターの整備、迫水小学校跡地へのエミュー観光牧場の誘致、菊池川流域自治体と連携協力した日本遺産の認定、かんがい用水群の世界かんがい施設遺産の登録、さらに、菊池一族歴史街道として、福岡県の5つの自治体と広域連携による地域活性化の取組をスタートさせました。

一方、暮らしについては、防災無線のデジタル化や防災行政ナビ・防災タブレットの導入、あいのりタクシーの運行エリア拡大などに取り組ましました。

また、日本一の桜の里づくりでは、市民の皆様と連携協力し、これまで881本の桜を植樹するなど、景観づくりを進めました。

教育と人材育成では、ICTの活用を力を入れ、いち早く1人1台端末を配備し、

学習環境を整備しました。

また、次世代を担う子どもたちに向けて、「プラチナ未来人財育成塾」への派遣や、「森の学校・きくち」を開校するなど、菊池の未来のリーダーを育む取組も行いました。

さらに、農業者経営塾やまちおこし塾など、若手の人財育成にも注力しました。

3期目の市政では、まず、市政運営の中で最上位計画として位置づけられる第2次菊池市総合計画の期間が今年度で終了します。将来を見据えた総合的かつ計画的なまちづくりの在り方を示す第3次菊池市総合計画を策定します。

この計画を基に、これまで取り組んできた重点施策に今回の市長選挙で掲げた8つのマニフェストを盛り込み、着実に実行しながら、コロナ禍においても市民の皆様の健康と命をしっかりと守り、併せて、疲弊した地域経済の再興を最優先に取り組んでまいります。

先般、SDGs未来都市に選定されましたが、SDGsの考え方は、これまで本市が進めてきた「癒しの里戦略」とほぼ同じ考え方に立つものです。

これからも「癒しの里戦略」を自信を持って推し進め、SDGsが目指す持続可能な魅力あふれるまちづくりの実現に取り組んでまいります。

次に、令和3年度の予算編成方針について申し上げます。

今定例会では、当初予算が義務的経費中心のいわゆる骨格予算であったため、新規事業などの政策的経費及び投資的経費などの肉づけ予算を提案しています。

予算編成に当たりましては、新型コロナウイルス感染症による危機を早期かつ確実に乗り越えるための必要な措置に加え、総合計画の実現に向けた長期的な施策展開を見据えつつ、市民ニーズや必要性を重視し編成しています。

併せて、次の世代へ負担を強いることがないように、緊急性や実効性の高い事業を優先して各種事業に取り組んでまいります。

この結果、一般会計補正予算の額は27億5,158万3,000円となり、当初の骨格予算と合わせた補正後の総額は294億5,485万9,000円となっています。

次に、3期目の初年度となる令和3年度の市政運営について申し上げます。

初めに、最も喫緊の課題であります新型コロナウイルス感染症対策ですが、市民の皆様にワクチン接種を積極的に呼びかけ、一人でも多くの方がスムーズに接種できるよう、職員一丸となって全力で取り組みます。

また、コロナ禍において大きく疲弊した地域経済、特に飲食業や宿泊業については、昨年度に続き、市民の皆様に寄り添いながら飲食応援チケット販売や、宿泊助成などの経済支援を実施します。

次に、主要施策として8つのマニフェストを盛り込んだ政策を6つの分野ごとに申し上げます。

まず、産業と経済についてです。

本市の基幹産業である農業については、ブランド化を推進するため、地理的表示（G I）を取得している「菊池水田ごぼう」をはじめ、本市の誇れる農林畜産物の消費拡大を図り、さらなるブランド力の強化・推進に関係機関と連携して取り組みます。

また、これまで日本穀物検定協会の食味ランキングにおいて最高位である「特A」を11年連続13回獲得した菊池米については、関係機関と連携し、「特A奪還プロジェクト」を進めます。

「菊池基準」については、地理的表示（G I）やよりよい農業経営を目指すための認証制度である農業生産工程管理（G A P）を登録要件に追加し、さらなる拡充に努めます。

農業の担い手育成については、引き続き日本農業経営大学校を運営するアグリフューチャー・ジャパンと連携して、農業経営セミナーを通じた人材育成・強化を図ります。

また、新規就農者に対しては、国の農業次世代人材育成投資資金や本市独自の新規就農奨励金の活用を推進するとともに、サポートチームによる巡回指導等を実施することで、地域営農を支える担い手農業者としての育成を図ります。

農業者の高齢化や耕作放棄地問題の解消については、「人・農地プラン」に基づき、農地中間管理機構の活用等により、個々の農業経営から集落営農組織への展開を図り、さらに、法人化に向けた取組を推進します。

併せて、地域の中心となる担い手への農地集積を推進し、農業生産の効率化と農業者の所得向上を図ります。

農業の省力化、高度化については、国の補助事業の活用を推進し、ロボット技術やI C Tなどの先端技術を活用したスマート農業の実現を目指します。

畜産業については、経営基盤を強化するため、優良な家畜の導入補助や、農業制度資金の利子補給、国及び県の補助事業を活用した支援などを引き続き実施し、関係機関と連携して、家畜防疫対策向上や、堆肥処理などの畜産環境問題の解消に努めます。

農業生産基盤については、今後も持続的な農業経営を維持・発展していくため、農地、農道及び用排水路等の農業経営基盤の強化を図りながら、県営事業や団体営事業等を活用し、計画的に農業生産基盤整備事業を推進します。

林業振興については、引き続き作業路及び作業道の整備、間伐材の利用や木材の

安定した供給を図ります。

また、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理に関する意向調査を基に集積計画を立て、間伐等の森林整備を図るなど、継続的な私有林の適正管理を支援します。

有害鳥獣による農林作物などの被害軽減対策として、侵入防止柵設置費用の一部助成や、捕獲奨励金により、引き続き個体数の抑制を図ります。

また、里山整備事業等の活用を推進し、住宅地へのイノシシなどの出没抑制に努めます。

観光の振興については、ウィズコロナ、アフターコロナをしっかりと見据え、コロナ禍における観光地としての在り方や、ビジョンを明確にし、本市の豊かな自然や健康、歴史などの魅力を力強く発信します。

「温泉総選挙2020」歴史文化部門で全国1位を獲得した菊池温泉については、さらなる磨き上げを図るため、市内に温泉魅力化プロジェクトチームを立ち上げるとともに、市民の意見を集約し、官民一体となった「元気・健康プログラム」の作成やヘルスツーリズムの企画など、菊池ならではの温泉の魅力創出に努めます。

また、新たに自然と健康を特色にした「健康テレワークタウン菊池」を構築するため、まずは情報収集、ニーズ調査及びお試しツアーを実施します。

併せて、産官学金等で構成する推進団体の設立に向け、先進事例調査や関係団体と意見交換を行います。

日本遺産事業については、今ある資源を最大限に活用し、関係自治体等と連携しながら、認知度アップに向けてPR等を実施し、集客の増加につなげます。

併せて、実地研修等により日本遺産ガイドのフォローアップに取り組み、受入環境の整備とガイド組織の自立を支援します。

また、菊池一族の歴史・文化資源の活用については、最新のデジタル技術により、素材の磨き上げを図り、菊池ファンの獲得と、観光客誘致や市民の学習機会の創出につなげます。

持続可能なまちづくりの鍵となる関係人口の創出については、官民連携で創設した菊池ファンクラブの取組を引き続き支援し、さらなる菊池ファンネットワークの拡大に努めます。

また、四季の里旭志や、竜門ダムをアウトドアの拠点として観光振興を図り、さらに、きくちふるさと水源交流館において、本市の自然や文化、人々の営みなどの地域資源を活用し、都市部と農村に暮らす人々の交流を促進しながら、菊池の魅力向上に努めます。

「菊池さくら千年プロジェクト」については、民間主体での植樹活動が活発化してきており、引き続き市民の皆様と連携協力しながら、日本一の桜の里づくりを推

進し、観光地にふさわしい魅力ある景観づくりを進めます。

創業支援については、これまで取り組んできた創業時に必要な初期投資の補助や、商工会と連携した経営に関する個別相談会といった支援を引き続き実施することで、創業率の向上を図ります。

さらに、従来の創業セミナーを「きくち起業塾」として内容を拡充し、資金運用や販売開拓等のスキルやノウハウを習得するための機会を提供することにより、創業から創業後の経営に至るまで、伴走型支援を強化します。

また、副業人財の活用を推進するため、金融機関や商工会などと連携協力し、市内の事業者に対して副業人財活用によるメリットや効果の普及・啓発を図ります。

グルメ戦略については、菊池産食材を使用する飲食店を「（仮称）きくちグルメ店」として認定し、市内外へ積極的にPRするなど、グルメ菊池の推進を図ります。

また、空き家等を活用したチャレンジショップにより、誰もが新しいことに挑戦できる環境づくりを進めます。

併せて、幅広い業種の方々が気軽に交流や情報交換を行うことで、新たなビジネスチャンスを創出するきっかけの場「ビジネスサロン」を提供します。

商店街のキャッシュレス化については、商工会等の関係団体と連携し、導入の促進を支援します。

新たに、まちづくりの中心的役割を担う「まちおこしDMO」については、先進地の情報収集や視察などを行い、設立を視野に入れた計画の策定など、関係団体との協議を進めます。

次に、教育と文化についてです。

学校教育については、意欲と能力があり、国や社会の発展に貢献することが期待される子どもたちが、経済的な理由により高校や大学への進学を断念することがないように、引き続き「菊池市教育振興小川基金」による給付型奨学金制度の活用を推進します。

また、学校のICT機器整備については、電子黒板機能を強化し、子どもたちの1人1台端末のさらなる活用を進めます。

中学生の人財育成については、プラチナ構想ネットワークをはじめとする関係団体と連携し、引き続き「森の学校・きくち」を実施します。

また、「プラチナ未来人財育成塾」についても、引き続き中学生を派遣し、未来のリーダーとしての素養を育む機会を提供します。

小学生の「笑育」事業については、子どもたちの自発性や、コミュニケーション能力の向上を目指し、引き続き実施します。

学校施設については、「菊池市学校施設等長寿命化計画」に基づき、現在工事中

の泗水中学校長寿命化改良工事を引き続き進めます。

また、菊池南中学校の改修工事の基本設計を実施し、令和5年から2か年での改修を目指します。

生徒の学習習慣の確立を目指した地域未来塾と、地域の多様な人々の参画を得て学校を核とした地域づくりを目指す地域学校協働活動については、引き続き推進します。

なお、市内3高校の魅力化に向けた取組についても、引き続き支援を行います。

伝統芸能の継承については、関係団体が小学生に対して、郷土の伝統芸能に触れる機会を提供するなどの活動を支援し、人財の裾野を広げます。

菊之城跡については、これまでの調査成果の考察を進め、国指定史跡を目指すための基礎資料として総括報告書を作成します。

生涯学習センター（キクロス）については、創設以来、公民館と図書館との連携融合を図りながら、その相乗効果の拡充に努めてきましたが、引き続きその理念の下、市民の皆様の生涯学習の期待に応えられるよう取り組みます。

公民館については、主催講座等の学習成果を自己実現のみならず、地域課題等の各種問題解決につなげるため、まちづくりリーダー及び生涯学習指導者養成を行う「キクロスカレッジ」や「生涯学習人財認証制度」の創設に向けた準備を進め、より一層「学びと活動の循環」が図られるよう努めます。

図書館については、特に、中央図書館と学校図書館との連携を進め、児童・生徒の発達段階に応じた読書活動を推進します。

また、市民の図書館での調査研究を支援するとともに、資料の充実を図り、課題解決型図書館を目指します。

さらに、菊池文化研究所では、菊池一族の研究にとどまらず、渋江家をはじめとする私塾の歴史資料や、まちなか・農山村の記録等の民俗資料収集にも努めます。

鞠智城跡については、引き続き国営公園化に向けた認知度アップや、地域の機運醸成に努めます。

また、周知イベントについては、熊本県や山鹿市と連携して効果的な事業を実施します。

社会体育については、ニーズに合わせて楽しく運動できる環境を整備するとともに、体育施設の安全確保に努め、ライフステージに応じた運動習慣の定着を図ります。

また、ニュースポーツを含む様々なスポーツを通じて、市民の皆様の健康と生きがいづくりや仲間づくり、世代間交流を促進します。

さらに、斑蛇口湖ボート場を活用し、小中学生期からの一貫した指導によるアス

リート育成にも努めます。

国内の姉妹・友好都市との交流については、菊池都市間交流の会と連携しながら、交流活動をきっかけとした人と人のつながりを創出し、関係人口の拡大に向けた取組を進めます。

また、国際交流については、コロナ禍により友好都市との交流は困難な状況となっているため、引き続き、菊池国際交流協会と連携し、菊池市在住の外国人と市民との交流を図ります。

人権教育・啓発については、「菊池市人権教育・啓発基本計画」に基づき、各種人権啓発研修会やふるさと懇談会など、コロナ禍においても工夫しながら取り組んできたところですが、残念ながら今なお部落差別事象が発生している事実を重く受け止め、部落差別の解消に向けた取組を強化するとともに、引き続き市民一人ひとりの人権が大切にされる差別のない明るいまちづくりを進めます。

男女共同参画社会の実現に向けた取組については、第4次となる「菊池市男女共同参画計画」を策定するとともに、審議会やセミナーの開催、市民協働でのフォーラムの開催や、情報誌「ともに」を作成することで、人財育成と意識啓発につなげます。

また、多様な視点で政策や方針の決定ができるよう、審議会等への女性登用率アップを図ります。

次に、保健と福祉についてです。

市民の皆様の健康寿命の延伸を図るため、生活習慣病の予防や重症化予防を進め、特定健診や後期高齢者健診の受診率向上対策を実施し、健診結果に基づいた保健指導の充実に努めます。

また、正しい食習慣についても、「食生活改善推進員協議会」と連携協力しながら啓発を図ります。

さらに、アプリを活用した健康ポイント事業やウォーキング教室等の運動を中心とした健康づくりなど、市民の自主的な健康づくりを支援していく「市民健幸プログラム」の充実に努めます。

高齢者の介護予防については、「いきいき百歳体操」を実施する市民主体の通いの場へのリハビリ専門職の派遣や、感染症対策の支援を実施し、参加者や実施箇所のさらなる増加を目指します。

また、高齢者の低栄養や高血圧等の重症化予防のための個別指導や、通いの場等を活用した健康相談や集団指導など、保健事業と介護予防事業を一体的に実施することにより、疾病予防や重症化予防の取組を効果的に進めます。

子どもの健やかな育ちと安心して子育てできる環境を整えるために、妊娠期から



の切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」に加え、「こども健診センター」での子どもの健診や相談等の充実と、増加傾向にある児童虐待の早期発見や未然防止に努めます。

また、障がいのある児童や医療的ケアの必要な児童を含め、保育を必要とする全ての児童を受け入れることができるよう受入態勢の整備を図ります。

福祉の充実については、第3期菊池市地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、地域支え合いの意識づくりを進めるとともに、民生委員・児童委員等の福祉活動を支援し、市民全てが相互につながり、ともに支え合う地域福祉の推進に努めます。

また、障がい福祉については、第2期菊池市障がい者計画に基づき、障がい者・障がい児の自立と社会参加の支援を推進するため、引き続き一人ひとりのニーズに即した適切な障がい福祉サービスが有効に利用できるよう、関係機関と連携し、地域での生活を支援します。

コロナ禍による生活困窮については、相談者の状況に応じた支援を一体的に提供し、生活に困窮される方の自立促進を図ります。

次に、自然環境と安全についてです。

現在、問題となっている太陽光発電設備の設置及び維持管理等については、引き続きその解決に取り組むとともに、問題の発生を未然に防止できるよう、事業区域及びその周辺の地域における災害の防止、良好な景観、生活環境の保全及び市民の皆様への安心・安全を確保するということを目的に、許可制の導入を内容とした条例の制定を進めます。

ごみの減量化については、市民の皆様のご理解とご協力が最も重要であることから、ごみ分別アプリや出前講座などを活用し、引き続き周知・啓発に努めます。

また、生ごみの減量や有価物として回収する取組を引き続き支援します。

県内18市町村で構成する熊本連携中枢都市圏において策定した「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」に基づき、省エネ家電やエコカーへの買換えなど、地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択の促進を図り、率先した脱炭素活動に取り組みます。

地下水対策事業については、これまで熊本大学との共同研究により進めてきた地下水の水質調査及び分析業務の調査結果を踏まえ、硝酸性窒素濃度における増減要因の分析など新たに詳細な調査を実施し、地下水保全対策を進めます。

また、農用地における野積堆肥の巡回・指導も引き続き実施しながら、地下水対策協議会において、地域の現状等を踏まえた実効性のある地下水保全対策について協議・検討を図ります。

水質検査の結果により水質基準を超過した浄水器設置希望者については、設置費

用の支援、また、小規模水道施設整備等補助事業については、引き続き新設、増設及び改修等を希望する組織等に対し支援を行い、安全な飲用水の確保に努めます。

農地の保全については、国の中山間地域等直接支払交付金や、多面的機能支払交付金を有効に活用し、集落ごとの共同活動を行う組織に対し支援を行い、中山間地をはじめとする農地の活用・保全に努め、農業や農村の持つ多面的機能の維持と増進を図ります。

新たに、身近な自然や、歴史的な景観・環境を保護・活用し、次の世代に継承していく仕組みである菊池版ナショナルトラストについて研究を進めます。

交通安全・防犯対策については、市民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、交通安全意識の啓発や、パトロール活動、カーブミラー等の交通安全施設や防犯灯、防犯カメラの整備を計画的に実施します。

また、子どもたちが安全に安心して通学できるよう、歩道整備やカラーリング等による通学路の整備を進めます。

防災については、安全・安心な暮らしを築くため、自助・共助・公助の連携による地域防災力の向上に努めるとともに、引き続き情報伝達の多様化を進めながら、防災タブレットや防災ナビのさらなる活用を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

また、地域の防災リーダーとしての役割を担う防災士の育成については、合志市・菊陽町と合同で実施している防災士養成講座を引き続き実施するとともに、熊本県が実施する「ひのくに防災塾」を活用し、さらなる育成に努めます。

次に、都市基盤と生活基盤についてです。

地域の公共交通については、路線バス運行の維持確保や、べんりカー、あいのりタクシーを継続することにより、市民の公共交通の確保に努めます。

また、利用方法等についても、さらなる周知を図ります。

そのほか、市内の様々な事業所が所有する低稼働のバス等を、市民や観光客向けの公共交通の一つとして活用することを目的とした「地域交通協同会社」の実現の可能性について調査研究を行います。

また、空き家・空き地を有効活用した移住定住を促進するため、関係機関等と連携し、空き家バンク制度の周知を図り、登録物件の充実に努めます。

併せて、移住検討者が居住に関する具体的なイメージを持てるよう、引き続きお試し住宅の利用促進や、体験ツアー等の取組を行います。

道路整備については、道路改良、舗装補修、側溝整備、橋りょう修繕等を引き続き実施し、市民生活における利便性の向上と地域の活性化及び交通の安全確保に努めます。

国県道については、国道325号の4車線化、国道387号の花房交差点の改良及び県道の未改良区間の整備要望を引き続き行います。

市道の整備については、現在着手している路線の早期完了を目指すとともに、橋りょう等の維持管理については、長寿命化計画及び個別施設計画に基づき、効率的に整備を進めます。

公園については、花房坂周辺公園の整備を引き続き進め、展望を活かした癒しの空間づくりを図ります。

また、菊池公園の10月桜エリアについては、市民協働による地域に根差した公園を目指します。

なお、そのほかの公園についても、コロナ禍により、近場の公園等の利用が見込まれるため、子育て世帯をはじめ市民の皆様の憩いの場としての良好な公園管理に努めます。

公営住宅については、長寿命化計画に基づいた整備を行い、令和4年度から導入を予定している指定管理に向けた準備を進め、コストの削減を図りながら、快適な住環境の提供及び市民サービスの向上に努めます。

花と緑にあふれたまちづくりについては、「はなまちづくり」・「もりまちづくり」を通して、空き地等の緑地化に取り組み、市民の皆様の憩いの場を創出してきたところですが、今後は、市民をはじめ、学校や育苗企業等と連携協力し、まち全体がいつも花であふれるような取組として「一家一花運動」を展開しながら、長期化するコロナ禍に対して、市民の皆様の癒しと景観整備を図ります。

「かわまちづくり」については、市民の皆様をはじめ国土交通省や大学と連携し、社会実験を通して「かわ」と「まち」がもっとつながり、癒しの空間としての活用を引き続き模索します。

また、「はなまちづくり」・「もりまちづくり」と連動しながら、歩ける滞在型のまち「ウォークアブルシティ」の整備を進めます。

併せて、親と子どもが一緒に遊べる空間を創造することにより、楽しみながら子育てができる環境や、若者が住みたいまちの実現も目指します。

水道事業については、安全でおいしい水道水を安定して供給するため、水源さく井及び経年劣化しているポンプ・配水管の布設替えを計画的に行うとともに、老朽化などに伴う漏水修繕を行い、水道管の維持管理に努めます。

下水道事業については、令和2年度から公営企業会計に移行し、経営基盤の強化と、経営健全化に取り組んできました。

今年度は、菊池市浄水センターの改築更新工事に引き続き取り組むとともに、未普及地区の整備を引き続き進めます。

また、浄化槽整備を引き続き推進し、汚水処理人口普及率の向上に努め、生活環境と公共用水域の保全を図ります。

次に、行政サービスと行政運営についてです。

七城支所については、庁舎の建築を進めるとともに、七城公民館と一体的な利用ができる駐車場を整備し、市民の皆様の利便性向上を図ります。

そのほかの公共施設等については、引き続き市民の皆様や利用者等との合意形成に努めながら、個別施設計画を推進します。

特に、本年度は計画の定期見直しの時期となるため、今後に向け、現状を踏まえた見直しを図りながら、公共施設等の合理化推進に努めます。

広報については、市民の皆様に必要な情報を適切に届けるため、広報紙面の充実、分かりやすいホームページへの改良、各種SNSを用いた情報発信などを行い、広報活動の充実に努めます。

また、市民のニーズや意見を把握し、政策に反映させるため「市長と語る会」をはじめ、各種計画を策定する中でのワークショップやパブリックコメントを活用し、広く意見の聴取の機会を確保します。

行財政運営については、これまで取り組んできた行政改革の成果や、中長期的な財政見通しを踏まえ、安定した財政基盤の強化を図ります。

一方、これまでの「効率化＝削減」という概念にとらわれず、人財やICT等の組織を支える基盤として必要な部分には投資を行い、質の高い行政サービスの提供に努めます。

また、業務に対する組織の「変革」と「改善」の意識を根づかせ、改善し続ける組織、成長する組織づくりを目指します。

事務のICT化については、電子決裁及び文書管理システムを段階的に導入するとともに、業務の可視化を踏まえ、大量データの自動入力を行う、いわゆるRPAを実施することにより、職員業務の効率化を図ります。

また、各種業務の受付・申込み等において、事務の合理化と利便性向上が図れるよう、電子申請の導入を検討します。

職員の人財育成については、行政対応の迅速化・高度化に対応するため、国、県及び関係機関へ積極的な派遣研修を行い、専門的かつ総合的な知識や、技能の習得・向上を図ります。

また、管理職研修や中堅職員を対象とした人財育成研修を実施し、マネジメント力及び組織力の向上を図り、事務品質や行政サービスの向上に努めます。

以上、3期目となる市政の所信と令和3年度の主要施策について申し上げましたが、これらの施策は、行政だけでは到底なし得ないものであります。

先人から受け継いだふるさと菊池の宝を良好に保全し、さらに磨きを重ねグレードアップし、次の世代につなぐために、今の私たちがやらねばならないことを着実に実行していかなくてはなりません。

そのためには、市民の皆様力を結集し、市民・地域・行政が一体となれば、必ずや実現できると確信をしております。

合い言葉は「3つのつ」。

つどう、つなげる、つづける。

私たちの知恵と力を結集し、多くの人とのつながりを増やし、地道な努力を続けていくこと。

その積み重ねにより、すばらしいふるさとをよりよい形で次の世代につなげてまいります。

今こそ、一致団結して心と力を合わせ、ピンチをチャンスに変えるときであります。

市民の皆様とともにこの困難を乗り越え、誰もが安心して安全に暮らせる『癒しの里』きくちの実現に全力で取り組んでまいります。

それでは、上程されました議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の89ページをお願いいたします。

議案第45号は、土地開発基金の額の設定及び処分に関する規定を追加することに伴う、菊池市土地開発基金条例の一部改正、議案第46号は、地方自治法の規定による、菊池市公共施設等総合管理基金条例の新規制定、議案第47号は、押印の廃止等、市民の利便性の向上を図るための押印の廃止等のための関係条例の整理に関する条例の制定、議案第48号は、地方自治法の規定による、きくちの泉こども文庫基金条例の新規制定、議案第49号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う、菊池市手数料条例の一部改正、議案第50号は、租税特別措置法等の一部改正に伴う、菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部改正、議案第51号は、市営住宅施設等の管理を指定管理者に行わせることに伴う、菊池市営住宅条例等の一部改正でございます。

次に、105ページをお願いいたします。

議案第52号、令和3年度一般会計補正予算（第4号）につきましては、予算の総額に27億5,158万3,000円を追加するものでございまして、補正の主なものとしましては、今回創設する公共施設等総合管理基金及びきくちの泉こども文庫基金への積立、道路整備関連事業並びに新型コロナウイルス感染症対策による事業費の増額などとなっております。

議案第53号は、令和3年度の国民健康保険事業特別会計の補正予算でございま

す。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大賀慶一君） ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午前11時15分

開議 午前11時23分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

上田総務部長。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、提案いたします議案第45号から議案第53号までにつきまして、一括して説明いたします。

議案書の89ページをお願いいたします。

議案第45号、菊池市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定については、基金の額の設定に関する規定及び基金の処分に関する規定を追加することに伴い、条例を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、91ページをお願いいたします。

議案第46号、菊池市公共施設等総合管理基金条例の制定については、基金を設置するに当たり、地方自治法の規定により、条例を定めるもので、公布の日から施行することとしております。

次に、93ページをお願いいたします。

議案第47号、押印の廃止等のための関係条例の整理に関する条例の制定については、押印の廃止等、行政手続における市民等の利便性の向上を図るために、4本の関係条例を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、95ページをお願いいたします。

議案第48号、きくちの泉こども文庫基金条例の制定については、基金を設置するに当たり、地方自治法の規定により、条例を制定するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、97ページをお願いいたします。

議案第49号、菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正するもので、令和3年9月1日から施行することとしております。

次に、99ページをお願いいたします。

議案第50号、菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部を改正する条例の制定については、租税特別措置法等の一部改正に伴い、条例を改正するもので、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用することとしております。

次に、101ページをお願いいたします。

議案第51号、菊池市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定については、市営住宅施設等の管理を指定管理者に行わせるに当たり、条例を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、105ページをお願いいたします。

議案第52号、令和3年度一般会計補正予算（第4号）でございます。

開けていただき、106ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に27億5,158万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ294億5,485万9,000円とするものでございます。

まず、歳入について、事項別明細により説明いたします。

113ページをお願いいたします。

2枠目の目2総務費国庫補助金の2行目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億9,139万8,000円の増額は、第3次実施計画に基づき実施する新型コロナウイルス感染症対策事業に対する交付金の増額でございます。

同じく、目4衛生費国庫補助金5,593万6,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保のための補助金の増額でございます。

同じく、目7土木費国庫補助金、節2道路橋りょう費補助金4,579万5,000円の増額は、道路整備に係る社会資本整備総合交付金の増額でございます。

114ページをお願いいたします。

3枠目の目1財政調整基金繰入金のうち、1行目の財政調整基金繰入金1億6,198万2,000円の増額は、今回の補正予算の財源調整分でございますが、2行目の1,000万円の増額は、令和2年度に一旦財政調整基金に積立てを行いました図書館への寄附金を、今回創設いたします、きくちの泉こども文庫基金へ積立てを行うためのものでございます。

同じく、目15土地開発基金繰入金17億9,338万1,000円の増額は、土地開発基金を取崩し、今回創設いたします公共施設等総合管理基金へ10億円、財政調整基金へ7億9,338万1,000円の積立てを行うための繰入金の増額でございます。

115ページをお願いいたします。

2 枠目の款 2 2 市債につきましては、道路整備に係る土木債の増額や中学校債の公共施設等適正管理推進事業債から、学校教育施設等整備事業債への組替え等が主なものとなっており、全体で4億3,180万円の増額となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

1 1 8 ページをお願いいたします。

目 7 財産管理費のうち、2 段目の公共施設等総合管理基金積立金 1 0 億円の増額及び下段の財政調整基金積立金 7 億 9, 3 3 8 万 1, 0 0 0 円の増額は、歳入でご説明しましたとおり、土地開発基金を取崩し、公共施設等総合管理基金及び財政調整基金へ積立てを行うものでございます。

1 1 9 ページをお願いいたします。

最上段の目 8 企画費、SDG s 推進事業の節 7 報償費 3 8 万 9, 0 0 0 円の増額は、持続可能な開発目標である SDG s を推進するための市民向け講話及びワークショップの講師謝礼等でございます。

皆様もご承知のとおり、本市は 5 月 2 1 日に内閣府から「SDG s 未来都市」に選定されておりまして、今後は SDG s 未来都市計画を策定し、持続可能なまちづくりに向けた取組を進めてまいります。

1 2 3 ページをお願いいたします。

目 2 予防費 5, 5 9 3 万 6, 0 0 0 円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策事業のワクチン接種経費でございまして、財源は全額国費となっております。

1 2 4 ページをお願いいたします。

2 枠目の目 3 農業振興費のうち、3 段目の枠の農林畜産物地産地消推進事業補助金 2, 4 0 0 万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、飲食店の地産地消の推進に対して補助を行うものでございます。

1 2 5 ページをお願いいたします。

2 枠目の目 2 商工業振興費、創業支援事業の節 1 2 委託料 3 5 0 万円の増額は、強い商工業づくりを目指し、創業・イノベーション創出支援事業として「起業塾」を開校するための増額でございます。

下段の節 1 8 負担金補助及び交付金 6, 0 5 5 万 2, 0 0 0 円の増額は、県内のまん延防止等重点措置下における営業時間短縮要請協力金の県への市町村負担分を含む、飲食店等に対する新型コロナウイルス感染症対策事業関連の補助金等でございます。

1 2 6 ページをお願いいたします。

2 枠目の目 2 道路橋りょう新設改良費 2 億 6, 7 8 4 万円の増額及び 1 2 7 ページの目 3 道路橋りょう維持費 1 億 5, 7 9 9 万 6, 0 0 0 円の増額は、道路整備に



係る事業費の増額でございます。

129ページをお願いいたします。

1 枠目の目4 公園費の花房坂周辺公園整備事業2, 189万7, 000円の増額は、公園整備予定地の土地開発基金からの買戻しに係る経費及び実施設計委託料による増額でございます。

130ページをお願いいたします。

2 枠目の目1 学校管理費、学校ICT教育推進事業（小学校）、節17 備品購入費3, 288万6, 000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、各小学校で電子黒板の購入を行うものでございます。

131ページをお願いいたします。

1 枠目の同じく、目1 学校管理費、節14 工事請負費3, 052万7, 000円の増額も、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、各小学校の手洗いの自動水栓化を行うものでございます。

2 枠目の目1 学校管理費、2 段目の中学校営繕工事、節12 委託料2, 100万円の増額は、菊池南中学校の長寿命化改良事業に係る調査設計等委託料の増額でございます。

同じく、3 段目の学校ICT教育推進事業（中学校）3, 132万9, 000円の増額及び最下段の新型コロナウイルス感染症対策事業2, 030万4, 000円の増額は、先ほど小学校費でご説明いたしました電子黒板の購入及び手洗いの自動水栓化を各中学校でも同様に実施するものでございます。

132ページをお願いいたします。

目4 図書館費、2 段目の節24 積立金1, 000万2, 000円の増額は、歳入でもご説明しましたとおり、今回創設するきくちの泉こども文庫基金への積立金でございます。

それでは、110ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

内容としましては、道路整備に係る土木債の増額や、中学校債の公共施設等適正管理推進事業債から、学校教育施設等整備事業債への組替えなどが主なものとなっております。

次に、137ページをお願いいたします。

議案第53号、令和3年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

開けていただき、138ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に298万7, 000円を追加し、補正後の予算の総

額を歳入歳出それぞれ66億8,722万3,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、保険給付費交付金の増額見込みに伴う事業費の増額となっております。

以上、議案第45号から議案第53号までの説明とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 以上で議案の説明を終わります。

○

#### 日程第5 議案第54 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第5、議案第54号を議題とします。

本件については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要がありますが、第117条に係る議員はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、議案書の143ページをお願いいたします。

議案第54号は、副市長の選任につき同意を求めることについてでございます。

芳野副市長の任期が、本年6月30日をもって満了するため、その後任の副市長につきまして、地方自治法の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

副市長は、市長を補佐し、市長の命を受け政策及び企画をつかさどり、職員の担任する事務を監督し、市長に事故あるときは、その職務を代理することとされています。

十分検討いたしました結果、これまでの副市長としての経験と実績から、芳野勇一郎氏を再度選任いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（大賀慶一君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第54号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに

決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立により行います。

お諮りします。議案第54号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大賀慶一君） 起立多数です。よって、議案第54号は、同意することに決定しました。

○

#### 日程第6 議案第55号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第6、議案第55号を議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要があるが、第117条に係る議員はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、議案書の145ページをお願いいたします。

議案第55号、教育長の任命につき同意を求めることについてでございます。

渡邊教育長の任期が、本年7月7日をもって満了するため、その後任の教育長につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

教育長は、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する者とされており、十分検討しました結果、菊池市片角の音光寺以章氏を新たに任命いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

裏面の経歴のとおり、本年3月に菊池南中学校校長を定年退職されるまで、各中学校校長、教育事務所所長などを歴任され、教育行政に幅広く精通された御仁でございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（大賀慶一君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第55号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をいたします。採決は起立により行います。

お諮りします。議案第55号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大賀慶一君） 起立多数です。よって、議案第55号は、同意することに決定しました。

○

日程第7 議案第56号から議案第58号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第7、議案第56号から議案第58号までの3案件を一括議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要があります。第117条に関係する議員はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、議案書の147ページをお願いいたします。

議案第56号から議案第58号までは、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

教育委員会委員は、5人の委員をもって組織され、運営がなされております。

その中で、3名の方が、本年7月7日をもって4年の任期が満了いたしますので、

その後任につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

教育委員会委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者とされておりまして。

十分検討いたしました結果、これまでの委員としての経験と実績から、議案第56号の菊池市泗水町の生田博隆さんを再度選任いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

次に、新任として、議案第57号の菊池市七城町の増永幸一郎さん、また、保護者代表として、議案第58号の菊池市隈府の城聡子さんを新たに任命いたしたく、ご提案を申し上げるものでございます。

3名の皆さんの経歴につきましては、裏面に記載のとおりでございます。  
よろしくお願いたします。

○議長（大賀慶一君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第56号から議案第58号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は、1議案ずつ起立によって行います。

お諮りします。議案第56号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大賀慶一君） 起立多数です。よって、議案第56号は、同意することに決定しました。

議案第57号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大賀慶一君） 起立多数です。よって、議案第57号は、同意することに決定

しました。

次に、議案第58号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大賀慶一君) 起立多数です。よって、議案第58号は、同意することに決定しました。

○

#### 日程第8 議案第59号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長(大賀慶一君) 次に、日程第8、議案第59号を議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要があるようですが、第117条に係る議員はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(大賀慶一君) 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○市長(江頭 実君) それでは、議案書の153ページをお願いいたします。

議案第59号、監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

本年7月7日をもって4年の任期が満了する宮川委員の後任につきまして、地方自治法の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

監査委員は、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見を有する者とされており、十分検討いたしました結果、宮川貞雄氏を再度選任いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長(大賀慶一君) 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(大賀慶一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第59号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大賀慶一君) 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立により行います。

お諮りします。議案第59号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大賀慶一君） 起立多数です。よって、議案第59号は、同意することに決定しました。

○

#### 日程第9 議案第60号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第9、議案第60号を議題とします。

本件については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要があるようですが、第117条に係る議員はありませんか。

田中教之議員は、地方自治法第117条の規定に該当し、除斥となります。

（田中教之議員退場）

○議長（大賀慶一君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、議案書の155ページをお願いいたします。

議案第60号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

公平委員会は、3人の委員をもって組織されており、その職務は、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益を審査し、並びに、これらについて必要な措置を講ずる委員会でございます。

今回、7月7日をもって4年の任期を満了する田中委員の後任につきまして、地方公務員法の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

公平委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者とされております。

十分検討いたしました結果、これまでの委員としての経験と実績から、田中裕司氏を再度選任いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（大賀慶一君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第60号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立により行います。

お諮りします。議案第60号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大賀慶一君） 起立多数です。よって、議案第60号は、同意することに決定しました。

田中教之議員の除斥を解きます。

(田中教之議員入場)

○

日程第10 議案第61号から議案第63号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第10、議案第61号から議案第63号までの3案件を一括議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要がありますが、第117条に係る議員はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、議案書の157ページをお願いいたします。

議案第61号から議案第63号までの人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございます。

現在、本市の区域におきましては、14人の委員の方々が法務大臣の委嘱を受け、



人権擁護活動に従事されております。

その中で、3名の方々が、本年9月30日をもって3年間の任期が満了いたします。

今回、その後任の候補者の推薦につきまして、熊本地方法務局長より依頼がありましたので、議会の意見を求めるものでございます。

推薦に当たっては、人権擁護委員法の規定により、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護についての理解のある者とされております。

十分検討いたしました結果、これまでの委員としての経験と実績から、議案第61号の菊池市西寺の櫛川博久さん、議案第62号の菊池市龍門の小林美紀子さんのお二人を再度委員として推薦いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

また、議案第63号の菊池市泗水町の中島秀さんを新たに推薦いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

それぞれの方々の経歴につきましては、各議案の裏面に記載のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大賀慶一君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第61号から議案第63号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は、1議案ずつ起立によって行います。

お諮りします。議案第61号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大賀慶一君） 起立多数です。よって、議案第61号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

議案第62号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。  
(賛成者起立)

○議長(大賀慶一君) 起立多数です。よって、議案第62号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、議案第63号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大賀慶一君) 起立多数です。よって、議案第63号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

○

#### 日程第11 議案第64号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長(大賀慶一君) 次に、日程第11、議案第64号を議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要があるようですが、第117条に係る議員はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(大賀慶一君) 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○市長(江頭 実君) それでは、議案書の163ページをお願いいたします。

議案第64号、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてでございます。

固定資産評価員は、市長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、価格の決定を補助するために設置することとされ、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから選任することとされています。

本市では、菊池市固定資産評価員規則により、これまで税務課長がその職を兼務しております。

今回、4月の人事異動に伴い、税務課長に異動がありましたので、新たに宇野木浩二税務課長を選任いたしたく、地方税法の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長(大賀慶一君) 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第64号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立により行います。

お諮りします。議案第64号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大賀慶一君） 起立多数です。よって、議案第64号は、同意することに決定しました。

○

## 日程第12 議案第65号から議案第67号まで一括上程・説明

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第12、議案第65号から議案第67号までの3案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、議案書の165ページをお願いいたします。

議案第65号、市道路線の廃止につきましては、道路法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、169ページをお願いいたします。

議案第66号、市道路線の認定につきましては、道路法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、173ページをお願いいたします。

議案第67号、訴えの提起につきましては、市営朝日西団地の用地について、時効取得を原因とする所有権移転手続を求める訴えの提起について、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするもので、相手方の住所及び氏名、訴えの要旨、遂行の方針は、記載のとおりでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大賀慶一君） 上田総務部長。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、提案いたします議案第65号から議案第67号までにつきまして、一括して説明いたします。

議案書の165ページをお願いいたします。

議案第65号、市道路線の廃止については、市道路線の廃止について、道路法の規定により、議会の議決をお願いするもので、166ページ及び167ページが廃止する路線及び位置図でございます。

次に、169ページをお願いいたします。

議案第66号、市道路線の認定については、市道路線の認定について、同じく道路法の規定により、議会の議決をお願いするもので、170ページ及び171ページが認定する路線及び位置図でございます。

次に、173ページをお願いいたします。

議案第67号、訴えの提起についてでございます。

市営朝日西団地の個人名義の土地の時効取得を原因とする所有権移転手続を求める訴えの提起について、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするもので、被告となる相手方の住所及び氏名につきましては、記載のとおりでございます。

174ページの時効取得物件は、菊池市泗水町吉富の市営朝日西団地の土地、請求の要旨は、市営朝日西団地の用地の一部である泗水町吉富の土地に関し、昭和62年7月に住宅を取得して以来、現在までの34年間、市営住宅の用地として占有しておりますが、所有権移転登記については、何らかの諸事情により未了となっており、これまでの占有の経緯から、時効を援用し、所有権移転登記手続を求めるものでございます。

以上、議案第65号から議案第67号までの説明とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 以上で議案の説明を終わります。

○

### 日程第13 報告第5号から報告第10号まで一括上程・説明・質疑

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第13、報告第5号から報告第10号までの6件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

上田総務部長。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 議案書の175ページをお願いいたします。

報告第5号、継続費繰越計算書についてでございます。

令和2年度までに継続費の設定を行った事業について、議会に報告するものでございます。

開けて176ページが、令和2年度継続費繰越計算書でございます。

繰越件数は4件、繰越額は、七城支所庁舎整備事業が2,160万6,758円、新型コロナウイルス感染症対策事業が1,820万7,000円、中学校長寿命化改良事業が3億3,719万1,471円、中学校営繕工事が762万6,000円となっております。

令和2年度までの年割額に係る歳出予算額のうち、年度内に執行できなかったものは、規定により継続年度の終わりまで、逡次繰越して使用することができるため、繰り越すものでございます。

次に、177ページをお願いいたします。

報告第6号、繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和2年度から令和3年度へ明許繰越を行いましたので、議会に報告するものでございます。

開けて、178ページから182ページまでが、令和2年度繰越明許費繰越計算書でございます。

178ページから179ページまでが一般会計で、繰越件数は21件でございます。

繰越総額は14億8,544万1,000円となっております。

繰越しの主な要因につきましては、台風など自然災害の影響により資材調達や人員確保等に不測の日数を要したもの、国の経済対策に伴う補正予算により、年度内完了が見込めないもの、事業内容の協議に不測の日数を要したものなどとなっております。

180ページが国民健康保険事業特別会計で、1件、95万1,000円の繰越額となっております。

181ページが後期高齢者医療事業特別会計で、1件、101万7,000円の繰越額となっております。

182ページが介護保険事業特別会計で、1件、101万7,000円の繰越額となっております。

いずれにつきましても、新型コロナウイルス感染症対策として取り組みます、キャッシュレス納付推進事業において、適正工期確保のため、年度内完了が見込めない

いものとなっております。

次に、183ページをお願いいたします。

報告第7号、事故繰越し繰越し計算書についてでございます。

令和2年度から令和3年度へ事故繰越しを行いましたので、議会に報告するものでございます。

開けまして、184ページが、令和2年度事故繰越し繰越し計算書でございます。

繰越し件数は1件、繰越額は402万2,936円となっております。

繰越しの要因につきましては、所有権移転登記の手續に不測の日数を要し、年度内完了が困難となったものでございます。

次に、185ページをお願いいたします。

報告第8号は、水道事業会計の繰越し計算書についてでございます。

水道事業会計において、令和2年度から令和3年度へ繰越しを行いましたので、議会に報告するものでございます。

開けていただきまして、186ページが、令和2年度水道事業会計繰越し計算書でございます。

繰越し件数は1件、繰越額は3,311万円となっております。

繰越しの要因につきましては、令和2年度県道住吉熊本線道路改良に伴う排水管新設工事におきまして、隣接する県道改良工事の遅れによるものでございます。

次に、187ページをお願いいたします。

報告第9号及び報告第10号の専決処分報告については、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

開けて、188ページが、専決第10号専決処分書で、農道の管理瑕疵について、令和3年5月13日に専決処分したものでございます。

事故発生日は、令和3年2月24日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、農道鞍岳東部幹線1号線を相手方が走行中、道路陥没箇所にて右前方部のタイヤが接触し、タイヤ及びホイールを損傷させ、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は1万626円、その他決定事項は記載のとおりでございます。

次に、190ページが、専決第11号専決処分書で、市道の管理瑕疵について、令和3年5月18日に専決処分したものでございます。

事故発生日は、令和3年2月18日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道東原上中原線において、相手方がバイクで走行中、道路陥没箇所にて車輪を取られ、転倒し負傷させ、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、6万5,412円、その他決定事項は記載のとおりでございます。

以上、報告第5号から報告第10号までにつきまして、報告させていただきます。

○議長（大賀慶一君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

#### 日程第14 請願第2号及び陳情第1号から陳情第4号まで一括上程

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第14、請願第2号及び陳情第1号から陳情第4号を議題とします。

請願第2号及び陳情第1号から陳情第4号が、今定例会までに提出されました請願、陳情であります。

その内容については、お手元に配付しているとおりです。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。次の会議を来る6月16日午前10時から開き、質疑及び委員会付託を行います。

議案に対する質疑を行う方は、事務局備付けの様式により、その要旨を具体的に記載し、6月14日の正午までに事務局に提出をお願いします。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

散会 午後0時12分

第 2 号

6 月 1 6 日



# 令和3年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第2号

令和3年6月16日（水曜日）午前10時開議

第1 質疑

第2 委員会付託

---

本日の会議に付した事件

日程第1 質疑

日程第2 委員会付託

---

出席議員（20名）

|     |         |
|-----|---------|
| 1番  | 田中教之君   |
| 2番  | 福島英徳君   |
| 3番  | 緒方哲郎君   |
| 4番  | 後藤英夫君   |
| 5番  | 平直樹君    |
| 6番  | 東奈津子さん  |
| 7番  | 坂本道博君   |
| 8番  | 水上隆光君   |
| 9番  | 猿渡美智子さん |
| 10番 | 松岡讓君    |
| 11番 | 荒木崇之君   |
| 12番 | 柁原賢一君   |
| 13番 | 工藤圭一郎君  |
| 14番 | 城典臣君    |
| 15番 | 大賀慶一君   |
| 16番 | 水上彰澄君   |
| 17番 | 二ノ文伸元君  |
| 18番 | 泉田栄一朗君  |
| 19番 | 木下雄二君   |
| 20番 | 山瀬義也君   |

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

|           |            |
|-----------|------------|
| 市 長       | 江 頭 実 君    |
| 副 市 長     | 芳 野 勇一郎 君  |
| 政策企画部長    | 後 藤 啓太郎 君  |
| 総 務 部 長   | 上 田 敏 雄 君  |
| 市民環境部長    | 笹 本 義 臣 君  |
| 健康福祉部長    | 渡 邊 弘 子 さん |
| 経 済 部 長   | 清 水 登 君    |
| 建 設 部 長   | 山 田 哲 二 君  |
| 経 済 部 次 長 | 本 田 憲 仁 君  |
| 教 育 長     | 渡 邊 和 博 君  |
| 教 育 部 長   | 木 下 徳 幸 君  |

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| 七城支所長                | 久 川 知 己 君 |
| 旭志支所長                | 竹 村 秀 一 君 |
| 泗水支所長                | 水 上 孝 道 君 |
| 財 政 課 長              | 稲 葉 一 郎 君 |
| 総務課長兼選挙<br>管理委員会事務局長 | 開 田 智 浩 君 |
| 市 長 公 室 長            | 松 永 哲 也 君 |
| 農業委員会事務局長            | 吉 田 武 君   |
| 水 道 局 長              | 安 武 邦 男 君 |
| 監査委員事務局長             | 宇野木 洋 一 君 |

---

事務局職員出席者

|           |              |
|-----------|--------------|
| 事 務 局 長   | 前 川 幸 輝 君    |
| 事 務 局 課 長 | 松 原 憲 一 君    |
| 議 会 係 長   | 笹 本 聖 一 君    |
| 議 会 係     | 西 山 美 紀 さん   |
| 議 会 係     | 吉 岡 結 加 里 さん |

---

○議長（大賀慶一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（大賀慶一君） これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

○

### 日程第1 質疑

○議長（大賀慶一君） 日程第1、質疑を行います。

ここで、申合せ事項について申し上げます。

質疑は一括質疑として、3回までとなっています。

質疑は、提出議案に対して疑義をただすものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

ここで、発言の通告があつておりますので、質疑を許します。

荒木崇之議員。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） おはようございます。

議案第45号、菊池市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について、質疑します。

新旧対照表を見ますと、基金の積立ての額を現行の毎年度定めるところによるから、今回の改正で、積立額を3億円と額を定めていますが、積立額を3億円に定めた根拠をお答えください。

○議長（大賀慶一君） 上田総務部長。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 皆様、おはようございます。それでは、荒木議員の質疑にお答えしたいと思います。

現在の運用状況及び今後の用地取得計画等を勘案し、3億円あれば適正な運用が図れるものと判断したものでございます。

また、運用額を条例化している県内他市も参考にし、設定したところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） それでは、再質疑します。

今回の議会では、基金条例が議案第46号、議案第48号でも上がっています。その中で、基金ですから、45号同様に積立てという条項がこれは必ずあります。46号、48号とも、積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定める額とするとあります。また、菊池市教育振興小川基金条例、菊池市ジュニアスポーツ育成ゆうり基金条例、菊池市財政調整基金条例など、ほとんどの基金が積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定める額となっています。

では、再質問します。

菊池市土地開発基金だけ額を定めたのはなぜか。ほかの条例との統一性はありませんが、なぜ統一しないのか、お尋ねをします。

○議長（大賀慶一君） 上田総務部長。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 再質疑にお答えいたします。

今回、ほかの基金も検討するに当たり、土地開発基金関係の他市の状況を調べたところがございます。その中で、条例を定めているところが、ちょっと古い資料ですけども、昨年10月現在で8市ございまして、その中で、定めていないところは菊池市のみということでございました。そういったところも勘案し、今回、その基金の額を定めたところがございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） それでは、再々質問をしますけども、4月21日に熊日新聞に「市財政は健全か」と題して、菊池市の財政が経常収支比率の上昇や、財源不足を補うために財政調整基金を切り崩しているとの内容が掲載されました。

今回、土地開発基金条例を改正して、土地開発基金から7億9,000万円、正しくは7億9,331万1,000円だと思いますけども、それを財政調整基金に積立てしますですね。財政調整基金が40億円台にまで目減りするため、非常に財政が悪くなる印象を与えるので、土地開発基金から8億円を入れて、財政が減らないように市民に見せるためなのですか、お尋ねをします。

○議長（大賀慶一君） 上田総務部長。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 再々質疑のほうにお答えいたします。

こちらの基金創設も踏まえて、検討は昨年の10月にしておりました。なぜこの

時期かというのは、政策的なところもありまして、いろいろ検討を重ねた結果、市長選後の6月が適当ではないかということで、昨年の10月に決定したところでございます。

また、財政調整基金のほうへの繰入れが7億数千万ございますけども、もともと土地開発公社に貸付けを行った場合、土地開発基金のほうから貸付けを行っておりますけども、その原資となったものが一般会計で、平成22年度に13億数千万円入れております。本来であれば、この部分は次年度に繰越しは剰余金として残って、その2分の1以上を財政調整基金のほうに繰り入れるようにしています。その額としましては7億円程度となりますので、その辺の整合性も含めたところではございます。また、それぞれの基金の適正な金額ということで、今回検討して、その7億数千万円としたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 次に、東奈津子議員。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） おはようございます。議席番号6番、日本共産党、東奈津子です。

議案第51号、菊池市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

1点目に、本条例の改正の目的は何か。

2点目に、条例の改正によって変わる点は何か。

3点目に、県内の自治体で公営住宅の管理を指定管理としている自治体はどのくらいあるのか。

以上、3点お聞きします。

○議長（大賀慶一君） 山田建設部長。

[登壇]

○建設部長（山田哲二君） おはようございます。それでは、東議員のご質問にお答えいたします。

まず、今回の条例改正の目的はということでございますが、公営住宅の指定管理制度の導入を目的としております。

指定管理制度を導入することにより、経費削減及び総務省が通達するアウトソーシングの推進、いわゆる専門性の高い外部組織への委託を行い、より充実した住宅行政の運営を目的としております。

それから、2点目ですが、何が変わるのかというところでございますが、家賃や入居要件など、業務の内容が目に見えてこれまでと大きく変わることはございませ

ん。指定管理制度の導入により、人件費等の削減や、指定管理者の独自の提案により、入居者へのサービスの向上が考えられます。

それから、3点目でございますが、指定管理を導入している状況ですが、熊本県内では、熊本県、熊本市、天草市の3自治体が既に運用を開始しております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 次に、猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） おはようございます。同じく、議案第51号、菊池市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について、質問いたします。

3点質問します。

市営住宅を指定管理に出すということですが、1点目に、指定管理者はどのようなところになるのか。また、どんな決め方をするのか、お尋ねいたします。

2点目に、このことによって、どのくらいの費用対効果を見込んでおられるのか、お尋ねします。

3点目に、一般的には指定管理の場合は、使用料を委託先に入ると理解しているのですが、今度のケースでは、市営住宅家賃は指定管理者の収入となるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 山田建設部長。

[登壇]

○建設部長（山田哲二君） それでは、猿渡議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますが、指定管理者はどのようなところというご質問ですが、既に公営住宅の指定管理を導入されている自治体を見ますと、不動産業やビルメンテナンス事業者などが想定されておるところですけれども、市としましては、業務内容や趣旨をご理解いただき、事業者の方に広く応募していただきたいと考えております。

また、指定管理者の決定につきましては、プロポーザル方式により公募選定をいたしまして、12月の定例会にて、指定管理者の承認をお願いしたいと考えております。

それから、費用対効果につきましては、今回、指定管理の期間を5年間で検討しております。人件費を含む令和3年度予算ベースで試算しますと、5年間でおよそ2,300万円の費用対効果を想定しておるところでございます。

それから、3点目の家賃収入でございますが、今回の指定管理については利用料金制をとっておらず、家賃収入は従来どおり市の収入となるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） これで質疑を終わります。



日程第 2 委員会付託

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第 2、委員会付託を行います。

議案第 4 5 号から議案第 5 3 号まで、議案第 6 5 号から議案第 6 7 号まで、並びに請願第 2 号及び陳情第 1 号から陳情第 4 号までについては、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分に審査いただきますようお願いいたします。

令和 3 年第 2 回菊池市議会定例会議案等付託表

| 付託委員会         | 議案番号      | 件名                               |
|---------------|-----------|----------------------------------|
| 総務文教<br>常任委員会 | 議案第 4 5 号 | 菊池市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について     |
|               | 議案第 4 6 号 | 菊池市公共施設等総合管理基金条例の制定について          |
|               | 議案第 4 7 号 | 押印の廃止等のための関係条例の整理に関する条例の制定について   |
|               | 議案第 4 8 号 | きくちの泉子ども文庫基金条例の制定について            |
|               | 陳情第 1 号   | 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書         |
|               | 陳情第 3 号   | 「きくちべんりカー」を地元タクシー会社へ事業委託を求める要望書  |
| 福祉厚生<br>常任委員会 | 議案第 4 9 号 | 菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について        |
|               | 陳情第 2 号   | 補聴器購入に公的補助を求める陳情書                |
| 経済建設<br>常任委員会 | 議案第 5 0 号 | 菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部を改正する条例の制定について |
|               | 議案第 5 1 号 | 菊池市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について       |
|               | 議案第 6 5 号 | 市道路線の廃止について                      |
|               | 議案第 6 6 号 | 市道路線の認定について                      |
|               | 議案第 6 7 号 | 訴えの提起について                        |
|               | 請願第 2 号   | 新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める請願           |
|               | 陳情第 4 号   | 菊池食品衛生協会に対して補助金交付を求める要望書         |

| 付託委員会         | 議案番号   | 件名                            |
|---------------|--------|-------------------------------|
| 予算決算<br>常任委員会 | 議案第52号 | 令和3年度菊池市一般会計補正予算(第4号)         |
|               | 議案第53号 | 令和3年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) |

○議長（大賀慶一君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、6月17日の午前10時から開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立ください。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午前10時14分



第 3 号

6 月 1 7 日

# 令和3年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第3号

令和3年6月17日（木曜日）午前10時開議

### 第1 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

---

### 出席議員（20名）

|     |         |
|-----|---------|
| 1番  | 田中教之君   |
| 2番  | 福島英徳君   |
| 3番  | 緒方哲郎君   |
| 4番  | 後藤英夫君   |
| 5番  | 平直樹君    |
| 6番  | 東奈津子さん  |
| 7番  | 坂本道博君   |
| 8番  | 水上隆光君   |
| 9番  | 猿渡美智子さん |
| 10番 | 松岡讓君    |
| 11番 | 荒木崇之君   |
| 12番 | 柁原賢一君   |
| 13番 | 工藤圭一郎君  |
| 14番 | 城典臣君    |
| 15番 | 大賀慶一君   |
| 16番 | 水上彰澄君   |
| 17番 | 二ノ文伸元君  |
| 18番 | 泉田栄一朗君  |
| 19番 | 木下雄二君   |
| 20番 | 山瀬義也君   |

---

### 欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

|        |           |
|--------|-----------|
| 市長     | 江頭 実 君    |
| 副市長    | 芳野 勇一郎 君  |
| 政策企画部長 | 後藤 啓太郎 君  |
| 総務部長   | 上田 敏 雄 君  |
| 市民環境部長 | 笹本 義 臣 君  |
| 健康福祉部長 | 渡邊 弘 子 さん |
| 経済部長   | 清水 登 君    |
| 建設部長   | 山田 哲 二 君  |
| 経済部次長  | 本田 憲 仁 君  |
| 教育長    | 渡邊 和 博 君  |
| 教育部長   | 木下 徳 幸 君  |

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| 七城支所長                | 久川 知 己 君  |
| 旭志支所長                | 竹村 秀 一 君  |
| 泗水支所長                | 水上 孝 道 君  |
| 財政課長                 | 稲葉 一 郎 君  |
| 総務課長兼選挙<br>管理委員会事務局長 | 開田 智 浩 君  |
| 市長公室長                | 松永 哲 也 君  |
| 農業委員会事務局長            | 吉田 武 君    |
| 水道局長                 | 安武 邦 男 君  |
| 監査委員事務局長             | 宇野木 洋 一 君 |

---

事務局職員出席者

|        |           |
|--------|-----------|
| 事務局 長  | 前川 幸 輝 君  |
| 事務局 課長 | 松原 憲 一 君  |
| 議会 係 長 | 笹本 聖 一 君  |
| 議 会 係  | 西山 美 紀 さん |
| 議 会 係  | 吉岡 結加里 さん |

○議長（大賀慶一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（大賀慶一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

#### 日程第1 一般質問

○議長（大賀慶一君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、城典臣議員。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 皆さん、おはようございます。公明党の城でございます。一般質問をさせていただきます。

聖火リレーも無事に終わりました。そして、ワクチン接種が始まりました。5月21日に泉田議員とともに、市長に対して、公明党菊池市議会議員として、新型コロナワクチン接種に関する緊急の申入れをいたしました。今回のワクチン接種は、今までにない国民的事業であり、希望する全ての市民が接種対象であり、万全の準備が必要と考えました。市民目線で安全に迅速なワクチン接種ができますように、緊急要望いたしました。

市長は、私たちの要望を心に留めて、ワクチン接種に臨んでおられることと思っております。さて、私も65歳以上で疾患がありましたので、6月4日に1回目のワクチン接種をさせていただきました。腕の筋肉が運動した後、こわったような痛みが3日ほど続きました。また、午前中、接種したんですが、夕方ぐらいまで若干の頭痛がありました。これって副反応かなと感じた次第でした。

その中で、職員の皆さんがワクチン接種の受付等で忙しくされております。特に健康推進課の皆さんは大変な思いをされていることと思います。体に気をつけて、業務に当たっていただきますようご祈念申し上げます。

さて、今年は2週間ほど早く梅雨に入り、すぐに大雨注意報が出るような雨の降り方で、梅雨末期を思い浮かべるような豪雨でした。幸い災害が発生することもなく、事なきを得ました。

そこで、まず災害対策についてお聞きしたいと思います。

避難誘導と、避難場所の確保の現状についてお伺いします。

今回、災害対策基本法の一部が改正されました。これまでの避難勧告のタイミングで避難指示が発令されるようになり、変更はされておりますが、避難指示発令に伴う市民に対して市の行動指針をお示しください。

先日、訪問いたしましたお宅の人から、避難指示が発令された際のことで質問されました。住んでおられる地域は木護というところであります。この住まいは、その地域に行くまでが大変危険な地域で、避難するように言われても、その道中が危険で、避難しないほうが安全なんだがと話されました。5年前の熊本地震の際、消防団の方が来られて、しゃにむに避難してくださいと言われた。で、仕方なく避難所へ行ったということでありました。避難所まで行くのが危ないので、大変困ったという話をされました。そのような地域はほかにも結構あるんじゃないかと思えます。

地震災害や大雨の際の避難指示が出た場合、本市の災害マニュアルでは指定された避難場所へ行く行動について、どのようにうたっているのでしょうか。まずお示しいただきたいと思えます。

○議長（大賀慶一君） 上田総務部長。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 改めまして、おはようございます。城議員からのご質問の内容としましては、災害対策基本法の一部改正により、地道な指示発令に伴う市の行動指針をということでしたけども、避難情報のレベル4につきましては、これまで避難勧告と避難指示がありましたが、違いが分かりにくいとして避難勧告が廃止され、本年5月20日より避難指示に一本化されました。

これにより、これまでレベル4においても状況に応じて避難勧告や避難指示を発令していましたが、今後は避難指示のみの発令となるところでございます。

発令の判断につきましては、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用して避難情報を発令することとしており、これまでの避難判断基準に変更はございません。

市としましては、このような情報を基に市民の皆様が避難を判断するために必要な情報を的確に発信し、市民の皆様はその情報に基づいて自分のいる場所の安全性を確認し、避難判断をしていただくこととなります。

避難とは、文字どおり、難を避けることです。安全性が確保されれば、無理に避難所へお越しいただく必要はございません。

行政が指定した避難場所への立ち退き避難をはじめ、安全なホテル・旅館・知人宅への立ち退き避難、自宅等の建物屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する垂直避難等がございますので、改めて避難の方法等も周知してまいりたいと考

えております。

なお、今回の法改正につきましては、ホームページや広報6月号等において周知を行っております。

また、議員がお示しされました木護地区の避難ということですが、道中かなり危険ということでしたけども、そのときの判断は、道中の土砂崩れとか、そういったところが起きたら、今度はそこまで、自宅等は安全であっても、そこまでの道のりの復旧に時間が要してたりとか、そういったところも考えられましたので、消防団のほうから避難のほうをしてくださいというところをお願いしたところだと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣議員。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 部長も言われましたように、とても危険な地域であります。そのように危険な地域に住む方には、無理に避難していただくのではなく、自宅にとどまり、危険が去るのを待つという方法が私は賢明だろうと思います。そこで数日間孤立したとしても、食料、水に困らないように備蓄することを考えていただきたい。どこにでも公民館はあります。そこに梅雨入り前に食料、水を配り、災害に備えることが大切と考えます。

台風や地震など突発的な災害もあります。梅雨時のようにある程度予測が立つ災害もあります。避難するよりその場にとどまったほうが安全な地域は常時食料を備蓄して、災害に備える必要はないでしょうか。併せて、停電することも考えられます。情報が途絶えているときなどは、手回しのラジオとかが有効と考えます。孤立したときのことを考えて、備蓄する考えがないかを併せてお聞きしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 上田総務部長。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 城議員の再質問にお答えいたします。

備蓄品につきましては数に限りがあるため、自主避難所である各区の公民館への備蓄品の保管は想定していないところでございます。そのため、いざというときに備え、日頃から各家庭において備蓄品をストックいただくことをお願いするものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣議員。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 今はそこまで考えていないということではありますが、次

に、避難場所の確保についてお聞きします。

現在、避難場所は、住民の皆様と話し合い、安全な場所であるか検討はされて指定されているものと思います。また、指定されていたところに皆さんが行かれるのは、ここは絶対大丈夫だからということで指定されてあるのでしょうか。また、その避難場所の点検は年に何回かされているのでしょうか。

それから次に、菊池市はダムを抱えております。緊急避難の際の避難はどうなっていますか。また、緊急放流の際のどこの地域が避難対象になるのでしょうか。お示しいただきたいと思います。

大雨の際は、ダムがある県は緊急放流の報道が全国でもあります。実際、河川が氾濫して人命が失われたり、家屋が流されたりして被害が出ております。人ごとではありません。そのような緊急事態の場合、避難場所等で、中には見直したほうがよいような場所はありませんでしょうか。

以上のことについて、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 上田総務部長。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、まず避難所の安全性の確認はできているのかというご質問に対しまして、各指定避難所の安全性につきましては、熊本地震発生後に全施設の耐震診断を実施しており、地震に対する安全性について確認を行っているものでございます。

また、洪水による50年から100年に一度の雨を想定した計画規模の浸水想定区域内に立地する避難所もなく、避難所としての安全性の確保について確認を行っております。

なお、1000年に一度を想定した想定最大規模の浸水想定区域内に立地する避難所、こちらのほうが14か所ございますけれども、こちらのほうは状況に応じて開設の判断を行ってまいりたいと考えております。

また、本年度より、市内の災害危険箇所の確認、見直しを進めており、併せて、来年、県が示される予定の中小河川の浸水想定を重ね合わせて防災マップを更新し、全世帯へ配付することとしております。

それから、竜門ダムの緊急放流の際の避難対象地域、また、避難所としての見直しということですが、竜門ダムの緊急放流の際の避難対象地域についてですが、本市としましては、河川の水位予測及び竜門ダム管理支所からのダム放流の情報等を踏まえ、必要な地域に必要なタイミングで避難指示発令を行うため、竜門ダム放流による避難対象地域の指定はございません。

また、避難所の見直しにつきましては、災害の状況に応じて必要な避難所を開設

することとしておりますので、現時点で見直しを行うことは考えておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣議員。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 分かりました。じゃあ、災害が出ないようにお願いしたいと思います。

次に、働き方改革について。

RPA導入で業務の効率化についてお伺いしたいと思います。

全国の自治体、銀行、病院等でRPAが導入されています。RPAとは、作業を自動化するロボティックプロセスオートメーションの略で、コンピュータへの入力作業を自動化することです。

現在、市は最低限の人数で業務を遂行されております。住民のニーズがこれまで以上に多様化している現在において、職員1人当たりの業務負担が増加しているのが明らかであります。今後もその傾向は続くものと予想されます。そうした中では、職員の資質やモチベーションの向上に、仕事や作業を担当する特定の人が詳細を把握する属人的な働き方改革では限界があります。

働き方改革の中でも自動化を推進することで、職員が煩雑な業務から解放され、その空いた時間で課題の深掘りや意思決定など行政サービスの向上に向けられ、環境の構築が重要と考えます。

それでは、質問いたします。

業務の効率化に対する市の認識をお聞かせください。また、働き方改革などについて、現在取り組まれていることがあればお示しいただきたいと思います。

それから、職員の残業時間は基準以内で守られておりますか。1人当たりの月に何時間の残業をされておりますでしょうか。

以上について、お示しいただきたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 上田総務部長。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、城議員の2番目の質問にお答えいたします。

RPAとは、城議員おっしゃるように、ロボティックプロセスオートメーション略で、コンピュータへの入力作業を自動化するものであり、併せて、業務時間の短縮による職員の事務負担の軽減や、人為ミスの防止にもつながるものと認識しております。昨年度より、各課の事務処理ヒアリングを行い、RPAに適した一部の事務処理等に導入し、事務処理負担の軽減を今現在図っているところでございます。

また、現在行っております新型コロナウイルスワクチン接種業務の一部事務処理



等にもRPAを導入する準備を進めており、事務処理負担の軽減を図る予定でございます。

それから、働き方改革に対しての市の取組状況でございますけども、平成30年6月に「時間外勤務の削減にかかる指針」を策定いたしまして、業務の適正管理やノー残業デーの実施等により、時間外勤務の削減に努めております。

時間外勤務の上限時間につきましては、災害等を含め、特に必要な場合を除き、1か月については45時間、1年については360時間を基本といたしております。

時間外勤務につきましては、庁議等の会議におきまして、毎月の実績等を報告し、全庁的に情報共有を図っております。

また、時間外に対する基準ということですが、災害対応等を除いた令和2年度の時間外勤務の実績を指針策定前の平成29年度と比較しますと、時間外の総時間数は減少しております。

しかし、コロナウイルス対策業務等の増加もあり、一部の部署については、時間外勤務の上限を超えた勤務が発生しております。

令和2年度において月45時間を超える時間外勤務を行った職員数は延べ104人でございます。このうち、月80時間を超える時間外を行った職員は延べ9人でございます。月80時間を超えた職員につきましては、産業医の面接指導等を実施し、職員の健康保持に努めております。

また、議員がおっしゃった1人当たりの平均時間外というのは、ちょっとこの場には持ち合わせておりませんが、時間外の総数としましては、令和2年度が3万4,975時間ということで把握しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣議員。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 今、数字も言われましたけど、これが多いか少ないか、ちょっと私もはっきり分かりませんが、今回、市長の施政方針を読んでおりましたら、行政サービスと行政運営の中で、業務のICT化で、いわゆるRPAを実施することにより、職員業務の効率化を図ると述べられておりました。私が訴える間もなく、市長のほうから導入を検討されておりました。これをお願いしようと思って、しっかり考えておりましたところが、市長が施政方針の中でうたっておられましたので、どうするかということで悩みましたけど、私の考えと一緒にだったので、今回、話をさせていただいております。

働き方改革は市長次第でどうにでもなります。業務上のミスで何回も謝罪される場面を目にいたしました。このRPA導入で業務の効率化が図られて、残業も減り、

職員負担が減れば、ミスが目に見えて減ってくるのではないかと考えます。また、職員の健康管理にもいい結果が得られると考えます。

そこで、導入されている他市の紹介をしたいと思います。

群馬県の渋川市がRPAを導入されております。渋川市は、複雑な計算も多い税の分野で償却資産や軽自動車に関するデータ入力業務の自動化に取り組み、償却資産のデータの入力に係る作業時間が、RPA導入前は約39時間かかっていたが、導入後は約4時間まで短縮できた。約9時間の作業時間の削減ができた。また、その職員の負担軽減ができたということであります。今後は、人事給与等内部管理業務などを対象とする業務について、速やかに整理し、実証実験を経て、導入に取り組んでいきたいと考えておられるとのことであります。

自治体におけるAI、RPAの実証実験や導入調査によりますと、導入率は、都道府県別ではこれを導入されておる自治体が29.8%、政令指定都市で40%、その他の市区町村は3.4%、以上のような導入率のようです。

そこで、お聞きしますが、市として、どこの部署から、いつ頃の導入を考えておられますか。市長にお伺いしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 江頭市長。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。

業務の効率化、ICT、RPAの活用についてというご質問でございます。

議員のほうからご指摘のとおり、長時間にわたる時間外勤務というものは、生産性・効率性の低下を招くだけではありませんで、職員の健康やワーク・ライフ・バランスにも悪影響が生じるものでございます。

これに対して、RPA等のICT技術を導入することで、例えば電子申請といったものをはじめとして、市民の利便性の向上、また質の高い行政サービスにつながるというふうに捉えております。

また、業務の効率化によりまして、職員負担の軽減にもつながりますし、チェック体制の強化、ひいては事務処理ミスの防止ということにもつながっていくというふうに考えております。

RPAの導入につきましては、先ほど部長答弁しましたように、既に一部の業務に導入して運用を進めておりますので、今、全ての部署に対して、自分の業務を見直して、活用できるものからどんどん積極的に活用していこうということで進めておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣議員。

[登壇]

○14番（城 典臣君） では、働き方改革は市長に期待しております。よろしくお願いいたします。

次に、小中学校のコロナ感染対策についてお伺いしたいと思います。

新型コロナウイルスに感染した方が、本市でも5月以降急速に増えて、皆さんも危機感を覚えられていることと思います。そんな中、小学生も感染されました。変異ウイルスによって、若い世代や子どもの感染が増え出しました。感染しないように、皆さんも、うがいや手洗い、マスク、3密を避ける等と感染予防対策はされていると思います。中でも、子どもたちは無防備です。大人の考え一つでコロナウイルス感染リスクが違ってくると思います。集団で長時間同じ教室で授業を受けるわけですから、小中学校、保育園、幼稚園も一緒ですけど、感染対策は私たち大人が考えてあげなくてはいけないと思います。

そこで、国からの指針、県からの指針等が出されて、各学校における感染予防対策についてガイドラインはありますか。あればお示しいただきたいと思います。

また、去年は、かなり長期にわたって休校の措置がなされました。家庭でもかなり負担があったことと思いますが、今後、休校にする判断はどのような基準がありますか、お示しいただきたいと思います。

さらに、授業時間中の教室内の対策として、人数とか、具体的な対策をお示してください。

加えて、部活などの感染対策はどうなっているのか、具体的な対策をお示しいただきたいと思います。

以上について、お答えをお願いします。

○議長（大賀慶一君） 木下教育部長。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） 改めまして、おはようございます。それでは、城議員の質問にお答えさせていただきます。

1点目の学校における感染予防対策についてガイドラインはあるかというご質問ですが、現在学校では、文部科学省が示しております「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づきまして、マスクの着用や手洗い、手指消毒、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密（密閉・密集・密接）」を徹底的に避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策を行っております。

2点目の休校の基準につきましては、熊本県教育委員会から示されております

「新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の出席停止及び臨時休業等の基準」によりまして、学校内における活動の内容、接触者の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の有無を確認し、市教育委員会と学校、関係機関などと協議を行い、総合的に判断することとなっております。

3点目の授業や部活動での具体的な対策としましては、教室内での授業では、人と人の距離を保つため、できるだけ机と机の間を離し、換気のため2方向の窓を開けております。

また、授業中の活動場面で申しますと、「新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」で示されております地域の感染レベルが3のときは「感染症対策を講じて、なお感染のリスクが高い学習活動」は行わないこととなっております。

例えば、授業中児童生徒が長時間、近距離で対話するグループワークや、音楽における室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏、体育などで密集する運動や近距離で組み合ったり接触する運動は行わないこととなっております。

部活につきましても、同様に地域の感染レベルが3のときは、可能な限り感染対策を行った上で、なるべく個人での活動として、少人数で実施する場合は、十分な距離を開けて活動します。

このように、教育活動については、地域の感染レベルに応じて行うこととなっており、レベルが下がった場合は、感染リスクが低い活動から徐々に再開をいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣議員。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 国が示しました学校運営ガイドライン、衛生管理マニュアル等に基づいて対策を講じているとのお答えがございました。

休校にする判断は言われましたかね。

[「言っていないです」と呼ぶ者あり]

○14番（城 典臣君） この休校にする判断といたしますか、どうなっておりますでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 木下教育部長。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） 大変失礼いたしました。学級閉鎖や学校閉鎖などの臨時休業につきましては、文部科学省が示しました衛生管理マニュアルに基づきまして、

熊本県教育委員会により、ガイドラインのほうがこちらも作成をされております。その中で、学校休業の基準が示されておりますので、それに準じまして対応をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣議員。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 先ほども、今、言いましたけど、変異ウイルスが日本全土で蔓延し始めております。若い世代が感染されるリスクが高いようであります。5月にも、昨日も児童の感染があっております。クラスターにならないようにしなければなりません。まだまだ安心できない状況が続くものと思います。感染率を下げる努力は怠らず、考えられる感染対策を講じておられるものと思います。

そこで、私は、対策の一つとして、学校の手洗い場の自動水栓化で感染予防が有効ではないかと考えておりましたので、提案しようと考えておりました。ところが、議会前に市長のほうからもう提案されておりました。またこれも書いておりましたが、しませんかじゃなくて、もうやられるんだったらどうなるんだろうということ、質問を変えました。先を越された感じはありましたけども、喜ばしいことであるという思いがしました。

それで、その内容を具体的に聞きたいと思います。この予算の中に、どういう内容でその自動水栓化をされるのか、その内容を1番にお聞きしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 木下教育部長。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

今回補正をお願いしております各学校トイレの手洗い場にあります蛇口の自動水栓化につきましては、国の地方創生臨時交付金を活用しまして、お願いするものでございます。

内容としましては、小学校で430基、中学校で215基の合計645基の蛇口を自動水栓に交換する工事費として4,579万円を計上をいたしており、工期につきましては、年度末までを予定をいたしておるところでございます。

併せて、体育館のトイレにつきましては、令和2年度の繰越事業にて同様の自動水栓化の工事を行い、泗水中学校につきましては、現在進めております長寿命化改良工事にて、同じく自動水栓化の工事に取り組むものです。

これらの工事により、市内の全ての小中学校の屋内トイレの手洗い場については、自動水栓へと交換をしていくところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣議員。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 今、お聞きしますと、体育館も入っているということであり  
ますので、よかったと思います。

それから、私が思いますのは学童クラブについてであります。所管が違うから予  
算措置が難しいかもしれませんが、一般財源を使ってでも水栓化をやるべきと考え  
ます。このことについて、反対する議員はいらっしゃらないと思いました。生徒の  
感染対策を完璧に近いものにするのを考えれば、今回の回答で入っていない施設  
である学童クラブの蛇口の自動水栓化も必要と考えます。

私はたまたま学童クラブへ孫を迎えに行きます。たくさんの生徒が部屋の中で遊ん  
でおります。勉強したりして、帰りを待っております。学童クラブの施設もトイレ  
の蛇口は自動水栓化にしたほうが良いと私は思いますが、市長はどのようにお考え  
ですか、お聞きしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 改めまして、おはようございます。ただいまの城議  
員のご質問にお答えいたします。

放課後児童クラブにつきましても、学校と同様に、トイレの手洗い場の自動水栓  
化は、コロナウイルス感染防止の観点から望ましいと考えております。

しかしながら、放課後児童クラブは、学校と違い、運営主体が一律ではなく、ま  
た、施設の所有者も本市のほかに、保育所を運営されている社会福祉法人や、個人  
が運営されているクラブがあるなど様々でありますことから、現在の状況を確認し  
ながら検討してまいりたいと思います。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 江頭市長。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、私のほうからも見解を述べさせていただきます。

まず、放課後児童クラブにつきましては、このコロナ期間におきまして、学校と  
同様に、感染防止に本当にご配慮いただきまして、大変十分な留意をしていただい  
て運営をいただいております。そのことに対しまして、この場をお借りしまして、  
心から感謝とお礼を申し上げたいというふうに思います。

健康福祉部長が今お答えしましたとおり、放課後児童クラブというものは、運営  
主体や施設の所有者が様々でありまして、ちょっとそこら辺を踏まえて、状況を確認  
しながら検討してまいりたいというふうに考えているところです。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣議員。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 結局、子どもたちは無防備でありますので、大人が考えてやらなければいけないことと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、城典臣議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時39分

開議 午前10時47分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、後藤英夫議員。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） 改めまして、こんにちは。議席番号4番、後藤英夫でございます。議長の許可をいただきましたので、質問していきたいと思ひます。

今日は、まず、国道325号の4車線化を見据えた本市のまちづくりについてお尋ねします。

続きまして、2点目は、竹木等の整備についてお尋ねしていきたいと思ひます。

1点目、まずは国道325号の4車線化を見据えた本市のまちづくりについてお尋ねいたします。

現在、国道325号の4車線化工事が行われており、森北区まで4車線化されているようであります。朝の通勤時間帯など車の混雑も少しずつ解消され、私たち市民も感謝しているところでございます。

今後は、数年かけて戸崎区、それから菊池川を渡り、北宮区に入り、終点は大琳寺交差点だと聞いております。市民もこの4車線化工事についての進捗や本市の計画等について、とても関心を持っておられます。また、県も早く、道路計画等のまちづくりについて、本市の方向性を示してほしいと考えておられるのではないのでしょうか。

そこで、質問ですが、本市はこの計画についてどのような把握をされていて、また、どのようなビジョンを持っているのでしょうか。

4車線道路が大琳寺交差点まで来た後はどうなるのでしょうか。

本市の10年、20年先を見据えた活気ある魅力的なまちづくりのため、道路計

画等も含めた本市の今後の考えを伺いたいと思います。

次に、大琳寺区・深川区・北宮区の道路についてお尋ねいたします。

国道325号の4車線化に伴い、ますます便利になったこの地域に住宅や店舗が増えてくると考えられますし、それに備えた道路整備も必要だと思います。

今回質問する道路は、北宮区の北宮団地西側から深川区へ通じる現在の農道の市道認定・道路改良についてです。

この農道の市道認定等については、平成30年10月に地元から要望書が出され、私も平成30年12月の定例会で一般質問しましたが、2年半の時を経ても解決に至っておらず、また、今年5月に菊之池校区の区長会長・深川区長・北宮区長・大琳寺区長・北宮団地管理人、それから、深川生産組合・北宮農家組合・大琳寺小組合といった多くの方々から、この農道の市道認定について要望が来ております。

そこで、地元議員として、今回も質問させていただくことにしました。

この狭く舗装もされていない農道ですが、この地域の市民の皆様の要望どおり、市道認定し、道路を改良すべきだと思いますが、執行部の考えを聞かせてください。

以上、2点について、質問1点目の1回目の質問といたします。

○議長（大賀慶一君） 山田建設部長。

[登壇]

○建設部長（山田哲二君） 改めまして、こんにちは。それでは、後藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、国道325号につきましては、県の事業となりますので、県北広域本部土木部に確認をいたしました。平成21年度から、大琳寺から森北までの計画延長3.6キロメートルの4車線化事業に着手いたしまして、現在、菊池川における橋りょうの下部工工事、戸崎小学校付近より南側の拡幅工事及び菊池広域連合北消防署東側のバイパス工事が進められております。

なお、本区間は、菊池川に架かる大規模な橋りょうや断面の大きな宝永隧道の付け替え等の工事、また、大琳寺から菊池川までは多くの建物等補償物件がありますので、整備完了には時間を要すると伺っております。

大琳寺交差点から市街地区間の整備の方向性につきましては、今後、現況の交通量や流れを把握いたしまして、その結果を踏まえ、整備の検討に当たっては、市や関係機関と協議していきたいと伺っております。

市といたしましても、引き続き熊本県と連携し、魅力あるまちづくりとなるよう検討を進めてまいります。

それから、2点目ですが、北宮団地周辺の道路につきましては、団地内及び南側の道路は市道となっており、北宮団地から深川区へ通じる道路は農道となっております。



ます。

現在は、改良の計画はありませんが、国道325号の4車線化等、地域情勢の変化により整備の必要性が高くなった場合は、状況に応じて対応を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 後藤議員、質問を続けてください。

後藤英夫議員。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） 1回目の質問で、市道認定についてのことも聞いていますので。

○議長（大賀慶一君） 山田建設部長。

[登壇]

○建設部長（山田哲二君） それでは、お答えいたします。

市道認定につきましては、今、現状としては考えておりませんが、先ほど申しましたとおり、今後の地域情勢の変化等、整備の必要性が高くなったときに、改めてまた市道認定も含めて検討するという形になるかと思っております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 後藤英夫議員。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） ありがとうございます。

まず、国道325号の4車線化に伴う本市の考えについてですが、10年後ぐらいには高規格道路が本市近くを通ると伺っています。インターチェンジが国道325号近く、これはお隣の天津町の杉水公園辺りにできるようです。また、熊本地震で被害を受けた創造的復興のシンボルである「阿蘇くまもと空港」は、国内・国際線が一体となった新しいターミナルビルが整備され、人や物の流れが大きく活性化される可能性がありますし、もし実現するのであれば、市民の利便性の向上、交流人口の増加やビジネスの拡大等、本市にとっても大きなチャンスだと思います。4車線化された国道325号線が本市の発展に大きな恩恵を与えてくれると確信しております。

また、一方で、この国道325号の4車線化が大琳寺交差点まで来ると、都市計画道路大琳寺木庭橋線は、今よりずっと混雑するのではないかと心配する市民の声もあります。

それで、先ほど、またもう一回繰り返しの質問になりますけども、長期的な本市の未来を考え、国道325号の4車線化道路が大琳寺交差点まで来るのであれば、それを見据えて、周辺の都市計画道路の交通量調査を行って、菊池高校や隈府中心

部、それから大きな観光資源である温泉街へのアクセスを考慮し、また、商工会などの各種団体も一体となって、よりよい方向に計画を早めに本市のほうから県にアプローチしてはどうでしょうか。もう一回ちょっと同じことを聞きたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 山田建設部長。

[登壇]

○建設部長（山田哲二君） それでは、議員のご質問にお答えいたします。

先ほどお答えしたとおりではございますけども、まず国道325号の4車線化につきましては、本市のまちづくりにつながる重要な案件と確認をしております。議員よりご質問をいただきましたとおり、まず各種団体等のご意見を伺いながら、魅力のあるまちづくりに向けて総合的に検討を進めなければならないと考えております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 後藤英夫議員。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） それでは、北宮団地西側から深川区へ通じる農道についての関係質問、ちょっと先ほど一緒に聞くべきだったんですけども、現在、この農道先の市営北宮団地と、それからこの団地を挟む南北にある個人経営のアパート数は何戸でしょうか。

○議長（大賀慶一君） 山田建設部長。

[登壇]

○建設部長（山田哲二君） それでは、議員の質問にお答えします。

まず、北宮団地周辺の戸数につきましては、約200戸程度と把握をしておるところでございます。

それから、ちょっと訂正のほうをさせていただきたいと思います。

先ほど、重要な案件と「確認」しておりますというような答弁をさせていただいたんですけども、先ほど国道325号のほうなんですけども、これにつきましては、重要な案件と「認識」しておるところでございますので、訂正をさせていただきます。申し訳ありませんでした。

○議長（大賀慶一君） 後藤英夫議員。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） 200戸ぐらいということで、今お聞きしましたけど、私の調というか、見た感じは、北宮住宅は120戸ぐらいじゃないですか。それと周辺のアパートというのは、もっとその倍ぐらいはあるようだと私は今のところ認識しています。

200戸としましょう。200戸という答弁でしたが、この地域、進入路、出入口ですが、1か所のみ、赤星地区へ向かう市道菊戸線しかありません。そういう中で、近年全国各地で起こっております地震や、台風、豪雨等の未曾有の大災害が発生した場合、この出入口が1か所しかないんですね。その北宮団地やその周辺のアパートの方々は逃げ道もありませんし、災害が起きた場合の支援物資等の搬入路もない状況です。

この農道を改良することで、一刻を争う救急車や消防車などの緊急車両も迂回することなく、スムーズに国道387号に出入りできるようになります。

また、私が聞いたところによると、農道沿いの地権者は、この道路が広がって市道になることについて、協力はいとわないと聞いておりますので、北宮団地住民はもちろん、多くの関係区民からも、この北宮団地西側から深川区へ通じる農道について、市道認定及び道路改良の要望が上がっている状況です。

このことについてはどのようにお考えでしょうか。私は、例えば200戸に対して出入口が1か所と少ないと思うんですが。

○議長（大賀慶一君） 山田建設部長。

[登壇]

○建設部長（山田哲二君） それでは、お答えいたします。

先ほど、北宮団地の200戸ということでございますけども、周辺の戸数が200戸ということ、北宮団地自体は119戸でございます。すみません。

それでは、北宮団地西側の道路の件についてですけども、これにつきましても、先ほどちょっとお答えをしましたとおり、国道325号の4車線化等、地域情勢の変化によりまして、その状況に応じて対応を図っていくというところで考えております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（大賀慶一君） 後藤英夫議員。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） 分かりました。しっかり私も言い続けていきたいと思っております。

また、これからこの地域に道路建設を行う場合、遺跡発掘調査は必要になってくることが考えられます。このことが開発行為や道路建設ができない一つの要因になっているのかもしれないので、このことについても質問したいと思っております。

この地域は菊之池城跡が近くにあり、多くの遺跡が確認されていますが、北宮団地西側から深川へ通じる農道について、先ほど言った道路について、もし市道認定し道路改良を行うとすれば、遺跡発掘調査は必要でしょうか。また、遺跡発掘調査が必要となったと仮定した場合、付近の状況を考慮して想定される遺跡発掘調査費用や、その期間、大体どれぐらいでしょうか。お願いします。

○議長（大賀慶一君） 木下教育部長。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、後藤議員の質問にお答えさせていただきます。

1点目の発掘調査は必要かとのご質問でございますが、農道がございます本区画につきましては、埋蔵文化財包蔵地に該当しておりますので、開発に際しては、まず確認調査を行う必要があります。

確認調査の結果、遺跡が存在することが分かり、開発により失われる場合は、記録保存のための発掘調査を実施することになります。

発掘調査後は原則、開発を進めても差し支えありませんが、重要な遺跡と分かった場合は、保存等の協議が別途必要となります。

それから、2点目の期間と費用はどれくらいかかるかというご質問でございますが、お尋ねのあった農道につきましては、現在の面積が約900平米でございますので、この面積の全てが発掘調査対象となった場合、おおよそ期間は3か月、費用は調査後の報告書作成まで含めまして2,000万円を要することが見込まれます。

費用につきましては、開発者の負担となりますので、この場合は市の負担となります。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 後藤英夫議員。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） ありがとうございます。今後、この地域のまちづくりや道路建設の際、参考にできたらと思います。

今年の5月末の菊池市の人口は4万7,664人、65歳以上の高齢者は約34%。まずこの状況を何とかしたい。人口減少は全国的な問題ではありますが、我々議員も一致団結し、知恵を絞り、この流れを少しでも食い止めていきたいと考えています。そのためにも、魅力あるまちづくりは必要不可欠だと思います。

まずは、この北宮団地西側から深川区へ通じる農道についての市道認定及び道路改良を含め、この地域のさらなる道路整備を積極的に進めていただきますことを要望して、次の2点目の質問に移ります。

2点目は、本市の市道沿いの竹木等の整備についてお尋ねいたします。

まず、沿道に覆いかぶさる竹木等の管理についてですが、本市の市道において隣接する土地、特に山林ですが、道路上に枝などが張り出している事例がよく見受けられます。特に今のような梅雨の時期は、雨による水の重みにより、竹木等がより倒れやすくなり、竹が垂れ下がったり、枯れ竹が倒れかかったりした箇所も多く、危険性が高まっているようです。

道路には建築限界が定められており、道路に張り出した枝は、車が接触したり、枯れ木の枝が自動車に落下したり、道路側への倒木により自動車が通行できなくなるなど、道路利用者の通行の安全を害します。また、公の場所である道路、これは通行障害部のことですが、そこまで伸びてしまった枝などは、道幅を狭く感じさせるなど視認性を悪化させ、通行上の安全を確保する上で問題があります。これらが原因となり、車両や歩行者に事故が発生した場合には、民法第717条により、所有者が賠償責任を負わなければならないこともあります。また、台風などの強風や大雨時の安全確保のためにも、樹木の管理は重要だと思います。このような道路関係法令内に植生する竹木の枝等について、本市の現状と課題・取組、それから所有者への行政指導の実績についてお尋ねいたします。

次に、本市の放置竹木についてお聞きいたします。

竹は温暖で湿潤な環境を好む常緑性の多年生植物であり、生息地としては、日本、中国、台湾、南アジアといった地域で多く見られ、日本では主に九州など西日本に多く繁殖しております。竹林の多い府県としては、熊本県は全国で6番目、またその中でも中山間地域の本市は、竹の生息地としてとても適しているようです。

戦後、タケノコの栽培や竹林の生産が盛んになり、多くの竹林が植えられました。しかし、諸外国からの安価なタケノコや、竹材の輸入が増加するとともに、プラスチック等の代替資材の普及や、タケノコの消費が減少したこともあり、手間のかかる竹林の管理の放棄が増え、さらに農家の高齢化や担い手不足などの要因も加わり、手入れが行き届かない放置竹林が増加しています。

竹の成長は、ほかの植物、例えば杉やヒノキと比べ、とても早いスピードで成長していきます。雑木でも竹の成長スピードには到底及びません。このことから、放置竹林はどんどん拡大します。さらに、その密度が竹林に大変な悪影響を及ぼします。放置竹林は雑木林の光を遮り、野鳥も飛んでこなくなり、種子も増えずに、雑木林が消滅していくわけです。そして、雑木林が消滅すれば、急傾斜地などの崖崩れを引き起こす原因にもなります。なぜなら、雑木林の根は横に広がり、あるいは垂直方向に深くなっていますが、これらの根は地下ネットやくいの役目を果たして地盤を強くしていると聞いています。反面、竹の根は地表30センチメートルと浅い箇所集中して広がっているために弱く、しかもくいの役割の根がないので、大雨などの際に滑り落ちる危険性が非常に高くなるということです。このことから、放置竹林の侵食被害防止は待ったなしの状況です。

本市の美しい里山の風景を守ること、それから地滑りなどの災害から市民を守ることはとても重要なことだと考えます。

そこで、質問ですが、本市の放置竹林などの現状と課題、また、その取組につい

て教えてください。

菊池市には、森林・山村多面的機能発揮対策交付金制度があるようですが、その実績や効果、それから市内の放置竹林等の面積など、これは大まかで結構ですが、分かれば教えてください。

○議長（大賀慶一君） 山田建設部長。

[登壇]

○建設部長（山田哲二君） それでは、まず私のほうから、道路上に張り出した竹木等につきましてお答えしたいと思います。

道路上に張り出した竹木等につきましては、区長さんをはじめ市民の方々から剪定の依頼をいただいております、毎年依頼件数が増えている状況でございます。

個人の竹木等につきましては、個人の財産であることから、市では剪定することができませんので、竹木等の地権者を調査し、剪定依頼とともに竹木等が原因で事故等が発生した場合には、所有者の賠償責任も問われることも併せて通知をしております。

しかし、所有者から剪定いただけないケースが多くあるのが現状でございます。

令和2年度におきましては、25路線58名へ通知をしている現状でございます。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 清水経済部長。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） 改めまして、こんにちは。それでは、私のほうから、放置竹木についてお答えいたします。

まず、里山の荒廃につきましては、戦後の高度経済成長とともに産業や生活の急変、人口流出や過疎化・高齢化と様々な要因によりまして、全国的に増加が進んでおります。

また、荒廃した竹林の課題につきましては、周囲の森林や農地などに竹が進入し、有害鳥獣の潜む場となるなどの問題がございます。

今後の取組といたしましては、補助事業等を活用し、里山保全活動につなげたいと考えているところでございます。

次に、菊池市における、熊本県森林・山村多面的機能発揮対策事業の実績や効果についてですが、平成29年度より各種団体により申請がなされ、現在までに四つの団体が里山竹林の整備を実施されているところでございます。また、事業の効果といたしましては、森林管理や山村地域の活性化や荒廃等の解消につながっていると考えているところでございます。

また、本市の放置竹林についてでございますが、把握するのは困難でございます

けれども、市内全域における竹林面積は約429ヘクタールとなっております。

今後、事業の促進のために、事業の内容の周知や活用を、市民や各種団体の方々に呼びかけてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 後藤英夫議員。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） 市民の安全のため、引き続き沿道に覆いかぶさる竹木等の地権者へ、調査及び剪定依頼をお願いしたいと思っております。

実例をちょっと申し上げたいと思っております。

先日、地元の方と西迫間の七坪区から小木区方面まで、車で現地を見て回ったのですが、竹木が道路に張り出していた箇所も多く、車に接触するくらい垂れ下がっている場所がところどころに見られました。きれいに整備されているところもありましたが、急傾斜地などでの作業は大変だっただろうと想像しています。地元の人に聞いてみると、はしごを使って手作業で行ったそうです。高齢者ばかりで危険な作業だったと聞きました。市内の中山間地域では、ほとんどがこのような状況ではないでしょうか。また、車に接触するくらい竹木が垂れ下がっている箇所は、朝、地元の方がトラックの荷台に乗って撤去しているそうです。地元の方の話では、高所作業車があれば随分作業がしやすくなるなどの意見がありました。

それぞれの地区では、基本的に春・秋の年2回、道造りとして、市道沿いの竹木の伐採をしておられるそうですが、市からの作業車等の借上げをしていただければ、作業が随分楽になるとのことです。

そこで、お尋ねしますが、高所作業車などのレンタルや機械借上げ等を各区や団体に対して行う考えはありませんか。

また、現地を見ますと、私有地だけでなく、道路際、いわゆる官地にも竹木が多いと思っております。本市の巡視実績や、その評価・課題を教えてください。

○議長（大賀慶一君） 山田建設部長。

[登壇]

○建設部長（山田哲二君） それでは、高所作業車等でございますけども、こちらにお答えしたいと思います。

道路上に張り出した支障木を地域の方々により処理される場合につきましては、市の負担で高所作業車の借上げを行っておりますので、地権者の同意をいただき、対応していただきたいと考えているところでございます。

それから、市の巡視につきましては、職員や道路等作業員によるパトロールや、区長さん等の連絡により、支障竹木を随時伐採しておりますが、市道延長も長く、

十分に対応できておりませんので、地域の方々により対応していただいている部分が多い状況でございます。

引き続き、パトロール等や地域の方々の協力をいただきながら対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 後藤英夫議員。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） 地域の安全のために、特にこの梅雨の時期は竹もよく伸びています。地元の人も困っています。引き続き注視してパトロール等を行っていただきたいと思います。

それから、放置竹木についての私の意見ですが、このままですと、放置竹林はどんどん拡大していくと思います。実態などの把握も必要だと思いましたので、あえて放置竹林の面積を質問させていただきました。また、森林・山村多面的機能発揮対策交付金制度の活用についても、さらに市民に呼びかけていただきたいと思います。

先月は、本市での野生の猿の目撃が相次ぎ、よく注意を促す放送がされていました。また、今月に入り野生の鹿の目撃も増えているようです。野生鳥獣のすみどころとなり得る集落周辺の手入れ不足の人工林を間伐し、放置竹林を整備することで、人間の居住空間と野生鳥獣のテリトリーのすみ分けを行うことも必要だと思います。

それから、竹林整備等についてですが、チップーシュレッダーなどの粉砕機等を導入し、竹チップーの機動力を生かして、竹林内で伐採した竹をその場で粉砕し、竹林に戻しながら作業道の整備等も併用して竹林の整備を行うのも非常に効果的だと思います。

バックホーなどの建設機械の先端に作業機を取り付けたタイプもあるようです。林野面積が多く、高齢者率が高い本市は、こういった最先端の大型の機械を使用して里山を整備する必要があるのではと考えます。

一昨日、6月15日の農業新聞での記事ですが、兵庫県丹波篠山市が放置竹林解消のため、市民に対して、竹チップを作る粉砕機を貸し出すなどの取組が掲載されました。そのほか、地元の農業高校の生徒が竹チップを堆肥や雑草を抑制するマルチの代わりに活用するなど、奮闘する様子が載っていましたので、この場で紹介しておきます。とてもすばらしい取組だと思います。また、竹チップをマルチ代わりに使用することで、省力化、それから農業産廃などの減少、廃プラにもつながると感心しました。

竹が利益を生む仕組みをつくと竹林整備はもっと進むと考えます。竹を使った



竹チップ、タケノコの新たな食品などを作るのもいいかもしれません。それから、竹チップ・竹パウダーは消臭効果が高く、災害時の防災トイレに敷き詰める材料としての利用に期待が持てるそうです。圃場での土壌改良や肥料としても優れています。また、本市は畜産が盛んですが、竹をパウダーにして畜舎で敷料に利用すれば、竹パウダーの乳酸菌が腐敗菌や病原菌などの悪玉菌を抑制して、悪臭の防止に役立つと思います。私の知り合いの畜産農家は、製材所が出たおがくずを1立方メートル当たり2,500円で購入していますが、竹パウダーがあれば使用してみたいと言っていました。

毎年生えてくる竹の特徴は厄介ではありますが、考え方を変えれば、利点でもあります。利益を生めば、働く人が現れ、自然に竹林整備は進むのかもしれませんが。私有林のため公的な整備は難しいと思います。竹林経営が利益を生む態勢づくり、それから、活用方法となる出口の用意も必要ではないでしょうか。

災害に強いまちづくりは里山からだと思います。

美しい里山の景観を守ること。それから、安心安全なまちづくりのため、放置竹林対策の取組を面的に拡大させるとともに、地域として継続的な取組とするため、市民と行政との協働による対策をもっと推進していただきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、後藤英夫議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため、暫時休憩いたします。

なお、午後の会議は午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時24分

開議 午後 1時00分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番（泉田栄一朗君） 皆さん、こんにちは。公明党の泉田栄一朗です。

まずは、現在、コロナ禍の中で、それに関わられておられる職員の皆様、関係者の皆様、大変ご苦労されておられます。深く感謝申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問に入りたいと思います。

まず最初に、市のGIGAスクール構想についてであります。

GIGAスクールについては、前回の一般質問で猿渡議員が質問をされております。あれからさらに進んだ段階に入っていますので、質問をしたいと思います。

確認ですが、このGIGAスクールは、文部科学省の推進で、新たな未来社会を生きる子どもたちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められていることから、学習者用1人1台タブレットを整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正な学びを持続的に実現していくことを目的としているというものであります。

初めに、現在1人1台のタブレットの普及状況等、整備の状況を質問します。

○議長（大賀慶一君） 木下教育部長。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、泉田議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご案内のとおり、一部前回の猿渡議員の一般質問の内容と重複しますが、GIGAスクール構想に伴うこれまでの整備状況についてお答えをいたします。

まず初めに、学校内のネットワーク工事につきましては、1人1台端末整備を前提とした工事として、令和元年度の補正予算で計上し進めてまいりました。

工事の内容は、各小中学校の校内LANとアクセスポイントを整備する工事と、1人1台端末を保管し充電する電源キャビネットを整備するものでございます。令和3年1月までに工事を終え、現在、運用中です。

次に、1人1台端末の購入は、令和2年度の補正予算で計上し、予備機を含めた4,005台のタブレット型端末を令和2年12月までに備品として購入し、同じく現在、活用中です。

併せて、授業支援ソフトと学習支援ドリルについても令和2年12月から運用を始め、現在は1人1台端末とともに活用をしているところです。

さらに、これらの1人1台端末や電子黒板等のICT機器や支援ソフトをさらに有効に活用するため、支援を行う支援員3名を配置しまして、現在は各学校にて活用や保守も含めた支援業務を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番（泉田栄一朗君） 今、聞かせていただきまして、整備が着々と整っているということをお伺いしました。また、3名の支援員もいるということで、安心しております。

再質問に入らせていただきたいと思います。

昨年は新型コロナウイルス感染症の発症で、小中校の教育現場が突然休校になっております。初めてのことで、教師側も児童生徒も大変な戸惑いがあったと思います。なかんずく学習の遅れや学力の低下など心配は尽きませんでした。既に大

学生はリモートの授業や、会社でもリモート会議等々、迅速に対応していたところでもあります。教育現場、特に小中学校は今から始まるというところでもあります。

そこで、質問ですが、1人1台のタブレット普及が終了しているとのことですが、実際、今、どのような活用をしているのでしょうか。

また、再びコロナ禍における休校があるかどうかは分かりませんが、何か特別なことによる休校があるかもしれません。そのようなときの家庭学習にオンラインを活用できる体制になっているのでしょうか。

次に、家庭でのインターネット環境にする整備の補助金を予算計上されていますが、実際、何件を予定されているのでしょうか。

その2点を質問させていただきます。

○議長（大賀慶一君） 木下教育部長。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、ICT機器の活用方法とインターネット整備補助金についてお答えをさせていただきます。

これまで各学校にて活用してきた電子黒板を使った一斉指導に加え、子どもたちが1人1台端末を活用し、自らの調べ学習により意見をまとめたり、それらを授業で発表したりする、いわゆる「主体的・対話的で深い学び」や、学校・家庭でドリル問題に取り組んだりする個別学習による活用を進めております。

また、今般のコロナ禍における学校休業時には、学校と家庭をオンラインで結び、双方向による学習支援や授業等の活用も進めております。

その際、オンラインで学校と家庭を結ぶには各家庭によるインターネット接続が必要となりますので、本年4月に各世帯のインターネット接続環境アンケート調査を行いました。その結果から、整備が必要な家庭を対象に、昨年度同様の補助金制度を創設する予算として、569件分を計上しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番（泉田栄一朗君） 今、もう実際にいろいろな活用をされていると。ドリルの活用とか、また、学校休業時にオンラインによる学習支援をやられている。そして、現在569件が対象になっているということでもありますので、着々と進んで、また指導のほうもされているということですので安心しておりますが、そこで、活用が進められていることは分かりましたけれども、その中で、少し問題点があるのではないかと私なりに考えて、3点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目は、学校内における1人1台のタブレットを活用する学年を質問しま

す。併せて、家庭内におけるオンライン授業をする学年は何年生からでありましょうか。

次に、児童・生徒がスムーズに活用するために、教職員の研修が必要かと思われます。その点はどうでしょうか。

3点目に、家庭におけるタブレット使用をするときの保護者への指導も必要と思われます。

以上、3点についてお答えください。お願いします。

○議長（大賀慶一君） 木下教育部長。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、議員ご質問の3点についてお答えをさせていただきます。

1点目の1人1台端末を活用する学年については、全学年を対象に活用を行っているところです。学年が高くなるにつれ、学校や家庭における活用の場面は増えていく計画でございます。

また、家庭でのインターネットを活用したことにつきましては、今のところ、5年生以上を対象としているところでございます。

それから、2点目の児童・生徒が活用するための教員の研修については、昨年度から県主催によります全教員を対象としたICT活用指導力向上研修やコンテンツの活用に加え、市教育委員会主催によります各学校のICT教育推進委員や教務主任、研究主任への活用研修会、さらには各学校での校内研修会にて推進を行っておるところでございます。

3点目の家庭持ち帰り時の保護者への指導方法につきましては、1人1台端末使用のルールや家庭持ち帰り時の注意事項を守っていただくことをお願いするとともに、各家庭での設定方法については、子どもたちへの教育に併せ、保護者宛てのお知らせにてお願いをしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番（泉田栄一朗君） まず、学年ですけれども、学年に応じた対応をしていくと、教育をしていくということであります。

また、2点目については、先生方全員に研修をやっていかれるということでありました。

そしてまた、保護者にもお便り等を出して、できるだけ問題がないように指導していくということでしたので、ぜひ頑張っていたきたいと思っております。

それでは、再々質問ですけれども、今回は新型コロナ感染の広がりのため、ICT機器を急速に整備、活用が始まりました。人は人と接することで成長ができます。直接的な交流が難しい今、まずはお互いの交流への意識の継続が重要です。これを機会に、コロナ禍で中止になっている姉妹都市・友好都市との交流ができないかと思っております。今まで活発に行われてきた隈府小学校の宮崎県西米良村との交流や、七城中の鹿児島県龍郷町との交流をICT機器で交流したら、今までにない新しい交流のスタイルができるかと思っております。

去年は小中学校の文化的なイベントはほとんど中止になったと聞いております。ICTを活用することによって他校との文化的交流をすることは、お互いの刺激になり、向上心が芽生え、かえってすばらしいものが生まれるのではないかと期待しております。例えば合唱や作文、絵画、書道、英語スピーチ、研究発表、意見交換などもよいと思っております。このようなICTを活用した交流について、今後、そのような考えがありますか、お聞きしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 渡邊教育長。

[登壇]

○教育長（渡邊和博君） それでは、改めまして、こんにちは。ただいまの泉田議員のご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、コロナ禍によりまして、学校間の訪問による交流は中止を余儀なくされており、大変残念に思っております。

今年度におきましても、七城中学校が交流している鹿児島県龍郷町の龍南中学校2年生が5月に訪問予定でしたけれども、昨年に引き続き中止となっております。

また、隈府小学校が交流している宮崎県西米良村の村所小学校5・6年生の隈府小学校訪問も去年は中止、今年は11月に予定しておりますが、先の状況は見通しできないところでございます。

今般のGIGAスクール構想によるICT機器の整備は、全国的に行っているものであり、本市と交流先双方の環境を有効に活用することで、訪問による交流が中止となった場合でも、各校をオンラインでつなぎ、双方向による合同授業、議員ご紹介ありましたけれども、いろんなタイプの合同授業も、あるいは交流会、そういうものも実施可能であると考えます。また、実際、計画をしている学校もあります。

なお、今年3月に実施した「森の学校・きくち」におきましては、宮崎県西米良村の中学生にオンラインで参加していただく試行的な取組も既に行っておりますので、それらを生かしながら、今後、学校と協力していきたいというふうに思っております。

議員がおっしゃるように、ICT機器を交流に生かすことも、ぜひ今後も進めて

いきたいというふうを考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番（泉田栄一朗君） 前向きな答弁ありがとうございました。ぜひこういうコロナ禍の中でこそできるオンラインと、そういうこともあると思います。ぜひ充実したものにつくり上げていただきたいと思います。

なぜこの友好都市のことを私が考えたのかといいますと、今回は遠野市のほうは言っておりませんでしたけれども、遠野市の議員とやり取りをしている中で、私たちもなかなか行けないんで、そういうオンラインとか、そういうものがないだろうか。学校でもそういうことが使えるんじゃないかというようなお話の中で、こういう質問になったところでもあります。ということで、できれば遠野市との交流も併せて、一緒に検討していただきたいことを要望して、終わらせていただきます。

それでは次に、SDGs未来都市についての質問であります。

最近、よく持続可能な開発目標（SDGs）という言葉が使われ始めました。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択されたもので、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標だということでもあります。

貧困、紛争、気候変動、感染症等々、人類はこれまでになかったような数多くの課題に直面しております。人類はこれまで、地球上にある資源を好きなだけ使って、経済優先の生活をしてまいりました。そのために地球の温暖化を誘発させてしまいました。このままでは人類が安定してこの世界で暮らし続けることができなくなると心配されております。

そんな危機感から、国連で地球規模的に課題を整理し、解決方法を考え、17項目の目標が定められました。今、私の胸にもこのバッジ、17項目のバッジをつけておりますけど、ここに議場におられる職員の方もほとんどの方がつけておられます。これが17色ありますけども、この17色の内容が、今から言う内容であります。1つ、貧困をなくそう。2、飢餓をゼロに。3、全ての人に健康と福祉を。4、質の高い教育をみんなに。5、ジェンダー平等を実現しよう。6、安全な水とトイレを世界中に。7、エネルギーをみんなにそしてクリーンに。8、働きがいも経済成長も。9、産業と技術革新の基盤をつくろう。10、人や国の不平等をなくそう。11、住み続けられるまちづくりを。12、つくる責任 つかう責任。13、気候変動に具体的な対策を。14、海の豊かさを守ろう。15、陸の豊かさも守ろう。16、平和と公正をすべての人に。17、パートナーシップで目標を達成しようとなっております。

これは、言われてみればごもつともなことばかりではありますが、私たちが日常的に心がけている内容のようですが、突き詰めてみれば、よく分からないし、難しい内容でもあります。まして、これを地球規模で見れば、大変な目標であり、重要であると思います。持続可能とは何かをし続けられるということでもあります。そのために私たちは何をしたらいいのだろうか、自分たちは何ができるだろうかと常に考える必要があると思います。

ここで、アフリカ人女性として、史上初のノーベル平和賞を受賞したワンガリ・マータイ博士のことを紹介したいと思います。

一人の女性の地球に根差した行動が人々の心を変え、国を変え、世界を変えた。アフリカで3,000万本の木を植えたグリーン・ベルト運動の創始者であります。この植樹運動は、ケニアの農村女性を中心に国境を越えて広がり、約10万人が参加、砂漠化が進むアフリカに緑をよみがえらせました。

博士は日本の「もったいない」という言葉には、自然を尊敬しよう、有限な資源を有効に活用しようというすばらしい心が感じると述べられました。私たちがワンガリ・マータイ博士から学ぶべきことは、一人の地道な行動がやがて地域を変えることができるということ、そういう確信を持つこと、また、もったいないというすばらしい日本語を私たち自身が再認識し、未来を託す子どもたちに教えていくことではないでしょうかと言われております。

今、世界の中で日本はどのような立ち位置にいるのでしょうか。SDGs目標に対する達成度は、日本は166か国中17位ということになっております。

ちなみに、達成度の高い国は、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ノルウェーと続き、ヨーロッパが上位にいます。

初めに、本年5月、内閣府から菊池市がSDGs未来都市に選定されました。SDGs未来都市とは、内閣府地方創生推進室がSDGsに取り組んでいる自治体に選定したということです。そこまで至った経緯と概要について質問をします。

○議長（大賀慶一君） 後藤政策企画部長。

[登壇]

○政策企画部長（後藤啓太郎君） 改めまして、こんにちは。SDGs未来都市に選定された経緯と概要についてお答えいたします。

SDGsとは、Sustainable Development Goals（サステイナブル・ディベロップメント・ゴールズ）の略称で、2015年9月の国連サミットで全加盟国の採択を受けた持続可能な開発目標を意味する国際目標です。

SDGs未来都市は、平成30年度から国（内閣府）において開始されている制度で、SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市の中か

ら、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して、持続可能な開発を実現するポテンシャルが特に高い都市が、毎年30団体程度選定されるものです。

本市においては、一昨年度の令和元年度から提案書を提出しておりまして、昨年度の令和2年度、2度目の申請を行い、本年5月21日に「SDGs未来都市」に選定されました。

SDGs未来都市に選定された都市は、国と連携しながら、提案内容をさらに具体化し、3年間の「SDGs未来都市計画」を策定することとなっていますので、本市においても、現在、計画を策定しているところです。

以上です。

○議長（大賀慶一君） 泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） 菊池市もこの選定されたということで、私も熊本市になったこと、それと水俣市、そして山都町、そこ辺りのところになっているということをお聞きしております。その中で菊池もなっているということですので、この未来都市計画ということは今から進めていくということをお言われました。経済・社会面・環境面と。具体的にどういうことを進めていくということでありましょうか。お答えをお願いします。

○議長（大賀慶一君） 後藤政策企画部長。

[登壇]

○政策企画部長（後藤啓太郎君） 経済・社会・環境の各側面における取組ということですが、本市におけるSDGs未来都市の主な取組として、まずは、SDGsの普及啓発のため、市民ワークショップの開催、広報紙やホームページ等を活用した情報発信を行うこととしています。

次に、経済・社会・環境の三側面それぞれの主な取組についてですが、まず、経済面では、菊池ファン獲得につなげる観光プロモーションや体験型観光の推進、いつでもどこでも仕事ができるテレワークの推進、官民連携による起業や就農の支援等に取り組むこととしています。

次に、社会面では、かわまちづくり・もりまちづくり・はなまちづくりなどの市民参画型のまちづくりや、健康ポイントによる市民の健康づくり、eモビリティの導入促進等に取り組むこととしています。

最後に、環境面では、小水力発電や木質バイオマス発電等の再生可能エネルギーの活用促進や、地域間連携による温室効果ガスの削減、ごみ排出量の削減に取り組むこととしています。

以上、お答えいたします。



○議長（大賀慶一君） 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番（泉田栄一朗君） やはりこれからは、このSDGsというのが一部の方だけじゃなくて、皆さんが分かる、そういう啓発が必要でありますので、ぜひこの広報、その他で情報発信をお願いしたいと思います。

また、経済面の取組ということと言われております。私も以前、経済面では、菊池の歴史のアピールということで、西郷隆盛が菊池一族の末裔であるということで、七城出身であるということのアピールしたり、また、文教菊池の基礎を築いた渋江家や木下鞆村について質問をさせていただきました。

私も、現在、この観光プロモーションの推進という中で、菊池ファンクラブの会員になって、名刺を作っております。現在考えている体験型観光とは、具体的にどのようなことを考えられているのか、1つ目の質問です。

2つ目、社会面ですけれども、社会面でも、健康ポイント等の質問を今までさせていただいておりますけれども、これが何か発展して、現在、熊本市と健康ポイントを共有して、「げんき！アップくまもと」ということもできて、それをポイントをためることによって、いろんな商品が頂けるということもお聞きしております。私もそれに現在チャレンジしているところであります。

また、以前、菊池溪谷は大変すばらしいところだという質問をして、その中で、高齢者や足の不自由な方がなかなかあそこを歩くのが大変だということで、電気の車が走れるような、環境に優しいことができないだろうかという質問も以前しました。それを考えると、今、部長が言われたeモビリティになるのではないかと思います。国土交通省が言っている「ちょこっと輸送」に匹敵するのではないかと思います。ぜひまちなか歴史探訪等にこういう電気自動車等が活用できないだろうか。その点についても、1つ、お答えをお願いします。

最後に、3つ目ですけれども、現在、取り組んでいるマイバッグ運動が、以前からやっておられますけれども、レジ袋有料化という形になりまして、皆さん、マイバッグを競って持って行かれるような形になっているようです。

また、食品ロスについても、ごみゼロを目指して、ポスターやコースターを作ってください、啓発していただいております。

こういう中で、ごみ排出量の削減については、具体的にどう取り組んでいかれるのか、その点について質問します。

以上、3点をお願いしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 後藤政策企画部長。

[登壇]

○政策企画部長（後藤啓太郎君） ただいまの泉田議員のご質問にお答えいたします。

体験型観光につきましては、デジタル技術を活用した菊池一族に係る史跡巡りや、農家民泊、農業体験をはじめとするグリーンツーリズム等に取り組むこととしており、これらを通じて、菊池ファン（関係人口）の拡大につなげてまいります。

社会面のeモビリティにつきましては、まずは、健康テレワークタウン菊池の取組の一環としまして、テレワークオフィスと宿泊施設との間の移動手段として導入することを想定しております。議員よりご提案のありました観光地間の移動や、まちなかの歴史探訪での活用、市民の公共交通としての活用等につきましては、健康テレワークタウンの取組での実績や課題等を踏まえながら、今後、検討してまいります。

ごみ排出量削減につきましては、これまでと同様、ごみ分別アプリや出前講座等を通じた市民への周知・啓発や、生ごみの減量や有価物としての回収に対する支援等に取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番（泉田栄一朗君） SDGsという言葉が、やはり広い意味で、今、社会面、環境面、様々なところにSDGsが入っていくということで、大変な内容だと思っております。ぜひ今言われたことを実行していただければと思っております。

それでは、最後に、市長にお伺いします。

SDGs未来都市に選定されたことに対して、市長は施政方針の中で、今まで菊池市が推し進めてきた「癒しの里戦略」とほぼ同じ考え方に立つと言われております。さらに、具体的にこれからの取組をどのように考えておられるのか、お答えください。

○議長（大賀慶一君） 江頭市長。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、SDGs未来都市への取組について述べよというご質問でございます。

まず、今回のSDGs未来都市、31の自治体が総理大臣からの認定書を授与されたところであります。その中の一つに菊池市が選ばれたこと、大変うれしく思っておりますし、職員の頑張りが実ったものというふうに思います。

本市が目指すSDGs未来都市でありますけれども、幾つかの表現の仕方はあるかと思いますが、「菊池の自然力を活かして、特に新型コロナを契機とする健康志向や新しい生活様式のニーズを取り込んで、菊池ファンといった関係人口を増やし

ながら、経済・環境・社会が相互に関連して穏やかに発展する循環型社会」を築いていこうというものであります。これはまさしく、これまで進めてきました「癒しの里戦略」そのものだということが言えると思います。

これからは自然環境と健康の価値というものがこれまで以上に高まるというふうには私どもは考えております。そういう意味での宝の山がこの菊池には足元に眠っているわけでありまして。現在策定していますSDGs未来都市計画は、何かまた別の路線、新しいものに取り組むということではなくて、今まで取り組んできた菊池の宝を活用した「癒しの里戦略」に、テレワークといった新しいキーワードを取り入れて、施策を再整理するものだというふうにご理解いただければというふうに思います。

今回のSDGs未来都市の認定というものは、「癒しの里戦略」の方向性の正しさを改めて証明するということになりました。しかしながら、今後の最大のポイントというのは、官民一体となった取組の推進であろうというふうに思っております。今後につきましては、このSDGsの理念や考え方を市民の皆様と共有して、いわゆる市民参画型の協働体制の強化を図りながら、一致団結して、持続可能なまちづくりを進めていきたいと、こういうふうと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） よく理解できました。私も、やはり今後、行政や企業、市民がそれぞれSDGsを深く理解して、実行していくことが未来都市につながると思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

以上で終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、泉田栄一郎議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○  
休憩 午後1時36分

開議 午後1時43分  
○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、平直樹議員。

[登壇]

○5番（平直樹君） 皆さん、こんにちは。菊池市の最高決定機関である菊池市議定会定例会は、国旗を掲げ、国歌斉唱をして始めるべきだと考えております、議会番号

5番の平直樹です。私は日々の政治活動において、政治をもっと近くに、判断基準を子どもが大きくなったときにどうかという二本柱を立てて行っております。今回は2点、一般質問をさせていただきたいと思います。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1点目、菊池市役所のハラスメント対策についてお伺いいたします。

この質問の目的は、市職員さんのお悩み解決の手だてを図り、ひいては、それが市民サービスの向上につながると思っておりますので、この質問をさせていただきます。

皆さん、ご案内のとおりかと思いますが、少し前に、私自身、ハラスメントという問題に直面し、その際に相当量勉強をさせていただきました。ハラスメントといっても各種あります。パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、モラルハラスメントなどがお耳になじみのある言葉かと思えます。最近では、ワクチンハラスメントなんていう言葉もネット上に見られるようになってまいりました。

先日、テレビや新聞等での報道もあっておりますが、菊池広域消防管内でのパワハラを原因とした痛ましい事件も起こっております。その報道を追いかけていけば、最初は職場内にはパワハラがあったにもかかわらず、職場内で放置され続けた結果であるとの遺族の方の悲痛な声がかかります。それだけ見えにくいものであるということかと思えます。

加えて、私の経験から、様々理論的に分かった課題を踏まえて、菊池市役所という職場内のハラスメント対策について、一般質問という形を通して、市職員の方々の職場環境改善につなげていけたらと思えます。

そこで、まずお尋ねをいたします。

職場としての菊池市役所内で、もしも職員の方々が各種ハラスメントに悩んでいる場合、どのような仕組み、またどのような解決策があるかを教えてください。

○議長（大賀慶一君） 上田総務部長。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、平議員のご質問の中で、ハラスメント対策の体制についてお答えしたいと思います。

昨年、労働施策総合推進法、いわゆるパワハラ防止法が改正されたことに伴い、「菊池市職員の方々のハラスメント防止等に関する指針」を策定し、職員一人ひとりの尊厳や人格が尊重され、快適に働くことができる職場環境の推進に努めております。

庁内の体制としましては、相談窓口を総務課職員係に置くほか、より相談しやすい環境を整えるため、社会保険労務士事務所の電話による外部相談窓口を設置しております。

相談は、当事者だけでなく、ほかの職員に対するハラスメントを不快に思う周囲の職員や、相談を受けた職員からの相談にも対応することとしております。

相談を受け付けた場合は、事実関係を確認し、庁内で組織するハラスメント防止対策委員会で調査審議し、市長に審議結果の報告を行うとともに、ハラスメントの事実が確認された場合は、必要に応じて懲戒審査の上申を行うこととしております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 平直樹議員。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 総務課の中に一つあって、外部として電話相談ができる。あとは本人以外の報告も受け付けていますよというようなお答えだったと思います。

私も、その菊池市職員のハラスメント防止等に関する指針というのを頂いて、読んでみたところではありますが、ここで、私、議員になって7年たちますが、これまでに数人の職員の方から、特にパワハラについてお悩みを聞いた経験があります。その都度、しかるべき窓口にご相談してみてもはどうでしょうかというふうにお話をしたのですが、異口同音、話を聞いてもらっただけでも少し楽になりましたということと、あと一つが、自分のことがばれるのが怖いから、もう絶対に言わないと。このことはもうないしょにしてほしいというようなこと、お答えばかりでございました。ですから、何があっても私はその方の名前を言いませんし、また言えるはずありません。

そこで、お尋ねいたします。

例えば、その上司の方に相談するという形であれば、その上司が対象者である場合はもう報告できないので、人事課ということになると思うんですが、過去10年間の相談件数などがもしあれば、それを教えてください。

○議長（大賀慶一君） 上田総務部長。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 過去10年間の相談件数はということでございますけども、過去10年間においての状況としましては、職員間の問題や職場環境上の相談件数は複数件ございますが、ハラスメントとして対処した件数は1件のみでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 平直樹議員。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 10年間で1件しかなかったということでした。

外部相談窓口にご相談した場合、改めてお伺いしますが、実際、どのような調査、解決となるのか、もう少し具体的に教えていただけますか。また、その際、一番大

事なのは、相談者の秘密の保持なのですが、その秘密の保持というのはどのように担保されますか、お知らせください。

○議長（大賀慶一君） 上田総務部長。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 外部相談窓口相談した場合の流れということでお答えしたいと思います。

外部相談窓口は、社会保険労務士事務所に委託しており、委託先の社会保険労務士が電話にて相談を聞き取ります。

その後、委託先から本市総務課に連絡があり、総務課職員が相談者及び行為者・疑いがある職員等に対して事実確認を行うこととしております。

その後は、先ほど相談しましたように、窓口受付後の同様の流れとなることになります。

ハラスメントに関する相談またはその処理に関与した職員は、関与中、関与後を含めて、相談者及び関係者のプライバシーの保護と、知り得た秘密の厳守を徹底することとしております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 平直樹議員。

[登壇]

○5番（平直樹君） 例えば私が、その悩んでいる私だとしたら、外部に電話をして、結局、それが人事のところに行き、人事の方から調査が始まるということだと思っております。それで秘密の保持が保たれるかどうかということで、保たれていると、保たれるという前提でお話をして、実際にそれが機能していない。または、それが職員さんに認知がされていないということではなかろうかと思っております。だからこそ、私にも相談があったのではないかと思います。菊池広域消防パワハラ事件でも、遺族の方は、こういう新聞報道の中で、二度と繰り返さないでほしい、妻の方は内部に漏れない相談の仕組みが絶対に必要である、パワハラ被害者が声を上げやすい組織にすべきだと話すを書いてあります。ここが一番ポイントになるのかなと。とにかく相談者が相談したことがばれないようにすること、そこがみんなが分からないと、相談ができませんよということだと思っております。

ここで、パワハラについて、ちょっとお尋ねをいたします。

パワハラ定義は、平成30年10月17日付で、雇用環境・均等局というところが定義づけを行っております。これに書いてあるとおりにいきますと、1点目、優位的な関係に基づいて行われること。2点目、業務の適正な範囲を超えて行われること。3点目、身体的もしくは精神的な苦痛を与えること。また、就業環境を害す

ることとあります。ポイントは、この三つのいずれも該当するという事です。1点だけでも足りませんし、2点だけでも足りない。パワーハラスメントとはこの三つの全てがそろったときにパワーハラスメントと定義するというふうに書いてあります。

それぞれに時期はずれますが、私が以前、直接複数の職員さんから相談を受けた件をちょっとお話をさせていただきます。

ある市議会議員さんに呼ばれてお話をお聞きする際、用件以外の話が長く、毎回長時間拘束されてしまい、なかなか自分の仕事ができないで困っていた。さらに、その相談されたことの報告がおくれたときや、いただいた課題の克服が意に沿わなかったときに、電話等で必要以上に叱責され、かなり身体的に参ったといった内容でした。

そこで、お尋ねいたします。

今、私がお話したことは、パワハラに私は当たると思いますが、総務部長、見解はいかがですか。

○議長（大賀慶一君） 上田総務部長。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） まず、今のご質問にお答えする前に、先ほどの答弁の中で、「先ほど相談しました窓口受付後」と言いましたけども、「先ほど答弁しました窓口受付後」の間違いですので、まず訂正させていただきます。

それから、今のご質問の件ですけども、パワーハラスメントの定義としましては、先ほど平議員のご紹介いただいたように、まず1つ目が、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、2つ目、業務上、必要かつ相当の範囲を超えたものにより、3つ目が、労働者の就業環境が害されるものであること。この全ての要素を満たすものとされております。

なお、客観的に見て、業務上、必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには該当いたしません。

ハラスメントの判断につきましては、相談者及び行為者・疑いがある職員、また、その関係者等から事実確認を行い、総合的に判断する必要がありますので、この場ではいずれの回答もできかねないということでお答えさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 平直樹議員。

[登壇]

○5番（平直樹君） ここでご回答がいただけないのは、そうかなと。初めて聞かれることでしょうか、そういうことかなとは思いますが、しっかり議事録をもう一回聞いていただいて、そういったことが行われているということを私は直接聞いて

いますから、それに対してというところを本当は聞きたいんですけども、厚生労働省から平成28年の働きやすい職場環境形成事業、職場のパワーハラスメント対策取組好事例集というものが平成29年度3月付で出ております。

ここに、どんなふうに職場のパワハラ対策、いろんな企業がこういうふうなことを取り組んでいますよというような事例が書いてあるんですが、かなり事例があります。かなりの数があります。その中で、私が一番感じてきた課題、やっぱりその相談をする方の秘密の保持の確保というところの事例についてもたくさんありました。

職場内の窓口の開設、秘密の保持、今されているというお答えでしたが、ポイントはやっぱり外部窓口の存在ですね。先ほどお話した事例のほかに、やはり職場内でほかの職員さんがいる状況で上司から大声での執拗な叱責を複数回受けて、つらいといった声、そのほかにもご相談を受けた経験があります。悲痛なお悩みに、まさにこの外部窓口が必要でありまして、もう今、実際に起こっている課題、10年間で1件しかなかったとは言われますが、実際はこういうことがあっているよということです。

そこで、ちょっと市長にお尋ねします。

職員さんのその職場環境を守ったり、職員さんを守るのは、ボスである市長の私は責務だと思います。これのこういうことが実際に起こっている事例を見ていただければ分かりますが、匿名で市長へ、匿名でメールで出すとか、アンケート調査をすることでというようなことも事例の中に入っていますが、市長が職員さんを守る、その強い意思、覚悟を出すべきところだと思うんですね。

今、私がお話したことは、職員さんの声なき声の告白であります。これはもう早急に現状を把握していただいて、その結果が明らかになった場合は、その課題があれば厳正に対処すること、そして、職場環境の改善に努めることは市長の責務であると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 上田総務部長。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） まず、市長からの答弁をする前に、執行部としまして、ハラスメント対策は、未然に防止することが重要であると考えております。

指針では、組織としての対応のほか、所属長の責務、職員一人ひとりの責務を規定し、ハラスメントに関する正しい知識を持ち、職場内でのコミュニケーションづくりに努め、互いに相談できる信頼体制をつくり、職場全体でハラスメントの未然防止に取り組むこととしております。

ハラスメントを受けたとき、ハラスメントを見聞きしたとき、さらに相談しやすい環境を整えることが必要であると考えております。



その一つとして、庁内グループウェアに、今現在、匿名でも投稿できる「職員目安箱（意見箱）」を設けましたので、ハラスメント相談にも活用できるものと考えております。

そのほか、職員の状況把握と今後の人財育成を目的に行っております自己申告書に、ハラスメントの相談の有無を申告してもらうこととしており、必要に応じて相談を受ける体制を取っております。

今後もさらに相談しやすい環境づくりに向け、研究してまいりたいと考えております。

○議長（大賀慶一君） 江頭市長。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 職場内のハラスメントに対する私の考え方というご質問でございます。

ハラスメントに限らずでありますけれども、職員のために適切な職場環境を保つということは、私の責務の一つであるというふうに考えております。特に職場におけるハラスメントというものは、働く個人としての尊厳を不当に傷つける、社会的に許されない行為であるとともに、働く人が能力を十分に発揮することの妨げにもなるわけであります。

また、市にとりましても、職場秩序の乱れであるとか、職務の円滑な進行への阻害につながり、市政の効率的運営に重大な支障を来すことにもなりかねません。

このハラスメントを防ぐためにも、今、部長が申しましたように、一番大事なのは、常ふだんからのコミュニケーションと良好な人間関係を保つということであり、職場内のコミュニケーションに意を用いて、ハラスメント防止に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

特に、今、提示された内容を含めまして、先ほど部長答弁にありました外部相談窓口であるとか、あるいは匿名の職員目安箱等を活用し、庁内のハラスメントの状況把握を行いたいというふうに考えております。

もし、万が一、ハラスメントという認定されるような事態が起きた場合、その行為者が内部の職員であれば、当然ながら、全体の奉仕者としてもふさわしくなく、また、公務員としての信用失墜にもつながりかねないものであります。厳正に対処をしていきたいというふうに考えておりますし、今の事例のように、もしその行為者が外部の人であったとしても、その行為者が属する団体組織に対して強く改善を申し入れるといったふうな断固たる態度を示していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 平直樹議員。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 今の市長のお言葉を聞いて、安心して相談してみようかなと、匿名のメールを送ってみようかなと思ってくれた職員さんもきっといらっしやると思っていますので、どこかでこの放送やら何やらを聞いてくれていて、悩んでいる方がいらっしやったら、ぜひそういうものを活用して、よりよい職場環境になって、それが菊池市の市役所の職場環境につながって、いい仕事をして、市民の幸せにつながっていただけるように期待して、次の質問に行きたいと思えます。

○議長（大賀慶一君） ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午後2時03分

開議 午後2時11分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

平直樹議員。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 次の質問に移ります。

菊池市身体障害者福祉協議会と菊池市の役割についてお尋ねをいたします。

この質問の目的は、本協議会における市の役割を明確にして、今後もこの本協議会が安定的に存続できるようにと思ひ、質問をさせていただきます。

菊池市身体障害者福祉協議会とは、合併前から旧市町村単位でありまして、合併時に本協議会も合併し、現在の形となっております。

菊池市身体障害者福祉協議会会則第4条、本会は、身体障害者福祉法の法精神にのっとり、会の円滑な運営と向上発展を期し、併せて、相互の親睦を図り、障害者の福祉増進を図ることを目的とするとあります。このことについて、菊池市にお尋ねをいたします。

まず、この本協議会の現状と課題をどのように認識していますか、お知らせください。

○議長（大賀慶一君） 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 平議員のご質問にお答えいたします。

菊池市身体障害者福祉協議会につきましては、本市における唯一の障がい者団体であり、県の障がい者スポーツ大会への参加をはじめ、会員の福祉の充実・社会的地位の向上に努められています。

また、身体に障がいのある方に寄り添った相談窓口でもあり、社会活動の支援にもつながっていると考えております。

そのようなことから、市としましても協議会は重要な団体であると認識しており、協議会の活動に対して、補助金の交付を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 平直樹議員。

[登壇]

○5番（平直樹君） 今回の質問は、この本協議会の会長でいらっしゃいます、黒田会長からお悩みをお聞きするところから始まりました。一番何が課題なんだろうかというふうにちょっとお聞きしましたら、もう即答です。会員数の減少であると。会員数がどんどん減っていているということでした。平成17年度631人、平成18年度755人、平成19年度626人、平成22年度、ここで福祉年金が廃止されたとのことでした。平成23年度は283人、平成28年度110人、そして、昨年、令和2年度47名となっておるそうで、会員減少が物すごく進んでおるということです。

このことを前提に、まずお尋ねします。

今、答弁で重要であるというお答えだった。10年前と比べて、本当に多様性を認める社会になってきたというふうに思っております。これからも、もっともっとそういうふうに進んでいくことだと思います。目的を明確に持った歴史ある会だとしても、そこに所属する、共に活動するかどうかは、その参加される本人次第であります。入っていないから、国や県、または本市からの行政サービス等に、サービスの差が生まれるわけではありません。

そこで、本市にとって本協議会が必要なものかどうかをお聞きしようと思いましたが、今、部長が重要な団体であるというふうに明言いただきましたので、そこで、お尋ねをいたします。

本協議会と本市の関係、どういった関係性である、本市としてはどういった立ち位置を取っているというものがあれば、お示してください。

○議長（大賀慶一君） 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 菊池市身体障害者福祉協議会につきましては、身体に障がいのある方の社会参加に貢献されている団体であり、協議会の存続は、先ほども申し上げましたけれども、市としましても必要不可欠であると考えております。

現在、身体障害者手帳を交付するときに、協議会への加入案内チラシを併せて配布するなどの対応を行っておりますが、今後も協議会と連携しながら、会員の確保

も含めて市としてどのような協力ができるか検討してまいりたいと考えております。  
以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 平直樹議員。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 答弁ありがとうございました。

会長に登録者減少の原因は大体何だと思えますかというふうにお聞きしたら、先ほどちょっとさらっと言いました、平成22年度に福祉年金が廃止になったこととお答えでした。ちょっとよく分かりませんでしたので、それはどういうことですかというふうに質問を重ねていけば、福祉年金は5,000円、当時支給があつてたと。その支給される金額で年会費を払う方もたくさんいらっしゃったと。その金額的なことよりも、一つの場所に行って、そこでその支給があつてたと。そこで新しい方との顔つなぎや、そこで会員さんを獲得するために、協議会の皆さんがそこで会員を募集していたと。ところが、福祉年金がなくなったものですから、会員さんと、また未加入の会員さんと接点を持つ場所がなくなってしまったことが一番大きいんだというふうにおっしゃられておりました。

会員の減少に加えて、その会員の高齢化も進んで、若手の新規会員を募りたいので、市のほうに障害者手帳を持った人の名簿が欲しいというふうに言うても、個人情報保護の観点から、それは頂けなかったと。自分は勧誘活動の思いがある。この会を続けていきたい。だからこそ、新しい会員さんを誘いに行きたいんだけど、そもそもどこにいらっしゃるのか分からないし、知り合うきっかけがないというところが問題なのであるというふうに教えていただきました。

会長いわく、とかく障がいをお持ちの方は引き籠もりがちになるんであると。社会との接点を自ら持とうとしない傾向がやっぱりどうしても出てくるんだということでした。本協議会は主にスポーツを通して、家から外に出る、社会との接点をつくっていく、そのみならず、会員同士だから分かり合える、そういう心のサポートであったり、そういったことが必要であるから、もう絶対に会員数は必要数を獲得していきたい。これからもこの会を守っていきたいという強い思いを語られていらっしゃいました。

そこで、お尋ねいたします。

平成18年度と令和2年度の身体障害者手帳保持者数をお知らせください。

○議長（大賀慶一君） 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） ただいまの平議員のご質問にお答えいたします。

身体障害者手帳の所持者は、平成18年度が2,484人、令和2年度が2,2

10人と、減少傾向にあります。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 平直樹議員。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 平成18年度、令和2年度からいきましょうか。令和2年度現在は、会員数は47名、手帳をお持ちの方は2,210名、平成18年度2,484名の手帳をお持ちの方の数に対して、当時は755名、会員さんがいらっしゃいました。全体的には減っていているんですが、会員数としては、もう10分の1程度になっている。10分の1以下になっております。

現在、本協議会は、会員募集のためにチラシを作成されております。先ほど部長答弁でもありましたが、手帳をまず発行するとき、こういったチラシを作って、これを市役所の方にお配りをしていただいているということでありまして。名前と連絡先と書いてあるんですが、この裏面に各種賛同される事業者の名前であったり、電話番号であったり、そのサービス内容というのが書かれているんですが、会員さんになれば、こういったところの事業所のサービスや特典が受けられるよ、だから会員になりませんかということで、これは会長自らが発案して、直接この事業所に足を運ばれてお願いをして、このチラシを作っているんだと。これで、ただただそのサービスを安く受けたいではなくて、こういうことがあるから、外に出ませんか。社会に一步出てみませんかという思いで、こういうことをされているということでありました。これはもう会長の心意気だけじゃなくて、これに呼応されたこの事業所さんの心意気でもあると思います。

このチラシを改めてお伺いしますが、どのようにして、部長、配っているか、もう一回教えてもらっていいですか。

○議長（大賀慶一君） 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） チラシのほうをどのようにお配りしているかということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、身体障害者手帳の交付のときに案内チラシのほうを配布させていただいております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 平直樹議員。

[登壇]

○5番（平 直樹君） これも会長に聞きました。手帳というのは、年に1回、何か更新か何かあるんですかと言ったら、更新がない人はもう1回もらったきりだと。1回行って、そのときにこれのチラシをもらって、そのまま持って帰って、そのまま

分からなくなれば、もうこのチラシの効果はなかなか期待ができないんだということ  
で悩んでいらっしやっただいたいです。

そこで、提案なのですが、本協議会の推進していこうというところは、心身の健康  
づくりのためにも、とても非常に本当に有益なことだと思っています。そこで、  
年に一度、例えば4地区に本協議会の活動報告であるとかいった、そういった場を  
つくって、そこに市から手帳をお持ちの方々に、こういった報告会があるので、い  
らっしやいませんかというようなご案内を出していただく。そこで、この協議会が  
1年間、こういった事業をやっているよ、こういう活動をやっているんだというこ  
とを知ってもら、そういう場を提供していくというのはいかがかなというふうに  
思います。これは先ほど泉田議員の質問の中にくしくも出てまいりましたSDGs  
の3番、全ての人に健康と福祉をという持続可能な目標にも合致すると思います。

また、2点目ですけど、こういったことを協議会の皆さんも常に考えられており  
ます。その課題把握の、そして共有をするために、市の職員さん、担当する課と協  
議会との協議の場と、社協のその三者の定例会、それが月に1回なのか、3か月に  
1回なのかはお任せしますが、年に1回でもいいと思うんです。そういった定例会  
を設ける考えはありませんか。

○議長（大賀慶一君） 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） ただいま協議の場をということでございましたけれ  
ども、今、平議員のほうからいただきましたご提案も含めまして、協議会と連携し  
ながら、協力体制については検討してまいりたいと考えます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 平直樹議員。

[登壇]

○5番（平直樹君） とにかく協議会の方々は、もう市と一緒にあって、二人三脚で  
その会を存続させる。そして、会員さんの笑顔のために一生懸命頑張りたいという  
ふうに思っていると思いますので、ぜひ協力体制を取りながらやっていって  
いただければと思います。

終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、平直樹議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○  
休憩 午後2時26分

開議 午後2時32分



○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、水上隆光議員。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 皆さん、こんにちは。議席番号8番、水上隆光です。我がふるさとの里山の裾野に広がりますこの菊池市が活気づくまちになりますように、いろんな質問をしていきたいと思えます。どうぞお付き合いのほどよろしくお願ひします。

今日は、市道についてと施政方針についてを質問してきます。

まず、市道について質問してきますけれども、この質問の趣旨は、合併前からのコンクリート舗装をアスファルト舗装にする時期に来ているんじゃないかということで、質問させていただきます。

車線幅とか、2車線、1車線ありますけれども、今回は路線の数と総延長ということで統一していきたくと思えますので、その辺はどうぞご了承願ひたいと思えます。

最初に、本市の市道の数と総延長は。

2番目に、アスファルト舗装とコンクリート舗装、それぞれの数と延長。

それから、3番目に、市道に対する国からの交付金交付額をお示してください。

○議長（大賀慶一君） 山田建設部長。

[登壇]

○建設部長（山田哲二君） それでは、水上議員のご質問にお答えいたします。

まず、市道の数と延長ということでございますが、市道の数につきましては、1,675路線の実延長は約990キロメートルでございます。

次に、各舗装の状況ですが、アスファルト舗装が1,008路線の総延長約796キロメートルでございます。また、コンクリート舗装道路につきましては、546路線の総延長が約127キロメートルでございます。

次に、市道に対する国道の交付税の年額につきましては、道路橋りょう費に係る普通交付税基準財政需要額で回答いたします。平成20年度が6億1,871万1,000円、平成25年度が5億8,344万2,000円、平成30年度が5億5,192万3,000円、令和2年度が5億4,460万4,000円でございます。以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 水上隆光議員。

[登壇]

○8番（水上隆光君） ありがとうございます。

6億1,000万円とか、5億8,000万円という、5億4,000万円とかになってますけども、6億円ぐらいはずっと昔から入っていたのかなと思いますけれども、部長にちょっと確認ですけども、コンクリート舗装の127キロメートルに、コンクリート舗装であっても交付金は来てますよね。来てますね。お答えください。

○議長（大賀慶一君） 山田建設部長。

[登壇]

○建設部長（山田哲二君） それでは、お答えいたします。

交付税につきましては、アスファルト舗装であろうが、コンクリート舗装であろうが、その対象となっております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 水上隆光議員。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 合併時、私、この質問をしようと思ったのは、合併時、合併するときに私の地域とか、近くの生活道から農道になって、それが市道とか県道につながっているようなところが、合併時、ここはもう市道にしましょうと。市道がいいですよということで、かなりの数、旭志村の時代ですからね。それから合併して市道になった。菊池市になって市道になったというところがかなりあります。

そういう中で、中山間地だけじゃなくて、町なかにもコンクリート舗装はかなりあるかと思いますが、そういう中で、かなり合併当時もコンクリートにしちゃったものですから、ひびが割れ、がたがたの状態のところが多いです。そういう中で、その地域としても要望書を出すという状況がずっと続いていました。予算的になかなか厳しいということで、原材料でやってくれないかというような答えが多かったと思います。原材料というのは、地域の人で苦役、人築でやってくれということですよ。

そういう中で、じゃあ、近年、原材料支給でアスファルト支給の例は過去にあるのか。やっぱりコンクリート舗装とアスファルト舗装の一番の違いは、やっぱりがたがたしないということですよ、アスファルトは。非常に車とかトラクターで走っても、何というか、気持ちよく走れるというところがあります。そういう中で、原材料支給でアスファルト支給の例は過去何回あったのか。

2番目に、令和2年、コンクリートをアスファルト舗装にした件数はどれだけか。

3番目に、傷んだコンクリートの市道を再度コンクリート舗装にした数はどれだけか、ありますかということで、お答えを願いたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 山田建設部長。



[登壇]

○建設部長（山田哲二君） それでは、先ほどお答えした修正をさせていただきたいと思えます。

先ほど交付税につきましてお答えしたところなんですけども、「国道の交付税年額」と何かお伝えしたというところがございますけども、「市道に対する国の交付税年額」の誤りがございますので、ちょっと訂正させていただきたいと思えます。

それでは、今、ご質問があった件について回答を申し上げたいと思えます。

まず、集落への原材料支給におきまして、加熱アスファルト合材を支給して地元で施工された実績はということでございますが、合併当初に1地区ございまして、転圧機なども市の借上げ制度を利用して実施された実績がございます。その後、加熱アスファルト合材を原材料支給した実績はございません。

次に、令和2年度事業でコンクリート舗装路線をアスファルト舗装にやり直した市道についての実績につきましてもございません。

次に、令和2年度でコンクリート舗装道路工事を実施した路線は、中山間の未舗装道路で1路線、山間地の未舗装道路で1路線の合計2路線で延長が282メートルでございます。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 水上隆光議員。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 部長が答えていただいたとおり、なかなかコンクリートの舗装の市道をアスファルトにするということは、なかなかなされてないと。少ないというか、ほとんどないということでございます。

私の地域と、多面地域では、市道、そのコンクリートの傷んだ市道に農道が接続されているんですけども、その農道のほうは、土地改良の多面の長寿命化事業ですか、これで農道のほうは美しく舗装されているわけですよ。多面の長寿命化の事業でですね。枝は非常に美しく舗装されているけども、本管である市道のほうはコンクリートのちょっと傷んだがたがたというような状況に中山間地はなっているわけです。トラクターでその道のコンクリート市道を通りますけども、昼飯食った後なんか、がたがたで本当にもうちょっと胃が悪くなるというような感じですよ。耕うんして、その道をまた帰ると、帰り着いた頃は座骨神経痛になると。これはもう冗談抜きでこういう感じなんです。ですから、ぜひともやれるところからでもいいですから、アスファルトに替えていかんと、令和2年度、コンクリート、アスファルト件数はゼロです。

そこで、令和2年、アスファルト舗装した市道の総延長はどれだけかと。それか

ら、コンクリートとアスファルトの値段はどっちが安いのか、この二つをまずお聞きしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 山田建設部長。

[登壇]

○建設部長（山田哲二君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、令和2年度事業でアスファルトの道路を新たにアスファルト舗装に打替え工事をした路線数と延長ですが、20路線の約3,500メートルでございます。

次に、アスファルト舗装とコンクリート舗装工事の違いについてでございますが、5センチのアスファルト舗装の下に上層路盤10センチメートルと下層路盤15センチメートルの場合、1,000平米当たりの直接工事費が約302万5,000円となります。また、10センチメートルのコンクリートの下に路盤10センチの場合では、1,000平米当たり直接工事費が368万3,000円となります。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 水上隆光議員。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 最初のほうで出てきた国からのほうが5億4,000万円、五、六億円、それで一般会計から入れて、10億円ぐらいの予算で市道というものを扱っているんですよという、執行部からの土木課等の話の中でそういうことを言われておりましたけれども、通学路あたりが優先されるのは分かりますけれども、やはり私が、合併して15年、さっきから申しているように、なかなか改良がされてない15年間。今は子どもたちがそれを見て、10年後、15年後、また同じようなことを思う。やるせない思いをする。こういうことはこの合併15年で終わらせて、新しい段階に入っていないと、菊池市の新しさというのも見えてこない、そう思っています。

それから、20路線で3,500メートルですかね。私もこれ聞いて、非常に少ないなと、距離は少ないなと思ったんですけども、それで、1億5,000万円ほどと、舗装に関してはということでございますので、3,500メートルで20路線ですよ。路線数はかなりいっているなという気がします。

そこで、先ほどの一番最初の国からの交付金のところで、全体のコンクリートの127キロメートルというのは、全体の延長の12%ぐらいですから、大体12%は毎年最低でもつぎ込んでいく意味合いがあるのかなと思っております。20路線、12%、2.5路線ぐらいはいけるんじゃないか。国からの交付金は12%はコンクリートのほうに来ていますよという意味ですよ。そういう意味からして、去年20路線しているならば、最低2から2.5路線はするべきと。メートル数として4

20メートルぐらい。値段として1,800万円ぐらいはするべきです。そういう感じで、私は少しでも前に進めたいと思っております。

市長にお尋ねしますけれども、はっきり言って、さっきの令和2年、コンクリートをアスファルトにした件数はゼロ件という答えも出ていますので、合併から手つかずという印象はあります。何とかここを今までどおりではないよという形の考え方で、コンクリートからアスファルトに、アスファルトのほうが安いわけですから値段は、そういうことをお考えになっていただきたいと思っておりますけれども、市長のご意見をお聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 山田建設部長。

[登壇]

○建設部長（山田哲二君） 市長の答弁の前に、私のほうから基本的な考えについて、ちょっと答弁をさせていただければと思います。

まず、合併後も一度も修繕されてない道路があるということでございますけれども、道路の整備につきましては、道路改良、舗装補修、側溝整備等の要望に対しまして、安全面、道路状況、交通量等を確認しながら、予算の範囲内で工事を行っているところであります。現状といたしましては、要望箇所に対しまして、整備に複数年要している道路があるような状況であるというところであります。

現在、市道の路線数が1,675路線ありまして、実延長が約990キロメートルあるため、要望箇所の中で効果的・効率的に行う必要があり、現地確認後に優先的に行う路線を決定する必要があります。

また、要望箇所が多い中、優先的に行う路線につきましては、道路マスタープランに基づき、現在、工事に着手している道路及び児童・生徒等の歩行者の安全・安心を守るため、通学路の整備に対しまして限られた予算の中で重点的に整備を行い、問題点の解消を行っているところでございます。

今後につきましても、現地の状況を確認しながらアスファルト舗装とコンクリート舗装のどちらが適しているか、技術的に調査を行いながら、利用者の皆様が安心・安全に通行できるよう順次整備を進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 水上隆光議員。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 今、部長が言ったところは、道路が崩れてたり、改修、改良、そういうのに、さっき言った一般会計からも入れて10億円ぐらいが使われているというのは十分納得しています。十分分かります。承知しています。私が言ったのは、舗装の部分の1億5,000万円ですよね。これは、ほかの予算は、その修理

とかそういうのに使って、舗装だけが1億5,000万円というところで、さっきは話したつもりなんですけども、私が言っている意味は分かりましたかね。10億円の多くの使い方は別に構いませんけども、3.5キロのところですよ。1億5,000万円充てていると。まあまあ、いいです。

それでは、コンクリート路線が国の予算が来るのに対して、現在のアスファルト舗装の補完勢力ということになっちゃいかんと思っています。コンクリート舗装のところ、ひょっとしたら、さっき言った10億円のどれだけかがコンクリート舗装のほうの崩れだったり、改良、改修あたりに使われているならいいけれども、そこは中身は知りませんが、その辺の使い方なんかも考えた場合に、やはりコンクリート舗装のほうに目をやるべき時期に来ていると。市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 江頭市長。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ご質問の趣旨は、コンクリート舗装に対する考え方というふう  
に理解をいたしました。

それ、特に旭志地区を引き合いに出されまして、合併後、一度も修繕されてない道路があるというご指摘でございましたけども、これにつきましては、先ほど建設部長が答弁したとおり、市道の拡幅、修繕等につきましては、まず要望いただいて、検討を進めるということと、それから、その要望箇所が大変多うございますので、全市的な観点からは、効果的・効率的に行う必要があるために、現地確認を取った後に、各箇所の状況を踏まえて、優先順位を決定しているということでございます。

また、特にコンクリート舗装、アスファルト舗装については、中山間地に適しているその強度であるとか、そういったふうな特性もあるというふう聞いておりますので、そういったことも踏まえて、決定をしていきたいというふうに思います。

いずれにしても、利用者の皆様が安心・安全に通行できるように、路線の状況や問題点の把握に努めて、順次整備を進めてまいりたいというふうには考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 水上隆光議員。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 何回も言いますが、10億円のうちのほとんどは、私は何も言うところはありません。ただ、去年使っております3,500メートルの1億5,000万円の12%はコンクリートのほうに目を向けてもらってもいいんじゃないかなと。それだけ国のほうからは最低それだけは来ているわけです。この辺を

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大賀慶一君） ここで、換気等のため10分間休憩します。

○  
休憩 午後2時56分

開議 午後3時02分  
○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

水上隆光議員。

[登壇]

○8番（水上隆光君） それでは、2番目の施政方針についてに質問を移していきます。

市長の施政方針が出ましたので、施政方針につきましては、日頃私が思っているところと、その気になったところを拾い上げて、質問させていただきます。

施政方針の4ページ、就農資金について、6月16日、昨日、おとといですかね、農業新聞において、菊池市農業総産出額が全国で14位と。去年も14位なんですね。畜産関係が主なあれであると書いてありました。

基幹産業は農業であると。菊池市、言っておられます。それでは、国の農業次世代人材育成投資資金、また、本市の新規就農奨励金、これは基幹産業は農業であると言っている菊池市において、現在、もう歴史もありますけども、プラスになっているんだろうかというところをお聞きしたいと思います。できれば過去3年間ぐらいの資金状況、それをお知らせください。

2番目に、堆肥処理、施政方針の4ページですね。具体的にこの堆肥処理というものを行政としてどのように処理しようとして活動をしているのか。去年の秋だったと思いますけども、JA菊池の旭志の堆肥センター、話を聞きに行ってみました。畜産地帯ですから、しょうがないところもありますけれども、堆肥は飽和状態ですというお話でした。菊池郡市にその堆肥、JAの堆肥センターから持っていくと、地域の畜産農家の方がそこに持っていけなくなるから、地域外もしくは県外辺りに、今、持って何とかしているんですよというふうなお話をJAの堆肥センターの係の人は言っておられました。

そういう中で、何とか堆肥を処理していかにかんという中で、水田ごぼうですか、ごぼうの取った後に、とにかく次のごぼうを作るときにかなりの堆肥を投入して、水田ごぼうには堆肥が必要なんだと私はそのとき思いましたけれども、そういうふうな水田ごぼうとマッチングした堆肥処理の進め方と、こういうのができないかなと思っています。

それから、3番目の施政方針4ページ、環境税、もう多分来ていると思ひますけ

れども、どれほどの予算になっているのか。また、お金が来ていると思いますから、どういう今お金の使われ方をしているのか。聞くところによると、令和6年に、またこの環境税というものが大きく変わっていくという話も聞きます。この辺の将来の見通しもお話していただくならと思います。

それから、4番目、温泉魅力化プロジェクトチーム、これはもうそのまま、どういふことを具体的にしようと思っているのかということですね。

5番目の副業人財活用策と。これも中身を説明していただきたいと思います。

それから、6番目の施政方針の10ページ、地域交通協同会社について、今日の新聞か何かで、どこか、山鹿かなんかもちょっと出ておったような気もしますが、現在の時点で、この地域交通協同会社というのは、私たちは、市民はどういうイメージを持てばいいのか、この辺の考えをお示してください。

○議長（大賀慶一君） 清水経済部長。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、私のほうから、1番から5番までのご質問に対してお答えしたいと思います。

まず、国の農業次世代人材育成投資資金と本市の就農奨励金につきまして答弁いたします。

農業次世代人材育成投資資金につきましては、国の支援策でございまして、本市で独立・自営する新規就農者に対し、年間最大150万円を最長5か年間交付するものです。

また、本市独自の支援制度であります新規就農奨励金につきましては、新たに農業に就業する者に対し、1回限り最大30万円を交付するものであります。

農業次世代人材育成投資資金及び本市の新規就農奨励金につきまして、過去3か年の交付者数、交付額の実績を申し上げます。

まず、農業次世代人材育成投資資金につきましては、平成30年度が53名で6,448万3,000円、令和元年度が45名で4,902万7,000円、令和2年度が33名で4,162万5,000円となっております。

また、新規就農奨励金につきましては、平成30年度が12名で360万円、令和元年度が5名で150万円、令和2年度が12名で360万円となっております。

これらの交付がプラスになっているかというお尋ねでございましたけれども、独立・自営を行う新規就農者の方々の就農直後の農業経営につきましては、機械など初期投資やすぐに農産物の出荷ができないなど、不安定な場合が多いと認識しております。

しかし、これらの資金を活用し初期投資の費用に充てることで、就農直後の経営

安定化の面で非常に大きなメリットがあると考えております。また、交付を受けられた新規就農者の方からも、同様の意見をいただいているところでございます。

さらに、本市では、J Aや営農指導員などで組織されましたサポートチームによる巡回指導を行っておりまして、定着化の面でも効果があると考えております。

高齢化等に伴う農業従事者が減少する傾向にある中で、新たな担い手となる農業者が確保され定着することは、将来的な農業生産基盤の維持が図られ、本市の基幹産業である農業の発展につながるものと考えております。

今後もこうした支援制度を活用し、関係団体と連携を行いながら、新規就農者の確保と育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、2番目のご質問で、堆肥処理の解消につきましてのご質問でございますが、本市の畜産堆肥の処理方法につきまして、議員のほうからも飽和状態であるとありましたが、畜産堆肥の処理方法につきましては、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、農地に散布しているところでございます。

議員がおっしゃいました本市特産品であります水田ごぼう生産における堆肥の使用量につきましては、10アール当たり年間約2トンでございまして、既に水田ごぼう農家とは耕畜連携に取り組んでいるところでございます。

また、これまでも、お米や野菜、飼料作物などを作るための土づくりにおいても、堆肥は活用されておりまして、耕畜連携における化学肥料を低減する取組として、有機栽培を推進しているところでございます。

しかしながら、本市は日本有数の畜産地帯でありまして、市内の圃場で処理できない多量な余剰堆肥の処理は大きな課題となっております。

今後も、畜産堆肥の適正処理は徹底しつつ、市外・県外の耕種農家との耕畜連携による広域的な畜産堆肥の流通対策について、県やJ Aと協議してまいりたいと考えております。

次に、3番目の森林環境譲与税の活用についてお答えいたします。

森林の有する公益的機能は、地球温暖化のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであります。そのためには、適切な森林の整備等を進めていくことが重要であります。所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足などが大きな課題となっております。

このような中、温室効果ガス排出削減の目標達成や、災害防止等を図るための森林整備等に必要となる地方財源を確保する観点から、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、令和元年度から国からの譲与が開始されたところでございます。

また、森林環境税につきましては、1人当たり年額1,000円の徴収が、議員さんがおっしゃいました令和6年から始まることとなっております。

次に、環境譲与税の活用実績でございますが、森林環境譲与税の用途につきましては、国からの通知では、市町村が行う間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等、森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとなっております。

本市におきましては、令和元年度は1,831万9,000円が譲与され、林地台帳整備システム構築及び森林所有者の意向調査を実施しております。また、翌年度以降の森林整備に要する費用に充当するため、菊池市環境譲与税基金を設置し積立てを行いました。

令和元年度に引き続き意向調査を行うとともに、令和2年7月豪雨により被災し通行に支障を来した市管理林道の復旧費用と基金積立に充当しております。

令和2年度の金額につきましては、実績のほうでよろしいでしょうか。意向調査の委託費が874万5,000円、それから、林道の災害復旧費が831万2,000円、そして、2年度末の基金の積立額が3,205万3,000円となっております。

次に、4つ目のご質問であります、温泉魅力化プロジェクトチームの内容はというご質問ですけれども、この温泉魅力化プロジェクトチームにつきましては、菊池温泉の磨き上げを行うとともに、さらなる魅力を引き出し、誘客につなげることを目的といたしまして、庁内に設置を予定しているところでございます。

現在、プロジェクトメンバーとしては、商工観光課のほか、景観整備関係部署、温泉を活用した健康プログラム作成関係部署などを想定しているところです。

今後、庁内プロジェクトチームをはじめ、市民の皆様からもご意見をいただきながら、菊池市一体となって温泉魅力化を推進してまいりたいと考えております。

次に、5番目のご質問の副業人財活用の中身につきましては、副業人財の活用につきましては、昨今の働き方改革や、コロナ禍におけるテレワークの拡大等を背景に、働き方が多用化しております。

このような中で、自分のスキルを本業以外でも活用したいと考える副業人財が増加し、一方で、経営課題解決のため、コストを抑えつつ優秀な人材を獲得しようと副業人財を活用する事業者も増加してきております。

本市においても、これを機に副業人財の活用を推進するため、効果的な活用支援策を講じる必要があると考えます。

そこで、現在、先進的に副業人財を活用されている事業者にヒアリングを行うとともに、他自治体の事例等を調査し、検討を進めているところでございます。



副業人財の活用推進に向けて、引き続き検討を進めるとともに、併せて、商工会や金融機関等と連携協力し、副業人財活用によるメリットや効果の普及・啓発を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 清水経済部長。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） 申し訳ありません。森林環境譲与税の活用の中で、森林の有する公益的機能は、「地球温暖化のみならず」と申し上げましたけれども、「地球温暖化防止のみならず」でございます。訂正して、おわび申し上げます。

○議長（大賀慶一君） 後藤政策企画部長。

[登壇]

○政策企画部長（後藤啓太郎君） 私のほうから、6番目の地域交通協同会社のイメージについてお答えいたします。

現行の地域公共交通のべんりカーやあいのりタクシー、路線バスにつきましては、高齢化の進展に伴う免許証返納や、運行経費の増加、運転手の確保等の課題に対応していくことが求められております。

一方、市内には、様々な事業者が所有している送迎バス等の車両がありますが、曜日や時間帯によっては稼働率が低い状況にあると思われま

す。地域交通協同会社につきましては、こういった低稼働の車両を活用し、市民や観光客向けの新たな地域公共交通システムを担う会社をイメージしております。

地域交通協同会社の設立に当たりましては、法規制など多くの課題があると考えていますが、今後、庁内プロジェクトチームを中心に、熊本県立大学の協力も得て、実現の可能性について具体的な調査研究を行ってまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 水上隆光議員。

[登壇]

○8番（水上隆光君） ありがとうございます。

堆肥の処理のところですね。ごぼう農家と連携をというような執行部の考えがあるようでございます。

この間、農協の水稲の職員さんと話してましたら、WCSでホールクropp、WCSの夢あおばを作付するときに、イタリアン後とか、夢あおばは化学肥料は使わないようにという農協の考えがありますから、そこに、夢あおばのところにとれだけか、さっきみたいに、1反1トンか、2トンか、そこら辺にも投入できると私はちょっと思いましたので、農協の夢あおばの栽培暦の中にも、暦の中にもそ

うことが書いてありますので、ぜひとも執行部としても、そこを見ていただきたい  
と思います。

質問を終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、水上隆光議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、明日、6月18日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。



散会 午後3時22分

第 4 号

6 月 1 8 日

# 令和3年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第4号

令和3年6月18日（金曜日）午前10時開議

### 第1 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

---

### 出席議員（20名）

|     |         |
|-----|---------|
| 1番  | 田中教之君   |
| 2番  | 福島英徳君   |
| 3番  | 緒方哲郎君   |
| 4番  | 後藤英夫君   |
| 5番  | 平直樹君    |
| 6番  | 東奈津子さん  |
| 7番  | 坂本道博君   |
| 8番  | 水上隆光君   |
| 9番  | 猿渡美智子さん |
| 10番 | 松岡讓君    |
| 11番 | 荒木崇之君   |
| 12番 | 柁原賢一君   |
| 13番 | 工藤圭一郎君  |
| 14番 | 城典臣君    |
| 15番 | 大賀慶一君   |
| 16番 | 水上彰澄君   |
| 17番 | 二ノ文伸元君  |
| 18番 | 泉田栄一朗君  |
| 19番 | 木下雄二君   |
| 20番 | 山瀬義也君   |

---

### 欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

|        |           |
|--------|-----------|
| 市長     | 江頭 実 君    |
| 副市長    | 芳野 勇一郎 君  |
| 政策企画部長 | 後藤 啓太郎 君  |
| 総務部長   | 上田 敏 雄 君  |
| 市民環境部長 | 笹本 義 臣 君  |
| 健康福祉部長 | 渡邊 弘 子 さん |
| 経済部長   | 清水 登 君    |
| 建設部長   | 山田 哲 二 君  |
| 経済部次長  | 本田 憲 仁 君  |
| 教育長    | 渡邊 和 博 君  |
| 教育部長   | 木下 徳 幸 君  |

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| 七城支所長                | 久川 知 己 君  |
| 旭志支所長                | 竹村 秀 一 君  |
| 泗水支所長                | 水上 孝 道 君  |
| 財政課長                 | 稲葉 一 郎 君  |
| 総務課長兼選挙<br>管理委員会事務局長 | 開田 智 浩 君  |
| 市長公室長                | 松永 哲 也 君  |
| 農業委員会事務局長            | 吉田 武 君    |
| 水道局長                 | 安武 邦 男 君  |
| 監査委員事務局長             | 宇野木 洋 一 君 |

---

事務局職員出席者

|       |           |
|-------|-----------|
| 事務局長  | 前川 幸 輝 君  |
| 事務局課長 | 松原 憲 一 君  |
| 議会係長  | 笹本 聖 一 君  |
| 議会係   | 西山 美 紀 さん |
| 議会係   | 吉岡 結加里 さん |

○議長（大賀慶一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（大賀慶一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

### 日程第1 一般質問

○議長（大賀慶一君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） おはようございます。議員が変われば議会が変わる、議会が変われば行政も変わる、行政が変われば菊池市も変わる。介して議し、議して論じ、論じて決し、決して行う。愚直に、そして確実に議員活動を行ってまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問のほうをさせていただきます。

まず、花房坂周辺公園整備について質問をいたします。

この花房坂周辺公園整備については、これまでも数度質問をさせていただきました。この質問の内容としては、この公園整備に反対するものではなく、地元の方々の意見をもっと取り入れながら、多少完成までの時間がかかっても、より多くの方々に親しんでいただける公園整備となるようにとの思いからであり、平成31年3月定例会において提出されておりました花房坂周辺公園整備事業に係る一般会計予算の委託料、財産購入費、補償費、補償補填及び賠償金の合計889万6,000円を予備費へ計上していただいた経緯があります。

おかげで、ワークショップの開催や地元区長会の皆さんとの意見交換など、多くの方々の意見をお聞きする機会を得まして、公園を整備する場所は坂の頂上付近が最適であるとの合意を得、後藤議員と一緒に花房坂の頂上付近での事業となるように、活動をしてまいりました。

今回、今定例会の一般会計補正予算に花房坂周辺公園整備事業費事業予算として、委託料、公有財産購入費、補償補填及び賠償費として2,189万7,000円が計上されました。これは、花房坂の頂上付近での公園整備となったものだと思います。そこで、まず、この公園整備の進捗状況をお答えください。

○議長（大賀慶一君） 山田建設部長。

[登壇]

○建設部長（山田哲二君） 改めまして、おはようございます。それでは、緒方議員のご質問にお答えいたします。

花房坂周辺公園整備事業の進捗状況につきましては、周囲のご協力もあり、本年度初めに地権者の同意が得られ、令和3年5月中旬までに、全ての地権者と土地売買等の契約を締結しております。所有権移転の登記につきましても、先日、完了をしたところでございます。

また、公園整備に係ります実施設計の予算を本年定例会に、先ほど議員が申されたとおり計上をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 今言われましたように順調に進んでいるとお答えでございました。これから、花房坂頂上付近での公園整備となって地元の方々の意見が取り入れられるということは、執行部の努力はもちろんでございますが、多くの方々のご理解とご協力のおかげだと思っております。

特に、花房地域の方々の地元の課題は、地元の間が中心になって解決していこうというされる姿、これはこれからの地方創生において、手本となるものであると強く感じました。

おかげで、花房台に建設されましたし尿処理施設に係る地元からの要望11項目、これがようやく完了することになります。そこで、これからこの公園整備がどのように進められていくのかをお答えください。

○議長（大賀慶一君） 山田建設部長。

[登壇]

○建設部長（山田哲二君） それでは、これからの流れについてお答えをいたします。

今年度につきましては、実施設計までを予定しております。事業を進める中においては、業務の進捗状況に合わせて地元説明会の実施も考えているところでございます。

ただし、新型コロナの感染状況次第では、代表者のみの参加や人数制限等も検討しながら進める必要があると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 地元の方々との説明会を行われるということでございます。しっかりとしたコロナの関係もありますが、しっかりとした説明会になるようお願いをいたします。

次に、このような公園に係る維持管理費については、ほかの議員さんからの質問もこれまでにあっておりますけれども、改めて本市における公園に係る維持管理費、どのようになっているのか。また併せて、今回整備されるこの公園整備に関してのお考えもお答えをお願いいたします。

○議長（大賀慶一君） 山田建設部長。

[登壇]

○建設部長（山田哲二君） それでは、お答えいたします。

まず、全体的な公園維持管理費用についてですが、都市整備課で管理しております公園分についてとなりますけれども、令和2年度で申し上げますと4,962万円を支出しているところでございます。また、その支出の内容につきましては、除草作業の委託費や電気代、それから上下水道代等の光熱水費などが主なものとなっております。

次に、公園整備後の維持管理費につきましては、地元説明会の中でご意見を伺いながら検討を行ってまいりたいと考えておりますが、末永く地元根づいた公園として愛着をもってご利用いただく上でも、地元の方のご協力をお願いしたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 維持管理費については4,962万円、これまでもこのようなお金がかかっているということでございました。また、内容としては電気代、上下水道代、除草代など、こういうものは必要経費と考えられるんですけども、なるべく少なくなるように努力していただきたいと思っております。

この花房坂公園における維持管理についても、これから地元の方々との協議の中でしっかりお願いされるということでもありますけれども、今現在、桜の木が植えてあります坂の中腹付近、この部分も含めてお願いするところはしっかりお願いされていながら、一方的に今お願いするだけじゃなくて、市としてもできる部分は維持管理に努めていかれるように、しっかりとした対応をお願いするところであります。

この質問の最後に、江頭市長の施政方針の中に、花房坂周辺公園整備を引き続き進め、展望を生かした癒しの空間づくりを図るとされております。坂の頂上付近に



公園ができるわけですから、その展望はすばらしいものになると考えますが、江頭市長のお考えの中にぜひ一つ取り入れていただきたいものがございます。

それは、以前、太陽光施設の建設で地元の方々からちょっと意見がありました公園建設予定地の下に広がる田んぼの活用です。そこに田園に広がる芸術作品として、今国内外で注目されている田んぼアートというものを取り入れてみてはいかがでしょうか。ご存じだとは思いますが、田んぼアートというものは、田んぼをキャンバスに見立てて、色の異なる稲を使って巨大な絵や文字をつくり出すものです。熊本県においては、上天草の教良木地区に全国でも珍しい棚田を活用した田んぼアートがあり、7月下旬から10月までの期間、鑑賞できるようになっているようです。また、近くにおいては、九州新幹線新玉名駅から鑑賞できるものがございました。

そこで、玉名市のほうへお尋ねをしましたところ、この田んぼアートは新玉名駅の新設に伴って行った事業の一つであり、コロナの影響でここ2年ほどは行っていないということでありましたけれども、事業をするに当たっては、振興局、農業委員会、観光協会などからなる実行委員会を立ち上げて、その必要経費については米の販売あたりによって財源を得ていたというお話しでございました。

本市においては、それともう一つ、今お話ししている田んぼアートと合わせて、先日、熊日新聞に掲載されました菊池市と九州野菜育苗センターとの協定の中において、まちおこしなどの地域振興も連携・協力内容に入っておりました。この協定により、連携して米を収穫した後の田んぼにさらに花を植えて癒しの空間をつくることもできるのではないのでしょうか。

風景10年、景観100年、風土1000年と言われます。10年かけなくてもそこに癒しの空間ができ、人の流れを生むことで、地域や本市の活性化につながるものと思います。ぜひこの田んぼアートのこともお考えいただくことをお伝えして、次の質問へまいります。

2問目、私は、中山間地域と言われる上流地域の振興なくして、下流地域の発展はないと考えます。さらには、本市全体の発展もないのではないのでしょうか。以上のような考えから、中山間地域の振興について質問をさせていただきます。

近年、全国的に発生している中山間地域の山林の涵養機能の低下による下流地域への洪水被害などの自然災害、CO<sub>2</sub>の排出による地球規模の温暖化問題、地域の方々により守られてきたであろう棚田などの景観の破壊などの環境問題等を考える中で、中山間地域の重要性は増すばかりだと考えます。また、中山間地域における課題は山積しております。また、その課題が相互に関連していることから、中山間地域の振興には総合的な施策の取組が必要と考えます。

そこで、一般に中山間と言われる地域はどのような定義があるものかということです。例えば、農政関係で中山間地域等直接支払制度というものがありますが、その制度において急傾斜地、緩傾斜地とに分けられると思いますが、この急傾斜地の含まれる地域が中山間地域と言われるものに当たると考えることから、この急傾斜地の含まれる地域とその地域ごとの集落数、行政区数をお示してください。

○議長（大賀慶一君） 清水経済部長。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） 改めまして、おはようございます。それでは、ただいまの緒方議員のご質問にお答えいたします。

本市におけます中山間地域等直接支払事業に取り組まれている地域数は78でございますが、行政区数で申し上げますと70の地区で取組がなされております。一つの行政区で複数の組織が設立されているケースがございますので、組織数と行政区数は異なっております。

本事業において、急傾斜地の交付金を受けている組織と行政区の数でございますが、市内78の組織のうち69組織、行政区数では70のうち60の地区となっております。

地域ごとに申し上げますと、まず、隈府地区につきましては組織数、行政区数ともに4でございます。河原地区は組織数、行政区数ともに7、水源地区は11組織ございますが、行政区数は7でございます。水迫地区は7組織で行政区数は6、龍門地区は9組織で行政区数は7でございます。迫間地区におきましては16組織で行政区数は15、花房地区は組織数及び行政区数ともに1、戸崎地区は組織数及び行政区数ともに3でございます。また、旭志地区につきましては、組織数及び行政区数ともに10でございます。七城地区には1つの組織がございますが、行政区での取組ではなく、圃場整備の区域単位での活動がなされております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 今、地域数、行政区数お答えをいただきましたけれども、私が考えておりました中山間地域とはちょっと違ってございまして、私が考えます中山間地域っていうのは、一般に山付きとかですね、そういう考えでちょっとおりましたものですから、今お答えいただいた中山間地域等の直接支払制度、この資料もいただきながら、またほかの資料も取り寄せたりなどしながら、または地域の方にもお話を伺ったりしながら調べてみました。

その結果、今お答えになった花房、七城、戸崎地域においてはちょっと平たん地

と考えたほうがいいんじゃないかという考えから、隈府、河原、水源、水迫、龍門、迫間、旭志、この7地域に行政区数で77の行政区が中山間地に該当するんじゃないかというふうに考えております。この中山間地域等直接支払制度との数字の差は説明にありましたように、一つの行政区で複数の組織を設立されているケースがあるなどによるものだと考えますが、さきに上げました7地域の中にもほかに中山間地域と思える行政区がありましたので、これをつけ加えて、これからは7地域77の行政区をもって質問をさせていただくことをご了承いただいで、進めさせていただきます。

そこで、1点目に有害鳥獣の捕獲と駆除の状況、2点目に中山間地域において課題となっております耕作放棄地と言われる農地の現状と課題及びその対策、3点目に交通手段をもたない買物弱者と言われる方々への対策について、以上3点についてお答えをお願いいたします。

○議長（大賀慶一君） 清水経済部長。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、ただいまの緒方議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の有害鳥獣の被害等についての状況でございますが、本市におけます有害鳥獣による農作物の被害状況の把握につきましては、農家や農業共済組合の紹介によって行っております。被害額といたしましては、平成30年度は572万8,000円、令和元年度は631万6,000円、令和2年度は665万7,000円となっております。また、令和2年度における捕獲内容といたしましては、イノシシ786頭、ニホンジカが74頭、カラス295羽、ハト92羽となっております。年々数が増える中での対策としましては、本市では有害鳥獣の捕獲補助として、捕獲奨励金の交付や狩猟免許取得に対する補助金等を交付しているところでございます。

次に、中山間地域の農地の現状、課題等について申し上げます。

まず、農地の耕作放棄地ですけれども、中山間地域等直接支払事業に取り組まれている農地につきましては、地域で取り決められた協定に基づいて、農道や農業用水路も含めて適切な維持管理が行われておりますので、耕作放棄地はこの管内ではございません。

しかしながら、本事業に取り組まれていない農地につきましては、高齢化などによる農業従事者の減少、有害鳥獣の被害などによりまして、林地化や耕作放棄地が増加することが懸念されております。

このような中、耕作放棄地防止の観点から、適切な維持管理を行っていただけるよう、地域とのヒアリングを通じて中山間地域等直接支払の事業対象農地への加入

を促進しているところでございます。

それから、すみません、先ほどの有害鳥獣の分でほかにも補助がございますので、付け加えて申します。併せて国庫補助事業によります有害鳥獣に関しましては、国庫補助による報奨金も交付しております、同時に被害の未然防止に対して農家が自ら行う電気柵やワイヤーメッシュ柵に対して国庫補助事業や市単独事業を進めることによりまして、農作物の被害軽減に努めているところでございます。

3番目のご質問の移動販売につきまして、状況を申し上げます。

移動販売につきましては、平成30年7月から菊池市内の4物産館が共同で運行されておりまして、JA菊池におかれましては平成31年4月から運行されているところでございます。中山間地における移動販売の現在の運行状況につきましては、主に菊池地域を週に1日きくち観光物産館が運行されておりまして、旭志地区では旭志村ふれあいセンターが週2日、JA菊池におかれましては週5日運行されているところでございます。

移動販売につきましては、買物支援だけではなく、地域住民の集いの場の提供や高齢者の見守りなど、大変重要な役割を果たしているものと認識しております。今後の対策等につきましては、事業を実施しております各物産館やJAで検討されるものとは存じますが、本市といたしましても地域の皆様からのご要望等があれば事業実施者に対してお伝えをしてみたいと考えています。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 清水経済部長。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） 申し訳ございません、有害鳥獣の捕獲奨励金のところを捕獲奨励金ではなく、捕獲報奨金でございますので訂正しておわび申し上げます。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 有害鳥獣については、国などの補助、市単独による事業等によって個体数を減らすことによる被害軽減に努めておられること。また、耕作放棄地においては今後増加が懸念されてはおりますけれども、中山間地域等直接支払制度への加入によつての対策を進められておられる。また、買物弱者と言われる方々への対応としては物産館、JAなどによる移動販売によつてしっかりと対応しているとの状況をお答えいただきました。

私が申し上げたいのは、そのような中においてもこの3点においても、課題解決を行うためには単独、そのおのおの課題として考えるのではなくて、それぞれを関連づけて考えていくべきだということであります。まず、有害鳥獣と言われる主

にイノシシ、鹿が中心になるかと思いますが、どうしてこのように個体数が増え、被害が大きくなってきたかというのを考えたときに、以前、作物をつくるために山林等を伐採して切り開き、畑に変えた農地が減反政策等によって耕作放棄地となり、荒れ放題の中に有害鳥獣が住みかとして居付き繁殖をする。また、その耕作放棄地に隣接している耕作地があっても、その農地を荒らされ、被害を受けた耕作者が耕作意欲をなくし、またそこが耕作放棄地となる。

また以前は、農家個人の敷地内で数頭飼っていた牛や豚といった家畜経営が大規模になることにより、中山間地へ畜舎を移し、その結果、家畜のえさをいつでも食べられるようになった野生のイノシシが普通1年に一度しか子どもを産まなかったものが、家畜化して年に2度子どもを産むようになって個体数が異常に増えたと言われております。このことに関しては、さっき説明がありましたが、ワイヤーメッシュ柵等によって畜舎を囲んでイノシシの侵入を防ぐ対策が行われているとの説明がございましたけれども、ここでこのように有害鳥獣と耕作放棄地との関連性が考えられます。

また、先日の後藤議員の竹林の整備などにおいても耕作放棄地との関連があるとも考えられます。さらに、車での移動が不可欠な本市にとって、運転免許の返納などにより、人や車の往来が減ったことによって、イノシシ等が民家近くまで出てきて人や菜園に被害を及ぼすということになっております。交通手段をもたない交通弱者、買物弱者といわれる者に対しても関連性も考えられるということでもあります。

このように3つそれぞれの課題においても、相互に何らかの関連性があり、単独で解決できるものではないと考えているところです。また、行政においては耕作放棄地の面積の把握は農業委員会でしょうし、その対策は農政課、耕作放棄地等の農地、水路の整備に関しては農林整備課や土地改良区となり、多くの部署が担当するようになります。農政一つ取り上げても、このように多くの部署が関係してくるわけですから、その他福祉であったり、環境、教育などそれぞれの課題を考えたときに、中山間の振興策というものはそれぞれの課題を一つずつ対応していくのではなく、総合的に考えていくことが大切になるのではないのでしょうか。総合的な施策の必要性として、まずはこれをお伝えをしておきます。

次に、火災や災害が発生したときに活動していただくのが消防団の皆さんでしょうけれども、団員確保などの課題というのは本市全体の課題となると考えます。特に、中山間地域においては重要な課題の一つと考えますが、消防団の団員確保に対するお考えをお答えください。

○議長（大賀慶一君） 上田総務部長。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 改めまして、おはようございます。消防団員の団員確保についての賄い対策の前に現状のほうをお伝えしたいと思います。

現在の消防団員数は1,553名で、このうち支援団員が81名在籍しており、条例で定めた定員1,632名に対して充足率は95.1%となっております。その中で、中山間地域に属する消防団員数としましては、部長以下の団員数が649名で、このうち支援団員が71名在籍しており、支援団員の約9割が中山間地域に集中しております。

中山間地域等においては、支援団員制度を活用して団員の確保に努めておりますが、議員おっしゃるように少子高齢化や若い世代の地域外流出など、団員確保が課題となっております。

現在、その対策としましては、引き続き活動の見直しや被雇用者の消防団員が入団、活動しやすい環境づくりを進めるなど、消防団の充実・強化に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 消防団員の確保という点で、中山間地域の団員の方において、支援団員の方が多いということでした。中山間地域においては、そもそも団員になるべき人が極端に少ないというのが現状ではないでしょうか。

そこで、各行政区の人口の推移がそこには関係しているものと思いますので、中山間地域77行政区と申し上げました、その人口の推移を調べてみました。10年前の平成23年4月30日現在の菊池市の人口は5万1,381人、そのうち私が考えます中山間地域の人口は1万1,776人で、全体の22.91%に過ぎません。次に、5年前、平成28年4月30日現在の人口、本市においては4万9,751人、そのうち中山間地域の人口は1万644人で全体の21.39%に当たります。

そこで、この5年間で市全体として1,630人の人口の減少になっております。自然減、社会減、いずれの原因も考えられる中で、注目すべき点は本市全体の人口に占める中山間地域の人口はおおむね全体の20%前半にもかかわらず、市全体の人口減少の1,630人の49.4%、おおむね7割、1,132人が中山間地域からの減少になっている点です。

同じく、令和3年4月30日現在の本市の人口は4万7,731人で、中山間地域の人口は9,377人、全体の19.64%にもかかわらず、さらに5年間で2,020人の人口が減った中で中山間地域の人口減が1,267人、62.72%を

占めております。明らかに中山間地域の人口の減少が課題であるということはお分かりになられると思います。

このようなことが続いていけば、将来いち行政区としての消防団はもとより、行政区自体の維持が困難になってしまい、消滅することにより、その地域全体が荒廃し、本市に与える影響も大きなものになるのは誰でも予測できるものではないでしょうか。

政策というものは、将来を予測し、そこで起こり得るであろう課題について、あらかじめ対策を講じていくことだと考えます。起きてしまったことに対して行動するのは事後対応です。したがって、本市行政としてなすべきことは、中山間地域において地域に誇りをもっていただき、地域を愛していただくことにより、人口の減少に歯止めをかけることを基本概念に、各部署連携してさきにも述べられましたように総合的な施策に取り組むべきだと考えます。

中山間地域の振興は、菊池市全体の発展のためには不可欠な要素だと考えます。総合的な施策を行うための体制づくり、そして対策の実施へとつなげていただくよう強く申し上げまして、次の質問にまいります。

○議長（大賀慶一君） ここで、換気等のため10分間休憩します。

○

休憩 午前10時35分

開議 午前10時41分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 最後に、小中学校における保護者負担の諸経費の支払い方法についてお尋ねをいたします。

この質問は、私の孫と母親とのやり取りを聞いて思いましたことがきっかけであります。まだ小学校低学年の孫に母親が「学校についたら先生にちゃんとお金を渡さんよ」と、現金の入った教材費入れの封筒を手渡ししながら言って聞かせておりました。孫自体はそんなに気にしている様子もなかったのですけれども、やはり保護者である母親や学校の先生方は心配だろうなと思いから、今回この質問をさせていただきます。

そこでまず、給食費と教材費とに分けられると思いますけれども、本市において、それぞれどのような方法で集金をされているのか。現金であったり、振込であったりというやり方になると思いますが、全体の状況をお答えください。

○議長（大賀慶一君） 木下教育部長。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） 改めまして、おはようございます。それでは、緒方議員の質問にお答えさせていただきます。

給食費や教材費などの学校徴収金の方法についてということですが、学校徴収金の集金方法は、現金徴収と口座振替、口座振込の方法がございまして、内訳としましては市内小中学校15校のうち給食費につきましては、教諭が現金で徴収している学校は3校、各地区で保護者が現金を集金している学校が2校、口座振替で徴収している学校は10校でございます。そのほか教材費、学年費などにつきましては、現金で徴収している学校は8校、口座振替や口座振込で徴収している学校は7校でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 徴収方法についてお答えをいただきましたけども、この徴収の仕方についてというのは、基本的には各学校のPTAで決めていただくものとお聞きいたしました。ただ、児童生徒に現金を持たせていくことで紛失や盗難等の心配があって、教職員や事務職員への負担になったり、体育の授業などで教室を空ける時間帯があったりすると保管場所の問題などがあると思います。この保管の方法についてはどのようにされているのか。

次に、心配しているような問題発生の報告があっているかどうか。あつてないとするれば、想定される問題をどのようにお考えになっているのか、お答えをお願いいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下教育部長。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

現金を預かった場合の学校での保管の方法についてですが、学校徴収金は保護者から管理を委託された預り金ですので、その日のうちに預金口座への入金に努め、学校に現金を置かない対応をとっております。

次に、何か問題は起きているかとのことですが、現在のところ問題が起きているという報告はございません。また、想定される問題についてですが、児童生徒が現金を持ち歩くため、紛失や盗難のリスクがあります。それから、学校で集金を行っている場合、あつてはなりません。公金の不正処理などの不祥事のおそれの可能性としては考えられます。



以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 保管については早めの入金をされるということ、いろんな心配していることに関して問題は起こっていないが、紛失等のリスクはやっぱり考えておられたり、不正処理があるかもしれないということで、その辺はしっかりとした対応をやっていたいただきたいと思っております。

徴収方法については各学校の判断、保護者会、保護者の総会等で決められるものでありましようが、現金または口座振込等この双方、この二つでよろしいんですが、それぞれにメリット・デメリット考えられると思います。どのようなお考えをもっておられるか、お答えください。

○議長（大賀慶一君） 木下教育部長。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、徴収方法のそれぞれのメリット・デメリットについてお答えをいたします。

まず、口座振替と口座振込のメリットといたしましては、徴収者が現金を取り扱う必要がなく、教職員にとっては事務負担軽減に、児童生徒にとっては現金の紛失や盗難リスクの低減につながります。デメリットとしましては、それぞれ手数料が必要ですので、保護者には金銭的な負担が発生することになります。また、残高不足や入金忘れによる未納者が増える可能性が考えられます。

次に、現金徴収のメリットは、学校やPTAの学校関係者が直接徴収事務を行うため、未納者が出にくいことが上げられます。また、デメリットにつきましては、給食費を保護者が現金で集めている学校では、その徴収の負担と現金を取り扱う責任があることや、児童生徒が現金を持ち歩くため、紛失や盗難の懸念もあります。また、学校に現金を集めることから、不正につながるおそれがあるといったデメリットが考えられます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） それぞれメリット・デメリット、未納者を減らす、増える、減っていく、負担軽減ということもお言葉をいただきましたけれども、最後に言われた学校の負担軽減という考えから、本市として今後のお考え等あればお答えください。

○議長（大賀慶一君） 木下教育部長。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、今後の方向性についてお答えをさせていただきます。

今後の方向性としましては、PTAの意向を受けて徴収方法を決定していきますので、保護者の振込手数料の負担や少額の教材費などは振替・振込にそぐわないところもあり、一概に全てを振替や振込に統一することは難しい状況であると考えます。

徴収金につきましては、保護者が学校教育の充実や発展、子どもの育成のため、受益者負担の考え方に基づいて負担する経費でございまして、いわゆる私費会計の取扱いとなりますので、徴収金につきましては教育委員会で決めることはできませんが、会計処理における事故防止や事務処理の負担軽減、さらには保護者負担の軽減等につながるよう、できるだけ現金を扱うことを避ける工夫を行うように学校に働きかけたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 一番考えておられるのは負担軽減になるのかなと思います。現金を扱わない方法でそのような負担軽減になるよう、今後ともしっかりとした対応をお願いして、質問を終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、緒方哲郎議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時51分

開議 午前10時58分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、田中教之議員。

[登壇]

○1番（田中教之君） 皆さん、おはようございます。田中教之です。

本日は、子どもの事故予防についてというのと、条例の定期的な評価や見直しについての二つの質問を行います。

まず、子どもの事故予防について質問いたします。

この質問は、私が所属する子どもの事故予防地方議員連盟で、全国の事故事例を転記する中で、いろいろ知った上できっかけになったものです。

先日、北九州の中学校で発生したバスケットゴールの落下事故に起因するものと、これから夏を迎えるに当たって、気をつけたい二つの項目について、合計三つについて事故を未然に防ぐために、今この時期に執行部に取り組んでいただきたいという趣旨で取り上げさせていただきます。

1点目ですが、小中学校の運動用具の備品や設備について質問します。

今年の4月24日に北九州市の中学校で女子バスケットボール部が練習の準備をしたところ、壁に設置されていたバスケットゴールが落下し、部員に当たったという事故が起きました。その部員はまぶたを3針縫うけがを負ったと聞いております。

北九州市の教育委員会によりますと、壁にゴールを取り付けている鉄製の部品のうち、溶接部分の疲労による劣化が落下の原因と発表されました。ゴール自体は1990年の体育館建築時から使用されており、毎年学校の教職員らが目視で点検しておりましたが、この溶接部分に対しては点検項目ではなかったということです。

この事故を受けて、1点目の質問ですが、市内の校内にある主にサッカーゴールやバスケットゴールの転倒・落下事故がたびたび全国的に起きていますが、事故予防のために定期点検を行っているのでしょうか。また、事故の検証について、責任の所在が一般的にはっきりしない場合がありますが、ガイドラインなどがあるのでしょうか。

2点目ですが、水難事故についてです。

ここ5年間、子どもの死亡事故の原因の上位3位以内に入るのが、不慮の溺水ですね、溺れることが上げられます。溺れてしまって亡くなる子どもが多いということです。2歳まではお風呂場で溺れてしまう事故が多いのですが、3歳から12歳までは主に川や海、そしてプールでの事故が多いという厚生労働省の発表であります。

そこで2点目の質問ですが、毎年プールや川での事故が起きていますが、小中学校向けに川などで遊ぶ場合に注意喚起をする機会を提供しておられるのでしょうか。また、河原で安全に遊ぶために、ライフジャケットを教育委員会が場合によっては貸与するなどの対応を行ったほうが良いと思うんですが、お考えをお聞きます。

3点目、運動時のマスクについてですが、先日大阪で小学生が体育の時間に倒れてその後亡くなるという事件が起きました。保健室に搬送されたときは、その小学校の子のあごにマスクが引っかかっていたという状態でした。マスクとその死亡事故の因果関係は調査中ということですが、そもそもガイドラインでは体育時にはマスクはしない状態で授業に臨むことができるという原則があります。

そこで、これからの時期、気温も上昇し、私含めて大人でも暑くて汗が出て息苦

しい、マスクをしてると息苦しい場合がありますが、また、小学校の低学年の下校時でもまだ2時、3時なので非常に気温が高い場合に下校していますが、そういうときにもかなり見ていて息苦しい児童もいるようです。熱中症による事故も起きやすいため、運動時のマスクは着用しないほうが良いと考えますが、教育委員会のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大賀慶一君） 木下教育部長。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、田中議員の質問にお答えさせていただきます。

1点目でございます。議員ご案内のとおり、本年4月に北九州市の中学校体育館でバスケットゴールが落下した事故を受けまして、各学校が毎月行っております通常の点検とは別に、目視による緊急点検を指示したところでございます。その際には、ボルトや接合部の異常についての報告はありませんでした。現在は、専門業者による詳細な点検を行っているところでございます。また、併せて夏休みの時期には、同じく専門業者によりますサッカーゴールを含めた屋外の遊具と体育器具の点検も行っていく予定でございます。

次に、事故の検証についてガイドラインがあるかということにつきましては、国から示されております学校の危機管理マニュアル作成の手引や県から示されております学校での事件・事故等発生時の対処マニュアルがあります。現在では、それに基づき、本市教育委員会と学校とで対処しているところでございます。

2点目のプールや川での事故防止に向けた注意喚起をする機会についてお答えいたします。

まず、プールの授業においては、令和3年4月に国から通知された水泳等の事故防止についてをもとに、各学校で適宜指導が行われているところです。特に、スタートの指導については、近年重大事故が発生していることから、水中からのスタートを徹底指導しています。さらに、自己の生命を守るために、着衣のまま水に落ちた場合の対処法として、着衣水泳も行っておるところでございます。

次に、川遊びについては、機会を捉えて指導しておりまして、特に夏休み等の長期休業前には全校集会や各教室での学活の時間に児童生徒に、川遊びは保護者同伴であることなどの注意事項の指導を行っておるところでございます。また、保護者向けに学級懇談会をはじめ、夏休みの生活についてなどの保護者通知文や安心安全メール等での啓発も行っているところです。

また、川遊びを行うためにライフジャケットを貸与することに関しましては、菊池市内の小中学校では、児童生徒だけでの川での遊泳、川遊びは禁止しております。先ほど述べましたように、各学校にて指導・啓発をしっかりと行っておりますので、

教育委員会としては貸与する考えはございません。

3点目の運動時のマスク着用についてお答えいたします。

国から昨年5月に通知がありました学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性についてによりますと、学校における基本的な感染症対策として、マスク着用を徹底することが適切とする一方、体育の授業で呼吸困難や熱中症のリスクがある場合には着用する必要がないとされておるところでございます。

議員ご指摘のとおり、これからの季節は特に熱中症のリスクが高くなりますので、運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮するよう、6月の市内校長会議の中でも再度周知をしたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 田中教之議員。

[登壇]

○1番（田中教之君） ありがとうございます。

まず、1点目は緊急点検されたというところで、あと夏休みですかね、屋外含めて遊具含めてやられるということで、ぜひやっていただきたいと思います。検証については手引及び発生時の対応マニュアルがあるということでした。

水難事故に関しては、水泳の授業のやり方及び着衣水泳の授業、川遊びについては保護者同伴で行いますのでということで、確かに私たちのときもそうでしたけど、川で泳ぐのは原則禁止ということはあるんですが、昔はやっぱりそこでついつい泳ぐというのをやったり、釣り行ったついでにということもありますので、やはり保護者同伴というところを徹底していただいたほうがいいのかなと思います。

3点目で、やはりおっしゃるとおり、校長会でそういうふうに言っていたというのは本当にありがたいと思います。本当にやっぱり大人でも息苦しいですし、こちら辺は徹底していただきたいと思います。

1点目の点に関してなんですが、やっぱり発生時の対応マニュアルっていう、今回も溶接部分が原因だったと、バスケットゴールですね、1点目に関して。ただ、やっぱり根本的な検証というのがなかなか教育委員会がやるっていうのはなかなか難しい場合もあるのかなと。やはりそういった業者に頼むとかですね、専門性のある人材が別に教育委員会にいるわけでもないですので思います。特にはまた、どこが管轄するかというところで縦割りの問題もあるのかなと思っております。

2項目めの水難事故についてですが、着衣での泳ぎ方など授業で対策とられてるのはすばらしいことだと思うんですが、過去の事例の検証結果から見るとですね、やはり河原で遊んでるときに川に落ちないようにするにはどうしたらいいかというところが、まず大事でして、やはり海とかは別にちょっと着衣でも浮く場合があるん

ですけど、川の場合はどうしても流れが速いので、もう落ちてしまったらちょっともう危険度は急に増すというところで、この過去の川の事故の検証結果からライフジャケットっていうのを小学生、主に小学生に配ったらどうかっていうのが出てきております。

今回も県南の小学校にですね、ボランティア団体がライフジャケットを寄附したというニュースもありまして、菊池市でも企業などが広告が入ったライフジャケットなどを寄贈してもらおうとか、いろいろアイデアを出して、菊池市も川まちづくりの中でやっぱり川は危険だけど理科の勉強になったりとか、そういう遊びの現場になるというところがありますので、ライフジャケットをそういったところにイベントとか保護者同伴の遊びのときに借りれるような体制があったほうがいいのかなと思いますので、ご検討ください。

3点目のマスクなんですけど、やはり日本でも10代以下のコロナウイルスによる死亡事故はまだありません。世界的にも10代以下は基礎疾患のある方含めてごく少数です、死亡事例はですね。ですので、感染症予防っていうそこは分かるんですけど、その後はかかって無症状なのか。そこから重症化するのかもしれないのか。そこから亡くなるかならないかというふうに、マスクの予防は段階的なものなんですけど、マスクによる熱中症って呼吸困難は、直接もうやっぱり死亡事故につながりやすいということですので、どちらを優先させるかというのは、先ほど部長答弁にありましたけど、その考えを徹底していただきたいと思います。

日本の小児科学会では2歳以下はマスクはつけないでくださいと。要はもうマスク外したりすることはできないからですね。むしろ世界保健機構とかユニセフは、昨年夏に5歳以下もマスクはつけないようにというふうに提案があります。やはり大人だったらぱっと外せることはできると思うんですけど、子どもの場合、やっぱり何か夢中になって集中したりし過ぎて、いつの間にか呼吸困難になったというところなのでしてほしいと思います。

大阪の例もですね、高槻市のガイドラインには感染のおそれがある場合は、体育の時間でもつけてもいいみたいな、ちょっとした例外規定があるんですよ。一般論で申しますと、子どもがマスクつけたら言ったらその担任の先生はどう判断するかというところで、やっぱり現場によって判断が分かれるというところがあると思うんですよ。ガイドラインによっては解釈が現場の先生に委ねられてるという現状があるので、やっぱり先ほど校長会言ったように、そもそも体育の時間はマスクを教室に置いて出てくると。そこに対して例外を設けないというふうにしていったらいいと思います。

以上3点の中で、もう一回ちょっと改めて質問したいと思うんですが、水難事故

やマスクの事故もそうですが、子どもの事故の場合、なかなか根本的な検証ができない場合があります。やはり、遺族の方が訴訟して、やっと原因が分かるとかそういうふうに非常に手間と時間とコストがかかる場合が多いです。そのような中、やっと子どもの死因究明制度、これ欧米の概念ですのでチャイルド・デス・レビューという考え方がやっと厚生労働省から指針を出してもらいまして、これは令和元年に死因究明等推進基本法というのが成立しまして、昨年4月から施行されてるんですが、それを受けてですね、予防のための子どもの死亡検証体制整備委託事業、死亡検証の体制整備委託事業というのが都道府県単位で行えるようになりました。これは都道府県が医療機関や教育機関、警察などと連携して子どもの死亡例、例えば自殺とか虐待とか、今回の水難事故とか含めて、どういうふうにあったのかっていうのを検証する体制をします。香川県とか山梨県で少しずつですけど動いている事例があります。

ただ、これもですね場合によってはやっぱり厚生労働省が主体なのか、文部科学省が主体なのかというところで、縦割り行政の弊害があってちょっと問題があるかなというところで心配があります。そこで、子どもの事故の場合、先ほど申しましたけど、検証が備品や設備の場合はメーカーや消費者庁がやったり、川の場合は国土交通省になのかとか、原因究明以外の検証の場合ですね、主体がどこが分からない場合もございます。

そもそも学校単位で、そういった検証というのはなかなかできにくいということありますので、その検証内容を協議するためにも、まずは事故防止につなげるため、一時的に教育委員会が主体となって検証すべきだと私は考えますが、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 渡邊教育長。

[登壇]

○教育長（渡邊和博君） それでは改めまして、こんにちは。ただいまの田中議員からの事故予防についての大きく取り上げるとその考え方ということだろうと思いますけども、そのご質問にお答えいたします。

危機管理の原則は、いわゆる事前の危機管理、それから発生時の危機管理、それから事後の危機管理であり、一旦事故が起きればその原因究明を行うことはもちろん、ほかの学校との情報共有も行き、検証し、改善していくということは議員おっしゃるとおり大変必要なことだというふうに考えております。

今回、4月の北九州での事故報道を受けまして、本市ではすぐに目視による緊急点検を指示して、加えてその後も専門業者による詳細な点検も行っているところです。さらには、年度初めに各学校から危機管理に関するマニュアル等を提出させま

して、内容の点検もしております。今回のようなほかの自治体で発生した事故等の内容も含め、必要であればマニュアルを改善していくことを校長会等でも指導しているところです。

議員がおっしゃるように、関係機関や専門家、あるいは医者などのそういう検証の事例といたしますか、検証結果の情報といたしますか、そういうのも取り入れながら今後も学校での毎月の安全点検の実施に加えて、教育委員会としてもそのような情報を取り入れて適切な指導を行いながら、事故予防にしっかり努めたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 田中教之議員。

[登壇]

○1番（田中教之君） 教育長、ありがとうございます。必要なことだということをおっしゃっていただいて、今、菊池では起きていませんので、現状は起きてないという現状ですけど、ほかの起きたところの情報をお願いしながら検証していただいて、仮にもしかして菊池市で起きた場合には、そこがどのようにいろんな関係機関を束ねてしっかり検証する体制を整えていただきたいと思っております。

冒頭に申しましたけど、やはり子どもの事故予防議員連盟等で研究するに当たっても、やはり国の縦割り行政の壁っていいですかね、結局どっちも責任取らないような雰囲気があります。やはり国の体制に基づいて県にも体制があって、県の体制に基づいて市もいろんな部門、部署に分かれてると思えます。

最近、こども庁を設立に向けてその弊害をなくすためですね、動きがあります。私も国会議員の勉強会に地方議員として参加させていただいて、今回の子ども事故防止について弊害をなくしてもらおうようこども庁に期待することを提案させていただきました。

執行部におかれましても、このこども庁を設立しようとなった背景ですね、背景や動きを注視していただきたいと思えます。

次の質問に移ります。次は、条例の定期的な評価や見直しについて質問いたします。

条例は、その条例を作成するに当たっては、その当時の必要性といたしますか、立法事実に基づいて作成されますが、やはり年月がたつとその意義とか効果が薄れる場合がございます。条例も時代に合うよう定期的に評価したり見直しを行い、改正や廃止を行うべきだと考えます。

菊池市においても、条例の改正を行うタイミングを逃したり、存在意義がなくなった条例をそのままにしている場合が見受けるため、定期的に見直しするサイクル



を確立すべきじゃないかということで質問させていただきます。

まず、現状と課題について質問します。

まず、菊池市には条例は幾つあるのかお示してください。また、条例の改廃、改正や廃止のタイミングはどのように判断していますか、お教えてください。よろしくお願ひします。

○議長（大賀慶一君） 上田総務部長。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、田中議員のご質問にお答えいたします。

まず、令和3年6月7日現在で本市には285本の条例がございます。本市における条例の改廃のタイミングは主に、国の法改正があったとき、また制度改正があったときなどであり、それとは別に各担当課にて改正が必要であると判断した任意のタイミングによりまして、条例の改廃を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 田中教之議員。

[登壇]

○1番（田中教之君） ありがとうございます。総務部長すみません、これは議員発議の条例も含んだ数字ですかね、すみません。

現在、285本条例があるということで、承知しました。改廃のタイミングが国の法改正や制度が変わった後、ちょっと担当課の任意での判断というところが、やはりいろいろ場合によっちゃ、ちょっとタイミングを逃すきっかけになるんじゃないかなというふうに思います。やはりですね、ある程度組織的にいいますか、システムをつくって職員が代わったりとか担当者の主観的な判断ではなくて、客観的に変わっていくというようなものが必要だと思っております。

ここで、組織的対応を行っています神奈川県のをちょっと挙げさせてください。神奈川県には、神奈川県条例の見直しに関する要綱というものがございます。これは2008年から施行されまして、5年ごとに5年間かけて神奈川県全部の条例を見直していくというものでございます。これは全部見直すというふうに一律にです。場合によってはとか例外を認めずに全部見直すというものでございます。

加えまして、市民に直接影響力を与えるような条例、規制的な条例に関してはその条例の中に5年をめぐりに見直すというふうに盛り込むようになっております。改廃のそのタイミングだったり判断基準として五つ上げられてまして、必要性、現在その条例が必要かどうかということ。あと有効性、条例のそれぞれの項目がその目的に合ったより効果、有効性があるか。あと効率性、無駄なそういった条例内はないか。あと基本方針の適合性、条例それぞれ基本方針があると思ひますが、冒頭

に述べましたように、やっぱり時代によって変わっていく場合もございますので、基本方針適合性。あと適合性ですね、これは先ほど部長がおっしゃった国の法律が変わったらやっぱりそっちに合わせないといけませんし、制度が変わればもちろん適合性がなくなってしまいますのでそっちに合わせなきゃいけないということでございます。

この五つの判断基準で2008年から2013年の5年間、まず取り組んだ神奈川県の結果として、廃止が13本、改正が67本ということで、大体400近い、320近い本数の中で約4分の1がやっぱり改廃すべきものだったということです。確かに廃止が13本少ないかなという声がありますが、もしもこの神奈川県がこの取組をしなかったら13本はそのまま必要ないのにそのまま残ってたということです、これは本当に自動的に見直すというのは非常にいい成果だなと思っています。

あとですね、条例の見直し調書というのを執行部につくっていただきまして、それを議会で報告、5年ごとに報告していくと。それをホームページに掲載して県民の皆さんに公開するというような内容になっております。

そこでまた再度質問しますが、条例を定期的に評価して見直すというやっぱり組織的なサイクルが必要だと思います。そのようなルールをつくるお考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 上田総務部長。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 例規の改廃に当たっては、現在、例規管理システムを活用し、各所管課に法令改正に伴う例規改正情報を提供しております。現在、情報提供後の各課の対応状況の見える化を図っているところでございます。

また、職員全体の法制執務の能力と意識向上を図ることを目的として、令和元年度に菊池市文書法制部門強化のための推進体制に関する規定を制定し、各課に1名ずつの文書法規担当者を設置しております。この文書法規担当者を活用しまして、施設の廃止等に伴い、関係条例の改廃の必要性をチェックする仕組みづくりを構築するとともに、各課で既に不要となった条例や改正が必要と思われる条例を洗い出す定期的な条例の総点検の実施につきましても、今後取り組む予定でございます。

その際、議員のお話にございました、神奈川県事例など他自治体の先進的事例を参考に、本市におきましても定期的に条例を見直しサイクルの確立に向けて検討したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 田中教之議員。

[登壇]

○1番（田中教之君） ありがとうございます。見直すその体制をつくる、検討したいということですので、ぜひそういったサイクルをつくってそのタイミングを逸しないようにしていただきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、田中教之議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため、暫時休憩します。

午後の会議は午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時29分

開議 午後 1時00分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 皆様、こんにちは。猿渡美智子です。早速、通告に従って質問いたします。

奨学金が子どもの貧困対策として重要な役割を担っていることは言うまでもありませんが、コロナ禍で貧困が広がる今、さらに奨学金の重要性は増すと考え、菊池市奨学金について質問します。

菊池市奨学金はご存じのとおり、貸与型です。理想はあくまで給付型ですが、それを求めると現状では道が開けそうにないので、できそうなところからと方針を変えて質問します。取り上げられることの多い数値ですが、2019年厚生労働省の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は13.5%、7人に1人が貧困の状態であると言われていています。ひとり親世帯の貧困率になると48.1%にも上り、さらに母子家庭の3分の1の世帯は貯蓄がないという結果がこの調査で出ています。

一方、2020年度高校進学率は98.8%、ほとんどの子どもたちが高校へ進学します。これらの数字からは、厳しい家計を何とかやりくりして高校に進学させている保護者の姿や家庭の経済状況を不安に感じている子どもの姿が浮かび上がってきます。そこで今回は、菊池市奨学金の中でも高校生を対象にした制度内容に絞って質問します。まず、制度の基本的な内容について確認の意味で質問します。

高校生向けの菊池市奨学金について、対象者はどうなっているか。貸与額は幾らか。返還の期間と利率はどうなっているか。現在の利用者数は何人か。この制度はいつできたものなのか。

以上、5点をお尋ねします。

○議長（大賀慶一君） 木下教育部長。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、猿渡議員の質問にお答えさせていただきます。

本市には、菊池市奨学資金と菊池市教育振興基金奨学資金の2つの貸付け型の奨学金制度がありますので、お尋ねの5点について、高校部分のみをそれぞれお答えさせていただきます。

1点目の対象者は、いずれも菊池市内に1年以上住所を有する者または1年以上住所を有する者の子。それから、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院または各種専修学校に在学する者。それから、経済的理由で就学困難な者。それと、日本学生支援機構その他の奨学金の貸付けを受けていない者となっております。

2点目の貸付額は、月額として菊池市奨学資金が高専を含む国公立高校が1万8,000円、私立高校が3万円、菊池市教育振興基金奨学資金が公立高校と私立高校いずれも1万5,000円となっております。

3点目の返還期間は、菊池市奨学資金が10年以内、菊池市教育振興基金奨学資金が5年以内となっており、利率はいずれも無利子となっております。

4点目の現在の利用者数は、前年度からの継続者を含みまして、菊池市奨学資金が13名、菊池市教育振興基金奨学資金が3名となっております。

5点目の制度の制定日につきましては、菊池市奨学資金が合併時の平成17年3月、菊池市教育振興基金奨学資金が平成20年7月となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） ありがとうございます。今説明していただいて、奨学金にも2通りがあるということでしたが、今回は利用者の多い菊池市奨学資金のことで質問をさせていただきます。

この制度を合わせて13人の子どもたちが利用しているとのことでしたが、貸与型であっても民間の教育ローンと違い、無利子であることやゆっくり返せばよいこと、成績等の資格要件がないことなどは評価ができます。しかし、先ほどの田中議員の一般質問と重なりますが、合併当時の平成17年、西暦で言うと2005年の制度の制定以来、公立で月1万8,000円、私立で3万円という貸与額が変わっていないことは問題ではないかと考えます。理由は、その後の高校授業料無償化です。

菊池市奨学資金が制定されてから5年後の2010年に公立高校の授業料は無償化

されました。以降、2014年の改正を経て、昨年度2020年からは高等学校等就学支援金制度のもと、公立学校においては世帯収入が910万円以下の場合、私立高校においては世帯収入が590万円以下の場合は、実質授業料無償となりました。菊池市奨学金の対象となる子どもの場合、公立であろうと私立であろうと、授業料は要りません。

菊池市奨学金が制定された2005年当時、公立高校の授業料は月額9,400円です。月1万8,000円の奨学金のうち、半分は授業料に充てられると想定しての制度設計だったのではないのでしょうか。私立の授業料は調べておりませんが、公立より高いことは明白ですから、月3万円の奨学金の大半が授業料に向けられる想定であったと考えます。

しかし、授業料を払う必要がなくなった現在、この奨学金の貸与額は見直すべき時期にきていると考えますが、どうでしょうか。教育委員会の考えをお尋ねします。

○議長（大賀慶一君） 木下教育部長。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、再質問のほうにお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、公立・私立の高校の授業料は、国の制度により、一部の世帯を除き、現在実質無償化となっているところですが、本市の貸付け型の奨学金制度は、いずれの制度も経済的理由などにより修学困難なものに対して、学業に必要な資金を貸し付けることを目的にしており、一概に授業料だけを目的に貸し付けているものではございません。

貸付額については、近隣自治体でもそれぞれであり、その状況も含め、額の見直しは慎重に調査・研究していきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 奨学金が授業料だけに使われるものではないということは承知しております。しかしながら、そうであるならば、私立と公立と1万8,000円、3万円という違いが出ている根拠は何なのでしょう。これがやはり授業料を含めて考えていると考えるべきではないかと私は思います。慎重に検討するというお答えでしたが、思い切って検討していただきたい。さきの田中議員の言葉ではありませんが、その時代に応じた条例に変えていかなければならないと思っております。何かのサポートをしようとするとき、一番困難なところを支援することが最も効果的です。高校進学に当たって、経済的に厳しい家庭にとっては、一番大変なのは入学時に係る多額の費用だということはこれまでも何度か述べてきました。

今回の質問に当たって、この4月、子どもさんを公立高校へ進学させられた方に、入学のときどのくらい費用がかかったかをお尋ねしてみました。入学金5,650円、教科書代8,500円、副教材費5万7,000円、各種負担金3万円、制服代5万8,870円、体操服や体育館シューズなどの指定物品代3万5,300円、電子辞書これも必須だそうです3万1,000円、PTA会費並びに空調費4万6,200円、同窓会費5,000円、しめて27万7,520円。ただし、これはシャツもズボンも洗い替えなしの1枚ずつの場合です。女子の場合は制服代そのものが1万円高くなります。さらに、入学後の課外費や修学旅行積立金、シャツやズボンの洗い替え、部活動用品等を加えると40万を超えるものになるとのことでした。

授業料が無償となり、高校生のアルバイトも一般的になってきた今、月々の支援よりもこの壁を乗り越えることにこそ支援が必要だと考えます。そこで、具体的に3点提案します。

1点目、公立・私立を問わず、菊池市奨学金の貸与額を入学金30万円と毎月の1万円にすること。ちなみに、この額は3月議会で触れました今年度から始まった明石市の給付型奨学金と同じ額です。経験した人が実際に必要とした費用の額から見ても妥当な額だと考えます。このように制度改正した場合、3年間の貸付総額は一人当たり66万円となります。現行制度だと3年間の貸付総額は公立で64万8,000円、私立で108万円ですから、全体的に見ると今までよりもコンパクトになると考えます。

2点目、入学準備金30万円のみを貸し付けるコースを設けること。奨学金とはいえ借金ですから、子どもの将来的負担は少ないにこしたことはありません。一番大変なところをピンポイントで支援するという考えです。

3点目、現在の奨学金は入学後に申請し、6月に審査が行われることになっています。これでは一番大変なときに間に合いません。前年の12月頃に募集して1月には決定し、合格発表と同時に、つまり入学の準備に間に合うように貸付けができるようにすることです。

以上、3点の提案です。

私も実際に出会った子どものことや、ダブルワークをしていたかつてのパート仲間のことを思い浮かべながら質問をつくりました。教育長は、中学校の現場におられましたから、様々な家庭環境を背負った子どもたちの支援に関わってこられたと思います。高校入学に係る費用が家庭によっては大変な負担であることをご存じだと思います。菊池市奨学金の制度改正について、3点提案させていただきましたが、このことに関する教育長の見解をお尋ねします。

○議長（大賀慶一君） 渡邊教育長。

[登壇]

○教育長（渡邊和博君） それでは、今ありました猿渡議員からのご質問にお答えいたします。

現在、本市で貸付けを行っている2つの奨学金制度については、経済的理由などにより修学困難なものに対して、学業に必要な資金を貸し付けることにより、修学の道を開き、有用な人材を育成するという目的に沿って、平成17年の合併以降、多くの方が利用されてきました。また、平成30年度からは、教育振興小川基金を活用した給付型の奨学金制度も整備してきました。近隣と比べましても充実した奨学金の制度を運用しているというふうには考えております。

学業に必要な資金の額については、先ほど教育部長が答弁したとおりでございますが、ただいま議員からありました大変具体的な提案がございましたが、入学準備金の制度については、大変有効であるというふうに考えております。ただ、実施に当たってはシステム改修等も必要になってくることとなりますので、近隣自治体等の状況も参考にしたり、制度内容の調査・研究を進めながら、導入については時期も含め、前向きに検討をしてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 今の教育長の答弁の中に、入学準備金は有効であるというお言葉があったのは大変ありがたく思いますが、有効であるではなく、必要であると考えていただきたいと思っております。前向きに検討していただくことですので、今後の進捗状況、駄目かもしれませんが、しっかりと見守っていきたいと思っております。

次の質問に移ります。

次に、菊池市の農業施策のうち、施政方針でも触れられた菊池基準について質問します。私は、農業生産者ではありませんが、消費者の立場から考えて質問をいたします。

まず初めに、4点質問します。

- 1、菊池基準の取組は、いつから始められたものか。
- 2、制定の目的は何か。
- 3、登録者の推移はどうなっているか。開始の時期、中間地点、直近の人数をお尋ねします。
- 4、これまで取り組んできての成果と課題はどういったことか。

以上、4点お尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 清水経済部長。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、ただいまの猿渡議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の菊池基準につきましては、正式名称を環境王国菊池農業生産基準として、本市農林畜産物の生産に関する本市独自の生産基準を定めた制度として、平成26年10月から運用しております。

次に、制度の目的につきましては、本市生産者が安心・安全な農林畜産物生産に取り組むことで、環境王国菊池としての確率が図られ、本市農業のイメージアップにつながることであります。また、消費者に向けては、安心・安全という本市農林畜産物の高付加価値化PR戦略による消費拡大を目指し、農家所得の向上につなげることを目的としております。

次に、登録者の推移についてでございますが、開始当初の平成26年度末は277名、平成29年度末は513名、令和2年度末は564名となっております。

次に、具体的な成果といたしましては、生産者の安心・安全な農産物生産に対します意識の高まり、また菊池米食味コンクールにおける、菊池基準登録米の高価格での買取り、全国で本市を含め16自治体が加入しております環境王国への登録による環境王国菊池としての知名度アップにつながっていると考えております。

また、課題といたしましては、環境王国菊池として確立していくために、登録者及び登録農産物の確保は必須であると考えております。また、農家所得の向上につなげるためには、安心・安全という高付加価値を農産物価格に反映させることが重要であると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） ありがとうございます。安心・安全の高付加価値によって、農家所得の向上を目指すっていうようなところは理解いたしました。

今年5月、農林水産省がみどりの食料システム戦略を正式決定したことが農業新聞等で大きく報じられました。その目的は、今の答弁とも重なる部分があって、農業が環境に及ぼす負荷を低減することと、生産基盤を強化することとされています。この戦略の中で、2050年までに有機農業を全農地の25%に拡大すること、ちなみに現在値は0.27%だそうです。化学農薬の使用量を半減すること、化学肥料の使用量を3割減らすことなどが目標に掲げられました。

関連書籍を読みますと、この戦略は儲かる農業のためにも、環境を守っていくた



めにも先行する諸外国に追いつこうとするものだと感じました。本の中で、ヨーロッパでは有機農産物は今や日常的なものになり、スーパーで一目で有機産品であることが分かる形で販売されていると紹介されており、有機農産物の生産も消費も右肩上がりの現状が報告されていました。また、中国の農産物は、かつては残留農薬が問題となり敬遠されていましたが、今や中国の有機農業は農地面積でいうと世界4位になっています。アメリカでは、2017年にアマゾンが有機食品等を扱う大手スーパーホールフーズを買収したことが象徴的です。このような世界的傾向は、安心・安全な食べ物に消費者のニーズが高まっているということだけではなく、環境を守り、持続可能な農業によって食料を確保するというSDGs的な認識が消費者にも広がってきているということだと思います。

菊池基準の方向性は、この国のみどりの食料システム戦略にも、世界的な農業の動向にも合致したものですし、これからの農業にとって進めていくことが必要な取組だと再認識いたしました。施政方針には、菊池基準についてさらなる拡充を努めますとありますが、今後の取組にどのような展望をもっておられるか、お尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 清水経済部長。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、菊池基準の今後の展望というところでお答えしたいと思います。

菊池基準の制度をより効果的に進めていくためには、登録者数の確保は重要でありまして、今後もJAや各物産館等の関係機関との連携によりまして、制度への理解や加入推進に取り組んでまいりたいと考えております。

また、菊池基準の普及推進につきましては、ネットショップ菊池まるごと市場等の運営を通しまして、ネット販売やふるさと納税において消費者に販売促進PRをしてきたところでありまして、大きな成果があったものと考えております。

現在七つの項目がありますが、この生産基準につきましては、消費者が安心して購入できる仕組みを強化するために、本年度から生産地の特性により高い品質や評価を獲得することに至った産品を証明する国の制度であります地理的表示・GI及び食品安全や環境保全等の観点から工程を管理する制度であります農業生産工程管理・GAPと申しますが、これを生産基準に追加して、登録者及び登録農産物の拡充を目指してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 今答弁いただいた内容は、生産の立場から菊池基準のブランド力を高めていくためという観点からは納得ができるものです。

しかし、有機農業にしろ、菊池基準にしろ、普及のためには消費者の理解を広げることが不可欠です。消費者の理解が深まることによって生産者の意欲も増すものと考えます。私は、市民消費者の立場から重ねて質問したいと思います。

1点目は、菊池基準をもっと市民に近づけることが必要ではないかということです。菊池基準って知ってますかと尋ねると、知らないと答える人が多いです。先ほど登録者数をお尋ねしましたが、500を超す生産者の方々が取り組んでおられるのに、その取組が市民の消費の場に伝わっていません。そもそも、菊池基準とは何なのかという市民に対するコマーシャルとともに、第3セクターの店舗やJAの販売所などで菊池基準をクリアした産物であることがちゃんと分かる売り方をすべきではないでしょうか。市民の認識が変わっていくきっかけになると思います。

2点目は、菊池基準に適合した農産物を学校給食に取り入れることです。実際にヨーロッパや韓国では、給食に取り入れることを通して有機農産物の拡大を図ってきています。日本でもその動きが始まっています。

先日、菊池市ものづくり販売勉強会で、千葉県いすみ市の農林課職員である鮫田さんのお話を聞きました。いすみ市では、学校給食の全量を有機米にする取組を通して、有機米の生産量を増やし、地元の高い評価を得たことが第一段階。第二段階でその評価をもとに、マーケットにアピールするという戦略が功を奏し、市のイメージアップとともに、いすみ産の米が日本航空ファーストクラス機内食に採用されることにもつながったという報告でした。

私は、消費者の立場から、子どもたちに安心・安全の食べ物を届けたいというのが第一ではありますが、菊池市で菊池基準に適合した農産物を給食に取り入れることは、環境王国のアピールにつながると考えますが、どうでしょうか。

以上、2点お尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 清水経済部長。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、私のほうからまず、1点目のご質問についてお答えいたします。

菊池基準の取組につきましては、先ほども申しましたように制度化した平成26年度以降、JA菊池や市内各物産館、市認定農業者連絡協議会、ネットショップ菊池まるごと市場を通じて、生産者及び消費者に普及推進をしてきたところでございます。本市生産者の浸透につきましては、JA菊池の生産部会や各物産館の出荷協議会、市認定農業者連絡協議会などの関係機関と連携をさらに密にして、制度への

理解を進めてまいりたいと考えております。

また、市内外消費者の皆様への浸透につきましては、各物産館やJA菊池のまんま菊池店と連携して、菊池基準商品のPRによる販売促進につなげてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下教育部長。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、私のほうから菊池基準の農産物を学校給食で使用する考えはないかというご質問に対しましてお答えをさせていただきます。

現在、学校給食で利用しておりますお米につきましては、市内全域の小中学校で菊池基準を満たしている状況でございます。野菜など食材につきましては、多種多様であることから、物資納入基準書において地元産で、菊池基準等に基づいた産品を極力納品いただくよう依頼しておりますが、詳細は把握できない状況です。

学校給食では、1日約4,400人分の給食をつくることから、利用する食材につきましても人数分の数量を安定的に供給していただく必要がございます。また、給食費は保護者の負担で運営していることから、安心安全な食品であることはもちろんですが、価格面にも配慮しながら購入しているところでございます。地産地消の取組としましては、「きくさんデー」や「ななしろさんデー」の日を設けて、積極的に菊池市の特産品を給食に取り入れながら、菊池市の自然や食文化等への関心を深めるための食育も推進しております。学校給食納入業者の皆様には、地産地消の観点から地元産で菊池基準等に基づいた産品をできるだけ納品いただくよう、今後も依頼を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 1点目の質問に対しては、今後の取組に期待していきたいと思っております。私、泗水の養生市場に買物に行きますが、くまもとグリーン農業の場合はシールが貼ってあるのをよく見かけますが、同じようにあつこれは菊池基準だつというのが分かるような仕組みを求めたいと思っております。

2つ目の質問に対して、教育部長はとてもさらつとお答えになりましたが、これは実は大変重要なことだと思っております。正直言つて、菊池市全域で菊池基準に適合した、いわゆる特別栽培米といわれるお米が使用されているという事実は私にとっては大きな驚きでした。給食を考える会の方々と学習する中で、現状を確認するために東議員と一緒に共同調理場を訪問しました。そして、菊池市の学校給食に使

われている米は一等米菊池市産ひのひかりで、特別栽培ではないとの返事をそのときはもらっていたからです。5月のことでした。その現状認識に立ち、将来的に市内全ての小中学校の給食で特別栽培米を使うことを目標にして、その第一歩として今回の質問に望んだつもりでありました。

ところが、大どんでん返して、既に全ての学校で農薬や化学肥料を慣行のものより50%減らした特別栽培米、菊池基準で言えば2のレベルの米が使われていたという結果に至る、これは号外の喜びです。それを支える特別栽培米の生産量があったことは長きにわたる生産者の方々の努力のたまものだと感謝いたします。

米の流れを追っていたら、こんな事実が分かりました。同共同調理場のほうから連絡をいただいたのがほんの数日前のことでした。え、そうだったんですか、私が言いますと自分たちも驚いていますという共同調理場のほうの感想でもありました。ですが、もう間に合わなかったので、質問内容はそのままに、この場に立った次第です。名目は菊池産一等米ひのひかり、価格も慣行米と同価格、しかしながら、詳しく調べていくと実は特別栽培米だった。

学校給食に有機農産物を導入する動きは各地で出てきていますが、米全量を有機米にしたのは先ほど触れたいすみ市が日本で初めて、ほかにはまだないのではないかと考えています。特別栽培米の使用も私が知っているのは今治市だけです。今回、有機農業を前面に出して、菊池市とともにSDGs未来都市の選定を受けた山都町も学校給食の米は慣行米のままですから、熊本県で給食に全量特別栽培米を使用しているのは菊池市だけだと思います。

市長、これは環境王国に認定されている菊池市としては、大いに誇れることです。教育長、農薬を減らすことは健康のためだけではなく、土と水を守り、生き物を守ることだとそんな思いのこもった米をあなたたちは食べているのだと、子どもたちにぜひ伝えてください。

しかし、喜んでばかりはいられません。菊池基準にも適合した特別栽培米の給食への提供がちゃんとした仕組みの上で成り立っているものではないからです。今のままでは、いつできなくなっても仕方のないことです。通告は間に合いませんでしたので、答弁は要りませんが、生産者の努力にちゃんと対価を支払っていくということも含めて、特別栽培米の提供がこれからも給食、子どもたちに持続する仕組みを早急につくっていくべきではないでしょうか。ぜひとも取り組んでいかなければならないことだと私は思っています。

では最後に、市長にこれからの菊池基準についてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 江頭市長。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、菊池基準に関するご質問にお答えをいたします。

先ほど来、議員のほうからのご指摘があったとおり、国全体でもみどりの食料システム戦略ということを出してきています。私どもはある意味では、日本全体の動きに先んじて7年前からこれに着手をしてきたわけでありまして、やっと日本全体がこの動きになってきたということで感慨深いものはございます。

特に近年、健康志向がコロナ等もありましてますます強まっている中で、国全体も私どもと同じ方向ということになったわけですから、本市独自の安心・安全栽培基準である菊池基準の普及推進というのは、これからも非常に重要で意義深いことだというふうに意を強くした次第であります。

本市の農産物に対するこの安心で安全なイメージというものをより強固にして、そしてせっかく私どもが菊池溪谷なんかも豊かな自然環境をもっておりますので、それと合わせることで菊池市農産物、そしてまた菊池市全体のブランドイメージをつくり上げていきたいと。文字どおり環境王国菊池というブランドイメージを確立して、ほかとの差別化を図ることで先ほどおっしゃった儲かる農業にもつなげていきたいという考えでございます。

また、現在の国際目標になっておりますSDGs・持続可能な開発目標においても、環境に配慮した生産活動が目標にも盛り込まれているわけでありまして。国内外において、世界的にこの環境に関する関心がさらに高まっているわけでございます。こういう状況下において、菊池基準の普及推進による環境配慮型の農産物生産というものはますます重要な取組であるというふうに考えておるところであります。

また、こうしたすばらしい安心・安全の食料こそ、私たちの子どもに食べさせてあげたいというのは、もう最初からの思いであります。今般、この菊池基準の要件を満たしたお米が学校給食を通して本市の子どもたちに提供されているということは大変うれしく思いますとともに、農家の方々のご努力、ご協力のおかげだというふうには思います。そして、こうしたことは、今後農業にとどまらず、移住定住をアピールする上でも本市にとっての大きなアピールポイントになるというふうに考えております。

今後の課題は、先ほどおっしゃったように、こうしたものをいかに安定的に供給できる体制をとっていくかということになってこようかと思えます。農家の皆様とそしてJAさんほかとも一体となって、この戦略をさらに推し進めていきたいというふうに考えておるところです。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 繰り返しになりますが、最初に答弁をいただいたように、そもそも菊池基準の目的の一つが付加価値を高めて農家の所得を向上させるということが一つの目的であったわけですから、現在の給食への供給はその付加価値をつけずに、いわば農家の方のご厚意とってはいえいいのでしょうか。そういった形で成り立っているものであって、それは本当に感謝することではありますが、やはり真つ当な対価、考えていくことによって持続可能になっていくと思いますので、そのところをしっかりと取り組んでいただきたいということをもう一度申し上げて、質問を終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、猿渡美智子議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午後1時44分

開議 午後1時51分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東奈津子議員。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 皆さん、こんにちは。議席番号6番、日本共産党、東奈津子です。通告に従って質問を行っていきます。

まず最初に、生理の貧困について質問を行います。

経済的な事情で、必要な生理用品が手に入らない、コロナ禍で生理の貧困が可視化され、世界各国で社会問題となっています。生理はみんなの問題だと活動するハッシュタグみんなの生理という団体が、今年2月に学生に行った実態調査では、過去1年間で金銭的理由で生理用品の入手に苦労したことがあるが20.1%、金銭的理由で生理用品でないものを使ったが27.1%など、深刻な実態が明らかとなりました。

また、団体に寄せられた声も切実です。ティッシュを丸めてタンポンや生理用品の代用品にしている。ナプキンの夜用1個を一日中使い、かゆみと臭いで大変。生理用品1パック300円くらいでも食費を切り詰めて節約しているので、生理用品を我慢して子どものおやつに回したい。

今年3月4日にNHKテレビで生理の貧困の問題が取り上げられ、その中で学生の5人に1人が生理用品入手に苦労と報じられたことで、全国に衝撃が広がり、以来3カ月、日本でも自治体や国に対策を迫る声が一気に広がり、生理用品の無料配布をの運動が今急速に広がっています。

6月12日付の熊日新聞では、生理用品支援、県内に広がりという見出しで、熊本市が今月11日から生理用品の無償配布を始めたことが記事で紹介されています。また、県内では宇城市が市民団体の要望も受けて、市として備蓄品の配布を行うとのことでした。

それでは、最初の質問に入ります。

行政として、生理の貧困の問題をどのように認識しているのでしょうか。また、現在全国で生理用品の無料配布に取り組んでいる自治体はどれくらいあるのでしょうか。

以上、2点お聞きします。

○議長（大賀慶一君） 上田総務部長。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、東議員のご質問のほうにお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で経済的困窮が広がる中、女性が生理用品を買えないなど、いわゆる生理の貧困が表面化し、この問題に対して支援する動きが各地で広がっていることは認識しております。また、生理は女性特有の現象であり、女性は妊娠や出産など、男性と異なる場面に直面することがあり、生涯を通じた健康支援を図っていく必要があると考えております。

全国の状況ということでございますけれども、今年5月19日時点の内閣府調査によりますと、生理の貧困に係る取組を実施している、また検討しているを含め、自治体は255団体あり、その調達元としては防災備蓄が184件と最も多く、ついで予算措置が55件、企業や住民からの寄附が44件となっております。その主な配布場所としましては、行政窓口、保健センターなどの関連施設、小中学校などとなっております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下教育部長。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、私のほうからは、教育部の認識についてお答えをさせていただきます。

学校関係では、今の状況ですと新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、保護者の収入が減ったことで生理用品が買えなかったり、保護者のネグレクトなどで買ってもらえないことを指すものだというふうに思っております。

現状としましては、学校から生理の貧困に関する問い合わせや相談等はございません。問題としては起きていない状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子議員。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 今、総務部長、教育部長とも、コロナ禍の中で女性の貧困が深刻になる中で、生理の貧困というのが大きな問題となっているとの認識でありました。総務部長、教育部長とも、この問題についてお二人とも男性の部長さんであり、今回この問題を担当する課長さん以下、ほとんどが男性の職員さんであることから、どのように認識していらっしゃるのかについて正直不安な気持ちもありましたが、問題の重要性をきちんと受け止めていただいていると理解しました。

また、全国を取組自治体が255団体に広がっているとの答弁でした。私もこの問題を準備する中で、市の男女共同参画推進係から内閣府男女共同参画局が2021年5月19日現在で取りまとめた生理の貧困に係る地方公共団体の取組一覧表をいただきました。この分厚いのがそれでありました。全国の自治体の急速な広がりには驚くと同時に、問題の切実性を改めて実感したところでした。5月19日時点では、先ほど紹介した熊本市や宇城市などは入っておりませんので、恐らく現時点では、250団体以上の取組が広がっているのではと思っています。

生理の貧困について、ここで少し歴史的な流れを見ていきたいと思います。先進国で生理の貧困が注目されるようになったのは、2019年アメリカでピリオドという団体が生理の平等化を目指すデモを行ったことです。その後、世界各国で生理用品を無償配布、非課税、軽減税率にする動きが広がってきました。しかし、日本では生理を語ることはタブー視されてきたため、生理の貧困の問題の実態は世の中にはほとんど知られずに来ました。以前からあったはずの生理の貧困、生理格差がコロナ禍で可視化され、声を上げるきっかけになったと私は思っています。

ここで実際に、無償配布に取り組んでいる二つの自治体を紹介します。

一つは、奈良県大和郡山市です。大和郡山市は5月11日の臨時議会で、一般会計補正予算を可決し、女性の貧困問題対策事業として女性の4人に1人にいきわたる規模で生理用品を6月1日から無償配布することを決めています。市内7か所の窓口で女性職員が対応し、窓口においてある引換券を渡すだけでほかの手続きは不要です。

二つ目は、秋田県大仙市。大仙市でも4月23日の市議会で、生理の貧困に悩む女性を支援するために県内初めて生理用品の無償提供をする大仙コスモスプロジェクトを採択しました。1回につき30枚入り1パックを無償提供します。成人への配布は市内3つの健康増進センターと市福祉事務所で提供、一度利用して大仙コスモスカードを受け取れば、次回からはカードを提示するだけで受け取れます。

ここで再質問します。

菊池市でも、行政の窓口、公共施設等のトイレでの生理用品の無償配布を進めて



いくべきと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 上田総務部長。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 東議員の再質問のほうにお答えいたします。

本市としましても、まずは、防災目的として備蓄している生理用品の一部を利用して試験的に配布を行い、ニーズや実態把握に努めてまいりたいと考えております。その上で、住民や学校からの要望に合わせて、今後の対応を検討していきたいと考えております。

今後も男女共同参画の視点に立ち、関係各課で連携しながら、困難に直面する女性などに対し、支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子議員。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 備蓄品を試験的に配布しながらニーズを見ていきたいという答弁でありました。まずは備蓄品からでも進めていただくということで、大きな取組の一步であると思えます。

内閣府の資料を見ましても、先ほど部長の答弁にもありましたように、自治体の7割近くが備蓄品での対応となっています。同時に述べておきたいのは、備蓄品の提供だけで終わらせてほしくないということです。政府も3月23日に新型コロナウイルス対策の予備費2兆1,692億円の支出を閣議決定しております。その中で、生理用品の提供などに46億円を計上しています。ぜひこのような国の財政措置等も活用して、備蓄品がなくなってもきちんと予算化して取組を進めていただきたい。

また、加えて述べておこなら、備蓄品は緊急の災害時に必要な備品であります。その中に生理用品は常時保管されていること自身も重要であります。今回、窓口等に提供して不足した分は、きちんと補充を行っていただきたい、このことも合わせて要望しておきます。

次に、学校現場での対応について質問を行います。

先ほど部長の答弁では、具体的にはこの問題での要望等は上がっていないという答弁でありましたが、歴史学者であり著書「生理用品の社会史」など、ジェンダー問題を中心に執筆されている田中ひかるさんが、新聞紙上で次のように述べておられます。「生理の貧困で最も対応が急がれるのが、生理が始まったばかりの女の子たちです。彼女たちは声を上げづらいでしょうから、学校での無償配布が有効だと

考えます」こう述べておられます。

全国の事例では、コロナ禍で生活が困窮し、生理用品が買えず、不衛生な状態や登校ができない環境におかれている児童生徒がいるとの報告もあっています。また、ネグレクト等の虐待で生理用品を買ってもらえない子どももいるとの事例も上がっています。現在、学校の対応として、急に生理が始まった児童生徒に対し、保健室では、生理用品の提供が行われている学校があることも承知はしております。しかし、学校によっては生理ナプキンを1個借りたら2個返すなどのルールがあるなど、返却不要となっていない対応もあると聞いています。学校に返却不要の生理用品の提供が待たれていると思います。これは、子どもたちの健康を守り、教育の機会均等を保障する取組です。

ここで、神奈川県大和市の取組を紹介します。大和市は、4月16日市立の小中学校の女子トイレに生理用品を設置すると発表。26日から配布を開始しています。市はコロナ禍での経済的な影響以外でも、小中学生が親に頼むのが難しい等の理由で生理用品の入手が困難な事例があることを把握し、これまでも学校ごとに緊急用の生理用品を保健室で配布していましたが、生理のことを口に出せなかったり、保健室まで取りに行けずに困っている児童生徒に配慮する必要があるとして、トイレへの設置を決めています。

国も文科省が4月14日付の事務連絡で、提供する場所を保健室のほかに設けたりするなど、必要とする児童生徒が安心して入手できるよう、提供方法や配置場所等の工夫などを検討いただきたい。保健室等に常備備えている生理用品を渡した場合に返却を求めないとの内容で通達を出しています。ここに通達があります。ぜひ教育委員会のほうにも既に届いていると思いますので、確認をしていただきたいと思います。

ここで質問します。菊池市においても市内の小中学校において、生理用品の無償提供を行っていくべきと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 木下教育部長。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、ただいまの東議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

学校のトイレにも無償配布をというような意味だったかと思いますが、各学校でニーズに違いがあると思いますので、それぞれの学校に合った形で、備蓄品から提供されました生理用品につきましては、どのような対応ができるのか、今後養護教諭部会を中心に検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子議員。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 備蓄品の活用と養護部会で検討していくという答弁でありました。備蓄品からでも早急に取り組を進めていただきたいと思います。同時に、菊池市での生理用品の備蓄品は若干と聞いております。先ほど行政の窓口等での生理用品の配布を行っていく上で、こちらでも備蓄品の活用という答弁でしたので、そうなる学校現場で備蓄品として活用できるのは限られてきます。備蓄品での対応はあくまでも臨時的な措置であるべきです。やはり自治体として、きちんと予算措置を行っていただきたい。

先ほど紹介した神奈川県大和市は、生理用品の学校配布に37万円の予算を計上しています。また、山口県山口市では市民団体からの要望も受けて、5月26日に市長が記者会見を開き、「6月上旬をめどに全小中学校に返却不要の生理用品を配布する。生理の貧困の実態把握につなげ、今後市内のほかの公共施設などにも広げることを考えている」こう述べています。ここ山口市では、来年3月までの予算として30万円がつかしました。京都市でも、国が拡充した地域女性活躍推進交付金これを財源として、学校への生理用品の無料配布を決めています。

菊池市でも、まずは備蓄品で対応しながらも、国の交付金も活用して予算化を行っていただきたい。それほど大きな額ではないはずです。そしてやはり、保健室だけでなく、トイレにも設置をしていくべきだと思います。東京品川区では、原則4年生以上が使う女子トイレの中の個室に設置をしてあります。場所は学校によって異なりますが、個包装の状態で箱に入れてあるそうです。品川区の教育委員会は次のようにコメントしています。「個室内の設置を原則とすることで、誰もが入手しやすいよう配慮している。用務主事らが清掃などの際に補充を行っている」とのことです。

生理は自己責任で黙って片づけるものとせず、行政の責任で配布することで、生理のある人の健康、尊厳、教育の機会均等を行政が支えることになるのではないのでしょうか。私自身も中学生の頃から生理のときには体調を崩すことが多く、一時は病院に通院して治療を受けていた時期もありました。生理で肉体的にも精神的にもつらいだけでなく、毎月生理用品を購入する、その経済的な負担を時として感じることもありました。しかし、中学校のときから生理は病気ではない、きつなくても人に言うような問題ではない、このような暗黙のルールのようなものに縛られて、自己責任でしのいできました。

そのような中で、昨年2020年にスコットランドで国で必要な人全てに生理用品を無償提供する法案が可決されたとの報道を目にし、そして今年2021年には

ニュージーランドで小中高学校全てで、生理用品の無償提供が決まったとのニュースを見て、改めて生理の問題が女性の問題だけでなく、人権の問題として全ての人が向き合うべき問題なんだと認識しました。

生理の問題は、女性の問題にとどまらず、人権の問題であります。SDGsも掲げているジェンダーの問題でもあります。このことに行政としても、しっかりと向き合っていただきたいと思います。トイレットペーパーと同じように、自由に使える生理用品が当たり前置いてある。そんな社会を実現するために、行政とともに頑張っていきたいと思います。

次に、コロナ禍における学校生活について質問を行います。

この問題は、午前中、田中議員とも重なるところもありますが、改めて質問を行います。

コロナ禍が長引くもとの、子どもたちは大変厳しい環境におかれています。心身の健康状態が低下している可能性があることが先日、国立成育医療研究センターの調査で明らかとなりました。同研究センターのこれまでの調査結果と今回の比較でも、体の健康と心の健康のスコアがともに低下しているとの結果でした。今回は、学校生活の中での子どものマスクの着用について質問を行います。

この質問を取り上げるきっかけとなった一つは、私のもとに保護者の方から寄せられた相談でした。5年生になるお子さんは1年以上続くマスク生活のもとの、頭痛が続き吐いてしまうほどの症状を訴えていました。担任の先生に相談して、苦しいときは外していいとのアドバイスをもらうものの、クラスのみんながマスクを着用している中で、恥ずかしくてなかなか外せない。このような相談でした。もう一つは、5月以降、気温の上昇や湿度で熱中症が心配される季節の中、登下校する子どもたちがマスクをしている姿を見て熱中症のリスクを感じたからでした。

ここで質問します。現在、小中学校におけるマスクの着用については、どのような方針が出されているのでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 木下教育部長。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、ただいまのマスク着用についての方針につきましてお答えをさせていただきます。

まず、方針としましては、文部科学省から「新型コロナウイルス感染症に対応した持続可能な学校運営のガイドラインについて」及び「新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が示されており、その中で学校における感染症対策の考え方として、マスク着用や手洗い、手指消毒、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い3つの密を徹底的に避ける、身体的距離を確保す

るといった感染症対策を徹底することが必要とされております。また、県からは、国の方針を受け、地域の感染レベルに応じた対策を講じるよう通知をいただいているところでございます。

マスク着用につきましては、先ほど申し上げました新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルによりまして、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用すべきとあり、マスクを着用する必要がない場合は、一つ目に十分な身体的距離が確保できるとき、二つ目に気温・湿度や暑さ指数が高く、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるとき、三つ目に体育の授業で呼吸困難や熱中症のリスクがある場合には着用する必要がないというふうにされております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子議員。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 文部科学省のガイドライン、衛生管理マニュアル、県からの通知が出されているということです。部長が言われたように、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるときにはマスクを外すということがきちんと書かれています。また、公益社団法人日本小児科医会の2020年9月7日に出された声明の中では、「2歳以上でのマスク着用の問題がないとは言えない、特に暑くなる季節は熱中症の心配があります。一日中マスクをしていたらそれ自身が不衛生になり、かぶれ等も増えています。小学生でも暑くて嫌だ、気分が悪いという子どもたちの訴えを尊重することが大事です」このように述べられています。

また先日、NHKの9時のニュースで暑さと感染対策、マスク高まる熱中症リスクという特集があっていました。その中でも専門家もマスク着用での熱中症のリスクについて警鐘を鳴らしていました。とりわけ、マスクをつけての運動の危険性については、グラフも用いて述べられていました。文部科学省もマスクの着用については、先ほどご紹介があったように熱中症を防ぐために柔軟に着脱できるとするマニュアルを改訂し、通知を行っております。

このように、国や専門家は夏場のマスクの着用については危険性も指摘し、通達も出しています。しかし、実際子どもたちが通う学校現場では、頭痛がしても周りの目が気になって外せなかったり、熱中症のリスクがありながらも登下校の着用に関しては、子どもたちの判断に任されて暑くても着用したまま下校しています。このような現状を見ても、やはり各学校、子どもたちの判断に任せていたら命と健康は守られないのではと思います。市教育委員会として、周知徹底を行うことが必要と考えます。

ここで、教育委員会が夏場の登下校時のマスクの着用に関して、周知を行ってい

る自治体の例を紹介します。神奈川県横須賀市では、保護者から熱中症の心配がある子どもの通学時、マスクの着用をやめさせてほしいという訴えがあり、教育委員会として市内の学校に周知を図っています。このときに市の教育委員会として注意したのが、登下校時に子どもたちがマスクを着用していないことに関する全市民への周知です。通学時にマスクを着用していないと地域の大人からどなられるという案件も発生していたため、子ども・保護者だけでなく、市民への周知も合わせて行ったとのこと。

ここで再質問します。市内の小学校での配布物を見てみますと、体調が悪くなったらマスクは外しましょう、こう書かれてあります。もちろん、このような配慮をした文書を出すことは大事ですが、子どもたちは自身の判断でマスクを外すことは難しいケースも十分考えられます。また、熱中症などは体調が悪くなってからでは遅すぎます。これから熱中症のリスクが高まる季節がやってきます。市教育委員会として、どのように対応を考えているのでしょうか。子どもたちにマスクを外しているときは、近距離での会話はしない等の対策を徹底し、基本登下校に関してはマスクは外すを基本に、指導を行うべきではないでしょうか。また、登下校はもちろん、体育時の着用、違和感を感じる子どもへの対応について、個々の学校に任せるのではなく、また担任と生徒間の個別の対応に任せるのではなく、横須賀市のように市教育委員会として、全体への周知を図っていくべきではないでしょうか。

以上、お聞きします。

○議長（大賀慶一君） 木下教育部長。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、再質問のほうにお答えをさせていただきます。

これまでも、体育の授業や登下校時及び不快を感じている場合については、十分な身体的距離を確保した上で、児童生徒自らの判断においてマスクを外すよう学校では指導をしております。また、コロナ禍でマスク着用が日常化した一方で、息苦しさや不快感があっても周囲の目が気になり、マスクを外すことに抵抗を感じている児童生徒への配慮は必要であると考えております。

議員ご指摘のとおり、これからの季節は特に熱中症のリスクが高くなりますので、マスク着用による身体へのリスクを考慮するよう、6月の市内校長会議の中でも再度周知をしたところでございまして、教育委員会としましても引き続き注視をしてみたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子議員。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 校長会で周知をしたとの答弁でした。取組を進めていただいていることは重要であると思います。しかし、新しい生活様式が徹底され、事情があってもマスクを外すことが大人である私たちでさえ難しい中で、子どもたちにとってはそれ以上の負担ではないでしょうか。各学校ごとの対応に任せるのではなく、もう一步踏み込んで市教育委員会としての周知徹底が必要だと思えます。

富山市教育委員会では、マスクを外せなくなった子どもたちというタイトルでリーフレットを作成し、その中で「日本の子どもに関しては新型コロナ感染症よりも熱中症のほうが命にかかわる危険が明らかに高いことは、文部科学省や専門家グループも指摘しています」と述べられ、市の教育委員会として、全体への周知が図られています。

ことは命にかかわる、そして子どもたちの成長にかかわる問題です。冒頭にも述べましたが、事情があって先生も個別には外してもいいよと言われても、実際は周りの目が気になって外せないのが現実です。やはり、個々の対応に任せるのではなく、教育委員会としてマスクの着用についての問題はきちんと周知徹底を図っていただきたい、このことを最後に述べまして、次の質問に移ります。

○議長（大賀慶一君） ここで、換気等のため10分間休憩します。

○  
休憩 午後2時25分

開議 午後2時31分  
○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

東奈津子議員。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 次に、防災行政無線戸別受信機について質問を行います。

近年、豪雨災害など災害対策が喫緊の課題となっています。さきの3月議会では、災害弱者の避難の問題を取り上げましたが、今回は災害時の情報伝達手段について質問を行います。この問題に関しましては、以前の一般質問で荒木崇之議員が既に取り上げられ、重なる内容もありますが、改めて質問を行います。

昨年の人吉市を中心とする豪雨災害では、高齢者等の逃げ遅れが大きな被害を生みました。ご承知のように、線状降水帯はどこで、いつ発生するかは現時点では予測がかなり難しいとされており、この点からも逃げてくださいという情報伝達がいかに早く、直接伝わるかが被害を生まない決め手となることは間違いありません。5月28日の熊日新聞の一面でも、防災無線聞こえなかった、との見出しで多くの高齢者が防災無線での避難の呼びかけが聞こえず、犠牲になったとの報道があつて

います。

ここで質問します。菊池市において、現在、戸別受信機の設置状況はどうなっているのでしょうか。また、今後、災害時の情報伝達については市としてどのように取組を進めていこうと考えているのでしょうか。

以上、お答えください。

○議長（大賀慶一君） 上田総務部長。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、東議員の質問にお答えいたします。

戸別受信機の設置状況としましては、5月末日現在、泗水地域にアナログ機3,013台、難聴地域及び土砂災害警戒区域にデジタル機1,200台を配布しております。市民の皆様にはいち早く、正確で確実な情報の伝達を行うことは最も重要な課題であると考えております。

その中でも、きくち防災・行政ナビは、最も効果的なツールとして、中心的な伝達手段であると考えており、防災行政無線を含め、複数の伝達手段を駆使し、適切な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子議員。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 泗水地区のアナログ機が3,013台、難聴地域、土砂災害警戒特別区域にデジタル機1,200台の配布となっているとのこと。また今後は、複数の伝達手段を駆使していきたいとの回答でした。

実は、この問題を質問で取り上げるきっかけとなったのは、昨年、旭志の伊坂地区で以前、宝くじのコミュニティ助成事業を活用して導入した戸別受信機が国の都合で停波となり、来年の12月から使用できなくなる、どうにかできないかとの相談があったことでした。調べましたら、この地区以外にもコミュニティ助成事業を活用して導入した戸別受信機が使えなくなる地域があることが分かりました。

実際には、再度コミュニティ助成事業の申請をして、当たるのを待つ以外にはありませんが、その確率はほとんどありません。ご相談のあった地区では、防災無線での対応をするしかないと判断をされていますが、区の場合によっては防災無線が聞こえづらい箇所もあるとのこと。先ほど部長の答弁で、きくち防災・行政ナビが最も効果的なツールであるとして、この活用を中心的な伝達手段として考えているとの答弁がありましたが、高齢者世帯にとっては、この活用が厳しい世帯等があることは想像ができますし、実際ご相談を受けた地区の住民の方からも高齢者世帯への対応をどうにかしてほしいとの要望も上がっています。



ここで再質問をいたします。高齢者等の情報弱者への戸別受信機の配布を広げていく考えはありませんか。

○議長（大賀慶一君） 上田総務部長。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、再質問にお答えいたします。

現在、高齢者など支援を必要とする災害弱者、情報弱者の方々に確実に情報を伝達するための手段を含め、居住地域であるとか、あるいは年代・ライフスタイルに応じて、どれか一つということではなく、戸別受信機を含めた複数の情報伝達手段の組み合わせにより、最も効果的な方法を全市的な観点において検討しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子議員。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 全市的な観点から検討しているという答弁でありました。

ぜひ早急に具体化を図っていただきたいと思っております。ご承知のように、県内では、水俣市が平成15年の水害を受けて全戸に戸別受信機を設置しているとのこと。また人吉市では、昨年の被害を受けて全1万5,200世帯にラジオ型の戸別受信機を配ることを計画しています。

ご承知のように財源としては、緊急防災減災事業債いわゆる緊防災の活用ができます。充当率100%、のちに70%が交付税措置されます。このような国の制度も活用して早急に検討し、実施に踏み出していただきたい。このことを改めて要望しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、東奈津子議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思っております。

次の会議は、6月21日に行います。引き続き、一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立ください。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○  
散会 午後2時38分

第 5 号

6 月 2 1 日

# 令和3年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第5号

令和3年6月21日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第68号 令和3年度菊池市一般会計補正予算（第5号）

議案第69号 損害賠償の額の決定について

一括上程・説明・質疑・委員会付託

第3 報告第11号 専決処分の報告について（消防積載車人身事故）

報告第12号 専決処分の報告について（消防積載車物損事故）

一括上程・報告・質疑



### 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第68号 令和3年度菊池市一般会計補正予算（第5号）

議案第69号 損害賠償の額の決定について

一括上程・説明・質疑・委員会付託

日程第3 報告第11号 専決処分の報告について（消防積載車人身事故）

報告第12号 専決処分の報告について（消防積載車物損事故）

一括上程・報告・質疑



### 出席議員（20名）

|     |         |
|-----|---------|
| 1番  | 田中教之君   |
| 2番  | 福島英徳君   |
| 3番  | 緒方哲郎君   |
| 4番  | 後藤英夫君   |
| 5番  | 平直樹君    |
| 6番  | 東奈津子さん  |
| 7番  | 坂本道博君   |
| 8番  | 水上隆光君   |
| 9番  | 猿渡美智子さん |
| 10番 | 松岡讓君    |

|     |        |
|-----|--------|
| 11番 | 荒木崇之君  |
| 12番 | 柁原賢一君  |
| 13番 | 工藤圭一郎君 |
| 14番 | 城典臣君   |
| 15番 | 大賀慶一君  |
| 16番 | 水上彰澄君  |
| 17番 | 二ノ文伸元君 |
| 18番 | 泉田栄一朗君 |
| 19番 | 木下雄二君  |
| 20番 | 山瀬義也君  |

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

|        |        |
|--------|--------|
| 市長     | 江頭実君   |
| 副市長    | 芳野勇一郎君 |
| 政策企画部長 | 後藤啓太郎君 |
| 総務部長   | 上田敏雄君  |
| 市民環境部長 | 笹本義臣君  |
| 健康福祉部長 | 渡邊弘子さん |
| 経済部長   | 清水登君   |
| 建設部長   | 山田哲二君  |
| 経済部次長  | 本田憲仁君  |
| 教育長    | 渡邊和博君  |
| 教育部長   | 木下徳幸君  |

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 七城支所長                | 久川知己君 |
| 旭志支所長                | 竹村秀一君 |
| 泗水支所長                | 水上孝道君 |
| 財政課長                 | 稲葉一郎君 |
| 総務課長兼選挙<br>管理委員会事務局長 | 開田智浩君 |
| 市長公室長                | 松永哲也君 |
| 農業委員会事務局長            | 吉田武君  |

水道局長  
監査委員事務局長

安武邦男君  
宇野木洋一君



事務局職員出席者

事務局長  
事務局課長  
議会係長  
議会係  
議会係

前川幸輝君  
松原憲一君  
笹本聖一君  
西山美紀さん  
吉岡結加里さん

○議長（大賀慶一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（大賀慶一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

### 日程第1 一般質問

○議長（大賀慶一君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、福島英徳議員。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 皆様、おはようございます。福島英徳です。

本日は、七城町振興公社の現状について及び有害鳥獣対策についての質問をいたします。

まず、七城町振興公社（温泉ドーム）の現状につきまして、これまでの取組における成果及び経営状況について質問いたします。

大規模改修工事による休館や、コロナ禍の影響もあり、経営も厳しい状況にあるのではないのでしょうか。

そこで、過去3年間、平成30年度から令和2年度の利用者数、売上高、営業利益及び経常利益の推移をお示してください。

○議長（大賀慶一君） 清水経済部長。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） 改めまして、おはようございます。それでは、ただいまの福島議員のご質問にお答えいたします。

まず、利用者数につきまして、温泉ドーム及びリバーサイドパークの合計の人数で申し上げますと、平成30年度が約42万人、令和元年度が約35万5,000人、令和2年度が約21万1,000人となっております。

次に、売上高につきましては、平成30年度が約4億4,200万円、令和元年度が約3億8,400万円、令和2年度が約1億8,700万円となっております。

また、経常収支につきましては、平成30年度が約540万円の黒字、令和元年度が約2,400万円の赤字、令和2年度が約4,400万円の赤字となっております。

また、利用者数及び売上高について、ご説明しましたとおり、年々減少しております。

営業利益につきまして、平成30年度が186万3,264円、令和元年度がマイナスの2,671万6,327円、令和2年度がマイナスの9,765万9,736円となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳議員。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 平成30年度までは、ある程度横ばいだった利用者数、売上げが、令和元年度には前年度比15%ほど減り、令和2年度は前年度比約50%減、平成30年度比だと58%減のようです。当然ながら営業利益、経常利益ともに赤字転落となっています。

このように、2期連続で赤字転落している経営状況について、どのような原因があるのか、分かる範囲で説明をお願いします。

○議長（大賀慶一君） 清水経済部長。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、要因ということで、利用者数及び売上高につきましては、年々減少しているところがございますけれども、その要因といたしましては、令和元年度につきましては、大浴場の改修工事に伴う約3か月間の休業、令和2年度につきましては、コロナ禍による影響が主な要因であると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳議員。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 先ほど答弁いただきましたけども、事前に資料も頂いております。

そこで、まず赤字を計上している要因として、損益分岐点が高いとも言えますけれども、令和元年度は利用料売上げを大きく減らして、マイナス3,000万円となっています。そして、令和元年の営業損益はマイナス2,400万円ですので、利用者数の減少が大きな要因のように思います。これは大規模改修等が要因かとも思いますけども、言いたいのは、利用者数が減ると、おのずとそのまま赤字になっていく。コストというのはほぼ固定ですから、利用料収入は営業利益に直結するものと考えられます。

そこで、今度は令和2年度なんですけども、営業利益はマイナス9,766万円を計上されております。ただ、経常利益はマイナス4,470万円で、約5,30

0万円減少しているわけなんです、この理由をお聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 答弁できますか。

清水経済部長。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、ただいまのご質問ですけれども、ここの差額につきましては、雇用調整助成金によるところによるもので、営業利益のほうが多くなっているというふうに判断しております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳議員。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 雇用調整助成金は、これはどういうものに当たりますか。その内部留保金じゃないですよ。どういう類いのものか、ちょっと教えてもらえますか。

○議長（大賀慶一君） 清水経済部長。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） ただいまのご質問ですけれども、雇用調整助成金につきましては、コロナ対応で国からの補助金でございます。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳議員。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 令和元年度の赤字で、この温泉ドームの利益剰余金は4,350万円から1,600万円まで減っています。それで、令和2年度は出資比率に応じて、結果的に補填しているという考えでいいのでしょうか。そうであれば、その雇用調整助成金で市は幾ら補填しているのでしょうか。この金額につきましては、通告はしていませんので、分からなければ答弁しなくて結構です。

○議長（大賀慶一君） 清水経済部長。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） お答えいたします。

市の補填はございません。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳議員。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 確かにそうですね。国からですね。

いずれにしても、国であり、市であり、補填しているわけです。要するに、言いたいのは、サービスの質を低下させて、赤字になれば補填する。明らかにこれ、市



としての監督責任があるのではないですか。

先ほど要因について答弁されましたが、大規模改修工事の影響も確かに少なくはないと思います。しかし、利用料金の値上げ、営業時間の短縮、そして、何よりもフリーパス券の廃止によって利用者数が大幅に減ったことが最大の要因だと私は考えますが、これに対する見解をお示してください。

○議長（大賀慶一君） 清水経済部長。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、福島議員のご質問にお答えいたします。

入場料金の値上げや、営業時間の短縮、フリーパス券の終了が、利用者数の減少や売上げの減少の要因ではないかとのことでございますが、先ほども申し上げましたとおり、令和元年度は大浴場改修工事に伴う約3か月間の休業、令和2年度はコロナ禍によるものが主な要因であると判断しておりまして、必ずしも値上げや時間短縮、フリーパス券の終了が要因ではないと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳議員。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 令和2年度、コロナ禍の影響とおっしゃいましたけども、温泉施設の人から聞くと、反対に増えているという話も聞くんですよ。なぜこの温泉ドームだけがコロナ禍で利用者数が減るのか疑問です。

これまでも何度も申しておりますが、温泉ドーム設立時の目的は、市民、町民の憩いの場だったわけです。単なる営利目的ではない、市民の福利厚生としての施設でもある温泉ドームのサービスの質を低下させた方針で経営してきた挙げ句、大幅な赤字転落に陥ったと考えられる状況ですが、これまで市民に寄り添うためにどのような取組をされてきたのか、お聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 清水経済部長。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、答弁いたします。

市といたしましては、コロナ禍の影響による各種補助金や助成事業の紹介を行いますとともに、市で実施しました経済対策である宿泊助成事業、飲食店支援事業等の対象施設として支援を図ってきたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳議員。

[登壇]

○2番（福島英徳君） お金を出したり、支援、支援という言葉は聞きますけども、到

底市民の立場での効果的な取組というふうには受け止められません。利用料金、深夜も含めた営業時間、そして、フリーパス券、この三つこそが近隣の施設との差別化であり、強みでもあり、大きな魅力だと私は考えます。それを値上げ、深夜・早朝の時間短縮、挙げ句の果てにフリーパス券の廃止となれば、利用者の足が遠のくのは必然だと思われまます。経営悪化はこのような短絡的な経営方針が起因しているものだと考えますが、先ほどの答弁に加えて、今後、利用者数を増やすための取組、要するに、新たな経営改革案があればお聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 清水経済部長。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、私のほうからお答えいたします。

今後、市の関与といたしましては、七城町の振興公社につきましては、これまで設立以来、黒字経営をされておりまして、地域に根差した経営をされております。また、福島議員も言われましたように、設立目的の一つであります「住民の健康と福祉の増進」という観点から見ても、地域の方々の健康づくりに大変貢献していると考えているところでございます。

市といたしましても、今後、新型コロナの感染状況やワクチンの接種状況等にも左右されておりますが、常に寄り添い、非常に経営が厳しい状況が予想されますが、資本欠損等が生じることのないように、収益の回復と経営の改善に沿ってまいりたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳議員。

[登壇]

○2番（福島英徳君） コロナ禍の影響ということをおっしゃいますけど、先ほども申しましたけども、ほかの温泉施設では利用者数が増えたというところも多々ございます。私は利用者数が増えない限り、この厳しい状況は続くと考えます。今こそ、近隣の施設との差別化が求められるのではないのでしょうか。

営業時間に関しましては、コスト、コストとおっしゃるので、これは次のステップとしても、フリーパス券の復活は容易にできるはずでです。フリーパス券が早期に復活することを強く要望して、次の質問に入ります。

○議長（大賀慶一君） 暫時休憩します。

○  
—————  
休憩 午前10時19分

開議 午前10時21分

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

江頭市長。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ただいま福島議員からのお話にありました赤字の主因というものについて、少し補足説明をさせていただきたいということで、お時間をいただきました。どうもありがとうございます。

先ほど来、温泉ドームの赤字が大きくなった主因が、フリーパスを廃止したことではないかというお話がございましたけども、フリーパスにより当然減収はございますけども、これは当社の屋台骨を揺り動かすような規模ではございません。

それから、コロナが主因であったわけですが、ほかの温浴施設は入場者が増えているじゃないかというお話でございますけども、この温泉ドームの場合の一番の問題は、飲食のウェイトが大変大きゅうございまして、飲食が全くできなくなったということで大打撃を受けているというのが大きな赤字の主因でございますので、そのことを補足説明をさせていただきます。どうぞよろしくご理解のほどお願いをいたします。

○議長（大賀慶一君） それでは、ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午前10時23分

開議 午前10時29分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福島英徳議員。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 続きまして、有害鳥獣の対策について質問いたします。

全国レベルで有害鳥獣被害を見聞きし、本市においても例外ではないことはご承知のことと思います。

先般、緒方議員からも同様の質問がありましたので、菊池市における有害鳥獣被害状況については重複いたしますので、割愛します。

また、駆除数についても、同様の質問がありましたが、そのときは令和2年度のみでしたので、これに関しては、過去5年間の推移をお示しください。

○議長（大賀慶一君） 清水経済部長。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、ただいまの福島議員のご質問にお答えいたします。

イノシシの駆除数でございますが、過去5年間、平成28年度は140頭、平成29年度は282頭、平成30年度は581頭、令和元年度は767頭、昨年度は786頭でございます。5年間での総数は2,556頭となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳議員。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 平成28年度、29年度、30年度までは、前年比の約2倍もしくは2倍以上ですが、令和元年度は、前年から約200頭の増、令和2年度は、ほぼ横ばいとのことですが、この捕獲数の変動をどのように推察されますか。

○議長（大賀慶一君） 清水経済部長。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） 捕獲数にいたしましては、近年、増加の傾向が……また、狩猟のほうの方々も頑張っていて、捕獲数は増えているところでございます。栄養状態がよくなったりしておりますので、イノシシの頭数等も、前に比べますと多くなっているように聞いております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳議員。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 確かに、平成28年、29年、30年、令和元年、ここまでは増えていってきています。先ほどの答弁のとおりかもしれません。ところが、令和元年度、令和2年度は、ほぼ横ばいなんですよね。ここはどういうふうと考えられていますか。

○議長（大賀慶一君） 清水経済部長。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） 横ばいの数字でございますけれども、捕獲数を頑張って捕ってはおりますが、十分期間とかもございましたし、頑張っておりますけれども、この横ばいというのが、現実的に頑張っていらっしゃる数字であるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳議員。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 私は、要因として報奨金が大きいと思いますよ。事前に頂いた資料によりますと、菊池市の報奨金予算は、平成28年度は108万5,000円、29年度は236万5,000円、30年度は250万円、令和元年度は370万

6,000円、当初予算で280万5,000円に、補正で90万1,000円、令和2年度は450万円、当初で350万円、補正で100万円と、右肩上がりではありますが、これで十分なのでしょうか。菊池市からは1頭当たり5,000円、及び国から7,000円の報奨が出ていますが、予算がなくなると報奨金は打切りとなれば、捕獲しなくなるのが心情ではないでしょうか。

そこで、報奨金の在り方も含めて、イノシシ被害対策への現在の取組についてお聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 清水経済部長。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、現在の市の取組ということでお答えいたします。

被害に対する現在の取組につきましては、有害鳥獣の捕獲に対しましては、本市では菊池市有害鳥獣捕獲協議会に捕獲奨励金を交付しており、議員もおっしゃいましたように、併せて国庫補助事業による奨励金も交付しているところでございます。

また、被害対策といたしましては、ワイヤーメッシュ柵や電気柵の設置を国庫補助事業・県補助事業や市単独事業によって、予算の範囲内で設置しているところでございます。

なお、平成29年度から、過去4年間の平均数で、1年間の設置延長を申し上げますと、ワイヤーメッシュが約5万500メートル、電気柵が2万5,600メートルの設置を行っておりまして、効果は大幅に上がっているところでございます。ただ、設置要望も多いことから、今後も国や県へ引き続き要望を行ってまいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 清水経済部長。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） 失礼しました。国庫補助事業による「奨励金」と申しましたが、「報奨金」の誤りでございます。おわびして、訂正いたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳議員。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 柵等ですね。

それでは、この現状の年間800頭弱の駆除数で十分だとお考えでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 清水経済部長。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） 現在の駆除数で十分と考えるかということのご質問でございますが、被害の増加傾向から見ても、十分とは考えにくいものでございます。今

後は、被害額と比較しながら、これまで以上の捕獲数となりますように、菊池市有害鳥獣捕獲協議会や関係機関との連携を図ってまいりたいというふうに考えます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳議員。

[登壇]

○2番（福島英徳君） そうであれば、もっと効果的な対策を構築するべきだと考えますが、現在取り組んでいることに加えて、本気でイノシシの個体数を減らすための対策があればお聞きしようかと思ったんですが、多分同じような答弁でしょうから、そこは省略いたします。

それでは、ちなみに、姉妹都市でもある西米良村の取組はご存じですか。

○議長（大賀慶一君） 清水経済部長。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） 西米良村の取組につきましては、承知しております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳議員。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 多分ご存じだと思います。それで、おさらいのためも含めまして、私も本当は現地に行って確認したかったのですが、西米良村では、これまでに1人も新型コロナウイルス感染者がいないとのことで、外部からの入村は辞退してもらっているようでした。

そこで、西米良村役場の農林振興課に電話で取組についてお聞きしました。まず、昨年の捕獲数は、イノシシが約230頭、そして、鹿が約720頭とのことです。それで、捕獲方法としては、銃が37名、くくりわなが44名、この中には銃を扱われる方も含まれております。このくくりわなが多い理由としまして、ジビエを活用する場合、頭以外に当たると、その部分の肉が使えず、肉質の低下にもつながることのようです。また、山の中よりも、被害を抑えるために畑などの近くで捕獲するケースが増えているとのことでした。

西米良村の取組ですばらしいのは、何よりもジビエ施設の充実ではないでしょうか。捕獲報奨金として、ジビエ施設に持ち込めば、国から9,000円、施設からも持込料を3,000円支払われます。施設は指定管理になっており、施設から支払われる持込料は西米良村の予算で賄われております。合計すれば、菊池市と同じ1万2,000円ですが、ジビエ施設の活用によって、国から2,000円の増額になります。その分、受取金は同額でも、市町村の負担は減ることになります。

さらに、ジビエ施設で肉の買取りも行われておりまして、鹿の場合は体重1キロ

当たり100円、ですから、ざっくり50キロの鹿とすれば5,000円ということですね。イノシシの場合には、ちょっと計算方法が違っているようで、体重じゃなくて、肉の重量とおっしゃっていました。大体肉の重量は、体重の40%程度ということです。この肉の重量1キログラム当たり、肉質で違うようですけども、良質の肉は1,200円、これも50キロのイノシシとすれば40%ですので、20キロ掛ける1,200円であれば約2万円ぐらいの肉ということですね。そして、このジビエ施設で処理された肉は、イオングループのマックスバリュに卸されております。

私は、このように、他の自治体で行われている取組を参考にしながら、有効だと思われることは積極的に取り入れるべきだと考えます。

ちなみに、西米良村では、予算を使い切りそうな場合には、補正予算を組むため、これまで報奨金を支払われなかったことはなくて、もし3月に予算がなくなった場合には、翌年度に支払われるとのことでした。

令和元年12月議会での経済建設常任委員長報告に、有害鳥獣の処理対策については、ジビエも含めて総合的に検討していくところとの執行部答弁や、報奨金に関しても、予算の範囲内での支給となっているため、捕獲頭数が多くなった場合は、十分な支払いが行われていないのが現状であるとも答弁されております。約1年半が経過しておりますけども、検討の進捗や改善されている点があればお聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 清水経済部長。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、まずジビエの活用についてお答えいたします。

これまでも市議会のほうで議員さんの皆様から質問がございましたが、市が事業主体となって実施する処理加工施設の設置については、現在のところ計画しておりません。

しかしながら、昨年度より熊本連携中枢都市圏構想において、ジビエの解体処理施設や食肉加工施設についても協議があっているところでございます。その中で、都市圏内で捕獲したイノシシ・ニホンジカをジビエやペットフードとして利活用することなども検討されておりますが、止め刺し後、1時間以内に搬入できるのかなどの課題があっているところでございます。

また、何より減らす対策としても、やはり取り組まなきゃならないと思います。集落単位での潜み場をなくすことや、餌になるものを放置しないなど、野生鳥獣を寄せつけない取組が重要であるとも考えているところです。

また、捕獲従事者の方の高齢化や後継者不足も考えられる中でございますけれど

も、菊池市有害鳥獣捕獲協議会や関係機関との連携をして、駆除数の拡大に向けて取り組みたいと思います。

また、狩猟免許取得に対する補助金等、引き続き行いながら、取得の推進あるいは猟友会の方々からわなの設置の講習会等も検討しているところでございます。しかしながら、箱わなで捕獲した後、処理や狩猟犬の飼育が、そういったところに課題があるところでございます。予算といたしましては、補正予算で対応しておりますけれども、今後できるだけ予算の範囲内ではと考えておりますけれども、まずもって、イノシシ等の減らす対策、近づけない対策を取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳議員。

[登壇]

○2番（福島英徳君） もっとこの取組について、本気度を見せていただきたいというのが正直な気持ちです。

それでは、山がつながっているといえますか、阿蘇市ですとか、山鹿市、この辺りは山がつながっておりますので、そういったところにも有害鳥獣というのは行き来していると思われま。そういった阿蘇市や山鹿市など含めた近隣の自治体と有害鳥獣対策について協議会等は行われておりますか。もしくは、行われたことはありますか。

○議長（大賀慶一君） 清水経済部長。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、お答えいたします。

阿蘇市や山鹿市、近隣自治体との協議会等の設置はされているかということでございますが、現在、阿蘇市や山鹿市、大津町と連携した協議会等の設置しておりませんが、市町村界における有害鳥獣目撃情報については、近隣の市町と情報の共有を行っております。また、情報があった場合、有害鳥獣捕獲協議会にも連絡を行い、見回りを行っている状況でございます。

次に、今後、取り組んでいくかというところでございますけれども、まずは、近隣市町の駆除に対する取組状況等を把握いたしまして、市町村界での駆除については、近隣市町とさらに連絡を密にして、被害減少に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳議員。

[登壇]



○2番（福島英徳君） 先ほどは人員不足、その狩猟関係の人員不足とかも答弁されましたけども、例えば複数の自治体が共同で地域を循環して、例えば今年は山鹿市とか、その次は阿蘇とか、そういった形で循環して、集中的に駆除をしようとするれば、そういった人数、人員不足というのもある程度解消されるのではないかとも思います。

あと、ジビエ施設も、その各自治体が持つのが難しいのであれば、そういった複数の自治体で、その1時間ぐらいで行ける範囲の場所に設置するというのも可能じゃないかと思うんですよ。そういった意味では、どこからもそういった協議会等の設置の話がないのであれば、困っている我々からそういったところに話を打ちかけるとするのは、そういったアクションを起こすというのは大事なことだと思います。ぜひとも、検討ということよりも、まずは実行に移していただきたいと思います。これを行うことによるメリットは大きいと思いますよ。

それでは、最後に、市長にお尋ねいたします。

先般の施政方針で、令和3年度の主要施策について、有害鳥獣による農林作物などの被害軽減対策として、個体数の抑制を図る、また、住宅地へのイノシシなどの出没抑制に努めるとおっしゃっています。まさにそのとおりなんです。現在、袈裟尾地区から七城の瀬戸口地区を結ぶ台地周辺に作付されている農作物や、家畜飼料の被害を多く聞きます。もう住宅地のすぐそこまで来ているのです。効果的な水際対策の必要性が迫られています。台地を越えた場合、被害が広がり、銃も使えず、駆除はさらに難しくなると考えますが、江頭市長はどのような具体的な対策案をお持ちなのか、お聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 江頭市長。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 有害鳥獣対策についてというご質問でございます。

先ほど部長のほうからもお話しましたように、私どもはこれに、鳥獣問題に大変力を入れておまして、予算的に見ましても、平成28年度は100万円はちょっと超えるぐらいであったんですが、昨年度におきましては、最終450万円にまで拡大をしてきているわけでありまして。これもひとえに本市の有害鳥獣捕獲隊の皆様にご多大のご努力をいただいているおかげだということで、関係の皆さんに心からこの場を借りてお礼を申し上げたいというふうに思います。

それでもなお、本市の有害鳥獣の被害というのは年々増加傾向にあるわけでありまして、先ほど来、部長が申し上げましたように、様々な捕獲促進策を今後も強化していきたいというふうに思っておりますし、また、捕獲隊のみならず、農業共済組合、JAさん、ほかとも連携して、被害の削減に努め、また、柵等の要望におき

ましても、国、県に強力に要望を行っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳議員。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 施政方針の主要施策にもうたわれておりますので、ぜひともこの内容を具体化して実行に移す。そうでないと、本当に被害というのは広がりも続けております。結局、被害に遭って、その被害というの、この間の質問でもありましたけども、全てが申しておられるわけでもないんですよ。そういったところも踏まえて、ぜひ具体的な取組というのを早急に実行していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、福島英徳議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時53分

開議 午前11時00分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒木崇之議員。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 議席番号11番、荒木崇之です。通告に従いまして、一般質問を行います。

先日、一般質問の傍聴のご案内を支援者にお送りしたところ、再び起こった市議会議員の税金滞納疑惑を明らかにしてくださいとお電話をいただきました。

私が平成24年に初めて市議会議員に立候補をしたときの座右の銘は「天網恢恢疎にして漏らさず」天の張る網は、広くて一見目が粗いようであるが、悪人を網の目から漏らすことはない。悪事を行えば必ず捕らえられ、天罰を被るという意味であります。3期目となった今でも、この信念は変わることはありません。

高齢者の方は、少ない年金から納税され、飲食業の方は、コロナ禍において売上げが激減している中、一生懸命働いて納税されています。農業、建設業においても、税金を滞納していれば、入札や補助金を申請できないなど、厳しいペナルティーがあります。

そのような中、市民の税金から、いや、血税から報酬を得ている市議会議員が、もし仮に滞納している、滞納していたということであれば、憲法第30条で定められている国民の重要な義務を果たしていないこととなります。納税証明書を出せば、

滞納がないと思っているかもしれませんが、それは証明時に滞納がないというだけであります。税にはそれぞれ納期限があり、コロナ禍の中、何の減額もされずに毎月の報酬を確実に得ている市議会議員は一日でも1円でも滞納することは許されないのです。税金からの報酬は決まった日に確実にもらうが、納税の期限は守らないなんていう都合のいい解釈をしている議員がいるのであれば、真面目に納税している市民を愚弄する行為であり、きちんと納税している市民が納得するはずがありません。

では、前置きが長くなりましたが、本題に入ります。

菊池市の第三セクターの運営について質問いたしますが、今回は温泉ドームは福島議員が先ほど質問されましたので、私は、菊池、七城、泗水、旭志にそれぞれあります四つの物産館についてであります。

各物産館の運営状況につきましては、毎年6月議会において市より報告がありますが、質疑の一つもできないことに、私は以前より報告する意義があるのかと疑問を呈してきました。

各物産館の運営状況については、平成30年6月議会において福島議員が質問され、その中で、各物産館の設立の目的について質問されたところ、市内に四つございます物産館は、農業及び商工業振興の拠点となるため設置され、地域住民の所得向上や、地域からの雇用促進、そして、地域農産物の促進販売を行うことにより、地域の活性化を図ることを目的としておりますと立派な答弁がされております。

それでは、お尋ねします。

各物産館の売上げ及び経常利益は、年度ごとに違うとは思いますが、平成17年の市町村合併時、17年から5年間ぐらい、それと全体的に見て、喫緊、ここ5年間が全体的に見て増加傾向なのか、減少傾向なのか、お尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 清水経済部長。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、ただいまの荒木議員のご質問にお答えいたします。

市内4物産館の売上額及び経常利益について、まず、合併直後の5か年間、平成17年から21年までの平均と、直近5か年間、28年から令和2年までの平均を比較いたしますと、売上額につきましては、合併直後の平均が24億7,247万円に対しまして、直近5年間では23億2,082万円となっております、1億5,165万円減少しております。

また、経常利益につきましては、合併直後の平均が2,953万円に対しまして、直近5か年間では3,511万円となっております、558万円ほど増加してお

ります。

しかし、経常利益には令和元年度に七城町特産品センターが実施いたしました加工施設の整備に対する補助金の9,200万円が含まれておりますので、これを除きますと、直近5か年間の平均は1,671万円となりまして、合併直後より1,282万円減少していることとなります。

市町村合併以降、施設・年度ごとに増減はありますが、おおむね減少傾向にあります。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 答弁では、今言われたように、全体的に売上げも、それと経常利益も減少傾向にあると。それぞれの物産館で年度ごとに違うとは思いますが、どうもというお答えでした。

これは平成30年の福島議員の質問においても、平成20年から30年までの10年間の各物産館の売上げと損益を調べたところ、本業である営業損益で赤字決算の物産館が散見されると言われていましたので、私も平成24年から各物産館の経営状況を農政課から頂いて、今の資料を頂きまして検証しましたが、先ほど答弁のとおり、経常利益は4物産館とも、大小はありますが、右肩下がりということになっております。

では、お尋ねします。

売上げ及び経常利益が減少している主な要因は何だと分析されますか、お尋ねします。

○議長（大賀慶一君） 清水経済部長。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、お答えいたします。

物産館全体で売上額及び経常収益が減少している要因につきましては、災害や悪天候の影響、施設のリニューアルによる営業の制限、新型コロナウイルスに伴うものなど、年ごとにそれぞれの施設で様々な要因があると考えております。

長期的・全体的な視点から申しますと、出荷者の減少や高齢化に伴う農産物の出荷量が減少傾向にあること、また、人口の減少に伴って来客数も減少していること、大型商業施設や直売所など近隣にライバル店がオープンしたことなどが売上減少の要因だと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） ご答弁いただきましたが、私なりに売上減少している要因を調べてみました。清水部長の答弁と重複するところがあるかと思いますが、喫緊の5年で言いますと、熊本地震、阿蘇山の噴火、長雨などの異常気象、最近ではもちろん新型コロナウイルスと、いろんな要因がありますが、私は一番の要因は、やはり先ほど部長が最後に言われた競合店が増えたことではないでしょうか。平成30年に開店した合志市のアンビーをはじめ、大津町のトライアル、生鮮食品を扱うようになったダイレックス、同じくロッキーと。いわば民間ライバル店が増えたことだと考えます。そこが全て生鮮食品を扱っている。

民間だけでなく、お隣の合志市の三セクであるクラッシーノこうしが開店したときの平成25年度には、地理的に近い泗水の物産館の営業利益はマイナスになっています。特にアンビー内にあるニシムタの出店の影響は大きく、平成30年度に議会に報告された第三セクター経営状況概要書においても、ニシムタとは書いてありませんけれども、ニシムタ開店の影響は大きく、旭志、泗水の物産館で、前年比80%台と非常に厳しい状況であったと報告されています。

では、競合店と三セク物産館の違いを考えてみましたが、その大きな要因の一つが営業時間にあります。四つの物産館の営業時間は9時から18時なのに対して、競合店の営業時間は、ロッキー、ダイレックスが9時から22時まで、トライアルとニシムタに至っては24時間営業となっていて、お勤めの方であったり、夜勤や交代制の方の買物客が流れるのは当然だと思います。山鹿にありますJAかもとが運営する夢大地も19時まで開いています。この1時間が大事とお勤めの方はよく言われますけれども、ただ、私は、三セクの物産館が営業時間や価格で民間と争っても勝ち目はないと思います。

では、お尋ねします。

四つの物産館の厳しい経営状況を改善するための打開策について、どのような考えがあるのか、お尋ねします。

この答弁につきましては、議会に報告がなかったので存じ上げていませんでしたが、今年の5月から、菊池、泗水、旭志の物産館は、芳野副市長が取締役になられて、七城のメロンドームは江頭市長が引き続き取締役をされるということですが、平成24年から今年5月まで、各物産館の取締役を務められていた江頭市長にお尋ねします。

○議長（大賀慶一君） 江頭市長。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 物産館の今後の活性化という趣旨のご質問でありました。

各物産館におかれましては、これまで地域に密着した様々な取組を実践していただきまして、地域活性化の拠点という本来役割を果たして、そして農業振興の一翼を担っておられるわけであります。

今後の経営戦略の中で、どう売上げを伸ばしていくかと。特に今の競争環境の下でという趣旨のご質問であります。このことについては、各法人が本来の経営課題として、自助努力によって取り組んでおりますし、また、これからもそのように取り組んでいくことというふうに思います。本市としましても、出資者の立場として、会社運営に關しましての的確な助言であるとか、指導を行うとともに、販路の拡大やブランド化、あるいは新商品開発などに関しては後押しを行うことで、安定した経営が行われるように、支援に努めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 私は、合併したときに議会事務局に在籍させていただいたときに、同じく市町村合併した議員の方が研修に来られて、その方が言われたのが、菊池の物産館はうらやましいですねと。勝ち組が四つのうち三つあると。こんなところは珍しいと。私たちが合併した四つのところは全部赤字だと、三セクが。だから非常にやっぱり勝ち組のときに、勝ち組といいますか、経営が安定しているときに次の一步を踏み出さないと、経営が悪くなってからはなかなかその一步が踏み出せないという言葉思い出しました。

私は、確かに各物産館、頑張られておりますけども、若干負のスパイラルに陥る傾向にあると考えます。どういうことかといいますと、まず、今のように売上げが減る。売上げが減ると、物が売れなくなるので、出荷者が出しても一緒ばいということで、出荷者が減る。出荷者が減ると、もちろん品数が減る。品ぞろえが悪くなると、客が減る。客が減ると、売上げが減ると。このスパイラルに陥る。そういう傾向にあるのではないかというふうに考えます。

私は、この負のスパイラルに陥らないための打開策として、4物産館の合併、つまり、三セクの統合が不可欠だと思います。品ぞろえもたくさんあります、豊富なものが。旭志で売れてないなら、泗水に持っていく。泗水でたくさんお蔵が出ているなら、それを七城で売ってもらう。そうやって生産者が作ったのを一つたりとも余すことなく売ってあげる。これが本来の役目です。そして、レストランを持っているところは、半額でもいいからその野菜を買って、レストランで使うと。そういうことが統合すればできるわけですが、そこで、お尋ねします。

四つの物産館に対して、菊池市は全てが50%を超える大株主であります。大株

主である市から統合を取締役に提案したことがありますか。あるならば、いつ提案されて、それがどのような結論であったのか、市長にお尋ねします。

○議長（大賀慶一君） 江頭市長。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 統合に関する質問でございますけども、三セクの横断的な三セク協議会という、主に社長を中心とする協議会が、集まりがございます。その中で様々な議論が行われておりまして、例えばまるごと市場の共同運営であるとか、加工場の共同運営、そういったふうな共同の動きが様々具体的に動いているということは、大変頼もしく感じておるところでございます。その中のいろいろなメニューの一つとして将来をにらんだときに、統合ということも一つの可能性として、関係の皆さんで議論されたことは何回かあったと思いますが、それぞれに難しさということを抑えておりますので、皆さんはそれぞれになかなか難しいねということで、具体化には一切至っていない状況であります。また、私どものほうから各取締役会等で正式に提案したことはございません。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 正式に取締役に提案したことはないということですが、各物産館の統合については、もう皆さんご存じだと思いますけど、菊池市行政改革大綱の外郭団体の見直しの中で、第1次から第3次まで同じことが書いてあります。「第三セクターの今後の在り方については、段階的な組織の統合も含め、自主自立した運営への転換を図ります」と明記されています。1次が平成18年度から21年度、2次が平成22年度から26年度、3次が平成27年から31年度と、市町村合併以来、三セクの統合については、行政改革大綱の中で常に掲げられていました。しかし、昨年策定された第4次行政改革大綱には「前大綱での取組を踏まえ、安定した経営への転換を図ります」と。三セクの統合という文字は消えています。

では、お尋ねします。

江頭市長は、三セクを統合する気がないということでしょうか、お尋ねします。

○議長（大賀慶一君） 江頭市長。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今後、三セクのありようというのは、様々な可能性があると思いますけども、現状の経営環境下においては、統合ということは、具体的には特に考えておりません。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 外郭団体の見直しについては、1次から3次まで、福村市政から、その前から、外郭団体の見直しについては統合するということで、議会もこの行政改革大綱を認めてきたわけです。これが市の指針だったわけですね。それが急に4次で、やっぱり統合は考えてませんっていうのが、果たして私は正しい選択なのか、そういうふうを考えるわけであります。

平成17年の市町村合併以前から議員をされていた方はご存じかと思いますが、もうここには山瀬議員、木下議員、二ノ文議員しかいらっしゃいませんけど、各物産館の統合については、庁舎問題と同じくA級、つまり、最上級案件だったんです。当初は市町村合併後に3年以内に統合すると合併協議会で話し合われていましたが、合意に至らず、5年以内に統合するとの取決めで、4市町村が合意した経緯があります。そのような合意の下で、市町村合併がなされていたことを、執行部も、合併後の議員も理解されるべきと考えます。

三セクの統合につきましては、急な統合が難しいのであれば、社員の人事交流から始めたり、各決算書も費目が違うので、それを統一したり、できることから始めるべきだと思います。最終日に概要調書が出てきますけども、皆さん、見てください。あるところは営業利益に入っている。あるところは営業外利益に入っていると。自動販売機の売上げとかをですね。同じ物産館運営でそういう費目が違うということから、私は統一すべきだと思います。

また、三セクが一つになれば、税理士さんも1人でいいですから、1か所でいいですから、その分経費も減るということになります。

また、市が3分の2以上の株を有する三セクについては、株主総会において、これはもう市長はもちろんご存じだと思いますけど、定款の変更、解散、合併、営業全部の譲渡などを提案する特別議決権もあります。

行政改革大綱は、先ほども言いましたように、執行部自らが策定して16年が経過しますが、絵に描いた餅になりつつあると考えます。合併時に産みの苦しみの上に、各首長、先輩議員の方の思いを受け継ぎ実行していくことが、現在、市政の一端を担っている私たちの使命であるということを最後に述べて、三セクの今後の運営についての質問を終わります。

換気のため、休憩をお願いします。

○議長（大賀慶一君） ここで、換気のため10分間休憩します。

○



休憩 午前 11 時 22 分

開議 午前 11 時 28 分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木崇之議員。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） それでは、次の質問に移ります。

菊池市では、平成29年に菊池市参与の設置に関する規則というものが制定され、副市長とは別に、市長に助言する非常勤の特別職として雇用されています。非常勤の特別職。平成29年から4年間、今議会の予算にも計上されています。

では、お尋ねします。

そもそも開会日に、議会も全会一致で承認された芳野副市長がおられるのに、すばらしい副市長だと思います。私は人間性というものをすごく尊敬しています。そんな副市長がおられるのに、参与職を置かなければいけない理由とは一体何でしょうか。

また、菊池市にとって、副市長とは、参与とは、その違いは何でしょうか。

さらに、雇用の条件、要は週何時間で、月額報酬が幾らなのか、お尋ねをいたします。

○議長（大賀慶一君） 上田総務部長。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、荒木議員のご質問にお答えいたします。

まず、参与の必要性についてですが、自治体を取り巻く環境は、少子高齢化、社会構造の変化、自然災害の甚大化、新型感染症への対策など、不透明、複雑・多様の様相を呈しており、行政運営は一層難しくなっております。

このような中であって、地方自治行政に優れた識見を有する者を参与に置き、市長の直接指揮の下に、市政全般に関する調査、研究及び助言等の職務に当たらせることで、市政の円滑かつ効果的な推進を図ることができるため、本市において参与の設置はぜひ必要であると考えております。

また、参与は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職に位置づけられます。

非常勤の特別職は、一定の学識、知識、経験、技能などに基づいて、随時地方公共団体の職務に参画するもので、本来勤務時間の定めはありませんが、本市では、行政全般に関する調査、研究及び助言等を行う者として、規則により、原則として週31時間の範囲内、週4日程度の勤務体系としております。

月額報酬は45万円（ボーナスなし）としておりました。

今回から勤務体系を従前の3分の1程度に見直し、週21時間未満、週3日程度とし、月額報酬も30万円に見直し、今回の補正予算に計上させていただいております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 上田総務部長。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） すみません、発言を一部訂正させていただきます。

今回から勤務体系を従前の「3分の1程度に」と申しましたけども、正しくは「3分の2程度に」見直しということで、訂正させていただきます。

また、副市長の職務ですけども、地方自治法第167条にありますけども、長を補佐し、長の命令を受け、政策及び企画をつかさどり、職員の担当事務を監督し、長の職務を代理するということでもありますので。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） ご答弁いただきましたが、参与設置規則の第3条で、市の行政全般に関する調査、先ほど部長が言われた総合調整、適正な行政運営に資するために市長に助言をするとあります。

地方行政に優れた識見の方が助言されているようですが、ご存じのとおり、菊池市は毎月の月例会において、事務処理ミスでおことわりされていますし、このことは新聞にたくさん載っています。議会においても、議案の訂正がない議会は、ここ3年で一度もありません。平成29年から参与職を置いて、どのような助言をされてきたのか甚だ疑問です。

平成29年から設置されていた参与職の月額報酬は、先ほど言われたように、45万円で、平成29年からの4年間、月額45万円の12か月掛けるの4年間で2,150万円が報酬として支払われています。しかも、非常勤ですから、週31時間勤務ということは、4日とおっしゃってましたけど、3日とちょっとの出勤です。

では、質問いたします。

平成29年からの4年間で、どのような実績や効果を残されたのか。2,000万円を超える報酬を払って、菊池市にどのような利益がもたらされたのか、その実績を市長お答えください。

○議長（大賀慶一君） 江頭市長。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 参与の活動実績についての評価というご質問でございます。

参与の必要性については、今、部長が申したとおりでありますけれども、少し補足をしますと、自治体経営を取り巻く環境はもう激変しております。少子高齢化に伴って、社会構造がもう大きく変化してきておりまして、従来の施策だけでは対応できないわけでありまして。加えて、従来の自然災害も、これ想定外の連続ということで、一旦被害が起きれば規模が激甚化しております。また、新型コロナウイルスのように予測つかないものもございます。また、デジタル対応、あるいはAIなども、今後、市の業務として考えていかなければならない新技術への対応問題であります。

一言で言えば、世界の動きが全てこの小さな自治体にも連鎖をする世の中になって、加えて、価値観が大変多様化しているために、領域も拡大していると。しかも、その領域のそれぞれの問題が大変不透明で、予測困難で、不確実であると。こういうことでございますから、新しい課題に対して、先手先手でいろいろな調査、分析をして、企画を立てていかなければいけないと。しかも、そのためには地方自治行政の精通、幅広い経験、識見が不可欠であるわけでありまして。

また、政策が幾つもの分野、領域に関連し合いますので、大変複合的な視点、判断というものが必要でありますし、また、多様な人的なネットワークがなければ、こうした課題には応えることができません。

こうしたことから、今、参与職というものを設けているわけでありましてけれども、過去、平成29年度以降におきましても、大変様々な参与がいなければできなかったような実績をお出しであります。特に今につながる企画としては、高校の魅力化問題であります。菊池にある3校をどうにかして活性化する。このことが菊池市の活力そのものにもつながってくるわけでありまして、しかし、これは県立高校あるいは私立高校ということで、本来的には市が直接関与する分ではありませんけれども、それをあえて我々の問題として捉え、どういうことができるか。他の事例研究、分析、そうしたことから、様々な提案をいただいて、また、今日にそれもつながっているわけでありまして。

また、今の参与は、県で40年近い経験をお持ちでありますけれども、様々な分野を回ってこられたので、県のネットワークが大変豊かなわけでありまして。その人的ネットワークをフル活用して、様々な県の持っている外郭団体の紹介を引き合わせていただいたり、機能を活用したりということも枚挙にいとまがありません。

また、特に大きく貢献されたのは、図書館と公民館機能の融合でありまして、これがキクロス、そしてまた、今日ではキクロスカレッジという企画に結実をしようとしているものであります。

そのほか、特別企画の事前調査であるとか、分析、提言、こうしたことを機動的

に特命を帯びる形で調査、提言をしていただいているということでございます。

これだけ取り出しても、いかにこの混沌とした時代の中で、こうした機能が必要であるかというのはご理解いただけるものと考えております。

以上、申し上げます。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 大変多岐にわたる業務の割には出勤が3日という、よっぽどスーパースターなんだと思いますけども、私は参与職の採用方法についてちょっと疑問もありますので、お尋ねします。

通常、市役所で会計年度職員、昨年までは嘱託職員と呼んでいました。それと短期の雇用である臨時職員は、まずハローワークに市が求人を出して、履歴書を提出してもらって、面接を経て採用となりますが、参与職は、第4条、参与の設置に関する規則では、第4条の任命で、「参与は、地方行政に優れた識見を有する者の中から市長が委嘱し、または任命する」とあります。つまりは、地方行政について、市長個人の意に沿うならば、親戚であろうが、支持者であろうが、意図的に参与として任命することができるというわけです。非常勤の特別職だからと、公募も面接もしていなくてもよいとの判断かもしれませんが、特別職であれば、先日議決しました芳野副市長の選任のように、議会に同意を求めるべきではないでしょうか。

そこで、お尋ねします。

参与職の任用について、ハローワークに公募されているのか。公募でないとするならば、どのような基準により任用されたのか。市長が一本釣りされたのか。それとも、複数の中から選ばれたのか。また、特別職でありながら、なぜ議会の同意を得ないで任用できるのか。市長、お尋ねします。

○議長（大賀慶一君） 江頭市長。

[登壇]

○市長（江頭 実君） まず、任命の方法ということで、ハローワークを通さないのかという具体的なご質問でございました。

極力、この議場の場でございますから、個人ということではなく、一般的なお話をしたいわけでありまして、現在、参与は本市には1人しかおられません。ですから、どういうふうに任命を判断したかということ言えば、県職を40年近くやられ、かつ菊池市役所において副市長を4年もやられ、大変この上ない経歴、それから識見、人物であると。直接のそういう判断、評価をしたわけでありまして、先ほどから申し上げたような職能を持った方というのは、果たしてハローワークを経由して採るべき方であろうかということについては、私は大いに疑問を感じると

ころであります。

選任の経緯というのは、以上でございます。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 私は、そのハローワークという意味合いは、広く一般に公募しないと、結局、今の市長の言い方は、一本釣りでこの方ということで決め打ちで決められたということなんですよね。広く、市長の視線の中では、その方が一番行政にとって、地方行政にとって、市長の意に沿う方かもしれませんけども、広く公募すれば、もっと優秀な人材が来たかもしれない。それを手順として踏みましたかということを知りたいわけでありましてね。

じゃあ次に、ずっと気になっとなんてなんですが、参与職は特別職といいながら、もう皆さん、議員もご存じだと思いますけど、議会や月例会に一度も出席されたことがない。市長に助言できるという強い立場でありながら、議会月例会や全員協議会でも一度も拝見したことがない。しかし、庁議、いわば市の幹部職員会では、市長、副市長、教育長、そして並んで四役として参与が最前面に座ってらっしゃると聞いています。月例会とか議員に苦言を言われるような都合が悪い会議は、非常勤だからと出席せず、庁議など都合のよい会議には出席というのは、議会が軽く見られているような気がしているのは私だけでしょうか。なぜ議会の月例会等に出席されないのか、お尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 江頭市長。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 参与職がなぜ議会の場に出てこないかというご質問でございますけども、先ほど来、るる申し上げますとおり、一つの助言機関でありますから、執行機関としてライン職を持っているわけではありません。ですから、むしろ議会のこうした場に出ること自体が違和感があるというふうに思いますし、逆に、庁舎内の各種の会議においては、様々な横断的な施策をやっぱり考えていく必要がございますから、えてして縦割りになりがちな考え方を修正するという意味では、参与の出席というのは非常に適正であるというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 議会に出らなくてもいいというようなお考えということですね。では、参与の先ほど言った月額報酬についてですが、菊池市の報酬及び費用弁償に関する条例では、参与の報酬の決め方はこう書いてあります。任命権者が市長の

承認を得て、予算の範囲内で定める額、つまり、参与の任命権者は市長ですから、市長が市長の承認を得て、分かりにくいですけど、そうなるんですよ。市長が市長の承認を得て、参与の報酬を決めるという解釈になります。分かりやすく言えば、市長が勝手に決めていいということです。

では、合志市についてはどうか。他の非常勤職員の報酬、費用弁償との均衡を考慮して市長が定めると。均衡を考慮して、つまり、好き勝手には決められないということでもあります。山鹿市も同様の記載でした。玉名に至っては、別表に細かく月額等をほかの非常勤の特別職と並んで記載されてあります。

では、菊池市の参与の報酬は、先ほど私が言った、市長が市長の承認を得て、参与の報酬を決めるという解釈で正しいでしょうか。また、合志市に倣い、条例改正が必要だと考えますが、見解をお聞きします。

○議長（大賀慶一君） 上田総務部長。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 非常勤特別職の報酬及び支給方法は、地方自治法の規定により条例で定める必要があるということは存じ上げておりますけれども、報酬額の算定に当たっては明文の規定はございません。

他市の条例では、他の非常勤職員の報酬等との均衡を考慮して市長が定めると規定されている例がありますから、これは先ほど荒木議員が紹介された部分でございますけれども、本市では、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例において、月額及び年額報酬を適用する職員にあっては、任命権者が市長の承認を得て、予算の範囲内で定める額としている職がございます。本市条例では、市有林管理人年額及び嘱託医、これも年額になりますけれども、報酬を予算で定めることとしておりますけれども、それぞれに職務の内容や勤務日数が異なり、均衡を考慮することはできないものと考えております。

参与の報酬額の算定は、市の行政全般に関することを職務範囲とすることから、部長級の給与年額、これは管理職手当等を除きますけれども、を参考とし、勤務時間を考慮して算定しており、今回の補正予算で月額報酬30万円を計上しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 江頭市長。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、まず報酬の決め方ということでもありますけれども、根拠としては、今、部長が申し述べたとおりであります。そして、実際の決め方としては、まず私と、それから関係部署も入りますけれども、どういったことを担ってい

ただかという役割の整理をして、あとは事務方のほうで、大体ご本人の都合もあるでしょうから、今言った命題をこなすのに大体何日ぐらい勤務する必要があるかと。こうしたことをすり合わせて、あとは全体のバランスを見て、事務方のほうで原案をつくって、私のほうに協議が来て、私が承認、決定するという仕組みになっております。

また、合志市の条例と違うというお話ですが、今、話題になっていますのは本市の参与のお話でありますから、他市のそのような条例については、私は承知をしておりますし、菊池市の条例にのっとってご判断をいただければというふうに思うところです。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） いろいろ部長が説明されましたけど、この嘱託員及び報酬の条例については、米印の2で、それだけしか書いてないんですね。議会で説明せんと、それは市民には分からんじゃないですか。そこを私は明記する必要があるんじゃないかなと。結局は、言っていることは、合志市のように均衡を取って、部長職のどうだこうだと言われたけども、それをきちんと明記したらいいんじゃないですかということを話しています。

市長が言われた、これは菊池市だから、菊池市の条例だから、合志市のやつは知らないということですが、私、初日に質問しました。土地開発基金の額を何で3億円に定めたのかと。うちは定めてないのに、何で定めたのかと。ほかの8市が全部定めているからおっしゃった。都合がいいときはほかのところに合わせました。都合が悪くなったら、菊池市独自ですなんて、こんなのは条例じゃないですよ。きちっとやっぱりほかのところも、他市も参考にして、学ぶべきところは学んで、変えるところは変えると。素直に変えるということをやすべきじゃないかというふうに考えています。

次に、これまでの参与は、泗水地区の行政区の区長をされています。このことから、他の行政区の区長から、市の中枢を担う特別職が区長をしているなら、その行政区の要望を職員に相談した場合、それは相談ではなくて命令で、職員が断り切れなくなり、その区だけの要望ばかりが通るのではないかと心配される声をお聞きしました。確かに今まで、職員の方が区長をされたり、その中には課長職で区長をされている方もおられましたので、市職員が区長をすることは自治法に反するものではないと考えます。しかし、今回の参与の場合は特別職であります。非常勤とはいえ特別職です。

そこで、お尋ねします。

非常勤であれ、市の中枢を担う特別職が行政区の区長を務めることは問題がないのか、関係法令をお示しの上でお答えください。

○議長（大賀慶一君） 江頭市長。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 市の特別職が区長との兼職が可能であるかという趣旨のご質問でありました。

今、お話があったように、職員であっても区長はできると、今、議員さんのほうからも言っていたとおりでありまして、その一般職は地方公務員法上で、職務に専念する義務、営利企業等の従事制限が課されていますけども、それでも区長は問題ないという見解でございます。ましてや、特別職は地方公務員法がそもそも適用されておりません。それから、地方自治法においても、非常勤特別職である参与に関して、兼職・兼業の禁止に関する規定はなく、他の職務を有することを妨げるものではありません。

それから、2番目の命令になるのではないかという趣旨のご質問と解釈しましたが、参与の職務は、市長の指揮の下で市政全般に関する調査研究及び助言等を行うこととしておりまして、市が行う事務事業について、直接意思決定に関わる立場ではないため、問題はないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 私もいろんな文献を読みあさって、非常勤の特別職、いわば参与級の方がこの区の行政区の区長をするというのが適切か、適法か適法じゃないか、これを調べたけど、それがいいんですよ、規定が。規定がないということは、できる、できない、判断がつかないということになるんですよ。してもいいというわけでもないし、したらいかんというわけでもない。その中で、私が言っているのは、じゃあ職員の方に、何とか君、今度、うちの道路がちょっと壊れとるもんねって、見とってくれと言ったら、参与が言うのと、一般の区長さんが言うのは、やっぱりこれは違うわけですよ。だから、そこが心配するんじゃないかというところを私は言っています。仮に特別職が区長を務めることが法令では問題ないとしても、職員が付度するならば、結果として、一部の区長を特別扱いすることにならないか懸念します。もし参与が区長として、市に書類を提出したり、相談に行くときは、休みをきちんと取って、ほかの区長と同様に、課の中に入らず、窓口において申請されるべきと。もちろんそうされると思いますけど、そういうふうに考えます。



最後に、政令市である熊本市を除く県下13市を調べたところ、ご存じですよね。参与職を設置している市は一つもありませんでした。それだけ、菊池市だけ特殊であると言えます。また、県においては、前小野副知事は、政策参与から副知事になられた。しかし、今回は副市長から参与になられたという方は、全国でも珍しいのではないのでしょうか。この参与職の設置については、今議会で予算計上がされておりますので、費用対効果を含め、総務文教常任委員会で十分な審議がされることと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、荒木崇之議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため、暫時休憩します。

午後の会議は午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時55分

開議 午後 1時00分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 皆さん、こんにちは。議席番号17番、是は是、非は非で考えるがモットーの二ノ文伸元です。通告に従い、質問させていただきます。

本市内小中学校及び公立保育園における衛生環境の改善について質問いたします。

衛生環境については、現在、国の補助を受けて改修されているトイレや、給食に関連する食品安全など多岐にわたります。今回は、教室や室内の換気、室温について質問いたします。

現在は雨季ですが、梅雨の合間の晴れ間は高温多湿で、熱中症発生も心配することが多くなります。今後、梅雨が明けても、7月、8月と暑さが増し、私が幼少のときには涼しかった9月や10月頃まで暑さが続く現在の気候です。その上、今はコロナ禍にあり、学校、保育園における空調においては感染のリスクも心配され、さらに適切な対応が望まれるところです。

ここで、質問いたしますが、小中学校及び公立保育園における室内の換気、室温管理、いわゆる空調についてはいかがなされているのか、お尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下教育部長。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） 改めまして、こんにちは。それでは、二ノ文議員のご質問にお答えしたいと思います。

市内小中学校及び保育園における暑さ対策とコロナ対策についてのご質問でございますが、まず、私のほうから小中学校の対策についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、学校での暑さ対策、いわゆる熱中症対策としましては、児童生徒に対して、小まめに水分などを補給し休息を取ること、健康観察や健康管理を徹底することで、予防をいたしております。

また、発症した際には、適切な応急処置等が図れるよう学校に指導をしておるところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策としましては、文部科学省が示しております「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づきまして、マスクの着用や手洗い、手指消毒、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密（密閉・密集・密接）」を徹底的に避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策を行っております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 改めまして、こんにちは。私のほうからは、公立保育園の暑さ対策につきまして、まずお答えいたします。

公立保育園では、各保育室に空調設備・温湿度計・加湿空気清浄機を設置しており、冷房使用時におきましても、30分に1回程度の定期的な換気と併せ、加湿空気清浄機の使用により、適切な温度管理と換気対策を行っております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策としましては、「国分科会ステージ及び熊本県リスクレベルについての報道資料」及び「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて」に基づきまして、職員はマスクの着用、手洗い、検温、手指消毒を、園児については、毎朝の検温と健康状態の把握、手洗い、手指消毒を行い、37.5度以上の発熱があった場合は保護者へ連絡をするようにしております。

園児にマスクの着用は求めておりませんが、密集する状況をつくらないなどの工夫をしながら保育を行っております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 菊池市の小中学校では数年前よりエアコンが設置され、暑さや寒さ対策に取り組んでおられます。保育園のほうでも同様のことが行われているということで、話を聞いてみますと、エアコンを入れながら窓を開けて、冬であれば寒さががんがん入ってくる。夏であれば暑い空気が、そうすると、電気消費やいろんな面でコストがかかっている。そういうようなことだろうと思います。

今回、地球規模の外気温上昇で、メディアでも全国上位に名前が出る菊池市の暑さのゆえに、コロナ禍における室内の換気を伴う適切な温度管理、空気管理は十分にできているのでしょうか。校内、室内の温度が適正な過ごしやすい学習環境であるか確認をしていただく必要と併せて、コロナウイルス対応では、空気の入替え、空気の清浄化が不可欠です。

国はコロナ対応として、学校にセンサー式水道の設置を推奨しました。こうした一つ一つの取組が安心できる学校の衛生環境をつくり出すのではないかと思います。今後、センサー式については、市も速やかに対応するものだろうと思います。まだ議会は通っておりませんので。

感染症予防に不可欠なものが手洗い、消毒と言われます。アルコールについても、センサー式が安心です。先ほどちょっと市役所をずっと見て回ったんですけども、もうよそは足で踏むとか、それとセンサーで消毒が出るとか、そういうものが導入されております。この菊池市役所を先ほどちょっとずっと見て回りましたが、そのような機能がついているのは、私の見た範囲ではありませんでした。せめて玄関口、裏手の玄関口、こっちの北側の玄関口ぐらいには、やはりセンサーつきとか、そういうのを備え付けることこそが、この菊池市の感染症に対する取組が重要に思っているのかと、そういうところを市民はしっかりと見ておられます。ぜひ学校のほうにも、それと保育園のほうにも、せめて玄関の入り口ぐらいにはそういったものが必要ではないかなと。それは市民のほうから、今日の朝、私のほうに届けられましたので、その辺の対応をよろしく願いしておきたいと思います。学校へもそういうことが必要です。今言ったとおりです。

今回、さらにウイルスを含めた空気の汚れを清浄化する空気清浄機を各教室に導入し、児童生徒、保護者、教職員が少しでも安心して学習できる環境の整備を早急に取り組む考えはありませんか。水道のセンサーもいいことで、それに併せて、もっと確実なものにするために、ぜひ空気清浄機を配備をしていただきたい。その考えがあるのか、ないのか、お伺いをいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下教育部長。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、再質問のほうにお答えさせていただきます。

学校への空気清浄機設置につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業としまして、国の補助金である「学校保健特別対策補助金」や「地方創生臨時交付金」を活用して、感染症対策に必要な備品は、学校からの希望に応じて購入をいたしております。

その中で、一部の学校から空気清浄機の希望があり、設置をしたところでございます。

設置場所につきましては、保健室や図書室、または換気を取りにくい相談室や会議室に設置をされております。

感染症対策としましては、先ほど申し上げましたとおり、3密を避ける対策を取っており、教室における密閉対策としまして換気を行っておりますが、換気の方法として二つの方法を取っております。

まず1つ目が、常時換気としまして、対角線上の2方向の窓や扉を10センチメートル程度開けることで、効率的な換気を行うことができます。

2つ目が、30分に1回程度扉や窓を広く開けることで、100秒ほどで完全に空気が入れ替えられ、換気が可能となるものです。

夏場冬場、雨の日など換気条件に合わせてそれぞれの方法で各学校にて取り組んでいただいているところですが、冷暖房効率を考えると1つ目の常時換気が推奨されておりますので、多くの学校が常時換気を取り入れております。

これらの換気方法につきましては、「新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」で参考として理化学研究所から出されております「学校の教室における窓開け換気効率の評価」にも紹介されておまして、スーパーコンピュータ「富岳」によりますシミュレーションを基にして、効果が検証されているものでございます。

学校での対応としましては、換気をさらに促進するため、昨年度、全教室にサーキュレーターを配置しております。そのほか、CO<sub>2</sub>モニターも全教室に配置し、換気の徹底が図られるよう対策を講じているところでございます。

また、熱中症対策につきましても、換気をしつつ暑くなり過ぎないように、各教室の温湿度計を確認しながら、適切な温度調整を行うように学校で取り組んでいただいているところでございます。

また、厚生労働省から出されております「熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」によりますと、「空気清浄機は、換気を補完する目的で使用されるものでありまして、窓を閉めて空気清浄機だけを使用しても十分な効果を得られない」とされておりますので、空気清浄機を設置したとし

でも、引き続き換気はする必要があるものとするものと考えています。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下教育部長。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） すみません。ただいま答弁の中で、「夏場冬場、雨の日など気象条件に合わせて」と言わなければいけないところを間違っておりましたので、訂正をさせていただきます。気象条件に合わせてそれぞれの方法で取り組んでおりますということでございます。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 学校も全てではないけれども、ある程度、保健室やら職員室やらには備え付けてあるということです。私が思いますに、やはり主体は子どもたちですから、勉強の場は教室であります。やはり教室を少しでも換気をすれば、それでいいというものではないと思います。換気をなるべく少なくするためには空気清浄機が要る。そして、今の空気清浄機は性能がとてもいいですよ。私の家庭にも、ついこの間、入れました。ぜんそくなんです。薬が必要だったんです。今、薬を使っていません。だから何もコロナ対策だけではなくて、やはり子どものために何が必要なのか、そういうことを考えていただいて、ただ市のマニュアルとか、全国のガイドラインに沿ってとか、この菊池市独自のガイドラインをつくれればいいじゃないですか。空気清浄機を各教室に置けるというのは、今回が私はチャンスというふうに捉えております。何もコロナ対策だけでやるのではない、そういう思いで市のほうには取り組んでいただきたい。

そして、やはり職員の方、教育委員会のほうから自ら足を運んで、冬場に窓を開けて、片や空調をつけて、温かいのか、寒いのか、それくらいはしっかりと足を運んで経験していただきたい。それから発想が浮かんでくると思いますよ。

それから、今、教育部長の答弁の中で、要望があればできるというふうにおっしゃいましたけども、要望をしなければならぬのかって、そういうことじゃないと思いますから、学校のほうから要望があればと、たしかおっしゃったと思います。おっしゃいましたので、それだったら、学校のほうに要望を出してもらいますよ。ここにPTA会長さんだっておられるわけですから、その辺のところ、よろしくお願いします。

次に進みます。

次に、コロナ禍における小中学校及び公立保育園での教育、保育の効率化についてお尋ねします。

日本のデジタル環境は世界でも最下位だったことから、GIGAスクールとして5か年計画で2018年からスタートしたと記憶していますが、コロナ感染症拡大による感染症や災害による緊急時の学びが保障されがたいことから、早急な予算化がなされて、実現が加速しているところです。

このデジタル化、ICT教育等の遅れは、ICT環境の整備状況の地域差があることが課題でもありました。このGIGAスクール構想の加速化では、子ども1人1台の端末を安心安全に使用できることを目標に、学校だけでなく、家庭も含めた環境整備が進められています。

2年にわたるコロナ禍及び災害時での緊急対応において、デジタル学習、オンライン学習が徐々に進み、地域間交流や職員研修、関係機関との連携など、学習や学校運営がスムーズに効果的に活用されつつあると思います。小中学校では、国の施策によりデジタル及びICT化は進んでいくものと思います。

ここで、お尋ねですが、保育園でのこうしたインターネット環境などのデジタル整備状況はどのようなものになっているのでしょうか。コロナ禍の変化に対応した政策が取られているのか、お尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 二ノ文議員のご質問にお答えいたします。

公立保育園における通信環境の状況でございますが、現在、公立保育園における通信環境は、庁内ネットワークやインターネットにつきましては、本庁と同じ環境でございます。

しかし、Wi-Fiの設置を行っておりませんので、近年、オンラインの研修等がございますが、昨年度まではオンライン研修等への参加ができない状況でございました。

現在は、本庁のほうに出向き、オンライン研修や会議に対応することとしております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 保育園でもこうしたインターネット化を進め、緊急時の会議にはまたちょっと不備が、Wi-Fiがないことによって、もう少し先進的なものにならないかというふうに考えるところです。

インターネット化については、この本庁と一緒にあるということで、ただ、やはりこれから先、どんな災害があつたりとか、緊急の会議があつたりとか、そういう

ものに、やはり本庁から特に花房保育園なんかは川を隔てているわけですね。そういった中で、どのような未曾有の災害があるか分からない。そういうときに、やはりW i - F iをつけておれば、リモート会議とか、そういうのがもうできてくるわけですよ。そんなに高くかかるものではないと思いますので、W i - F i設置をやる気がありますか、お尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 公立保育園にW i - F iを整備すべきではないかというご提案ですが、W i - F i環境を整えば、保育園内において、ほかの園との合同の会議やオンライン研修なども移動せずに参加でき、移動時間が省け、保育への支障も軽減されると考えます。

また、今後ウェブ会議やオンライン研修等が定着してくると思われることや、利便性を考慮しましても、W i - F iの整備を進めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 要望に沿ったご答弁ありがとうございます。

やはり近代化でありますので、会議等もスムーズに行われることを願っております。

次の質問に移ります。

昨今の気象状況は、未曾有のこれまで経験したことないという言葉が頻繁に聞かれるほど異常な天候が頻発し、その影響による災害が増加傾向にあります。地震、台風、大雨による災害、そのことによる二次的災害はいつどこで起こるやもしれません。備えあれば憂いなしと言われ、いろいろな意味で万全の準備が大切であり、必要になりますが、本市の場合は十分と言えるでしょうか。

今年は梅雨入りが平年より3週間早く、長い梅雨の期間になりそうですが、災害指数も大きくなるものと予想されるのではないのでしょうか。今回は、そうしたことを踏まえ、2点に絞り質問したいと思います。

まず1点目は、堂山公園についてです。

昨年9月議会における経済建設常任委員会で、大雨後の堂山公園内で地盤沈下、ひび割れなどが見られたことなど危険性を指摘した後、外見は補修されていましたが、根本的に安全が保障されたものとは言い難く、12月議会で課題と思われる点について再質問いたしました。この際、執行部答弁で、地質調査を実施し安全性を確認するということでしたが、その結果は報告がありません。地質調査が実施され

たのか、されていないのか。実施されたのであれば結果を、またどのような調査がなされたのか。実施されていないのであれば、なぜ実施されていないのか、お答えください。

○議長（大賀慶一君） 山田建設部長。

[登壇]

○建設部長（山田哲二君） 改めまして、こんにちは。それでは、二ノ文議員のご質問にお答えいたします。

堂山展望所の地質調査というところでございますが、令和3年3月に、崇城大学の教授を招きまして、以前、修繕を行った状況を説明した上で、現地調査を実施しております。調査後、専門的な観点から、現段階においては、地質調査よりは、まずは1年間の経過観察を優先的に行う必要があるとの助言をいただいております。地質調査については、現在、行っていないところでございます。

万が一経過観察をする中で、地質調査の必要性が生じた場合においては、実施の検討も行いたいと考えております。

なお、助言を受けまして、斜面に6路線を設定し、各路線に3か所の基準点を設置し、また、コンクリート舗装の目地の開きにつきましても4か所の定点を設置しまして、距離や隙間の変動について定期的に経過観察を行うこととしております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 今年の3月に専門家の意見をお聞きになったということだろうと思います。ということは、この6月議会の委員会の中で、その説明はあるものと捉えてよろしいですか。

○議長（大賀慶一君） 山田建設部長。

[登壇]

○建設部長（山田哲二君） それでは、お答えします。

大学教授と現地調査した結果については、今回の議会のほうでまた報告をさせていただきたいと思っております。

以上、お答えします。（発言する者あり）

委員会の中でご報告させていただきます。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 6月、今議会の委員会の中でいろいろお話をさせていただきましたと思いますが、大切なことは、今後、災害のある可能性、有無と住民への周



知、そして、その災害前の早期対応ではないかというふうに思います。ハザードマップの読み取りと対応を周知し、住民自ら災害を防ぐ対応につながるように、市としては早期に徹底して対応していただきたいと切望します。そういうことも含めて、この委員会の中でしっかりと詰めて、議論はさせていただきますので、またよろしくをお願いします。

次の質問に移ります。

せんだって、5月17日に発生しました片角地区用水路での転落事故について質問させていただきます。

まず、お亡くなりになられました方、そして、ご家族、ご親族様には、心からの哀悼の意を表すところでございます。

ご遺体の発見については、片角地区ではありましたが、転落された場所は、発見現場から300メートル上流の場所でした。その場所は市役所のすぐ近くで、銀行、大型商業施設もある通りに面し、家屋と家屋の間にある用水路です。熊日新聞報道では、用水路の幅1メートル、深さ1.2メートル、水深は30センチメートルとありました。事故当日のように雨が降り、用水路内の水量が増加している状態では危険度は増します。昨今の気候では雨量の増加も危惧されるところです。

そこで、お尋ねですが、今回、転落された場所の事故防止対策を図る計画はありますか、お尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 山田建設部長。

[登壇]

○建設部長（山田哲二君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

用水路の安全対策につきましては、土地改良区を通じ各用水組合に安全点検を実施していただくよう依頼しているところでございますが、今回の場所につきましては、市道通行に危険な場所等につきましては、市においても防護柵等の安全対策を実施したいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） あの場所には防護柵をつけるということですね。私、何件か、そういうことを要望されました。安心されると思います。

それに併せて、このような危険な用水路等は市内全域に至るところに多数存在している可能性があります。そのような認識及び危険箇所の把握はされておりますか。把握されているのであれば、何か所ぐらいあるのか。把握されていないのであれば、今後、調査をし、対策を講じるお考えはないのか伺いまして、ちょっと聞こうと思

ったんですが、もう全部答えになったけんですね。

次に、今回の事故後、保育園の先生から、あの事故現場は保育園の散歩コースとなっていて、散歩時に用水路そばを通りながら危険を感じていたと話されました。提案ですが、地域の危険箇所の把握には、担当課だけではなく、地域の方の声を聞くことが必要かと考えます。例えば保育園、幼稚園、小中学校、地区、市役所職員の方にアンケートなどで調査するなど実施してはどうでしょうか。危険箇所が重なった部分というのは相当危険度があるということで、その場所については、それなりに対応していただく。そのようなことが今からの災害に適応したやり方かなというふうに思います。先ほども申しましたように、備えあれば憂いなし、そういう観点から、そのような考えはおありでしょうか、質問します。

○議長（大賀慶一君） 山田建設部長。

[登壇]

○建設部長（山田哲二君） それでは、お答えいたします。

危険箇所のいち早い把握というのは重要なことであると思います。アンケートにつきましても、今後、一番効果的な方法ということであれば、またその方法も検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 検討するということですが、やはりこれはぜひやっていただきたいというふうに思います。市長、ぜひこのことはやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

最後に、今回の事故が教訓になり、二度とこのような事故が起こらないように、市としても万全の体制を取っていくことを熱望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大賀慶一君） これで、二ノ文伸元議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○  
休憩 午後1時33分

開議 午後1時40分  
○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二議員。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 皆さん、こんにちは。それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、道路整備、市道西迫間寺小野線、古川伊倉線、立石野間口線、北宮1号線の整備の状況についてお尋ねをいたします。

市道西迫間寺小野線については、竜門ダム下流域の避難道路としての整備の必要性がありながら、特に市野瀬区の集落内においては未整備の部分が多く、道路幅員も狭く、地域住民の生活道路としても支障が出ております。現在は寺小野区の橋りょう工事が進んでおりますが、状況をお示してください。

次に、市道古川伊倉線についてお尋ねをいたします。

この路線は、国道387号の交通渋滞を含め、災害時に対する迂回路として、また、産さん滝、千畳河原への観光ルートとして、これまで何度も質問、要望を続けてまいりました。特に千畳河原のヨシの除去を地元県議のご尽力によって行いただきましたので、観光ルートとしての必要性も高まっており、早急な整備が期待されております。現在の状況と今後の整備計画をお示してください。

次に、市道立石野間口線についてお尋ねをいたします。

この路線は、植木インターへの主要な道路であります。道路幅員が狭く、また、用水路が絡んでおりますので、歩道の段差等の問題もあり、安全面にも支障が出ておりました。平成26年1月に地元野間口区長様より要望書が提出されておりましたので、私からも質問、要望を続けてまいりました。現在、平成29年度より、七城方面から整備が継続事業として進んでおりますが、これまでの整備の状況と今後の計画をお示してください。

次に、市道北宮1号線についてお尋ねをいたします。

北宮地区については、先日、後藤議員より、国道325号の4車線化によって、将来、住宅地としても活性化する地域として触れられましたが、今回は、特に幅員が狭く、傷みの激しい地域住民の生活道路としても支障が出ている市道北宮1号線についてお尋ねをいたしますが、現在、市道沿いに宅地造成工事が行われておりますが、今後は入居が進めば交通量は確実に増加し、地域住民はもとより、隣接する菊池みゆきこども園の保護者等にも、現状の市道のままでは安全面の観点からも整備の必要があります。地元北宮区、菊池みゆきこども園からも要望書が提出されているとのことですが、市の対応をお示しいただきたいと思っております。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 山田建設部長。

[登壇]

○建設部長（山田哲二君） それでは、木下議員のご質問にお答えいたします。

まず、西迫間寺小野線につきましては、昨年度末までに第1寺小野橋に接続するまでの道路改良工事と橋りょう上部の架設工事が完了し、問題点の解消を図っているところでございます。

次に、古川伊倉線につきましては、平成26年度より用地交渉を始め、平成27年度から滝集落側より道路改良工事に着手してまいりました。本年度につきましては、生味川に新設の橋りょう工事に伴います詳細設計を行いながら、引き続き大型盛土工などの改良工事も進めていく予定でございます。

次に、立石野間口線につきましては、歩道部の段差解消工事を行うもので、平成28年度までに地元協議を終え、施工方法について同意を得られましたので、平成29年度より工事に着手してまいりました。本年度におきましても、整備に向けて、現在、測量業務を行っているところでございます。

次に、北宮1号線につきましては、道路幅員が広いところで3メートルほどしかないコンクリート舗装道路の市道でございます。現在、この道路の北側に駐車場と1戸の一般住宅、南側に10戸の一般住宅建設に向けた造成工事が行われると伺っております。

議員お尋ねの宅地開発に併せて市道の整備や拡幅工事ができないかというようなご質問につきましては、3メートルほどの道路幅員の市道に宅地開発用の上下水道管を埋設する工事と下水道管を埋設する工事を実施されているために、現状復旧では継ぎはぎだらけの市道となることが予想されます。

このことから、上下水道管復旧以外のコンクリート舗装部分につきましては、復旧部分と同じ時期に併せて施工ができますように、工事を行います地元業者との連携を図りながら、利便性のよい道路となるよう進めてまいるところでございます。

また、道路拡幅工事につきましては、地権者の方との用地買収等の交渉が必要となりますので、今回の宅地開発と同時期での改良工事の実施は困難でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二議員。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

部長から、それぞれの路線の件については報告がありました。それぞれに市にとっては大事な道路ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回は、北宮の市道1号線についてですけれども、地元のほうの区から、また、みゆき保育園のほうからも要望があったということでございますが、今回は畑の部分と、納骨堂入り口の部分については、同時進行ではできなかったということでございますが、今後、どのような形で改修をしていただくのか、そのことを含めてお

答えをいただきたいと思います。

それと、宅地造成工事がいつの時点で市のほうで把握できたのか、そのこともお答えいただきたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 山田建設部長。

[登壇]

○建設部長（山田哲二君） それでは、お答えいたします。

まず、開発業者の提出についてお答えしたいと思いますけども、宅地開発業者から位置指定道路の事前協議書の提出がありましたのは、市の受付日で令和2年12月21日でございます。

それから、要望を受けまして、市としてどのように行っていくかというところでございますけども、市の道路整備につきましては、道路パトロールによる危険箇所の把握、それから、各区より提出される要望書に基づき行っておるところでございます。

市道の路線数が1,675路線、実延長が990キロメートルあることから、要望箇所が多いために、要望に対しまして対応が遅れている箇所があるような状況でございます。

このようなことから、まず、現在着手している道路の早期完了及び児童生徒等の歩行者の安全・安心を守るため、通学路の整備に対しまして、限られた予算の中で重点的に整備を行い、問題点の解消を図っているところでございます。

したがって、今後につきましても、利用者の皆様が安心・安全に通行できるよう、道路の状況、交通量の調査を行いながら、順次整備を進めてまいるというところで、北宮1号線について、すぐ実施というような形で回答はできないところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二議員。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 市道路線はたくさんあることは十分分かった上でお願いをしております。

今回の場合は、宅地造成によって、ある面では人口も増える。それと、今回、やっぱり費用対効果が十分見込まれるようなところでもありますし、また、隣接するみゆきこども園については児童も含め、交通量の増加によって市民の安全もやっぱり危険性もあるということで、要するに緊急性があると思うんですよね。だからそのことを含めて、しっかりと検討していただきたいと思います。あとは、もう経済建設常任委員会のほうでもしっかりと協議をしていただきたいと思います。

それでは次に、学童保育の現状と拡充について、今回は特に学童保育キッズハウスびっとの現状と今後の対応についてお尋ねをいたします。

学童保育につきましては、これまで何度も新型コロナウイルス対応も含め、施設運営に対する支援の充実や拡充の必要性を指摘、要望させていただきました。これまで私のほうから提案をさせていただき、市全域で同じように子どもたちが安心して利用できるように、対応の統一化を図るために、放課後児童クラブ連絡協議会、菊池学童さくら会が設立されております。今後は連絡協議会によって、クラブ間の連携はもとより、学校や教育委員会とも連携していただき、子どもたちが安全で安心して利用できる体制づくりを期待するものであります。

今回は、学童保育の施設の充実、特に学童保育キッズハウスびっとの現状と今後の対応についてお尋ねをいたしますが、キッズハウスびっとは、現在、西部市民センター敷地内の老人集会所を借用して運営されておりますが、施設も老朽化しており、先般も水道が使えなくなる状況となり、子どもたちも不便な思いをしましたが、執行部の対応によって解決はできましたが、施設自体も近い将来廃止の計画もあり、空調設備等の新設もできない状態となっております。

キッズハウスびっとについては、新設も含め、早急に今後の対応を考える時期に来ていると思われませんが、市の考えをお示しいただきたいと思っております。

○議長（大賀慶一君） 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 木下議員のご質問にお答えいたします。

菊之池小学校区内にある学童保育「キッズハウスびっと」につきましては、菊之池小学校に通う児童数の増加に伴い、令和元年7月に、菊池市に事務所を置かれていますNPO法人「チャイルドサポートきくち」が、菊池市西部市民センターの敷地内にあります老人集会所を利用して開所したものでございます。

「キッズハウスびっと」が開所する以前の令和元年6月までは、菊之池小学校の敷地内にあります放課後児童クラブ「スマイルクラブ」の1か所で児童の受入れを行っていましたが、以前から菊之池小学校区では未就学児の増加が予想され、また、それに併せて放課後児童クラブの利用者も増加することが予想されたことから、待機児童が生じないよう新たなクラブの開所を検討していたところ、当時、菊池北小学校の放課後児童クラブを運営されていた「チャイルドサポートきくち」が、待機児童を生じさせないという本市の思いをご理解いただき、令和元年7月に開所したところでございます。

今年度は、受入児童数の増加により、老人集会所のほかに西部市民センター内の児童館の一室も利用しまして、小学校1年生から6年生までの児童計45人が利用

しているところでございます。

現在利用しております西部市民センターの老人集会所は、昭和56年に建築された建物であるため、老朽化により電気設備や水道施設に不具合や故障が見られるようになってきており、また、児童数の増加に伴い手狭となつてきております。

そのため、現在、菊之池小学校区内で西部市民センターの老人集会所に替わる新たな放課後児童クラブの候補地となるところを、NPO法人「チャイルドサポートきくち」とともに探しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二議員。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

いずれにしても、もう菊之池校区については、小学校の教室の増築もございましたように、児童数がどんどん増えていっております。こういうことを見越して、もっと計画的にやっぱりやっていただかなければいけないと私は考えております。

市長としても、やっぱり将来を見据えた、ましてや子どもたちの安心・安全を守るために絶対必要でございます。私はもう徹底的に場所を探せば、ないことはないと思います。私もこういう情報、要望をいただいてからちょっと回りましたが、探せばあるような感じもしますし、また、国もやっぱり今度は何か、こども庁ですか、そういう創設も検討されていて、補助率も今から上がっていくような状況にもなってくると思いますので、やはり早め早めに検討していただきたいと思いますが、市長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 江頭市長。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 菊之池地区の学童保育に関しての私の見解ということでございます。

共働き世帯の増加、そしてまた、核家族化の増加によりまして、児童を取り巻く環境が大きく変化しております。それとともに、児童をめぐる問題が多様化している中で、やはり質の高い子育て支援ということでは、放課後児童クラブが果たす役割というのは大変大きく、意義深いものだというふうに考えております。

とりわけ昨年以来のコロナ発症以来、放課後児童クラブの全ての皆様には大変ご尽力をいただいていることに、改めて感謝を申し上げたいというふうに思います。

子育て家庭の皆さんが安心して子どもを預けて働くことができるように、また、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を確保することができますように、引き続き放課後児童クラブへの支援を実施してまいりますとともに、特にこの菊之池小

学校区の放課後児童クラブにつきましては、今、ご指摘がありましたように、学校敷地内も含めて、また他の場所での設置も含めて、様々な可能性を視野に入れて、具体的に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二議員。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。将来のある子どもたちのために、ぜひとも早急な対応をお願いしておきたいと思います。

それでは次に、市役所庁舎庭園水車テラスの整備費等と今後の活用についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、令和元年第3回定例会において、事業費も含め質問をさせていただきました。何分にも高額な整備費でございましたので、費用対効果の観点からも、特に水車改修費につきましては1,244万2,000円、その中で水車の発電ユニットに363万7,000円の設置費がかかっているとのことであります。

平成28年第4回定例会でのその当時の部長の答弁では、新庁舎建設に伴って、築地井手を利用した小水力発電を平成29、30年度にリノベーションで取り組むと答えておられます。

行政の継続性からも、令和元年第3回定例会で確認、指摘をしておりますが、水車改修費に含まれております発電設備による市民への再生エネルギー、小水力発電の啓発の必要性があります。

令和元年第3回定例会での私の質問に対して、その当時の部長は、現地に看板もありませんし、PRできるものがないので、看板の掲示等を実施するとともに、子どもたちへの教材としても活用できるように考慮してまいりたいと答えていただいております。市長からも答弁が、部長が申し上げたとおりに、これから計上していきたいと答えておられますが、いまだに掲示はされておりませんが、いつになるのか、具体的にお示しをしていただきたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 山田建設部長。

[登壇]

○建設部長（山田哲二君） それでは、議員の質問にお答えいたします。

水車自体が珍しくなったこの時代におきまして、単にモニュメントとしてだけではなく、その技術や景観の継承、また小水力発電について、子どもたちの学習材料として、意味も込めて設置をしたところでございます。

完成時は、大工さんを招きまして、日頃見ることのない水車の仕組みを子どもた



ちに学んでいただきました。

ご質問がありました仕組みを説明する看板については、現在は設置しておりませんが、ただいま設置に向けて準備を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 江頭市長。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいま部長が説明したとおりであります、付け加えますと、せんだって、菊池市が全国31の地方都市の中でSDGs未来都市というものに内閣府から認定をいただいたところでございます。環境というものが、私たちの暮らしにとっての重要性がますます増すばかりでございます。そういう中で、この水車を使った非常に素朴な形での環境の大事さ、そして、その活用性というものを提示する絶好の機会でありますので、今、部長が説明しましたとおり、子どもの学習につながるように、設置に向けての準備を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二議員。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 具体的に、いつ設置をするということについてはお答えがなかったんですが、私が前回言ったときは令和元年なんですね。もう令和3年でございますので、そのときにすぐ対応すれば、もうとっくに掲示はできているはずなんですよ。

それと、令和元年の11月号の広報にこういったふう書いてあります。水車を活用した小水力発電を設置し、菊池の水資源を生かした魅力の創出と環境に優しいまちづくりのイメージアップを図るものですと。そういうことによって、水車テラスという形の名前になったと思うんですよね。だから、議場で私たちがそういった形をお願いをして、掲示をしますと言ったら、早急にそんな莫大なお金がかかるわけじゃありませんから、もう今度は具体的に、いつまでにしますという答弁をいただきたいところでございますが、早急に対応していただきたいと思います。

○議長（大賀慶一君） ここで、換気等のため10分間休憩します。

○

休憩 午後2時05分

開議 午後2時12分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

木下雄二議員。

[登壇]

○19番（木下雄二君） それでは次に、防犯灯、街路灯のLED化の現状と今後の対策について、特に過疎化、高齢化の地域への対応について、お尋ねをいたします。

この件につきましては、これまでLED化も含め、特に中山間地域の防犯灯の電気料負担等に対する要望について、何度も一般質問をさせていただきました。地域住民の生活環境、安全なまちづくりを推進するためには、防犯灯の設置は最優先で取り組む必要があります。

令和元年第3回定例会ではLED化による地域の負担軽減等の要望もさせていただきましたが、菊池市のLED化率はまだ39%であるとのことであり、先ほど申し上げましたが、最優先で行う事業でありながら、推進されておりません。

今回、改めて確認を含めお尋ねをいたしますが、令和3年度防犯灯LED化補助金交付申請依頼が各区長に配布されております。提出期限が5月28日までとなっておりますので、申請の状況は確認できていると思いますが、補助金制度について、現状を詳しくお示してください。また、現在のLED化率は何%か。これまでの防犯灯設置との違いも詳しくお示しいただきたいと思っております。

○議長（大賀慶一君） 上田総務部長。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 木下議員のご質問にお答えします。

今回、防犯灯LED化補助金ということで、この事業は、夜間における犯罪の発生防止、安心・安全なまちづくり及び地球温暖化対策を推進するため、今年度より地域づくり推進補助金より独立させた事業でございます。

この事業により、防犯灯のLED化が推進されますと、防犯灯を管理しております行政区は、電気料の軽減や灯の球替えの手間がなくなり、管理しやすくなると考えております。

今現在の申請状況としましては、申請行政区が53区、申請事業費が約1,038万円、これを単純に2分の1で計算しますと、補助金額が約518万円、申請基の総数は476基でございます。

現在のこの補助金の予算額としましては、当初予算は100万円でございます。

また、LED化の今の率ですけれども、ちょっとすみません、手元に資料がありませんけれども、今現在40数%、40%にちょっと超えたぐらいだと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二議員。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 今、部長の答弁によりますと、申請は53行政区、申請基数

は476基ということですが、予算は100万円しかない。基本的には総事業費とすれば1,000万円を超えますけれども、補助金はそのうちの半額ですか、2分の1補助でございますから、単年度の予算で100万円ぐらいだったら、もう今、単純に考えても5年以上かかるわけですね。だから、こういう予算の組み方では、やはり地元の人たちは2分の1補助をしても、自己負担をしてもLEDに替えたいという要望がこれだけあるということは、非常にやっぱり期待されているわけですよ。これは補正予算でも組んで、やはり優先順位ですよ。

私は常にさくらプロジェクトを常に例に挙げて申し上げますけれども、茂藤里のところなんかは1本当たり4万2,300円ですよ。今回もこのコロナ禍であっても植樹をされました。ちょっと確認しましたら、委託料が286万円、70本植えて、大体単価が4万857円だそうです。木を、桜の植樹に4万円かけて、この防犯灯については、大体4万円ぐらいで1基つきます。そういうことを考えると、やはり市民に密着した、やはり安心・安全を守るためには防犯灯のほうが優先だと思います。このことも含めて、やはり私は常に優先順位のことを申し上げますけど、これだけ市民の人たちが自己負担をしても街灯をつけていただきたいということに対しては、しっかりと執行部も受け止めて、今後、対応をしていただきたいと思っております。よろしく願いしておきます。

それでは次に、菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例(案)についてお尋ねをいたします。

市長は、令和3年度施政方針の中で、「自然環境と安全について、現在問題となっている太陽光発電設備の設置及び維持管理等については、引き続きその解決に取り組むとともに、問題の発生を未然に防止できるよう、事業区域及びその周辺の地域における災害の防止、良好な景観、生活環境の保全及び市民の皆様の安心・安全を確保することを目的に、許可制の導入を内容とした条例の制定を進めます」と施政方針で示しておられます。

私も、これまで地元で開発中の太陽光発電、特に追尾型の太陽光発電事業については、現在の菊池市の環境基本条例では拘束力がなく、条例の見直しを提言しておりました。

今回、新たに条例が提案されておりますので、今後は、今月末までのパブリックコメントが行われ、9月に条例制定の予定だと思われませんが、今後の計画をお示しください。

また、今回の条例(案)のこれまでの市の環境基本条例との違いをお示しください。

今回の条例制定に至った経緯としては、国道387号沿いの太陽光発電事業の開

発業者が、当初、関係住民等に説明会が行われずに開発行為が進んだ、市の環境基本条例に違反したケースであり、その後の学識経験者による環境審議会による開発業者に対する一部施設の撤去や、その代替案にも対応できていない状況でありました。そのため、地元住民も納得がいきませんので、強い反対による議会への要望書の提出があり、令和2年第4回定例会において全会一致で採択されております。

その後は、令和3年4月30日に迫間支館で説明会が開催され、地域住民の厳しい意見によって、業者側から6基撤去が示されました。テレビでも放映されましたので、多くの市民はもとより、県民も知ることとなりました。執行部も同席されておられましたので、十分把握されておられると思いますが、業者側のその後の対応についてもお示しをいただきたいと思っております。

○議長（大賀慶一君） 笹本市民環境部長。

[登壇]

○市民環境部長（笹本義臣君） 改めまして、こんにちは。木下議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、今後の計画をというところのご質問でございますが、これまでの経緯も含めて、計画をご説明したいと思います。

太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例（案）の作成につきましては、これまで、先行して制定されていますほかの市の状況を参考に、本市に合う条例となるように素案を作成し、庁内協議を何度も重ねてまいりました。

そこで様々な課題を精査し、必要に応じ顧問弁護士への相談や条例先進地であります岩手県遠野市、滋賀県大津市への問合せを行いながら、課題をクリアしてきております。

先ほど木下議員もおっしゃいましたとおり、今回、条例（案）が整いましたので、6月1日から6月30日の期間においてパブリックコメントを実施しております。このパブリックコメントを実施することにより、市民の皆様から広く意見を募集し、その意見を考慮した協議・調整を行った上で、次回の定例会において条例（案）を上程したいと考えているところでございます。

また、条例の違いはというご質問ですが、主立った違いをご説明いたします。

まず、先ほどもおっしゃいましたように、事業の届出制、環境基本条例に基づいて行いますものについては届出制になっております。

今回、準備しております条例の案につきましては、先ほどから申し上げておりますように、許可制というところでございます。それに適用範囲、これまで環境基本条例に基づきますと、事業の区域面積1,000平方メートル以上というところでございますが、これに併せまして、発電出力が50キロワット以上です。それと、先

ほど追尾型と木下議員おっしゃいましたけども、条例では支柱型、それと営農型、この二つについて該当する場合については、本条例に基づいて手続をしてくださいというふうになっております。

抑制区域についても、特に環境基本条例のほうではうたっていませんでしたが、今回は改めて条例等に規定する抑制地域ということで、市内の全地域、これが対象となるような形にしております。

また、これまで土地の所有者というところで、土地は別の人ですけれども、上物だけを太陽光発電施設にする場合もありましたが、土地の所有者、これについても責任法をうたっているところでございます。

今回の新しい条例につきましては、環境基本条例を基に、それ以上のものやっっていくというところで準備を進めてきた次第でございます。

それと最後に、業者からの質問がございましたけども、4月30日以降、業者のほうからの特段のものはございませんが、30日の報告書は出ております。その報告書に基づいて、うちのほうから文書で回答をしております。中身については、この前、木下議員も一緒に入っておられたから分かると思いますけども、排水問題とか、もう一つ、北側の太陽光問題、これについて早く地元と相談して、回答するようにというところでございます。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二議員。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

いずれにしても、新しくこの許可制の条例が、今現在は案ですけれども、進んでいることに非常に期待をしたいと思います。

市長も施政方針の中に、今、継続で問題になっていることにも取り組んでいただくということでございますので、そのことについて、市長のほうからお答えをいただきたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 江頭市長。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 太陽光発電に関する意見を述べよということであります。

昨年より問題になっております太陽光発電のプロジェクトにつきましては、今、しかかりということになっておるわけでありますが、これにつきましては、地元の住民の皆様の安全・安心の環境づくりが第一ということで、声を傾けながら、今、現行の条例の中でできるベストを尽くしながら進めていきたいというふうに思っております。

ただ、現行の条例は、市に対して強制的な力、権限がございませんので、これから再生可能エネルギーの導入というものが国として、いわば国際公約の中で国策として進んでいくわけでありますから、むしろこれからさらに太陽光発電は増えてくるだろうというふうに危惧しております。

特に、本市における再生可能エネルギーの大半が太陽光発電設備の設置でございます。この今現在のような規制する法令がないまま進めると、防災あるいは自然環境、あるいは生活環境、景観等々の面につきまして、大変懸念される事態が発生するのではないかと非常に心配したところでございます。そのために、こうした様々な問題を未然に極小化するというこのために、今回、太陽光発電設備に特化した許可制での条例を制定することにしたわけであります。

先ほど部長が申し上げたような、従来とは違う、もう少し踏み込んだ事前審査ができるようになります。これまでなかったような施設の構造計算書といったものまで、今後は資料の提出を求めてくることとなりますので、提出された資料を基に、地域の安全・安心を第一に、慎重に審査をしてまいる所存でありますし、また、許可権者として協議に当たることができますので、今まで以上に地域住民の皆様には十分配慮した開発につなげていくことができるというふうに期待しております。

また、設置した後も、その後の維持管理や設備の廃棄についても、責任を持って事業者の方にやっていただく必要があるわけでありますので、その後の運営についても、不適正な維持管理等に対する抑止力にもなるというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二議員。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

国も、市長が申されましたように、脱炭素法は成立しておりますので、再生エネルギーについては推進がされると思います。しかしながら、菊池市のような非常に景観がいいところに、違う形のやっぱり施設が建ちますと、非常にそのことが心配でありますので、いずれにしても、地域住民への丁寧な説明と合意形成をきちんとやっていただくようお願いをしておきたいと思います。

それでは次に、菊池市公共施設等総合管理計画の市民への説明責任についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、令和2年7月21日、議会月例会において施設マネジメント課より資料が示されましたが、私は各支館等の地域移管等について、執行部にお尋ねをし、このような計画が示されれば、情報が独り歩きする可能性があり、関

係住民の不安が先行してしまうのではないかと指摘をいたしました。その時点では、市民の方との合意形成は全くまだできていないとの答えでありました。現在は私には多くの不安、不満の意見が届いております。執行部として、どのような市民への対応をされているのか、お示しをしていただきたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 上田総務部長。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 本市としましては、国の策定要請もあり、公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえ、個別施設計画を策定したところでございます。

個別施設計画では、施設の現状と課題を整理し、長期的な視点から施設ごとに「いつまでにどうする」といった将来方針を定めたところでございますけれども、あくまで庁内で検討した内部計画であることから、今後の社会情勢の変化に伴う計画見直しを視野に入れたローリングプランとして位置づけをしております。

個別施設計画の推進では、利用者や市民に対し、施設の利用状況や劣化状況などについて丁寧な情報発信を行いながら、市の方針に対する合意形成に努める必要があるため、計画の周知として、令和2年度から令和8年度を第1期とした「総括版」を市のホームページに情報公開しているところでございます。

現在は、第1期に該当する施設ごとに「進捗管理表」を作成し、スケジュールを定め合意形成に努めているところでございますけれども、新型コロナの影響もあり、合意形成に遅れが生じている施設もあるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二議員。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

そのときの資料に、もう廃止、地域移管、そして年度まである程度打ってあります。このことによって、私も先ほど申し上げたように、この情報が独り歩きするんじゃないかなろうかと。

ちょっと具体的に申し上げますと、重味のグラウンドは2021年度で、もう今年なんですね。この問題が出ましたものですから、地域のあそこは楽市といって、物品の販売とかされています。そこの方からすぐご連絡がありまして、あのグラウンドを売却するということになると、ここにちょっと資料がありますけど、「栗だごフェスタ」というのをあそこの楽市の場所、重味小学校跡地を使ってイベントも第4回までいきました。コロナで、今、ちょっとできておりませんが、もう1,000人近いお客様が来るような、本当にすばらしいイベントになっております。このイベントをするときに重味のグラウンドが駐車場なんです。ですから、この

駐車場がもしも廃止になって売却でもなれば、もうこのイベントも第4回まで続いておりますけども、このイベントもできません。

それと、秋は栗だごですね。春は山菜祭、4月、これもたくさんのお客様がお見えになって、すばらしいイベントになっております。これも駐車場は重味のグラウンドって書いてあります、チラシに。そういった形で、もう具体的に、これの廃止になればどうなるのかなという地域の人たちがとても心配されています。

それと、安全面から言うと、重味のグラウンドはヘリポートにもなっているみたいですよ。そういうことも含めて、やはり中山間地にとって、どれだけああいうグラウンドとか、また、この次に申し上げます、支館なんか地域にとってどれだけ核になっているかということのを再認識をしていただきたいと思います。これは決定ではもちろんないと思いますが、やっぱりそういう意見をきちんと吸い上げていただいて、対応していただきたい。

それと、特に迫間支館の場合は避難所にもなっていますよね。その中で、言うならば、そういうのが使えなくなった場合、どうなるかと。地域移管になった場合、今は指定管理委託料として、大体支館長を置いて、大体年間に100万円近く委託料が払われています。地域移管になった場合は、その地域で譲渡、払い下げになれば、その管理とかそういうのは地元が払うようになるのか、その点をちょっとお聞きしたいと思いますが。

○議長（大賀慶一君） 上田総務部長。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 木下議員の再質問にお答えいたします。

基本的に、地域移管となれば、地元管理で地元負担の維持管理ということになってくるかと思えます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二議員。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 実は、今お聞きした理由が、先般、ある会合がございました、迫間支館で。そのときに、支館の運営に携わっている方から区民の方に、区長会とかそういうのじゃない会合でしたけど、ここがそういう形に地域移管になるというようなことをおっしゃって、1戸当たり4,000円ぐらい、運営費ば払わなんよようになりますもんねという報告をされたんですよ。

そのときに区長が何人かいらっちゃって、それだったら、今、区費を1,000円上げるのにも大変な苦勞をしているような中山間地の現状の中で、ここをそれだけの使用料を払って、運営するゆとりは全然ないよということで、そういうのは区



長会はまだ何も話を聞いてないのに、何でそういう情報が流れてくるのかと、もう大変な状況になりました。

私もその場所にいましたので、いやいや、それはまだまだ決定ではありませんよと。また市のほうからいろんな形で、区長会とかそういうのに事前にきちんとしたアンケートとか、また確認を取って連絡が来ますから、そういうのには心配する必要はありませんよと答えをしておきましたけど、先ほどは冒頭に私が申し上げたように、やっぱりこういう資料が出ると、どンドンどンドン独り歩きするんですね。だから、そういうことにもきちんとしたやっぱり緊張感を持ってやっていただかないと、ただでさえ中山間地は、今、厳しい状況でございますので、そういう支館がなくなる、イベントのときに活用をさせていただいておるグラウンドがなくなれば、もう地域はどンドン疲弊していくばかりだと思います。

先般、緒方議員からも中山間地のことを言われましたけど、やっぱり中山間地をきちんと守ることが、やっぱり将来の菊池市にとっては非常に大事なことだと思いますので、そういうことも含めて、それと、総務常任委員会の所管事務調査の中で、これはあくまでもまだ案です。最終日に提言という形で出るとは思いますけど、各支館、また、グラウンドも避難所とかそういうのに指定されていることについては、ちゃんと留意して慎重にやっていただきたいという提言が出るとは思いますけど、そういうことも含めて、市長のほうから答弁をいただきたいとします。よろしくお願

○議長（大賀慶一君） 江頭市長。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 個別施設計画の今後の住民説明等の進め方という意味でのご質問でございました。

ここにいらっしゃる議員の皆様はご存じのとおりでありますけども、この個別施設計画に至る経緯というのがございまして、本来であれば、各住民の皆様の意見に耳を傾けながら、一つ一つの事情をしんしゃくしながら、合意形成を図りながら、個別の計画を策定して、その全体合意形が全体計画にもつながるとというのが本来であるわけでありまして、国のほうから、まず全体を先にやりなさいという指示が来まして、国の示した基準に基づいて、まず全体計画を策定し、その後に個別計画に入ったわけでありまして。

ただ、個別計画につきましては、当然これから住民の皆様のお声を聞くわけでありまして、一定のたたき台がないと、恐らく議論がもう相当に錯綜するであろうということから、一定の考え方、基準の下で、廃止、移管といったふうな一つのたたき台をつくって、想定してきたわけでありまして。

これからやっこの個別説明に入る時期でありますので、議員がおっしゃるとおり、個別には様々な事情があると思いますので、慎重な議論が必要だというふうに考えておるところでございます。いわば行政の視点で策定したたたき台にすぎませんので、これからきちんと手順を踏んでご説明を申し上げて、様々な事情も酌みながら、コスト面も含めて合意形成を図っていきたい、こういうふうに考えています。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二議員。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

市長も施政方針の中で、「3つのつ（つどう、つなげる、つづける）」、そういう言葉を使っておられます。私たちの中山間地が、そういうグラウンドが廃止になったり、支館がなくなったりすると、その3つのつができなくなりますので、そのことを踏まえて、慎重に検討をしていただくようお願いして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大賀慶一君） これで、木下雄二議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午後2時42分

開議 午後2時48分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を行います。

○

日程第2 議案第68号及び議案第69号 一括上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第2、議案第68号及び議案第69号を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、ただいま上程されました追加議案につきまして、ご説明申し上げます。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

議案第68号、令和3年度一般会計補正予算（第5号）につきましては、予算の総額に3,342万9,000円を追加するものでございまして、補正の内容とし

ましては、住居確保給付金の申請期間延長に伴う住居確保給付金の増額、及び新型コロナウイルス感染症対策として実施します生活困窮者自立支援金の増額となっております。

次に、9ページをお願いいたします。

議案第69号、損害賠償の額の決定につきましては、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするもので、賠償の相手方、賠償の額は、記載のとおりでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大賀慶一君） 上田総務部長。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、提案いたします議案第68号及び議案第69号につきまして、ご説明いたします。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

議案第68号、令和3年度一般会計補正予算（第5号）でございます。

開けていただき、2ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に3,342万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ294億8,828万8,000円とするものでございます。

まず、歳入につきまして、事項別明細によりご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

1 枠目の目3 民生費国庫負担金、節4 生活保護費負担金の257万1,000円の増額は、住居確保給付金の支給見込額の増加に伴う負担金の増額でございます。

2 枠目の目3 民生費国庫補助金、節4 生活保護費補助金3,000万円の増額は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給に伴う交付金の増額でございます。

3 枠目の目1 財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

目1 生活保護総務費のうち、生活困窮者自立支援事業の節19 扶助費342万9,000円の増額は、離職や、新型コロナウイルス感染拡大の影響により収入が減少し、住居を失うおそれのある生活困窮者に対して支給される住居確保給付金について、支給期間の延長や、再支給の申請期間が延長されたことに伴い、増額の必要が

生じたものでございます。

下段の新型コロナウイルス感染症対策事業3, 000万円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することにより、これまでの特例貸付等による支援を利用してもなお、生活困窮する世帯に対して、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を実施するための予算計上でございます。

なお、全額国庫負担となっております。

次に、9ページをお願いいたします。

議案第69号、損害賠償の額の決定についてでございます。

本議案につきましては、地方自治法の規定により、損害賠償の額の決定につきまして、議会の議決をお願いするもので、相手方の住所及び氏名につきましては、記載のとおりでございます。

事故の概要につきましては、本年1月13日に泗水町で発生した建物火災対応のため、本市消防団員2名が消防積載車に乗車し、現場に向かう途中、赤信号で交差点に進入し、相手方車両と衝突した案件で、事故の詳細は記載のとおりでございます。

議会において、市長が専決処分することを指定されている損害賠償の額につきましては、1件200万円以下までとなっており、今回、相手方車両への損害賠償の額が321万690円であることから、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

なお、本案件につきましては、令和3年6月16日に、相手方と仮示談を締結しております。

以上、議案第68号及び議案第69号の説明とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、委員会付託を行います。

議案第68号は、予算決算常任委員会に付託します。

議案第69号は、総務文教常任委員会に付託します。

○

### 日程第3 報告第11号及び報告第12号 一括上程・報告・質疑

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第3、報告第11号及び報告第12号を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

上田総務部長。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、議案書の11ページをお願いいたします。

報告第11号から報告第12号までの専決処分の報告については、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

報告第11号につきましては、議案第69号の消防積載車の事故と同じ案件でございまして、開けて、12ページが専決第13号専決処分書で、被害者の方の通院費について、令和3年6月15日に専決処分したものでございます。

事故発生日は、令和3年1月13日、相手方は、記載のとおりでございます。

損害賠償の額は、1万4,250円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

報告第12号につきましては、14ページが専決第14号専決処分書で、同じく議案第69号の消防積載車の事故の際、横転した消防積載車が道路標識を破損したことに伴う修理費について、令和3年6月15日に専決処分したものでございます。

事故発生日は、令和3年1月13日、相手方は、熊本県公安委員会でございます。

以上、報告第11号から報告第12号までにつきまして、報告させていただきます。

○議長（大賀慶一君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、7月2日の午前10時から開きます。議案等の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○  
散会 午後2時58分

第 6 号

7 月 2 日

# 令和3年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第6号

令和3年7月2日（金曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 第2 議事第1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 第3 議会改革検討特別委員会の報告・質疑
- 第4 熊本地震からの復旧・復興特別委員会の報告・質疑
- 第5 総務文教常任委員会所管事務調査の報告・質疑
- 第6 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
- 第7 議員提出議案第2号 菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第8 懲罰動議第1号 山瀬義也議員に対する懲罰動議  
上程・説明・弁明・質疑・委員会付託
- 第9 報告第13号 菊池市土地開発公社経営状況報告について  
報告第14号 有限会社きくち観光物産館経営状況報告について  
報告第15号 有限会社ファームきくち経営状況報告について  
報告第16号 有限会社七城町特産品センター経営状況報告について  
報告第17号 有限会社七城町振興公社経営状況報告について  
報告第18号 有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について  
報告第19号 有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について  
報告第20号 有限会社有朋の里泗水経営状況報告について  
まで一括上程・報告



### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 議事第1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 日程第3 議会改革検討特別委員会の報告・質疑
- 日程第4 熊本地震からの復旧・復興特別委員会の報告・質疑
- 日程第5 総務文教常任委員会所管事務調査の報告・質疑
- 日程第6 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

日程第7 議員提出議案第2号 菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定  
について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第8 懲罰動議第1号 山瀬義也議員に対する懲罰動議

上程・説明・弁明・質疑・委員会付託

日程第9 報告第13号 菊池市土地開発公社経営状況報告について

報告第14号 有限会社きくち観光物産館経営状況報告について

報告第15号 有限会社ファームきくち経営状況報告について

報告第16号 有限会社七城町特産品センター経営状況報告について

報告第17号 有限会社七城町振興公社経営状況報告について

報告第18号 有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について

報告第19号 有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について

報告第20号 有限会社有朋の里泗水経営状況報告について

まで一括上程・報告



出席議員（20名）

|     |         |
|-----|---------|
| 1番  | 田中教之君   |
| 2番  | 福島英徳君   |
| 3番  | 緒方哲郎君   |
| 4番  | 後藤英夫君   |
| 5番  | 平直樹君    |
| 6番  | 東奈津子さん  |
| 7番  | 坂本道博君   |
| 8番  | 水上隆光君   |
| 9番  | 猿渡美智子さん |
| 10番 | 松岡讓君    |
| 11番 | 荒木崇之君   |
| 12番 | 柁原賢一君   |
| 13番 | 工藤圭一郎君  |
| 14番 | 城典臣君    |
| 15番 | 大賀慶一君   |
| 16番 | 水上彰澄君   |
| 17番 | 二ノ文伸元君  |
| 18番 | 泉田栄一朗君  |



19番 木下雄二君

20番 山瀬義也君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

|        |         |
|--------|---------|
| 市長     | 江頭 実君   |
| 副市長    | 芳野 勇一郎君 |
| 政策企画部長 | 後藤 啓太郎君 |
| 総務部長   | 上田 敏雄君  |
| 市民環境部長 | 笹本 義臣君  |
| 健康福祉部長 | 渡邊 弘子さん |
| 経済部長   | 清水 登君   |
| 建設部長   | 山田 哲二君  |
| 経済部次長  | 本田 憲仁君  |
| 教育長    | 渡邊 和博君  |
| 教育部長   | 木下 徳幸君  |

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 七城支所長                | 久川 知己君  |
| 旭志支所長                | 竹村 秀一君  |
| 泗水支所長                | 水上 孝道君  |
| 財政課長                 | 稲葉 一郎君  |
| 総務課長兼選挙<br>管理委員会事務局長 | 開田 智浩君  |
| 市長公室長                | 松永 哲也君  |
| 農業委員会事務局長            | 吉田 武君   |
| 水道局長                 | 安武 邦男君  |
| 監査委員事務局長             | 宇野木 洋一君 |

---

事務局職員出席者

|       |         |
|-------|---------|
| 事務局長  | 前川 幸輝君  |
| 事務局課長 | 松原 憲一君  |
| 議会係長  | 笹本 聖一君  |
| 議会係   | 西山 美紀さん |

議 会 係

吉 岡 結 加 里 さ ん

○議長（大賀慶一君） 全員、ご起立をお願いします。

傍聴の方で可能な方はお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

ご着席ください。

○

午前10時05分 開議

○議長（大賀慶一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 各常任委員長報告（報告書は、巻末299～323頁参照）・質疑・討論・採決

○議長（大賀慶一君） 日程第1、去る6月16日及び6月21日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第45号から議案第53号まで、議案第65号から議案第69号まで、並びに請願第2号及び陳情第1号から陳情第4号の19案件について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、平直樹議員。

[登壇]

○総務文教常任委員長（平直樹君） おはようございます。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案4件、議決案1件、陳情2件の7案件です。

2日間にわたり慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告をいたします。

なお、報告書はお手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告いたします。

初めに、議案第45号については、執行部より、本案は、土地開発基金の運用額を設定し、また、土地開発基金の一部を処分することを可能にするため、条例改正を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、基金残高約20億円が多過ぎるということで3億円にするとのことだが、3億円の根拠はとの質疑に対し、執行部より、運用額を条例化している市内の他市を参考に3億円と設定した。また、合併後3億円を超える貸付けは土地開発公社への貸付けのみであり、先行取得における事例はない。第4次行財政改革大綱に

において土地開発公社が早期解散を進めており、今後、高額の土地購入事例が発生しないとの想定である。限府中央線で1億円程度の利用の予定があることも勘案しても、3億円あれば適正な運用ができると考えているとの答弁がありました。

次に、議案第46号については、執行部より、本案は、菊池市の公共施設等の計画的な維持補修、改修及び更新を推進するための財源に充てることを目的とし、条例制定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、趣旨はいいことだと思う。しかし、各施設は地域のいろんな目的を持ったものであるので、地域の人たちの意見を聞いて、地域の活性化に結びついているのかを確認しながらやってほしいとの意見がありました。

次に、議案第47号については、執行部より、国では、新型コロナウイルス感染症拡大への対応を契機として、また、デジタル時代を見据え、押印、書面規制、対面規制の見直しが進められている。本市においても各種手続時の申請様式等の押印等の見直しを行っており、本案は、その一環として、関係条例の改正を行うものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第48号については、執行部より、本案は、菊池市の子どもたちの読書活動推進のために役立ててほしいとの趣旨で、寄附者より頂いた1,000万円を基金として積み立てるもので、この基金に賛同いただける方々の寄附を広く募りながら、子どもたちの成長の糧となるような事業を継続して推進していきたいと考え、条例制定を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、基本的に本を購入するための基金として運用するのかとの質疑に対し、執行部より、本を購入するに当たっては、子どもたちに選書に携わってもらい、選んだ本を購入していくことや、平成31年から子どもたちの発達段階に応じた読書活動の推進ということで図書館が学校の場に出ていき、読書の楽しみを伝える事業を行っており、その際の大学の先生などをお呼びするときの指導料にも活用していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第69号については、執行部より、本案は、損害賠償の額の決定に当たって、議会の議決を経る必要があるため、議決をお願いするものである。この事故で消防ポンプ積載車はサイレンは鳴らしていたものの、赤色灯を無点灯であったため緊急車両扱いにならず、赤信号で交差点に進入し、事故を起こしたため、市の過失割合は10割となっており、損害賠償の額は321万690円であるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、事故発生が今年1月13日で、それから約半年ぐらいたっているが、このように時間がかかった理由はとの質疑に対し、執行部より、赤色灯無点灯で交差点に進入しているが、最初の証言では点灯していたということで事故処理に当た

っていた。ところが、相手方のドライブレコーダーを確認したところ、赤色灯が点灯していないことが判明して、示談交渉を進めたため遅くなったものであるとの答弁がありました。

次に、陳情第1号については、望まざる受動喫煙を防止し、喫煙者も非喫煙者もお互いが気持ちよく生活できるよう、地方たばこ税の一部を活用して喫煙環境の整備を行うよう陳情されたものです。

まず、公共施設における喫煙場所の現状について、執行部より説明を求め慎重に審査しました。執行部より、本庁舎には令和元年度より屋外喫煙所を2か所設置している。各支所については各1か所屋外喫煙場所を設置しているとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、社会体育施設等において、分煙するために喫煙場所を作ってほしいとの要望が市民の声として届いているのかとの質疑に対し、執行部より、利用者からの要望は上がっていないとの答弁がありました。

次に、陳情第3号については、きくちべんりカーの運行委託を菊池市中小企業振興基本条例に基づき、本市の道路事情に精通した地元タクシー業者に委託するよう要望されたものです。

まず、きくちべんりカーの現状について、執行部より説明を求め慎重に審査しました。

執行部より、きくちべんりカーの停留所数は49か所、運行日は月曜日から土曜日、運賃は1乗車100円で、子どもや障がい者は50円である。運行車両は小型バスということで乗車定員29名以下であり、事業区分は一般乗合旅客運送事業となっている。運行状況については、平成25年度の1日当たりの利用者数は73人で、1便当たりの利用者数は12.1人であり、委託業者の運行費用807万6,000円から運賃収入を差し引いた607万7,700円を市から補助している。運行経費については、平成29年度から平成30年度にかけて委託業者からの増額の要望があり、それに対応する形で運行経費が上がっている。令和2年度では新型コロナの影響もあり、利用者数が落ち込んでおり、1便当たりの利用者数は8.8人で10人を割っている。運行経費は1,247万6,640円で、運賃収入を差し引き1,105万6,240円が市の補助となっている。1便当たり11人以上乗車の状況は、平成30年度は186便、令和元年度は151便、令和2年度は61便となっているとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、バスに代わってジャンボタクシーにより事業を行う場合、法令上できるのかが懸念されるがどうかとの質疑に対し、執行部より、仮に市とタクシー事業者が合意した場合、国・県・市・地元の住民代表・PTA代表・運行事業者等の地

域の公共交通に関わる団体の会議にかけて10人以下でいいとの協議が整った場合、タクシー事業者の運行認可が下りるとの答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第45号から議案第48号まで、及び請願第69号並びに陳情第3号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決・採択すべきものと決定しました。

次に、討論がありました陳情第1号については、委員から、分煙環境を整備するという事には賛成する。しかし、陳情の中には地方たばこ税を活用し事業者が取り組む屋内喫煙室設置の助成を目的とした事業に充当することを強く求めるとあるが、これについては既に国の制度があるということ踏まえ、たばこで健康を害するという面も十分考慮に入れなければならないことであり、あえて市が独自に助成する必要はないのではないかと考えるため反対するといった反対討論がありました。

採決の結果、陳情第1号については、賛成多数により採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます、総務文教常任委員長報告といたします。

○議長（大賀慶一君） 次に、福祉厚生常任委員長、坂本道博議員。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（坂本道博君） おはようございます。

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案1件、陳情1件の2案件です。

現地視察を踏まえ2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告します。

初めに、議案第49号については、執行部より、本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例改正を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、国の法改正によって本議案の部分が削除されると、市民が再交付を申請する場合は、手数料は不要になるのかとの質疑に対し、執行部より、市民の方は、今までどおり800円が必要である。今回の法の改正により、地方公共団体情報システム機構の委託を受けて、市が手数料を徴収することになるとの答弁がありました。

次に、陳情第2号については、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度

の創設を求める意見書の国への提出をお願いする内容の陳情であり、質疑を行いました。

県内の他自治体の補助の状況については、執行部より、県内では、益城町のみが高齢者の補聴器の助成を行っている。令和2年度からの新規事業で、一般財源で実施されており、令和2年度の実績は19人とのことであった。助成の限度額の上限は3万円で、医師の意見書が必要であり、身体障害者手帳を持っていないこと、非課税であるというところで、線引きをされているとの説明がありました。

委員より、加齢性の難聴と認知症の関係をどのように認識しているのかとの質疑に対し、執行部より、加齢性の難聴は、鬱と認知症の原因にもなるという調査結果もある。ただし、認知症はいろいろな要因が絡み合って起こるということで、一因としては捉えているところであるとの答弁がありました。

議員間討議では、陳情第2号について、今回は見送ったほうが良いと思う。世論や委員会の盛り上がりが出てきたら、上限を1万円とか2万円とかに決めて、将来的には行うべきである。近隣市の状況を勘案する必要があると思うが、今回は菊池市しか陳情が出ていない状況であり、意見書となると議長名で出すので重いものであり、内容の文言も見直す必要がある。今回は見送ったほうが良いと思うとの意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第49号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました陳情第2号については、委員から、陳情の中で欧米との比較があるが、欧米と日本は税負担比率が違うので、同列で扱うのは難しい。また、国は補聴器を非課税にしており、ある意味公的補助を示していると考える。さらに、行政は受益者負担の原則があり、それが公平であると考えたといった反対討論がありました。

また、委員から、陳情書にもあるように、難聴に早く対応することは、認知症や鬱病などへの進行を予防するという意味で効果があることであり、ひいては医療費を抑えることにもつながる。国は、難聴を認知症の危険因子の一つとしており、閉じ籠もりの身体的要因の一つに聴力の低下を挙げ、対策を行っている。このような状況から、採択すべきだと考えるといった賛成討論がありました。

また、委員から、他自治体の様子を見ると、現状として今回は急ぐべきではなく、見送りということで反対と考えるといった反対討論がありました。

採決の結果、陳情第2号については、反対多数により不採択とすべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。福祉厚生常任委員長報告とします。

○議長（大賀慶一君） 次に、経済建設常任委員長、後藤英夫議員。

[登壇]

○経済建設常任委員長（後藤英夫君） 改めまして、おはようございます。

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案2件、議決案3件、請願1件、陳情1件の7案件です。

現地視察を踏まえ2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告します。

初めに、議案第51号については、執行部より、本案は、菊池市営住宅施設等の管理を指定管理者に行わせるに当たり、条例の一部を改正する必要があり、条例改正を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、職員数6名が1名に減ることで人件費が浮いてくるが、市全体の人件費が浮くわけではなく、委託経費は増えていくと考えられるが、メリットは何かとの質疑に対し、執行部からは、メリットは経費の削減であり、プロポーザル入札を行うことにより、業者独自のノウハウを使った多様なサービスを受けられるほか、6名の職員を1名に減らすことで5名の職員を他の業務に回すことが可能になるとの答弁がありました。

次に、請願第2号については、特に質疑はありませんでした。

次に、陳情第4号については、委員から、新型コロナウイルス感染対策の指導依頼や行政からの業務委託など事業が増加しているとあるが、これに関する経費はどこが負担しているのかとの質疑があり、執行部からは、通常の立入検査や啓発等の業務は、食品衛生協会の予算で行われ、昨年度に行った感染防止アドバイザー事業は、市が委託料として支払っているとの説明がありました。

さらに、委員から、近隣市町の補助金交付の状況はどうかとの質疑に対し、執行部からは、年額で、大津町が8万円、菊陽町が9万円、玉名市が50万円となっているとの説明がありました。

議員間討議では、議案第51号について、行政改革の一つと考える。経費削減の効果が出ているのか少し疑問に感じる部分はあるが、幼稚園や老人ホームの民営化において、民間の力によりサービスが向上することは実証済みである。地元で活躍している方々がたくさんいるので、指定管理に参入できるように考えてほしいとの意見がありました。



次に、請願第2号については、国の米政策に係る部分であり、国がしっかりとリーダーシップを発揮していくべきと考える。市場に米が滞留しているのは、コロナ禍以前からの話であり、今回のコロナ禍だけのものではないとの意見がありました。

次に、陳情第4号については、運営費については、会員の会費で行っていただきたい。補助金ということではなく、何らか別の手当を考えることもできないか。コロナ禍の間だけでも何らかの手当が必要ではないか。補助金を出していなかったことのほうが驚きであるとの意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第50号、議案第51号、議案第65号から議案第67号及び陳情第4号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決・採択すべきものと決定しました。

次に、討論がありました請願第2号については、委員より、地方の基幹産業は農業であり、米は大事な案件であるが、国の政策に意見するのではなく、地方は地方のことをやっていくべきだ。米の政策については、政府が国際的な約束事として決定しているものである。米の滞留は、コロナ禍ということではなく、それ以前から米の消費が減っているためであるといった反対討論がありました。

採決の結果、請願第2号については、反対多数により不採択とすべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。経済建設常任委員長報告とします。

○議長（大賀慶一君） 次に、予算決算常任委員長、松岡讓議員。

[登壇]

○予算決算常任委員長（松岡 讓君） おはようございます。

本定例会で予算決算常任委員会に付託された議案は、議案第52号、議案第53号及び議案第68号の3議案です。

6月16日、21日及び29日に予算決算常任委員会を、6月の23日、24日に予算決算常任委員会分科会を開催し、各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主なものについて報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告いたします。

初めに、議案第52号中、その主なものを申し上げます。

まず、人事管理費480万7,000円の増額については、執行部より、報酬373万4,000円のうち、事務補助員報酬は、旭志支所の会計年度任用職員1人の報酬103万4,000円及び参与1人の報酬270万円で、そのほか、期末手当14万4,000円は会計年度任用職員1人分、社会保険料83万9,000円

は参与を含めた2人分の計上が主なものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、参与の必要性和業務内容はどの質疑に対し、執行部より、参与の職務については規則で制定している。主な所掌事務は、市の行政全般に関する調査、研究及び総合調整に関すること。適正な行政運営に資するため、市長に助言すること。その他、市長が特に命令した事項の処理を行うことと規定している。現在、自治体を取り巻く環境は非常に厳しく、そのような中、行政に精通した識見者を参与に置いて様々な角度から政策横断的に調査研究・助言をするというところで活用してきているとの答弁がありました。

さらに、委員から、これまでは週上限31時間だったのが週上限21時間となっているが、非常勤であっても最低でも出なければならない時間はあるのかとの質疑に対し、執行部より、非常勤の特別職は、基本的に勤務時間の設定はない。ただし、全庁的な業務を行うということで、本市では規則の中で上限の範囲を規定しているとの答弁がありました。

次に、学校管理費の中学校営繕工事2,382万7,000円の増額については、執行部より、菊池南中学校改修を進めるための基本設計委託と旭志中の合併浄化槽の制御盤の取替工事費であるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、南中のクラス数と人数はどのくらいか。また、北中は非常に生徒数が減って教室が余っている状況であり、北中と北小の小中一貫もささやかれている状況で、いずれは南中と北中の統合も考えていかなければならない時期に来ていると思うが、南中の設計に当たっては、どういう考えを持っているのかとの質疑に対し、執行部より、南中は現在16クラスの467人である。また、教育委員会としても小中一貫の在り方について検討してきたが、本年度、七城小・中、菊池北小・北中、旭志小・中について、モデル的に授業の教科ごとに相互乗り入れ等も行いながら、どういった効果が出るか検証していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、生徒数も30人学級、25人学級、20人学級となっていくと思うが、その辺りも考慮して設計に当たってほしいとの意見がありました。

次に、学校管理費の学校ICT教育推進事業（小学校）3,288万6,000円及び学校ICT教育推進事業（中学校）3,132万9,000円の増額については、執行部より、令和4年度において、市内小中学校の電子黒板の老朽化等に伴い、リースにて更新整備を予定していたものを前倒して、備品購入するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、令和4年度予定のものを前倒しすることだが、その理由はどの質疑に対し、執行部より、もともとは令和4年度からの機種更新で再度リースを予定していたが、リースであれば後年度の負担が増えるため、新型コロナウイルス感染

症対応地方創生臨時交付金を活用し、購入することにより単年度で終わらせるものであるとの答弁がありました。

次に、執行部より、児童福祉総務費の相談事業7万円については、会計年度任用職員である女性相談員の通勤手当を増額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、コロナ禍において、女性の相談は増加しているかとの質疑に対し、執行部より、相談件数は、令和元年度157件、令和2年度280件と増加している。相談内容は、コロナの影響により夫が自宅にいる時間が多くなったことや、仕事が無くなって生活が苦しくなったことにより、DV被害を受けやすい環境になっていると考えられ、増えているのではないかと感じているとの答弁がありました。

次に、執行部より、予防費の新型コロナウイルス感染症対策事業5,593万6,000円の増額については、職員手当、コールセンター運営等の委託料等であるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、ワクチン接種の予約状況について、60歳から64歳の基礎疾患がある方の申込み状況はどうなっているかとの質疑に対し、執行部より、基礎疾患がある方を事前予約ということで受け付けている。現在300人ほどが予約されているとの答弁がありました。

次に、執行部より、商工業振興費の創業支援事業350万円については、これまで実施してきた「創業セミナー」を「きくち起業塾」として内容を拡充し、複数回にわたり資金運用や販路拡大などのスキルやノウハウを実践的に習得するためのものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、起業塾の具体的な内容はどの質疑に対し、執行部からは、これまで菊池市商工会と連携して実施してきた起業セミナーや個別相談会をグレードアップし、起業を考えている人たちにビジネスプランやマーケティングについて、講話や実践を交え、経営者として育成するものであり、今年度は6回の講座を予定しているとの答弁がありました。

次に、執行部より、道路橋りょう総務費の桜の里プロジェクト事業320万円については、平成25年度から植樹した市内全域の桜の管理、並びに令和3年度に予定している桜の苗代、植樹予定地の穴掘りや植樹支柱の設置及び植樹固定作業に係る委託料であるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、今年度は何本ぐらい植えるのかとの質疑に対し、執行部からは、70本を予定しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、植栽はどのくらいの間隔で行っているのかとの質疑があり、執行部からは、10メートル間隔で行っているが、場所によっては一部で狭い場所

もあるとの答弁がありました。

また、委員から、植栽の間隔など効率化を図るようとの意見がありました。

次に、執行部より、公園費の花房坂周辺公園整備事業2, 189万7, 000円については、周囲のご協力もあって、今年度に入って地権者からの用地取得の同意を得ることができたため、契約を結ぶ必要があり、菊池市土地開発基金を活用し、用地の先行取得を行った。このため、今回、補正予算を計上し、基金への戻入れを行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、用地の購入面積はどれくらいかとの質疑に対し、執行部からは、トータルの面積は2, 984平米であるとの答弁がありました。

次に、議案第53号については、執行部より、傷病手当金31万3, 000円の増額について、傷病手当金負担金の対象期間延長により補正をお願いするものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、昨年からの事業で国庫補助だったと思うが、市の負担金があるようになってきている。これは補助の内容が変わったのかとの質疑に対し、執行部より、傷病手当金については、特別調整交付金という大枠の中での補助になるため、金額の確定がしにくく、一般財源としているとの答弁がありました。

次に、議案第68号については、執行部より、生活保護総務費の生活困窮者自立支援事業の342万9, 000円の増額について、住居確保給付金の支給期間の延長や再支給の申請期間が延長されたことにより支給額が増加する見込みとなったため、補正をお願いするものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、住居確保給付金の額は幾らかとの質疑に対し、執行部より、生活保護の住宅扶助基準額と同じ額となっており、単身世帯3万3, 000円、2人世帯4万円、3人から5人世帯が4万3, 000円などとなっているとの答弁がありました。さらに、委員から、住居確保給付金は最大でどれくらいの期間給付を受けることができるのかとの質疑に対し、執行部より、特例に該当する場合は、最大で15か月となっているとの答弁がありました。

議員間討議では、人事管理費の参与報酬等について、市の財政は逼迫しており、今後は市民に大きな痛みを生じる状況が出てくる。副市長という補佐役がいる中で、参与が必要なのか。確認したところ、非常勤であれば無報酬でもよいということなので、今後はいろんなアドバイスをいただき助けをいただくほうが市民の理解が得られると思うという意見や、審査における執行部の答弁の中で、参与については、豊かな行政経験と人脈を生かすという話があって、県内14市の市長の経歴を調べたところ、菊池市以外の市長は、県議か市議か職員か大臣の秘書官という行政に関わる経験を持っている方であった。一方、江頭市長は行政経験なし、行政上の人脈

なしでスタートされており、自分の足りないところを人材登用によって補い、安定した行政運営をするということを考えれば、一定の合理性があると考えたとの意見がありました。

また、委員から、ワクチンのキャンセルがあった場合の優先順位が、1番目が菊池市在住で65歳以上の接種券をお持ちの方、2番目が医療従事者、次が接種会場の従事者、その次が高齢者や障がい者と業務上接する機会の多い方、その次が保育士・放課後児童クラブの指導員及び教職員となっている。1番目、2番目は既に優先されているので、子どもと接する機会の多い保育士・放課後児童クラブの指導員をもっと上位にしてほしいとの意見が出ました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、執行部に対する総括提言はありませんでした。

次に、各分科会長に対する質疑を行いました。

委員より、桜の里プロジェクト事業について、一つは、コロナ禍で緊急性のない桜の里プロジェクトは再検討の時期に来ていると思われるが、そのような意見は出なかったのか。次に、320万円が予算計上されているが、1本当たりの費用についての意見等は出なかったのか。それと最後に、地域との管理等の協定状況、また今後の見通しの質疑はあったのか。その3点を聞くとの質疑があり、経済建設分科会長より、桜の里プロジェクトの再検討の時期についての意見はなかった。それから1本当たりの費用が高いとの意見が出なかったかということについては、執行部の説明では、桜の植栽の間隔は10メートル間隔で行っているとか、場所や特別な事情により10メートルに満たない間隔の場所があるとの説明はあった。また、委員より、桜の木は、ないよりあったほうがよいわけなので、たくさん要望が出てくると思われている。今年度は70本植えられるようなので、効率化をしっかりと考えていくようにとの意見があった。地域との管理等の協定状況の確認についての質疑はあっていないとの答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第53号及び議案第68号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案第52号については、委員より、人事管理費における参与を置く必要性があるのかというところで反対する。確かに、市長・副市長1期目4年間、不慣れであったならば、参与職を置く必要があったかもしれない。ただ、2期目、3期目とずっとこのまま参与を置く必要性があるのか疑問である。どうしても専門的なアドバイスが要る場合には、費用弁償を払って来ていただく。要するに、固定の報酬は要らないというところで反対するとの反対討論や、人事管理費

の参与報酬270万円だが、参与の選定基準や報酬の決め方について、市長が恣意的に決めることができる条例や規則に不備があると考えるので反対する。道路橋りょう費の委託料について、これは桜の里プロジェクト推進委託料であるが、これまで8年間、1年間で300万円、合計2,700万円を桜の植樹に費やしてきたが、一向に効果が見られない。その理由はさくらサポーター制度の会員数がたった9人で、そのうち議員が4人である。純粋な会員は5人であり、いかに桜の里プロジェクト事業が市民に周知されていないかの現れであるといった反対討論がありました。

採決の結果、議案第52号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますよう申し上げます。予算決算常任委員長の報告といたします。

○議長（大賀慶一君） 以上で、各委員長報告を終わります。

ここで、換気等のため10分間休憩します。

○

休憩 午前10時46分

開議 午前10時53分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、総務文教常任委員長より発言の申出がっておりますので、発言を許します。

平議員。

[登壇]

○総務文教常任委員長（平 直樹君） 先ほどの私の報告の中で、請願第69号と申しましたが、正しくは議案第69号の間違いです。訂正させていただきます。

○議長（大賀慶一君） ただいまの各常任委員長の報告に対して質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから委員長報告が不採択でありました請願第2号、新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める請願及び陳情第2号、補聴器購入に公的補助を求める陳情書を除き討論を行います。

議案第45号から議案第53号まで、及び議案第65号から議案第69号まで、並びに陳情第1号、陳情第3号及び陳情第4号の17案件について、討論はありま

せんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

東奈津子議員。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） おはようございます。議案第51号、菊池市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

近年、若者の非正規雇用などによる低所得、そして、高齢者の貧困など、市営住宅への期待と役割はますます大きくなっています。公の施設の目的は住民の福祉の増進であります。今回の条例改正によって、市営住宅の管理業務が指定管理制度に変わりますが、福祉という視点での対応が大きく後退するのではという懸念が拭えません。

また、市営住宅の管理業務は、同居承認や名義変更などの各種手続など、日々行政判断を行う事務や、所得、家族構成、勤務先など、プライバシーに関する個人情報の事務処理も多く、中立性、公平性、継続性、個人情報の保護が強く求められている業務であり、ほかの公の施設とは違った性格があります。

指定管理制度では、競争性、効率性、もうけを追求するあまり、市営住宅入居者の立場に立ったきめ細やかな配慮が失われないか、大いに懸念するところであります。

人件費の削減がメリットであると質疑での答弁でしたが、この分野での人件費の削減は行うべきではありません。地方自治体の仕事である住民の福祉の向上という点でのサービスの低下につながりかねません。

以上の理由から、議案第51号には反対であります。

○議長（大賀慶一君） ただいま議案第51号に対する反対討論がありましたので、まず議案第51号に対する討論を行います。

議案第51号について、賛成の発言を許します。

ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 討論なしと認めます。

これで議案第51号に対する討論は終わります。

ほかに討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

福島英徳議員。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 改めまして、皆様、おはようございます。

議案第52号、令和3年度菊池市一般会計補正予算（第4号）で、総務費の人事管理費における参与報酬、9か月で270万円について、反対の立場で討論いたします。

反対理由として、まず熊本県内の14市において、参与職を設置している自治体は菊池市のみです。なぜ本市は非常勤で平成29年度の年間報酬が405万円、平成30年度と令和元年度は540万円の高額報酬を支払ってでも参与を置いているのか。そして、この予算は、令和元年度までは政策企画部の企画戦略プロジェクトで執行されており、令和2年度から総務部に移っております。

百歩譲って、市長初就任の8年前は副市長とともに行政に不慣れなため、行政の専門的な案件へのアドバイスが必要だったとの理由で参与を置く必要であったとします。しかしながら、市長、副市長ともに2期8年も経験されているにもかかわらず、高額報酬の参与を置く必要があるのでしょうか。

さらに、今回、勤務時間の上限を週31時間から21時間に下げられ、報酬も下がってはいますが、9年目に突入しても、専門的案件のアドバイス要員として参与が必要なのか。もしどうしてもアドバイスが必要ということであれば、必要なときに出勤していただき、固定の高額報酬ではなく、費用弁償で支払うやり方もあると思います。

以上が、議案第52号に対する反対意見です。

○議長（大賀慶一君） ただいま議案第52号に対する反対討論がありましたので、まず議案第52号に対する討論を行います。

議案第52号について、賛成者の発言を許します。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） それでは、議案第52号について、ほかに討論はありませんか。  
荒木崇之議員。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 議案第52号、令和3年度菊池市一般会計補正予算（第4号）について、反対討論いたします。

まず、款2総務費、項1総務管理費、目2人事管理費の参与報酬270万円ですが、福島議員からもありましたが、平成29年度から参与職を置いています、特命での職務をされているわけでもなく、世界規模の問題が菊池市だけに降りかかっているわけではありません。

また、三つの高校の魅力化事業のために参与を設置したとの答弁がありましたが、魅力ある高校づくりをされているのは、各高校の関係者の方々のご努力であり、それを行政の手柄として答弁されたことには驚きであります。



さらに、参与の選定基準や報酬の決め方が、市長が恣意的に決めることができる条例及び規則についても不備があると考えますので、反対いたします。

次に、款7土木費、項2道路橋りょう費の委託料についてであります。これは桜の里プロジェクト推進委託料であります。これまで8年間、1年間で少なくとも平均約300万円、合計2,400万円を桜の植樹に費やしてしまいましたが、一向に効果が見られないからであります。

その理由は、さくらサポーター制度というものがありますが、その会員数が現在9名であり、そのうち、議員が私を含め4名であります。純粋な会員は5名であり、いかに桜の里プロジェクト事業が市民に周知されていないかの現れであります。

今、市民に必要なのは、桜ではなく、多くの要望がありながら、100万円しか予算をつけていない防犯灯のLED化だと考えます。桜を植える320万円の予算を防犯灯事業に充てれば、要望が上がっている全53行政区の476基の防犯灯を全てLEDに替えることができます。桜の花を咲かせるよりも、LEDの防犯灯でまちを明るく、安心・安全なまちづくりをすることを市民は望んでいます。

以上のことを理由として、議案第52号の反対討論といたします。

○議長（大賀慶一君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） これで、議案第52号に対する討論を終わります。

ほかに討論はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） これで討論を終わります。

これより議案第45号から議案第53号まで、及び議案第65号から議案第69号まで、並びに陳情第1号、陳情第3号及び陳情第4号の17案件について、採決します。

ただいま討論がありました議案第51号、議案第52号、委員長報告が不採択でありました請願第2号、陳情第2号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第45号から議案第50号まで、議案第53号及び議案第65号から議案第69号まで、並びに陳情第1号、陳情第3号及び陳情第4号の15案件について、各常任委員長の報告は原案のとおり可決・採択でありました。

各常任委員長の報告のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、以上の15案件につきましては、各常任委員長の報告のとおり可決・採択することに決定いたしました。

次に、討論がありました議案第51号及び議案第52号は、起立により採決しま

す。

最初にお諮りします。議案第51号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大賀慶一君) 起立多数です。よって、議案第51号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第52号については、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大賀慶一君) 起立多数です。よって、議案第52号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員長報告が不採択であります請願第2号について、討論を行います。

討論はありませんか。

東奈津子議員。

[登壇]

○6番(東 奈津子さん) 請願第2号、新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める請願について、賛成の立場から討論を行います。

まず、請願の1項目めにある、米の下落の歯止めをかけるという点ですが、米の需要に関しては、人口の減少や貧困と格差の広がりの中で、コロナ以前でも減少が続いていましたが、コロナ禍が長引く中で、外食を中心とした営業自粛や廃業に拍車がかかり、国内生産の基盤が崩壊しかねない状態にあります。

J A全中も、今年6月末在庫を政府見通しよりも28万トン増の228万トン、来年の6月末在庫は53万トン増の253万トンを超えると試算し、米価下落は来年の秋まで影響が及ぶと赤信号をとめています。

また、請願事項の2点目にあるように、過剰在庫を政府が買い取って必要とする人に届けるという声は、今、全国各地で広がっており、既にアメリカや欧州でも実施されていることです。アメリカは昨年4月に、日本で約2.1兆円、コロナ禍での農業の緊急支援を決めています。一方、日本でも世論に押されて、子ども食堂などに備蓄米の無償提供を始めたものの、その量はわずか30トンです。買い上げた米をコロナ禍で困窮する国民への支援に回すことは、国民も生産者も助かる対策です。

請願の3項目めにある、ミニマムアクセス米の輸入量の抑制についてですが、コロナ禍で在庫が積み上がっているという点では、米のみならず、乳製品も同じ状況です。しかし、乳製品については、国は消費が減った分の輸入はばっさり削ってい

るのに対し、米については、輸入米については一切手をつけず、日本の農家にコロナ禍による需要減少の責任を全て押しつけています。

コロナ禍が長引く下で、離農や廃業に拍車がかかり、国内生産の基盤は崩壊しかねない状態です。事は地域経済、地域社会にも影響を及ぼす問題です。国の施策があるといって、地方が意見を述べないのではなく、地域経済に直接責任を負う地方議会がしっかりと声を上げていくべきであることを述べ、賛成討論とします。

○議長（大賀慶一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立によって行います。

請願第2号、新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める請願に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、可を諮る原則により、原案について採決します。

お諮りします。請願第2号については、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大賀慶一君） 起立少数です。よって、請願第2号は、原案のとおり不採択と決定しました。

次に、委員長報告が不採択であります陳情第2号について、討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

東奈津子議員。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 陳情第2号、補聴器購入に公的補助を求める陳情に対し、賛成の立場から討論を行います。

賛成の理由は、高齢化に伴って仕事や社会生活に支障を来す高齢者難聴の実態があること、そして、陳情書にもあるように、難聴に早く対応することは、認知症や鬱病などへの進行を予防するという意味で効果のあることであり、ひいては医療費を抑えることにもつながる点であります。

委員会審議の中でも述べましたが、厚労省のオレンジプランでは、難聴は認知症の危険因子の一つとされ、また、厚労省の介護予防マニュアルでも、社会活動が不活性であることが認知症の発症リスクを上げる。閉じ籠もりは認知症発症リスクとなっている可能性があるとして、閉じ籠もりの身体的要因の一つに聴力の低下を挙

げ、対策を求めています。

おととの私の一般質問に対しても、当時の執行部の答弁では、難聴が早期に発見され、補聴器を正しく使用されることでコミュニケーションが図られ、外出の機会が増えるなど、活動的な生活を送ることができるようになると考え、これにより認知機能低下を防ぐとともに、介護予防につながる可能性があると認識しています、こう答弁をしています。

市民の方からの切実な願いであります。本委員会がしっかりと趣旨を受け止め、採択をするべきであることを述べ、討論を終わります。

○議長（大賀慶一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立によって行います。

陳情第2号、補聴器購入に公的補助を求める陳情書に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、可を諮る原則により、原案について採決します。

お諮りします。陳情第2号については、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大賀慶一君） 起立少数です。よって、陳情第2号は、不採択とすることに決定しました。

○

## 日程第2 議事第1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第2、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、高田早苗さん、古閑昭二郎さん、安武昭二さん、福島正次さんを指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました、高田早苗さん、古閑昭二郎さん、安武昭二さん、福島正次さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員に、松岡義清さん、西田俊一さん、徳永裕治さん、青木和徳さんを指名します。

お諮りします。ただいま指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました、松岡義清さん、西田俊一さん、徳永裕治さん、青木和徳さん、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序について、お諮りします。

補充の順序は、ただいま指名しました順序にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、補充の順序は、ただいま指名した順序に決定しました。

—————○—————

### 日程第3 議会改革検討特別委員会の報告・質疑

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第3、議会改革検討特別委員会の報告を議題とします。

議会改革検討特別委員会から付託中の案件について、報告の申出がっております。

お諮りします。本件については、申出のとおり報告を受けることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、議会改革検討特別委員会の報告を受けることに決定しました。

議会改革検討特別委員会委員長、水上彰澄議員。

[登壇]

○議会改革検討特別委員長（水上彰澄君） 議会改革検討特別委員会の報告をいたします。

令和元年第2回定例会において設置されました議会改革検討特別委員会の報告をいたします。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告について、網かけの部分割愛して報告します。

この特別委員会は、地方分権が進展する中、二元代表制の下、地方議会の果たす役割は重要性を増している。議会活動の充実・強化を図るとともに、情報の公開、透明性の向上を図ることが一層求められている。菊池市議会は、より一層、市民の負託に応えるため、また市民生活の向上と民主政治の発展に寄与するため、委員10名で構成された特別委員会として令和元年9月27日に設置され、これまで16回にわたり委員会を開催してまいりました。

本委員会における議会改革の審査については、費用弁償、委員会の研修、政務活動費、議会広報特別委員会運営、予算決算常任委員会、ペーパーレス化、議会からの監査委員の選出、議会基本条例、議員定数、以上9項目について審査を行い、これまでに中間報告を令和2年第1回定例会、令和2年第4回定例会、令和3年第1回定例会にて3回行っております。

それでは、今回結論を見ました議員定数について申し上げます。

議員定数については、現状維持や削減など、委員がそれぞれの考え方を述べ、他市の状況等を踏まえて審査を行ってまいりました。

令和3年3月定例会において中間報告しましたように、コロナ禍において市民の意見を聞くシンポジウムの開催は難しく、シンポジウム開催の有無にかかわらず、令和3年6月に最終報告を行うとしておりましたので、第15回の委員会において再度、各委員から議員定数についての考えを聞きました。

まず、現状維持の意見としての主なものを申し上げます。

本市は面積が広く、地域性を考え20人は妥当である。

コロナ禍からの復興のためには、現状維持により議員全員で菊池市の復興に向けて取り組む必要がある。

市民からの減らすべきとの意見は報酬の問題だと思うが、報酬を減らしてでも人数は確保していくべき。

減らすと人口が少ない中山間地から出られなくなる懸念がある。

議員は住民と市政をつなぐパイプ役である。議員を減らすことは民意を削っていくことにつながる。今、議会がすべきことは定数削減ではなく、質的な改革である。

地域、職業、年代、男女など、これからの議会に必要なのは多様性であり、いろんな議員が挙がってくることで、いろんな市民の声が吸い上げられるので、20人は決して多くはないとの意見がありました。

次に、削減の意見としての主なものを申し上げます。

近隣の人口4万人強から6万人弱の市の1人当たりの議員が抱えている人口は2,850人が平均だが、本市は2,359人で500人も少ないため、数的に見ても減らすべき。老若男女の誰でも出られる選挙は歓迎するが、誰でもなれる選挙は、一般質問もしない審査もしない議会が生まれると思うので、数を減らして質を変えていく方向しかないとと思う。財政状況を考えると、令和6年には約38億円の公債費を返していかなければならない。そのときには市民にも痛みが伴う。市民に理解してもらうためにも定数削減は避けて通れない。4人から6人の削減をする。

周りの市民からいろんな意見を聞いたが、財政状況を考慮すると1人減らして19人と考える。

地元の要望等については、以前は区長ではできなかったことが議員ならできていた。しかし、今は区長の権限が強く区長を通さないといけない。中山間地域にも区長はいるため、議員自ら身を切る改革を行い、6人程度の削減を提案するとの意見がありました。

その後、委員の意見に対する質疑を行いました。

現状維持の意見にあった面積が広いことと地域性について、委員から、市役所から1時間で行けないことはないため面積がどう関係するのか。また、地域性について中山間地から出にくくなるとの意見があったが、選挙区制ではなく、全市の代表として選挙されており、どういう認識なのかとの質疑に対し、地域のことを一番分かっているのは、そこに住んでいる方である。市全体を見るのは重要なことだが、地域を一番熟知し、災害があったときもすぐ対応ができる。そういう意味で面積と地域性が関係すると考えるとの答弁がありました。

また、削減の意見にあった区長の権限が強く、中山間地にも区長がいるとの理由について、委員から、議員は地域の要望を実現していくという面もあるが、しっかり政策提言していくというのが区長と違う役割であると思うが、その点をどう考えるかとの質疑に対し、そのとおりである。区長を経験しての率直な感想を言った。ただ、今の議員がそれだけの仕事ができているのか。執行部からの政策が出てきた

ときに否決になることもあっていない。それがまかり通っている議会でいいのかというのが率直な意見であるとの答弁がありました。

意見も出尽くしましたので、現状維持か削減かで採決を行いました。

当委員会としては、採決の結果、現状維持が6名、削減が3名で、現状維持という意見で結論を見ました。

現状維持か削減かで意見は分かれましたが、これまで以上に各議員が市民の声を聞きながら、政策提言や一般質問に生かしていくといった議員の質的な改革をしなければいけないという目標については、意見が一致したことを申し添えます。

以上、1年9か月にわたりまして、全ての審査項目について議論を重ね、審査を終了しました。

これをもちまして、議会改革検討特別委員会の報告を終わります。

○議長（大賀慶一君） 以上で、議会改革検討特別委員会の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑は3回までとなっております。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午前11時29分

開議 午前11時36分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

#### 日程第4 熊本地震からの復旧・復興特別委員会の報告・質疑

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第4、熊本地震からの復旧・復興特別委員会の報告を議題とします。

熊本地震からの復旧・復興特別委員会から付託中の案件について、報告の申出がっております。

お諮りします。本件については、申出のとおり報告を受けることに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、熊本地震からの復旧・復興特別委員会の報告を受けることに決定しました。

熊本地震からの復旧・復興特別委員会委員長、山瀬義也議員。



[登壇]

○熊本地震からの復旧・復興特別委員長（山瀬義也君）　こんにちは。議会の許可をいただきましたので、会議規則第39条の規定に基づき、熊本地震からの復旧・復興特別委員会の報告をいたします。

平成28年4月14日及び16日に発生した熊本地震は、わずか28時間の間に最大震度7が2回、震度6の地震が5回、余震の累計は4,000回を超えるとなる観測史上に残る大災害でした。

本市においても極めて甚大な被害が発生しており、議会としては、一日も早い復旧・復興を行わなければならない。そのため、平成28年6月定例会において、委員19名で構成された熊本地震からの復旧・復興特別委員会を設置し、災害状況の把握をはじめ支援活動等を行うため、これまで計16回にわたり委員会を開催してまいりました。

調査に当たっては、初めに所管事項として、①災害状況の把握、②国・県及び国会議員等への要望活動、③地震において本市の課題及び検証、④その他必要な支援活動などについて取り組むことを決定いたしました。

委員会では、執行部より本市の災害状況等についての報告を受け、特別委員会の今後の進め方について議論等を行ったほか、各地域において農業団体や商工団体等からの聞き取り調査を行った結果報告や被害を受けられた方をはじめ各コミュニティの支援の実施状況などを取りまとめ、①復旧・復興基金の創設や公共性の高い施設等への補助実施、②被災者等への早期の支援実施、③復旧・復興専門部署の設置など、二度にわたり議長・委員長・副委員長により市長へ申入れを行いました。

また、熊本地震菊池市災害義援金の配分や熊本県復興基金の内容及び菊池市復旧・復興計画（案）について説明を受けるとともに、委員全員による特に被害が大きかった被災住家・畜舎・消防詰所・商店などの現地調査を行いました。そこで直接被災された建物の現状を見て、被災されている方々との会話等を通じて何が足りないのか、議会としてどうすべきなのかを調査を行い、これまでの報告や調査結果を踏まえ、早期の復旧・復興のための措置を講じられるよう国をはじめ地元選出の国会議員の皆さんや関係大臣の方への要望書を提出しました。

その後、平成30年5月には菊池市議会議員の改選がありましたので、7月13日に新たに熊本地震からの復旧・復興特別委員会を設置し、執行部より5回にわたり災害の復旧・復興に関する状況報告を受けるとともに、平成30年10月には、特に被害の大きかった茂藤里地区の住宅をはじめ、鍋倉地区の消防詰所、原本村地区の県道のり面及び旭志中学校武道場など、復興状況等の現地視察を行いました。

最終的に令和3年4月末の災害件数及び復旧・復興状況として、災害関連死を含

む人的被害56件、住宅・非住宅の建物被害総数5,756件、震災当時62件あった道路通行止め区間は、現在0件となっているとの報告を受けました。

また、住家、納屋、店舗及び工場等の罹災証明発行件数6,695件、災害相談及び支援制度等に関する相談件数6,527件とのことをございました。

災害義援金、寄附金等の本市への受入れ総額は1億6,936万6,889円であり、本市義援金、見舞金及び県義援金等を含む支援総件数は3,882件で、支援総額として7億2,262万円との報告でありました。

各種支援としまして、民間賃貸住宅入居支援及び転居費用助成等として、235件の2,730万円、各種税等の減免及び還付等総額3億1,629万875円とのことでした。

支援事業としましては、地域コミュニティ施設等再建支援事業として149件、1億3,907万3,000円の交付決定がなされ、うち3件、116万8,000円が令和3年度の継続事業として進めているとのことでした。

損壊家屋等解体撤去事業1,313件、共同墓地等復旧支援事業27件、被災農業者向け経営体育成支援事業430件につきましては、全ての事業が完了しているとの報告でありました。

また、被災農業者向け経営体育成支援事業につきましては、事業費総額が34億218万7,981円のうち、市補助金をはじめとする国県補助金の総額は25億2,160万1,000円となり、被災者の負担額は8億8,058万6,981円となっているとの報告でした。

被災住宅応急修理事業は358件全て事業完了、被災住宅復旧支援事業につきましては、令和2年度末までの事業申請受付で39件の申請があり、事業は継続して実施中とのことでした。

震災から5年が経過し、現在実施中の事業も一部ございますが、被災された方々がお互いに助け合いながら、数多くの困難を乗り越え、復旧・復興に向け努力を続けてこられました。また、そのことを支援するため、市内外の人々が、それぞれの立場において、様々な形で力を尽くしていただきました。その結果、復旧・復興は着実に進んだものと考えます。

本特別委員会では、市内における調査活動や市民の意見聴取等をはじめとする執行部からの復興の進捗状況報告等を通じ、本市における地震からの復旧・復興に係る様々な課題について、把握に努めるとともに、これらを取りまとめられ、現在の課題を解消に資するべく、国や関係機関等への働きかけを重点に実施してまいりました。

今までご尽力されてきた多くの関係者をはじめ本市の一日も早い復旧・復興のた

めに、昼夜を問わずご尽力をいただきました市執行部に対して心から感謝と敬意を表するとともに、市民が安心して元の生活ができますよう引き続きご支援をお願い申し上げ、熊本地震からの復旧・復興特別委員会の報告といたします。お世話になりました。

○議長（大賀慶一君） 以上で、熊本地震からの復旧・復興特別委員会の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑は3回までとなっています。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

#### 日程第5 総務文教常任委員会所管事務調査の報告・質疑

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第5、総務文教常任委員会の所管事務調査を議題とします。

総務文教常任委員会から委員会の審査並びに調査について、所管事務調査の報告の申出がっております。

お諮りします。本件については、申出のとおり所管事務調査の報告を受けることに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員会の所管事務調査の報告を受けることに決定しました。

総務文教常任委員長、平直樹議員。

[登壇]

○総務文教常任委員長（平直樹君） 総務文教常任委員会における所管事務調査について、ご報告いたします。

総務文教常任委員会では所管事務調査として、1. コロナ禍における避難所運営について、2. 入札制度についての2点を令和2年10月12日から令和3年5月12日までに6回の調査を実施しました。

調査に当たっては、まず執行部に現状の説明を受け、そこに質疑を踏まえ、資料要求を行いながら慎重に調査してまいりましたので、本委員会からの提言を含め調査結果を申し上げます。

初めに、1. コロナ禍における避難所運営について申し上げます。

今回は特にコロナ禍における避難所運営について説明を受け、質疑を行いました。平時の際の避難所運営についても様々な意見が出ましたが、質疑を重ねていく上で

見つかった課題としては、本市の指定避難所等の総数は52か所であり、平常時の収容人員は9,280名ですが、コロナ禍における収容人数は国県からの指示は3分の1程度であるという点でありました。

このような中、公共施設等総合管理計画において、中山間地域における指定避難所・避難場所の廃止等が計画されていることは、コロナ禍における避難所運営の視点に立った場合、車中泊スペースを含め避難所・避難場所の確保に十分留意し慎重に行うことが重要であるとの指摘がありました。

コロナ禍において、既に定員数に達している避難所に、交通弱者の方が避難された場合の取扱いについても配慮を求める意見や、その際の公平性の担保をとる必要性についても意見がありました。また、台風等ある程度予測がつく災害時、自主避難を促す際に各避難所の混雑状況等をリアルタイムで市民にお知らせすれば利便性が上がるとの意見もありました。

また、課題であるコロナ禍における避難所運営の収容人数が3分の1程度になることを事前に市民に情報共有しておくことが重要であるとの指摘もありました。

最後に、コロナ禍とはいえ、緊急事態時は人数制限ができない状況も想定しておかなければならない。もしそうなった場合、コロナ禍における3密を避けるための制限か、まずは身の安全を守るための避難かの優先順位を決める基準をつくっておくべきであるとの意見もありました。

次に、2. 入札制度について申し上げます。

ここで見つかった課題としましては、市内業者定義づけについてと、菊池市中小企業振興基本条例におけるチェック機能のルール不足でありました。

現在の市内業者の定義は支店・営業所も含まれます。この支店・営業所を市内業者と認めるかどうかという点において様々な意見が出ました。調査を進める中で山鹿市には山鹿市競争入札参加資格審査に係る市内業者及び準市内業者の認定基準があり、特にその中でも、市内業者とは市競争入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、常時契約を締結する営業所として本店そのほかの主たる営業所を市内に有する登録業者をいうこと。また、準市内業者とは登録業者のうち、常時契約を締結する営業所として支店その他の従たる営業所を市内に有する登録業者をいうといった定義づけがありました。

また、本店等または支店等に責任者を置き、当該責任者が1週間に3日間以上または30時間以上勤務していることとの認定要件があり、実態調査については原則として登録業者に対し予告せずに、調査員が現場を確認、聞き取り調査等を行い、必要がある場合には関係書類の提示または提出を求め、現状等について写真撮影その他の方法により記録の保存を行うものとするとの記載があり、本市の中小企業振

興基本条例の目的達成のためにも本市にも必要なものであるとの意見で合意を見ました。

委員より、従業員を地元で雇って固定資産税を払いながら社屋を構えている業者と、そうでない業者が同様に市内業者として扱われることは平等ではないとの意見もありました。

ただ、市外業者が入札に入ることによって価格の高止まりの抑止力になっていることも事実であり、そこが難しいとの意見もありました。

実態調査のチェック機能についても、いつどの営業所をどういった調査をしたのか、定期的にやっているのかが分からないとの意見もあり、その部分についてもルールを明確につくるべきであるとの意見にまとめられました。

以上のことを踏まえ、本委員会としまして、執行部に対し別紙提言書として取りまとめ、提言いたします。

なお、本提言書について、進捗状況の調査を1年後をめどに行います。

執行部におかれましては、本委員会の提言書を真摯に受け止め、早急に改善していただきますようよろしくお願い申し上げ、総務文教常任委員会所管事務調査の委員長報告といたします。

提言書。コロナ禍における避難所運営について。

①本市指定の避難所等は52か所であり、平常時の収容人員は9,280名であるが、コロナ禍の場合、国県からの指示は3分の1程度になっていることを市民に情報共有してもらえようような施策を進めること。

②コロナ禍における避難所運営という視点に立ち、避難所・避難場所の確保に留意し慎重に検討すること。

③人数制限を行っている場合、交通弱者の市民が最寄りの避難所に入れない場合を考え、配慮ある対策を行うこと。

④自主避難時、避難所の収容状況をリアルタイムで市民に伝える手だてをつくること。

⑤緊急事態となった場合、人数制限を解除することも考えられるので、その基準をつくること。

入札制度について。

①菊池市競争入札参加資格審査に係る市内業者及び準市内業者の認定基準を作成すること。

②認定基準において市内業者と準市内業者を分けること。

③責任者または常駐者となるものの勤務内容を明確にすること。

④実態調査についても原則として登録業者に対し予告せずに、調査員が現場を確

認、聞き取り調査等を行い、必要がある場合は関係書類の提示または提出を求め、現状等について写真撮影その他の方法により記録の保存を行うものとするといった内容を盛り込むこと。

⑤上記内容や中小企業振興基本条例の運用面でのチェックを定期的に行い、その結果報告を議会に書面で報告すること。

以上提言する。

○議長（大賀慶一君） 以上で、総務文教常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑は3回までとなっています。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

#### 日程第6 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第6、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

#### 閉会中の継続審査・調査

##### 議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

##### 総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

##### 福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

##### 経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

##### 予算決算常任委員会

- 1 予算及び決算に関すること

##### 議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申出一覧表のとおり申出がありました。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定いたしました。

○

#### 日程第7 議員提出議案第2号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第7、議員提出議案第2号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 議員提出議案第2号、菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を述べさせていただきます。

地方自治体は、首長と議会の二元代表制をとっており、共に住民を代表する長と議会が住民の信任を基盤とし、対等な立場で相互に牽制しつつ均衡を維持することで、公正な権限行使の実現を目指すのは言うまでもありません。本市でも、長と議会の権限行使が住民の信任を基盤とし、対等に編成しつつ行われることが必要です。

しかしながら、本市議会においては、長と議会のなれ合いと取られているのか、議会本来の最大の目的である、執行部に対するチェック機能が全くなされていないため、市民からは執行部追認議会とやゆされ、議会不要論まで聞こえてくる始末です。

このような事態を改革する一歩として、議員定数を20名から16名に削減し、議員本来の仕事、執行部のチェック機能が果たせる役割など質の向上を図るべきと考えます。

また、コロナウイルス感染症の終息が見えない今日、今後、急激に悪化することが予想される本市の財政状況を鑑み、議員自ら定数削減を行い、身を切る改革を行う必要があります。

しかるに、議員定数を論ずるとき、民主主義及び地方自治法の根幹を成す重要な機能を果たすものであることを考えると、単なる経費削減の観点からのみこれを論ずることが必ずしも妥当ではないことは言うまでもありません。

しかしながら、本市における民意の動向、また、将来の人口減少にも鑑み、苦渋の選択として、我々としては自らの決意により議員定数を削減することが妥当であると考えます。

改正については、お手元に配付のとおりです。

議員各位におかれましては、市民の思いを十分に考慮していただき、速やかに本改正案にご賛同いただきますようお願いして、議員提出議案第2号の提出理由といたします。

○議長（大賀慶一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議員提出議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議をします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

東奈津子議員。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 議員提出議案第2号について、反対の立場から討論を行います。

二元代表制の下で地方議員は、市民と市政をつなぐ住民自治の重要な担い手であり、議会と行政に住民の声を届けるとともに、市長の行政運営を住民の立場から監視し、チェックする重要な役割を担っています。したがって、議員定数は市民の多様な意見をより正確に反映させることができる規模が必要であり、人数が減ればチェック体制が弱まります。議員を減らすということは民意を削っていくことにつながると思います。

2005年の国勢調査以降、日本の人口は減少が始まり、議員の数も削減へという方向に向かいました。合併による効率化改革とも相まって、10年間で6万4,000人いた議員が3万7,000人まで減らし、議員選挙の低投票率を背景に、定数に満たないからという理由で、その後もさらに4,000人減らし、2020年9月の時点で地方議員は約3万3,000人となっています。しかし、これだけ議員を減らしても、住民からの議会への厳しい声は鳴りやむことはありません。

以上の点を踏まえても、議会の果たすべき役割をしっかりと住民に示し、住民に開かれた議会を目指していく。この不断の努力こそが、今、求められているのではないのでしょうか。



議会は今後の人口減少に手をこまねているのではなく、若者の定住、就職、結婚や子育て支援など、どのような政策を展開していくのか真剣な議論や提案を行うことであり、ここにこそ議会の機能を発揮して、将来にわたって発展し続けるまちの実現を図るべきであります。

とりわけコロナ禍で市民の暮らしは待ったなしです。今、議会、議員がやるべきことは、定数の削減ではなく、しっかりと市民の暮らしの実態に向き合うことではないでしょうか。質の向上こそ急がれる課題であります。

以上の理由から、議員定数の削減に反対を表明して、討論とします。

○議長（大賀慶一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

木下雄二議員。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 皆さん、おはようございます。

議員提出議案第2号、菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、菊池市議会議員定数条例、平成21年条例第15号の一部を次のように改正する。20人を16人に改めるに、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この件につきましては、先ほどの提案理由にもありましたように、現在の市議会は、菊池市中央図書館の1脚約10万円の海外製の椅子32脚の納入問題、菊池市第三セクター七城町特産品センター（メロンドーム）及び七城町振興公社（温泉ドーム）のずさんな交際費問題等にも、市民が百条委員会を設置して議論をし、市民の疑念を払拭できるよう最大限の努力をすることこそ議会の役割であると、何度も市民の声として熊日新聞にも掲載されましたが、百条委員会の設置に至っていない状況であり、市民に対し説明責任が果たされていないと私は考えます。

先般の菊池市議会だよりへのご意見、ご要望にも、このようなことから、多くの議会への不満の声が寄せられております。定数問題についても厳しい意見があり、私たち議会は市民の声として重く受け止めなければなりません。

昨年4月には、議会改革検討特別委員会で定数問題については、市民との会話による意見交換会を開くこととなっておりましたが、結果的には市民の意見を聞くことはできておりません。コロナ禍で仕方ない面もありますが、逆に、コロナ禍だからこそ、定数問題のみの市民アンケートを取る必要があったのではないのでしょうか。

私は、この定例会において、菊池市公共施設等総合管理計画について質問をいたしました。菊池市の今後の厳しい財政状況の中、各施設の廃止、地域移管、譲渡等によって市民への痛みは増すばかりであります。その前に自主的に身を切る改革を行い、市民に理解を求めなければなりません。そのような観点から、定数削減は避けて通れない問題と考え、賛成討論とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） ほかに討論はありませんか。

泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番（泉田栄一朗君） 皆様、こんにちは。議員提出議案第2号について、反対の立場から討論をさせていただきます。

先ほど改革の委員長のとおり報告がありました。この委員会では10数回の委員会を開き、討議を踏まえ、現状維持と結論を見たところであります。

議員の皆様には、委員会の内容を尊重していただき、反対の討論とさせていただきます。

以上であります。

○議長（大賀慶一君） ほかに討論はありませんか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 議員提出議案第2号、菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成討論をいたします。

菊池市議会の定数は人口約4万7,000人に対して20名です。お隣の合志市は人口約6万1,000人に対して19名、山鹿市は約5万400人に対して20名です。議員1人当たりの人口が、県内の人口近傍市の平均が2,857人に対して、菊池市は2,359人、500人も少なくなっています。

これからの人口減少を考えると、定数を16人に削減すべきと考えます。定数削減をして、厳しい選挙を闘い抜いてこそ、公人としての自覚、市民の貴重な1票の重みがあると私は考えます。

また、コロナ禍において、市民との意見交換会は実施されませんでした。広報特別委員会が本年1月に行った議会だよりについてのご意見というアンケートに寄せられた全42件のご意見中、14件が菊池市議会議員の定数削減についてであり、増員や現状維持を望む意見は1件もありませんでした。

最後に、菊池市の財政は硬直化を示す経常収支比率が過去最悪の97.3%まで上昇し、実質単年度収支は8年連続赤字と、財政調整基金を切り崩し財源不足を補っている状態です。今後、コロナ禍により、さらに支出が増え、税収は減り、急激に財政が悪化することが予想されます。公共施設の削減や、住民サービスの低下と避けては通れない財政改革が迫っているとき、議員定数を4名減らし、4年で約1億2,000万円の歳出を削減し、市民や市職員に痛みを伴う改革を押しつける前に、議員自らが身を切る改革を行わないと、財政改革に誰も納得しませんし、尊敬される議会へとはなり得ないと私は考えます。皆さん、市民は見ています。

以上の理由により、議員提出議案第2号の賛成討論といたします。

○議長（大賀慶一君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） これで討論を終わります。

これより採決します。

討論がありました議員提出議案第2号は、起立により採決します。

お諮りします。議員提出議案第2号については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（大賀慶一君） 起立少数です。よって、議員提出議案第2号は、否決されました。

○

#### 日程第8 懲罰動議第1号 上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第8、山瀬義也議員に対する懲罰動議を議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定によって、山瀬議員の退場を求めます。

（山瀬義也議員 退場）

○議長（大賀慶一君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

荒木崇之議員。

〔登壇〕

○11番（荒木崇之君） 懲罰動議第1号、山瀬義也議員に対する懲罰動議について、提出の理由を述べます。

山瀬義也議員は、令和3年6月29日に開かれた全員協議会の中で、「市議会が市議会議員の滞納問題を問題視することを市民は危惧している。市役所職員を含めて、市税を二、三か月遅れて納付している者がいっぱいいる。また、ある県議会議員に聞いたが、熊本県議会でも二、三か月税金を滞納している者もいる」との旨を発言されました。この発言につきましては、事務局にて音声を確認しております。

これらの発言には、何ら事実根拠がなく、熊本県議会議員及び菊池市職員の社会的信用をおとしめ、立場を著しく侮辱し、名誉を損なう発言であるどころか、市民の納税意識の低下と徴税業務の根幹を揺るがしかねない内容で、私としても、元職場の仲間が何の根拠もなく侮辱されたことを看過することはできません。いずれも地方自治法第132条（品位の保持）及び菊池市議会会議規則第151条（品位の尊重）に違反するものであります。

以上のことから、こうした虚偽の発言が繰り返し行われぬよう、山瀬義也議員に対して地方自治法第135条第2項及び菊池市議会会議規則第160条及び同条第2項の規定により懲罰を科されることを求めます。

○議長（大賀慶一君） 以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

水上隆光議員。

[登壇]

○8番（水上隆光君） こんにちは。荒木議員に質問というか、確認ですけども、29日の全員協議会、確かにそのようなやり取りがあった後に、荒木議員のほうから、山瀬議員、それは訂正した方がいいですよという発言があったと私は思いますけれども、そこは事実として、そのとおりでいいでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 質問にお答えいたします。

確かに、私はその場で山瀬議員に訂正した方がいいですよと申しました。山瀬議員は小声でこれは個人的見解ですと言われたことを私は覚えております。

ちなみに、なぜそのときに、ほかの議員も止められなかったのか、そういうふうを考えるわけでありますけども、私が発言した。確かに止めてくださいと。これはおかしいですよ、訂正してくださいと言ったのは間違いありません。

○8番（水上隆光君） 終わります。

○議長（大賀慶一君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています山瀬義也議員に対する懲罰動議は、委員会条例第7条の規定によって、8人の委員で構成する懲罰特別委員会が設置されましたので、これに付託することにしたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、本件は、懲罰特別委員会に付託することに決定しました。

引き続き審議します。

お諮りします。懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、緒方哲郎議員、平直樹議員、東奈津子議員、水上隆光議員、松岡讓議員、泉田栄一朗議員、二ノ文伸元議員、木下雄二議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、懲罰特別委員会の委員は、緒方哲郎議員、平直樹議員、東奈津子議員、水上隆光議員、松岡讓議員、泉田栄一朗議員、二ノ文伸元議員、木下雄二議員を選任することに決定しました。

ここで、委員会条例第10条第1項の規定により、懲罰特別委員会正副委員長互選のため、暫時休憩します。

○  
休憩 午後0時22分

開議 午後1時52分  
○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定に基づき、懲罰特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

委員長、泉田栄一朗議員。副委員長、松岡讓議員。

以上です。

次に、懲罰特別委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第111条の規定によって、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

山瀬議員の入室を認めます。

（山瀬義也議員 入場）

○  
日程第9 報告第13号から報告第20号まで一括上程・報告

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第9、報告第13号から報告第20号までの8件を一括議題とします。

ここで、執行部から説明の補足のため、資料配付の要請がありました。

会議規則第157条の規定によって、資料を配付することを許可しております。

資料は、お手元に配付のとおりです。

提出者の報告を求めます。

後藤政策企画部長。

[登壇]

○政策企画部長（後藤啓太郎君） 改めまして、こんにちは。

追加議案その2、1ページをお願いいたします。

報告第13号、菊池市土地開発公社経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告いたします。

4ページをお願いいたします。

令和2年度事業報告書でございます。

初めに、1の理事会開催状況でございます。令和2年度は4回開催し、事業計画の変更や補正予算等について審議しております。

2の土地取得・造成につきましては、小野崎住宅用地の土地管理業務と花房台公有用地事業に係る借入金利息・建物解体工事費用等を事業費として計上しております。

3の土地売却等はございませんでした。

5ページをお願いいたします。

令和3年3月31日時点の貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございます。

1の流動資産は、預金や保有する用地を計上しており、流動資産合計は1億2,777万3,678円でございます。

2の固定資産はございません。

よって、1の流動資産合計が、そのまま資産合計となります。

次に、負債の部でございます。

1の流動負債は、前受金の219万2,000円でございます。

2の固定負債は、長期借入金の3,100万円でございます。

1の流動負債と2の固定負債を合わせました負債合計は3,319万2,000円となります。

次に、資本の部でございます。

1の基本金は、市からの出資金の100万円でございます。

2の準備金は、前期からの繰越準備金に当期利益を加えまして、9,358万1,678円となります。

1の基本金と2の準備金を合わせました資本合計は9,458万1,678円でございます。

よって、負債合計と資本合計を合わせました負債資本合計は1億2,777万3,678円となります。

6ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

1の事業収益及び2の事業原価はございません。

3の一般管理費の支出が89万4,385円ありますので、事業収益としましてはマイナス89万4,385円となります。

4の事業外収益は106万1,224円、5の事業外費用はございませんので、一般管理費の事業収益に4の事業外収益を加えました16万6,839円が経常利益となります。

6の特別利益及び7の特別損失はございません。

よって、当期利益は、経常利益と同額の16万6,839円となります。

7ページに一般管理費の明細、8ページに財産目録、9ページに事業用地明細表、10ページに借入金明細表、11ページにキャッシュ・フロー計算書、12ページに監査報告書を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上が、令和2年度における経営状況でございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

令和3年度の事業計画、当初予算、資金計画でございます。

14ページをお願いいたします。

事業計画でございます。

1の土地取得・造成では、土地の維持管理業務に要する経費などとして、7万3,000円を計上しております。

2の土地売却等では、花房台公有用地を菊池市に買い戻してもらうため、予算額5,900万1,000円を計上しております。

15ページをお願いします。

当初予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、収入として6,051万3,000円を計上しております。内訳は、花房台公有用地売却に係る収入、受取利息、所有土地に係る賃貸料等の事業外収益を予定しております。

続いて、支出は6,092万7,000円を計上しております。内訳は、花房台公有用地に係る事業原価及び一般管理費を計上しております。

16ページをお願いします。

第3条、資本的収入及び支出につきましては、資本的支出として維持管理業務などの費用7万3,000円と菊池土地開発基金から借り入れております長期借入金の償還金3,100万を計上しております。

なお、借入金については、今回の償還で完済となります。

17ページをお願いします。

最後に資金計画でございます。受入資金と支払資金の差引きが4,469万1,

000円となっております。

以上、報告第13号、菊池市土地開発公社の経営状況報告とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 清水経済部長。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） 改めまして、こんにちは。それでは、続きまして、菊池市内にごございます経済部所管の第三セクターの経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

議案書の追加その2の19ページの報告第14号、有限会社きくち観光物産館から、121ページの報告第20号、有限会社有朋の里泗水までの7件につきまして、各第三セクターの経営状況報告書を記載しておりますので、ご覧ください。

報告につきましては、議案書をご覧いただくとともに、本市議会会議規則第157条の規定により、事前に議長の許可を得て、本日、お手元に配付させていただいておりますA3判の補足説明資料、令和2年度第三セクター経営状況概要書を使用して報告させていただきます。

また、売上総額欄につきましては、出荷者協議会からの委託販売を含めた売上総額を記載しておりますので、委託販売手数料収入のみを計上している損益計算書の金額との相違がある場合もございますので、ご了承をお願いします。

それでは、補足説明資料、令和2年度第三セクター経営状況概要書をご覧ください。

最初に、報告第14号、有限会社きくち観光物産館の経営状況について、ご報告いたします。

概要書1ページ、上段の表をご覧ください。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、旅館・ホテルへの入込客数の減少、各種催し物の中止により年間を通じて売上げ・来場者が大幅な減少となりましたが、人件費・消耗品の徹底した削減を行われたことで、収支面の改善が図られ最終的に黒字に転じております。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が5,829万9,000円、負債合計が4,419万5,000円、純資産合計が1,410万4,000円となっております。

また、売上総額につきましては1億6,473万6,000円で、対前年比で89.0%となり、当期純利益が69万7,000円となっております。

概要書1ページ、下段の表をご覧ください。

令和3年度の事業計画といたしましては、菊芋、ヤーコンなど、特産品の販売を強化し、お客様満足度向上に努め、業務の効率化、外部販売の収益性強化を進めな



がら経営の健全化に努めていくとされております。

売上総額といたしまして、対前年比103.2%の1億7,000万円とし、経常利益104万8,000円を見込まれております。

次に、報告第15号、有限会社ファームきくちの経営状況について、ご報告いたします。

概要書1ページ、上段の表をご覧ください。

令和2年度の事業報告でございますが、日照不足などによるお米の不作、新型コロナウイルス感染症の影響により業務用米の売上げが減少しております。しかし、巣籠もり需要によりネット販売が好調に推移したことで売上げを伸ばしております。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が7,912万9,000円、負債合計が232万4,000円、純資産合計が7,680万5,000円となっております。

また、売上総額につきましては5,656万5,000円で、対前年比で101.3%となり、当期純利益が400万3,000円となっております。

概要書1ページ、下段の表をご覧ください。

令和3年度の事業計画といたしましては、米の販路拡大とともに、ライスセンター内の設備導入など生産体制の整備・拡充を図っていくとされております。

売上総額を対前年比112.6%の6,372万円とし、経常利益303万2,000円を見込まれております。

次に、報告第16号、有限会社七城町特産品センターの経営状況について、ご報告いたします。

概要書1ページ、上段の表をご覧ください。

令和2年度においては、菊池市が発行した飲食応援チケットやGoToトラベルの効果により一時売上げが伸びたものの、テナント、レストラン、加工部と利益率が高い部門の売上げが減少したことにより減益となっております。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が3億1,175万1,000円、負債合計が1億3,211万8,000円、純資産合計が1億7,963万3,000円となっております。

また、売上総額につきましては12億8,409万8,000円で、対前年比で101.7%となり、経常利益マイナス961万1,000円、当期純利益はプラスの1,003万円となっております。

概要書1ページ、下段の表をご覧ください。

令和3年度の事業計画といたしましては、メロンドーム独自のネットショップにより菊池市管内の農畜産物の取扱いの強化、経費を効果的・効率的に使用すること

で利益向上に努めるとされております。

売上総額を対前年比103.8%の13億3,256万8,000円とし、経常利益351万5,000円を見込まれています。

次に、報告第17号、有限会社七城町振興公社の経営状況について、報告いたします。

概要書1ページ、上段の表をご覧ください。

令和2年度の事業報告でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、30日以上全館休業や各部門の営業自粛を繰り返したことが影響し、利用者数は前年より14万4,000人減の21万1,000人となっております。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が1億4,924万7,000円、負債合計が9,822万2,000円、純資産合計が5,102万5,000円となっております。

売上総額につきましては1億8,701万4,000円で、対前年比で48.7%、当期純利益がマイナス4,489万8,000円となっております。

概要書1ページ、下段の表をご覧ください。

令和3年度の事業計画といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底しながら、設置目的である地域住民の健康福祉の充実、地域活性化のための運営を行っていくとされております。

売上総額につきましては、対前年比136.7%の2億5,562万円とし、経常利益をマイナス1,561万円と見込まれております。

次に、報告第18号、有限会社七城町銘柄米センターの経営状況について、ご報告いたします。

概要書は2ページになります。上段の表をご覧ください。

令和2年には、お米食味ランキング「特A」奪還に向けプロジェクトを立ち上げ、関係機関と連携し取組を行っておりますが、2年連続の「A」評価となっております。販売に関しましても、新型コロナウイルスの影響によりイベント・飲食店などへの販売が落ち込み、売上高が減少しております。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が1億714万9,000円、負債合計が154万6,000円、純資産合計が1億560万3,000円となっております。

また、売上総額につきましては4,458万4,000円で、対前年比で93.1%となり、当期純利益は80万7,000円となっております。

概要書2ページ、下段の表をご覧ください。

令和3年度の事業計画といたしましては、特A奪還プロジェクトにおいて再度の

「特A」獲得に努めていくとともに、「七城のこめ」の地理的表示（GI）の取得など各種取組により米の付加価値を高め、農家所得の向上を図るとされております。

令和3年度の売上総額を対前年比102.0%の4,548万4,000円とし、経常利益117万5,000円を見込まれております。

次に、報告第19号、有限会社旭志村ふれあいセンターの経営状況について、ご報告いたします。

概要書2ページ、上段の表をご覧ください。

令和2年度は、コロナ禍において、精肉部門のネット販売及びふるさと納税の売上げが大きく伸びており、食彩館（レストラン）は営業短縮、外食自粛などの影響により大幅な売上げ減となったものの、全体として利益を確保できております。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が1億2,521万3,000円、負債合計が5,421万5,000円、純資産合計が7,099万8,000円となっております。

また、売上総額につきましては5億1,220万円で、対前年比で107.6%となり、当期純利益が1,003万7,000円となっております。

概要書2ページ、下段の表をご覧ください。

令和3年度の事業計画といたしましては、農産物と精肉の二本柱のさらなる強化、食彩館（レストラン）でのテイクアウトをより伸ばしていきながら営業強化を行っていくとされております。

売上総額を対前年比102.3%の5億2,400万円とし、経常利益700万円を見込まれております。

最後に、報告第20号、有限会社有朋の里泗水の経営状況について、ご報告いたします。

概要書2ページ、上段の表をご覧ください。

令和2年度は、養生市場にとって店舗のリニューアルが実施され大きな転換点となりましたが、リニューアルに伴う仮店舗での営業や設備投資のための諸経費がかさみ赤字決算となっております。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が1億495万9,000円、負債合計が3,498万5,000円、純資産合計が6,997万4,000円となっております。

また、売上総額につきましては3億3,493万3,000円で、対前年比で95.7%となり、当期純利益がマイナスの839万6,000円となっております。

概要書2ページの下段の表をご覧ください。

令和3年度の事業計画といたしまして、リニューアルにより整備されたレストラ

ンとカフェテリアを最大限活用し、物産館の活性化、売上げ増加につなげていくとされております。

売上総額を対前年比122.4%、4億1,000万円とし、経常利益500万円を見込まれております。

以上で、報告第14号、有限会社きくち観光物産館から、報告第20号、有限会社有朋の里泗水まで、7件の第三セクターの経営状況についての報告とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 清水経済部長。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） 失礼しました。報告第16号の七城町特産品センターの経営状況について、売上総額の後、経常利益マイナス969万1,000円、当期純利益を「プラス1,003万円」と申しましたが、正しくは「マイナスの1,003万円」でございましたので、おわびして、訂正いたします。

○議長（大賀慶一君） 以上で報告を終わります。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、令和3第2回菊池市議会定例会を閉会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

---

○

閉会 午後2時16分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 大 賀 慶 一

菊池市議会議員 田 中 教 之

菊池市議会議員 福 島 英 徳

## 各常任委員長・特別委員長報告書

- ・総務文教常任委員長報告書
- ・福祉厚生常任委員長報告書
- ・経済建設常任委員長報告書
- ・予算決算常任委員長報告書
- ・議会改革検討特別委員長報告書
- ・熊本地震からの復旧・復興特別委員長報告書
- ・総務文教常任委員会所管事務調査委員長報告書

## 総務文教常任委員会 委員長報告

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案 4 件、議決案 1 件、陳情 2 件の 7 案件です。

2 日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網掛け部分を割愛して報告します。

はじめに、**議案第 45 号**については、執行部より「本案は、土地開発基金の運用額を設定し、また、土地開発基金の一部を処分することを可能にするため、条例改正を行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「基金残高約 20 億円が多すぎるということで 3 億円にするとのことだが、3 億円の根拠は。」との質疑に対し、執行部より「運用額を条例化している県内の他市を参考に 3 億円と設定した。また、合併後 3 億円を超える貸し付けは土地開発公社への貸し付けのみであり、先行取得における事例はない。第 4 次行政改革大綱において土地開発公社が早期解散を進めており、今後、高額土地購入事例が発生しないとの想定である。限府中央線で 1 億円程度の利用の予定があることを勘案しても、3 億円あれば適正な運用ができると考えている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「限府中央線を除いて土地買収に多額の費用を要するような開発の計画はないと考えてよいか。」との質疑に対し、執行部より「現段階では限府中央線関係での利用しか考えていない。」との答弁がありました。

次に、**議案第 46 号**については、執行部より「本案は、菊池市の公共施設等の計画的な維持補修、改修及び更新を推進するための財源に充てることを目的とし、条例制定するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「主旨はいいことだと思う。しかし、各施設は地域のいろんな目的をもったものであるので、地域の人たちの意見を聞いて、地域の活性化に結び付いているのか確認をしながらやってほしい。」との意見がありました。

また、委員から「土地開発基金から 10 億円繰り入れられている基金となっているが、10 億円の積算根拠は。」との質疑に対し、執行部より「公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画では将来の改修等にかかる経費を試算しているが、その試算結果を集計したところ今後 40 年間で約 700 億円、年平均で約 17 億 5,000 万円と試算し、それを基準値として今回の積立額を計算している。今後、公共施設等総合管理計画を推進するにあたり予想される経費に対する一般財源相当分を計上したものである。」との答弁がありました。

次に、**議案第 47 号**については、執行部より「国では、新型コロナウイルス感染症拡大への対応を契機として、また、デジタル時代を見据え、押印、書面規制、対面規制の見直しが進められている。本市においても各種手続き時の申請様式等の押印等の見直しを行っており、本案は、その一環として、関係条例の改正を行うものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 48 号**については、執行部より「本案は、菊池市の子どもたちの読書活動推進のために役立ててほしいとの主旨で、寄付者よりいただいた 1,000 万円を基金として積み

立てるもので、この基金に賛同いただける方々の寄付を広く募りながら、子どもたちの成長の糧となるような事業を継続して、推進していきたいと考え、条例制定を行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「基本的に本を購入するための基金として運用するのか。」との質疑に対し、執行部より「本を購入するにあたっては、子どもたちに選書に携わってもらい選んだ本を購入していくことや、平成 31 年から子どもの発達段階に応じた読書活動の推進ということで図書館が学校の場に出ていき、読書の楽しさを伝える事業を行っており、その際の大学の先生などをお呼びするときの指導料にも活用していきたい。」との答弁がありました。

また、委員から「これから寄付のPR活動をどのようにしていくのか。」との質疑に対し、執行部より「図書館やホームページ、広報紙での案内により、市民に限らず市を出て行かれた方にもふるさと菊池にあるということで、寄付を募りながら進めていきたい。」との答弁がありました。

次に、**議案第 69 号**については、執行部より「本案は、損害賠償の額の決定に当たって、議会の議決を経る必要があるため、議決をお願いするものである。この事故で消防ポンプ積載車は、サイレンは鳴らしていたものの赤色灯無点灯であったため緊急車両扱いにはならず、赤信号で交差点に進入し、事故を起こしたため、市の過失割合は 10 割となっており、損害賠償の額は、3,210,690 円である。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「事故発生が今年の 1 月 13 日でそれから約半年ぐらい経っているが、このように時間がかかった理由は。」との質疑に対し、執行部より「赤色灯無点灯で交差点に進入しているが、最初の証言では点灯していたということで事故処理にあたっていた。ところが、相手方のドライブレコーダーを確認したところ、赤色灯が点灯していないことが判明して、示談交渉を進めたため遅くなったものである。」との答弁がありました。

さらに、委員から「緊急車両が交差点に入る場合には、赤色灯を点けてサイレンを鳴らし、徐行して進入すると思うが、そういった指導やマニュアルはあるのか。」との質疑に対し、執行部より「今回の事故を受けて、各消防積載車の助手席のダッシュボードに運転チェックリストを貼って、出動前には確認するように徹底している。緊急車両で交差点内に入る場合において、赤信号の場合、一旦停止をして安全を確認した上で交差点内は徐行するように指導している。」との答弁がありました。

次に、**陳情第 1 号**については、望まざる受動喫煙を防止し、喫煙者も非喫煙者もお互いが気持ちよく生活できるよう地方たばこ税の一部を活用して喫煙環境の整備を行うよう陳情されたものです。

まず、公共施設における喫煙場所の現状について、執行部より説明を求め慎重に審査しました。執行部より「本庁舎には令和元年度より屋外喫煙所を 2 か所設置している。各支所については各 1 か所屋外喫煙場所を設置している。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「市民が利用されるグラウンド等は、喫煙所の整備はされているのか。」との質疑に対し、執行部より「敷地内禁煙については、小中学校はもちろん、図書館、体育館も敷地内禁煙であり、屋内で喫煙専用室を利用しているのが、文化会館のみとなっており、ただし、今は新型コロナのため閉鎖している。グラウンドについては、屋外のため適宜喫煙場所を設けている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「社会体育施設等において、分煙をするために喫煙場所を作ってほしいとの要望が市民の声として届いているのか。」との質疑に対し、執行部より「令和元年から先ほどの対応を行っているが、その後、利用者からの要望はあがっていない。」との答弁が



ありました。

次に、**陳情第3号**については、きくちべんりカーの運行委託を菊池市中小企業振興基本条例に基づき、本市の道路事情に精通した地元タクシー業者に委託するよう要望されたものです。

まず、きくちべんりカーの現状について、執行部より説明を求め慎重に審査しました。

執行部より「きくちべんりカーの停留所数は49か所、運行日は月曜から土曜日、運賃は1乗車100円で子どもや障がい者は50円である。運行車両は小型バスということで乗車定員29名以下であり、事業区分は一般乗合旅客運送事業となっている。運行状況については、平成25年度の1日当たりの利用者数は73人で1便当たりの利用者数は12.1人であり、委託業者の運行経費807万6,000円から運賃収入を差し引いた607万7,700円を市から補助している。運行経費については平成29年度から平成30年度にかけて委託業者から増額の要望があり、それに対応する形で運行経費が上がっている。令和2年度では新型コロナウイルスの影響もあり、利用者数が落ち込んでおり1便当たりの利用者数は8.8人で10人を割っている。運行経費は1,247万6,640円で運賃収入を差し引き1,105万6,240円が市の補助となっている。1便当たり11人以上乗車の状況は、平成30年度が186便、令和元年度が151便、令和2年度は61便となっている。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「この状況が続くとさらに運行経費の値上げの要望があるかもしれない。それに市が応えないと極端な話べんりカーの事業から撤退しますと言われたときに執行部として何か案はあるのか。」との質疑に対し、執行部より「そういう場合は、地元のタクシー会社と協議をして現在のべんりカーに代わる今回の要望のような形で進めるべきかと考える。」との答弁がありました。

さらに、委員から「ジャンボタクシーでの運行になれば金額が下がるというメリットもあると思う。要望書に記載されている運行地域拡大というのでも狭い道からでもいいのではないか。」との意見がありました。

また、委員から「バスに代わってジャンボタクシーにより事業を行う場合、法令上できるのか懸念されるがどうか。」との質疑に対し、執行部より「仮に市とタクシー事業者が合意した場合、国・県・市・地元の住民代表・PTA代表・運行事業者等の地域の公共交通にかかわる団体の会議にかけて10人以下でいいとの協議が整った場合、タクシー事業者の運行認可がおりる。」との答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第45号**から**議案第48号**まで及び**請願第69号**並びに**陳情第3号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決・採択すべきものと決定しました。

次に、討論がありました**陳情第1号**については、委員から「分煙環境を整備するという事には賛成する。しかし、陳情の中に地方たばこ税を活用し事業者が取り組む屋内喫煙室設置の助成を目的とした事業に充当することを強く求めるとあるが、これについてはすでに国の制度があるということを踏まえると、たばこで健康を害するという面も十分考慮に入れなければならないことであり、あえて市が独自に助成する必要はないのではないかと考えるため反対する。」といった反対討論がありました。

採決の結果、**陳情第1号**については、賛成多数により採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申

しあげまして、総務文教常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和3年7月2日

総務文教常任委員会 委員長 平 直樹

## 福祉厚生常任委員会 委員長報告

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案1件、陳情1件の2案件です。

現地視察を踏まえ2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網掛け部分を割愛して報告します。

はじめに、**議案第49号**については、執行部より「本案は、『行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』の一部改正に伴い、条例改正を行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「国の法改正によって本議案の部分が削除されると、市民が再交付を申請する場合は、手数料は不要になるのか。」との質疑に対し、執行部より「市民の方は、今までどおり800円が必要である。今回の法の改正により、地方公共団体情報システム機構の委託を受けて、市が手数料を徴収することになる。」との答弁がありました。

さらに、委員から「再交付だけの委託料でなく、全体の事務委託料はいくらか。」との質疑に対し、執行部より「再交付に関しては、保有者の責めがなく壊れた分に関しての手数料は不要である。保有者の責めを負うような理由がある場合に限り、再交付の手数料をいただいている。事務に対する補助額は、昨年は500万円程度である。」との答弁がありました。

次に、**陳情第2号**については、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の国への提出をお願いする内容の陳情であり、質疑を行いました。

県内の他自治体の補助の状況については、執行部より「県内では、益城町のみが高齢者の補聴器の助成を行っている。令和2年度からの新規事業で、一般財源で実施されており、令和2年度の実績は19人とのことであった。助成の限度額の上限は3万円で、医師の意見書が必要であり、身体障害者手帳を持っていないこと、非課税であるというところで、線引きをされている。」との説明がありました。

委員より「加齢性の難聴と認知症の関係をどのように認識しているか。」との質疑に対し、執行部より「加齢性の難聴は、うつと認知症の原因にもなるという調査結果もある。ただし、認知症はいろいろな要因が絡み合って起こるということで、一因子としては捉えているところである。」との答弁がありました。

議員間討議では、**陳情第2号**について「今回は見送ったほうがいいと思う。世論や委員会の盛り上がりが出てきたら、上限を1万円とか2万円とかに決めて、将来的には行うべきである。」「近隣市の状況を勘案する必要があると思うが、今回は菊池市しか陳情が出ていない状況である。意見書となると議長名で出すので重いものであり、内容の文言も見直す必要がある。今回は見送ったほうがいいと思う。」との意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第49号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました**陳情第2号**については、委員から「陳情の中で欧米との比較があるが、欧米と日本は税負担比率が違うので、同列で扱うのは難しい。また、国は補聴器を非

課税にしており、ある意味公的補助を示していると考え。さらに、行政は受益者負担の原則があり、それが公平であると考え。」といった反対討論がありました。

また、委員から「陳情書にもあるように、難聴に早く対応することは、認知症やうつ病などへの進行を予防するという意味で効果があることであり、ひいては医療費を抑えることにもつながる。国は、難聴を認知症の危険因子のひとつとしており、とじこもりの身体的要因のひとつに聴力の低下をあげ、対策を行っている。このような状況から、採択すべきだと考える。」といった賛成討論がありました。

また、委員から「他自治体の様子を見ると、現状として今回は急ぐべきではなく、見送りということで反対と考える。」といった反対討論がありました。

採決の結果、**陳情第2号**については、反対多数により不採択とすべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。福祉厚生常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和3年7月2日  
福祉厚生常任委員会 委員長 坂本 道博

## 経済建設常任委員会 委員長報告

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案 2 件、議決案件 3 件、請願 1 件、陳情 1 件の 7 案件です。

現地視察を踏まえ 2 日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網掛け部分を割愛して報告します。

はじめに、**議案第 50 号**については、執行部より「本案は、令和 3 年度の税制改正に伴い、地域未来投資促進税制の適用期限が延長されたため、条例の一部を改正する必要がある、条例改正を行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「当該事業の概要は。」との質疑に対し、執行部からは「地域において経済活動を牽引する事業者に対し、固定資産税の課税免除を行い、本市における地域経済の活性化を図ることを目的としているものである。」との答弁がありました。

次に、**議案第 51 号**については、執行部より「本案は、菊池市営住宅施設等の管理を指定管理者に行わせるにあたり、条例の一部を改正する必要がある、条例改正を行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「職員数 6 名が 1 名に減ることで人件費が浮いてくるが、市全体の人件費が浮く訳ではなく、委託経費は増えていくと考えられるが、メリットは何か。」との質疑に対し、執行部からは「メリットは、経費の削減であり、プロポーザル入札を行うことにより、業者独自のノウハウを使った多様なサービスを受けられるほか、6 名の職員を 1 名に減らすことで 5 名の職員を他の業務に回すことが可能となる。」との答弁がありました。

また、委員から「現在、市営住宅では敷金を取っているのか。」との質疑に対し、執行部からは「敷金は、支払っていただいている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「敷金は、民間では保証金に変わっていつているが、指定管理とした場合、どうなるのか。」との質疑に対し、執行部からは「指定管理となっても今と変わらない。」との答弁がありました。

次に、**議案第 65 号**については、執行部より「本案は、稗方 3 号線について、道路法第 10 条第 3 項の規定により、市道路線の廃止を行うものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 66 号**については、執行部より「本案は、稗方 3 号線について、道路法第 8 条第 2 項の規定により、市道路線の認定を行うものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 67 号**については、執行部より「本案は、市営朝日西団地の用地の一部について、市は住宅を取得して以来、現在までの 34 年間、占有しているが、所有権移転登記が未了となっており、これまでの占有の経緯から、時効取得による登記手続きを求めるものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「昨年度に旭志でも同様の案件があったが、どうなったのか。」との質疑に対し、執行部からは「昨年度末に登記が済んでいる。」との答弁がありました。

次に、**請願第 2 号**については、特に質疑はありませんでした。

次に、**陳情第 4 号**については、委員から「新型コロナウイルス感染対策の指導依頼や行政からの業務委託など事業が増加しているとあるが、これに関する経費はどこが負担しているのか。」との質疑があり、執行部からは「通常の立ち入り検査や啓発等の業務は、食品衛生協会の予算で行われ、昨年度に行った感染防止アドバイザー事業は、市が委託料として支払っている。」との説明がありました。

さらに、委員から「近隣市町の補助金交付の状況はどうか。」との質疑に対し、執行部からは「年額で、大津町が 8 万円、菊陽町が 9 万円、玉名市が 50 万円となっている。」との説明がありました。

議員間討議では、**議案第 51 号**について「行政改革のひとつと考える。」「経費削減の効果が出るのか少し疑問に感じる部分はあるが、保育園や老人ホームの民営化において、民間の力によりサービスが向上することは実証済みである。」「地元で活躍している方々がたくさんいるので、指定管理に参入できるように考えてほしい。」との意見がありました。

次に、**請願第 2 号**については「国の米政策にかかる部分であり、国がしっかりとリーダーシップを発揮していくべきと考える。」「市場に米が滞留しているのは、コロナ禍以前からの話であり、今回のコロナ禍だけのものではない。」との意見がありました。

次に、**陳情第 4 号**については「運営費については、会員の会費で行っていただきたい。」「補助金ということではなく、何らかの別の手当を考えることも必要ではないか。」「コロナ禍の間だけでも何らかの手当が必要ではないか。」「補助金を出していなかったことの方が驚きである。」との意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 50 号、議案第 51 号、議案第 65 号**から**議案第 67 号**、及び**陳情第 4 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決・採択すべきものと決定しました。

次に、討論がありました**請願第 2 号**については、委員より「地方の基幹産業は農業であり、米は大事な案件であるが、国の政策に意見するのではなく、地方は地方のことをやっていくべきだ。」「米の政策については、政府が国際的な約束事として決定しているものである。」「米の滞留は、コロナ禍ということではなく、それ以前から米の消費が減っているものである。」といった反対討論がありました。

採決の結果、**請願第 2 号**については、反対多数により不採択とすべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。経済建設常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和 3 年 7 月 2 日  
経済建設常任委員会 委員長 後藤 英夫

## 予算決算常任委員会 委員長報告

本定例会で予算決算常任委員会に付託された議案は、**議案第 52 号**、**議案第 53 号**及び**議案第 68 号**の 3 議案です。

6 月 16 日、21 日及び 29 日に予算決算常任委員会を、6 月 23 日、24 日に予算決算常任委員会分科会を開催し、各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主なものについて報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網掛け部分を割愛して報告します。

はじめに、**議案第 52 号**中、その主なものを申し上げます。

まず、歳入の総務費県補助金の補正額 2,340 万 8,000 円のうち電源立地地域対策交付金 440 万円の増額について、執行部より「電源立地地域対策交付金は、水力発電所が所在する市町村に交付される交付金で、法改正により、令和 3 年度より 10 年間の交付期間の延長が決定したため、補正するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「発電所は何か所あるのか。また、交付金の推移は。」との質疑に対し、執行部より「市内の発電所は 6 つである。交付金の金額は、平成 16 年度当初は 523 万 2,000 円で、その後 530 万円前後を推移していたが、平成 24 年度より 440 万円を毎年受け入れている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「交付金の使途目的はある程度決まっていると思うが、どういうことに使われているのか。」との質疑に対し、執行部より「平成 16 年度から平成 22 年度までは千畳河原周辺の整備事業に充当していた。その後の主なものは小型動力ポンプや図書館での CD や DVD の購入に充てている。」との答弁がありました。

次に、地域振興費の移住推進事業のうち負担金補助及び交付金 240 万円の増額については、執行部より「空き家改修に対する補助金 90 万円及び空き家バンクを通じた土地や建物の購入・売却に対する奨励金 150 万円である。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「空き家改修に対する補助金 90 万円は何件程度を見込んでいるのか。」との質疑に対し、執行部より「3 件分を見込んでおり、補助率は 3 分の 2 で上限が 30 万円としている。」との答弁がありました。

次に、一般管理費のマイナンバーカード取得促進事業 184 万 7,000 円の増額については、執行部より「カード取得促進の取組みとしては、現在、本庁市民課、総務課、支所市民生活課で来庁者の申請支援を行っているが、さらに取得促進を図るため、市内企業等を対象に出張受付を行い、取得促進を図りたいと考えており、予算の内容としては、会計年度任用職員 1 人の報酬 103 万 4,000 円、期末手当、社会保険料等の雇用経費、出張申請受付を行うため

のタブレット端末1台、写真プリンター1台の備品購入費7万1,000円などが主なものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「出張受付に行く先の企業とは具体的にどういうところを想定しているのか。」との質疑に対し、執行部より「市内の企業等をはじめ各種団体等を含め考えている。商工会、J A、企業連とも連携を取りながら、対象先を確保していきたい。」との答弁がありました。

次に、人事管理費480万7,000円の増額については、執行部より「報酬373万4,000円のうち、事務補助員報酬は、旭志支所の会計年度任用職員1人の報酬103万4,000円及び、参与1人の報酬270万円で、その他、期末手当14万4,000円は会計年度任用職員1人分、社会保険料83万9,000円は参与を含めた2人分の計上が主なものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「参与の必要性と業務内容は。」との質疑に対し、執行部より「参与の職務については規則で制定している。主な所掌事務は、市の行政全般に関する調査、研究及び総合調整に関すること。適正な行政運営に資するため、市長に助言すること。その他、市長が特に命令した事項の処理を行うことと規定している。現在、自治体を取り巻く環境は非常に厳しく、そのような中、行政に精通した識見者を参与に置いてさまざまな角度から政策横断的に調査研究・助言をするというところで活用してきている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「これまでは週上限31時間だったのが週上限21時間となっているが、非常勤であっても最低でも出なければいけない時間はあるのか。」との質疑に対し、執行部より「非常勤の特別職は基本的に勤務時間の設定はない。ただし、全庁的な業務を行うということで、本市では規則の中で上限の範囲を規定している。」との答弁がありました。

次に、安全対策費の通学路防犯・交通安全プログラム対策事業47万2,000円の増額については、執行部より「新たに設置する防犯カメラ5台のリース料及び電気代である。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「防犯カメラの場所はどこか。」との質疑に対し、執行部より「今回設置する箇所は、花房小、七城小、旭志小、泗水東小、泗水西小の校区内に予定している。」との答弁がありました。

次に、財産管理費の公共施設等総合管理基金10億円の増額については、執行部より「公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の計画的な維持補修、改修及び更新を推進するための財源に充てることを目的とした積立金である。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、学校管理費の中学校営繕工事2,382万7,000円の増額については、執行部より「菊池南中学校改修を進めるための基本設計委託と旭志中の合併浄化槽の制御盤の取り換え工事費である。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「南中のクラス数と人数はどのくらいか。また、北中は非常に生徒数が減って教



室が余っている状況であり、北中と北小の小中一貫もささやかれている状況で、いずれは南中と北中の統合も考えていかなければならない時期に来ていると思うが、南中の設計にあたってはどのような考えを持っているのか。」との質疑に対し、執行部より「南中は現在 16 クラスの 467 人である。また、教育委員会としても小中一貫のあり方について検討してきたが、本年度、七城小・中、菊池北小・北中、旭志小・中について、モデル的に授業の教科ごとに相互乗り入れ等も行いながらどういった効果が出るか検証していきたい。」との答弁がありました。

さらに、委員から「これから生徒数も、30 人学級、25 人学級、20 人学級となっていくと思うが、そのあたりも考慮して設計にあたってほしい。」との意見がありました。

次に、学校管理費の学校 I C T 教育推進事業（小学校）3,288 万 6,000 円及び学校 I C T 教育推進事業（中学校）3,132 万 9,000 円の増額については、執行部より「令和 4 年度において、市内小中学校の電子黒板の老朽化等に伴いリースにて更新整備を予定していたものを前倒して、備品購入するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「令和 4 年度予定のものを前倒しするとのことだが、その理由は。」との質疑に対し、執行部より「元々は令和 4 年度からの機種更新で再度リースを予定していたが、リースであれば後年度の負担が増えるため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、購入することにより単年度で終わらせるものである。」との答弁がありました。

次に、執行部より「児童福祉総務費の児童育成クラブ経費 1,520 万円の増額については、当初予算編成時点では、該当するクラブの把握が年度途中で困難だったため、補正をお願いするものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「障がい児の受け入れのための経費であると思うが、その基準は。」との質疑に対し、執行部より「障がい児を 1 人ないし 2 人受け入れた場合 190 万円、3 人以上受け入れた場合で 380 万円の補助金を交付するというものである。」との答弁がありました。

次に、執行部より「児童福祉総務費の相談事業 7 万円については、会計年度任用職員である女性相談員の通勤手当を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「コロナ禍において、女性の相談は増加しているか。」との質疑に対し、執行部より「相談件数は、令和元年度 157 件、令和 2 年度 280 件と増加している。相談内容は、コロナの影響により夫が自宅にいる時間が多くなったことや、仕事がなくなって生活が苦しくなったことにより、DV 被害を受けやすい環境になっていると考えられ、増えているのではないかと感じている。」との答弁がありました。

次に、執行部より「予防費の新型コロナウイルス感染症対策事業 5,593 万 6,000 円の増額については、職員手当、コールセンター運営等の委託料等である。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「ワクチン接種の予約状況について、60 歳から 64 歳の基礎疾患がある方の申し

込み状況はどうなっているか。」との質疑に対し、執行部より「基礎疾患がある方を事前予約ということで受け付けている。現在 300 人程が予約されている。」との答弁がありました。

次に、執行部より「畜産業費の熊本型放牧高度化支援事業 86 万 8,000 円については、JA 菊池が事業主体として、阿蘇地域の牧野にて放牧を拡大するにあたり、放牧管理者の省力化と家畜防疫の主にダニ防除に対応するための条件整備に対する事業費分である。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「参画は増えているのか。」との質疑に対し、執行部からは「戸数は増えている。また、繁殖牛 519 頭の放牧予定のうち、菊池市分は 471 頭となっている。」との答弁がありました。

次に、執行部より「農地費の農村公園整備事業 58 万円については、赤北農村公園内の桜の大木 2 本を樹木医に診断してもらったところ、枯渇状態であり、ベッコウタケが寄生していることから菌が拡散すると他の樹木にも影響を与えてしまう恐れがあると、地元区長より伐採要望の上申書の提出があっているため、伐採を行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「公園ということなので、伐採の後は、また、木を植えるのか。」との質疑に対し、執行部からは「地元から、桜千年プロジェクト事業を活用し、桜の木を植栽したいと聞いている。」との答弁がありました。

次に、執行部より「商工業振興費の創業支援事業 350 万円については、これまで実施してきた「創業セミナー」を「きくち起業塾」として内容を拡充し、複数回にわたり資金運用や販路拡大等のスキルやノウハウを実践的に習得するためのものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「企業塾の具体的な内容は。」との質疑に対し、執行部からは「これまで菊池市商工会と連携して実施してきた、起業セミナーや個別相談会をグレードアップし、起業を考えている人たちにビジネスプランやマーケティングについて、講話や実践を交え、経営者として育成するものであり、今年度は 6 回の講座を予定している。」との答弁がありました。

次に、執行部より「道路橋りょう総務費の桜の里プロジェクト事業 320 万円については、平成 25 年度から植樹した市内全域の桜の管理、並びに令和 3 年度に予定している桜の苗代、植樹予定地の穴掘りや植樹支柱の設置及び植樹固定作業にかかる委託料である。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「今年度は、何本くらい植えるのか。」との質疑に対し、執行部からは「70 本を予定している。」との答弁がありました。

さらに、委員から「植栽は、どのくらいの間隔で行っているのか。」との質疑があり、執行部からは「10 メートル間隔で行っているが、場所によっては一部で狭い場所もある。」との答弁がありました。

また、委員から「植栽の間隔など、効率化を図るように。」との意見がありました。

次に、執行部より「公園費の花房坂周辺公園整備事業 2,189 万 7,000 円については、周囲のご協力もあって、今年度に入って地権者から用地取得の同意を得ることが出来たため、契約を結ぶ必要があり、菊池市土地開発基金を活用し、用地の先行取得を行った。このため、今回、補正予算を計上し、基金への戻し入れを行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「用地の購入面積はどれくらいか。」との質疑に対し、執行部からは「トータルの面積は、2,984 平米である。」との答弁がありました。

次に、**議案第 53 号**については、執行部より「傷病手当金 31 万 3,000 円の増額について、傷病手当金負担金の対象期間延長により補正をお願いするものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「昨年からの事業で国庫補助だったと思うが、市の負担金があるようになっている。これは補助の内容が変わったのか。」との質疑に対し、執行部より「傷病手当金については、特別調整交付金という大枠での補助になるため、金額の確定がしにくく、一般財源としている。」との答弁がありました。

次に、**議案第 68 号**については、執行部より「生活保護総務費の生活困窮者自立支援事業の 342 万 9,000 円の増額について、住居確保給付金の支給期間の延長や再支給の申請期間が延長されたことにより支給額が増加する見込みとなったため、補正をお願いするものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「住居確保給付金の額はいくらか。」との質疑に対し、執行部より「生活保護の住宅扶助基準額と同じ額となっており、単身世帯 3 万 3,000 円、2 人世帯 4 万円、3 人から 5 人世帯 4 万 3,000 円などとなっている。」との答弁がありました。さらに、委員から「住居確保給付金は最大でどれくらいの期間給付を受けることができるのか。」との質疑に対し、執行部より「特例に該当する場合は、最大で 15 か月となっている。」との答弁がありました。

議員間討議では、人事管理費の参与報酬等について、「市の財政はひっ迫しており、今後は市民に大きな痛みを生じる状況が出てくる。副市長という補佐役がいる中で、参与が必要なのか。確認したところ、非常勤であれば無報酬でも良いということなので、今後はいろいろなアドバイスをいただき助けていただくほうが市民の理解が得られると思う。」「参与を置く理由として、市長、副市長が行政に不慣れでどうしてもアドバイスが必要ということであれば、ある期間は必要だったかもしれない。ただ、今現在、市長も副市長もずいぶんやられている中で、本当に参与職が高額な報酬を出してまで必要か疑問である。非常勤で無報酬でも良いということであれば、例えば固定の報酬ではなくて出てこられたときに、費用弁償でアドバイスをいただくことでもいいのではと感じる。県内でも参与がいる自治体はないと聞いているので、疑問がある。」という意見や「審査における執行部の答弁の中で、参与につい

ては豊かな行政経験と人脈を生かすという話があって、県内 14 市の市長の経歴を調べたところ、菊池市以外の市長は、県議か市議か職員か大臣の秘書官という行政にかかわる経験を持っている方であった。一方、江頭市長は行政経験なし、行政上の人脈なしでスタートされており、自分の足りないところを人材登用によって補い、安定した行政運営をするということを考えれば、一定の合理性があると考え。」との意見がありました。

また、委員から「ワクチンのキャンセルがあった場合の優先順位が、1 番目が菊池市在住で 65 歳以上の接種券をお持ちの方、2 番目が医療従事者、次が接種会場の従事者、その次が高齢者や障がい者と業務上接する機会の多い方、その次が保育士・放課後児童クラブの指導員及び教職員となっている。1 番目、2 番目はすでに優先されているので、子どもと接する機会の多い保育士・放課後児童クラブ等の指導員をもっと上位にしてほしい。」との意見が出ました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。  
なお、執行部に対する総括提言はありませんでした。

次に、各分科会長に対する質疑を行いました。

委員より「桜の里プロジェクト事業について、一つはコロナ禍で緊急性のない桜の里プロジェクトは再検討の時期にきていると思われるが、そのような意見はでなかったのか。次に 320 万円が予算計上されているが、1 本当たりの費用についての意見等は出なかったのか。それと最後に、地域との管理等の協定状況、また今後の見通しの質疑はあったのか。その 3 点を聞く。」との質疑があり、経済建設分科会長より「桜の里プロジェクトの再検討の時期についての意見はなかった。それから 1 本当たりの費用が高いとの意見が出なかったかということについては、執行部の説明では、桜の植栽の間隔は 10 メートル間隔で行っているとか、場所や特別な事情により 10 メートルに満たない間隔の場所があるとの説明はあった。また、委員より桜の木は、無いよりあった方が良い訳なので、たくさん要望が出てくると思われる。今年度は 70 本植えられるようなので、効率化をしっかりと考えていくようにとの意見があった。地域との管理等の協定状況の確認についての質疑はあっていない。」との答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 53 号**及び**議案第 68 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました**議案第 52 号**については、委員より「人事管理費における参与を置く必要があるのかというところで反対する。確かに市長・副市長 1 期目 4 年間、不慣れであったならば、参与職を置く必要があったかもしれない。ただ、2 期目、3 期目とずっとこのまま参与を置く必要があるのか疑問である。どうしても専門的なアドバイスがいる場合

には費用弁償を払ってきていただく、要するに固定の報酬はいらないというところで反対する。」との反対討論や「人事管理費の参与報酬 270 万円だが、参与の選定基準や報酬の決め方について、市長が恣意的に決めることができる条例や規則に不備があると考えてるので反対する。道路橋りょう費の委託料について、これは桜の里プロジェクト推進委託料であるが、これまで8年間、1年で約300万円、合計2,700万円を桜の植樹に費やしてきたが、一向に効果が見られない。その理由は桜サポーター制度の会員数がたった9人で、そのうち議員が4人である。純粋な会員は5人であり、いかに桜の里プロジェクト事業が市民に周知されていないかの現れである。」といった反対討論がありました。

採決の結果、**議案第 52 号**については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。予算決算常任委員長の報告とします。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和3年7月2日

予算決算常任委員会 委員長 松岡 譲

## 議会改革検討特別委員会報告

令和元年第2回定例会において設置されました議会改革検討特別委員会の報告をいたします。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網掛け部分を割愛して報告します。

この特別委員会は「地方分権が進展する中、二元代表制のもと地方議会の果たす役割は重要性を増している。議会活動の充実・強化を図るとともに、情報の公開、透明性の向上を図ることが一層求められている。菊池市議会は、より一層、市民の負託に応えるため、また市民生活の向上と民主政治の発展に寄与するため」委員10名で構成された特別委員会として令和元年9月27日に設置され、これまで16回にわたり委員会を開催してまいりました。

本委員会における議会改革の審査については、費用弁償、委員会の研修、政務活動費、議会広報特別委員会運営、予算決算常任委員会、ペーパーレス化、議会からの監査委員の選出、議会基本条例、議員定数、以上9項目について審査を行い、これまでに中間報告を令和2年第1回定例会、令和2年第4回定例会、令和3年第1回定例会にて3回行っております。

すべての項目について審査が終了しましたので、各項目における審査の内容と結果について報告をいたします。

はじめに中間報告で結果を報告しております、議員定数を除く8項目について簡潔に申し上げます。

まず、費用弁償の取り扱いについては、採決の結果、費用弁償継続が4名、廃止が3名、見直しが2名であり、費用弁償継続という意見で結論をみております。

次に、委員会研修については、採決の結果、2年に1回実施の隔年が5名、現在の状況を継続が4名となり、隔年での実施という意見で結論をみています。これにより、2年で約300万円の歳出減となりました。

次に、政務活動費については、交付額の増減、関係書類すべての公開、交付時期の3点について審査いたしました。

年額24万円の増減については、採決の結果、増額が2名、現状維持が7名で現状維持という意見で結論をみております。

関係書類すべてのホームページでの公開については、採決の結果、公開が8名、非公開が1名で公開の結論になっており、すでに平成30年度から令和2年度分を公開しております。

交付時期については、採決の結果、年度末の確定交付が3名、年度当初の概算交付が6名で年度当初の概算交付の結論になっております。

次に、議会広報特別委員会の運営については、議会広報特別委員会より全員協議会に諮るという意見で結論をみたと中間報告しておりましたが、その後の月例会において協議し、議会だよりの充実と広報活動の充実を図るため、令和2年6月5日から6名体制で運営されています。

次に、予算決算常任委員会については、申し合わせ事項の改正が令和2年3月定例会の予算決算常任委員会において決定され、令和2年6月1日から施行されており、現在はその申し合わせに基づいて進められております。

次に、ペーパーレス化については、新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年7月の月例会において、タブレットが導入されました。

今後は、規程等を整備しながら、議案等についても期限を決めて段階的にペーパーレス化を進めて行く方向で、あらためて確認をしております。

次に、議会からの監査委員の選出については、採決の結果、現状維持が7名、廃止が2名で、現状維持という意見で結論をみております。

次に、議会基本条例については、全体的に条文の見直しを行いました。

主なものは、第12条の反問権について、その手順をより分かりやすくするために、条文の整理を行っております。

それでは最後に、今回結論をみました議員定数について申し上げます。

議員定数については、現状維持や削減など、委員がそれぞれの考え方を述べ、他市の状況等を踏まえて審査を行ってまいりました。

令和3年3月定例会において中間報告しましたように、コロナ禍において市民の意見を聞くシンポジウムの開催は難しく、シンポジウム開催の有無にかかわらず、令和3年6月に最終報告を行うとしておりましたので、第15回の委員会において再度、各委員から議員定数についての考えを聞きました。

まず、現状維持の意見としての主なものを申し上げます。

「本市は面積が広く、地域性を考え20人は妥当である。」

「コロナ禍からの復興のためには、現状維持により議員全員で菊池市の復興に向けて取り組む必要がある。」

「市民からの減らすべきとの意見は報酬の問題だと思うが、報酬を減らしてでも人数は確保していくべき。」

「減らすと人口が少ない中山間地から出られなくなる懸念がある。」

「議員は住民と市政をつなぐパイプ役である。議員を減らすことは民意を削っていくことにつながる。今、議会がすべきことは定数削減ではなく質的な改革である。」

「地域、職業、年代、男女などこれからの議会に必要なのは多様性であり、いろんな議員が挙がってくことで、いろんな市民の声が吸い上げられるので、20人は決して多くはない。」

との意見がありました。

次に、削減の意見としての主なものを申し上げます。

「近隣の人口4万人強から6万人弱の市の1人当たりの議員が抱えている人口は2,850人が平均だが、本市は2,359人で500人も少ないため数的に見ても減らすべき。老若男女誰でも出られる選挙は歓迎するが誰でもなれる選挙は、一般質問もしない審議もしない議会が生まれると思うので、数を減らして質を変えていく方向しかないと。財政状況を考えると令和6年には約38億円の公債費を返していかなければならない。その時には市民にも痛みが伴う。市民に理解してもらうためにも定数削減は避けて通れない。4人から6人の削減をする。」

「周りの市民からいろんな意見を聞いたが、財政状況を考慮すると1人減らして19人と考える。」

「地元の要望等については、以前は区長ではできなかったことが議員ならできていた。しかし、今は区長の権限が強くて区長を通さないといけない。中山間地域にも区長はいるため、議員みずから身を切る改革を行い6人程度の削減を提案する。」

との意見がありました。

その後、委員の意見に対する質疑を行いました。

現状維持の意見にあった面積が広いことと地域性について、委員から「市役所から1時間で行けないことはないため面積がどう関係するのか。また、地域性について中山間地から出にくくなるとの意見があったが、選挙区制ではなく全市の代表として選挙されており、どういう認識なのか。」との質疑に対し、「地域の事を一番わかっているのは、そこに住んでいる方である。市全体を見るのは重要なことだが、地域を一番熟知し災害があった時もすぐ対応ができる。そういう意味で面積と地域性が関係すると考える。」との答弁がありました。

また、削減の意見にあった区長の権限が強くて中山間地にも区長がいるとの理由について、委員から「議員は地域の要望を実現していくという面もあるが、



しっかり政策提言していくというのが区長と違う役割であると思うが、その点をどう考えるか。」との質疑に対し「そのとおりである。区長を経験しての率直な感想を言った。ただ今の議員がそれだけの仕事ができているか。執行部からの政策が出てきたときに否決になることもあっていない。それがまかり通っている議会でいいのかというのが率直な意見である。」との答弁がありました。

意見も出尽くしましたので、現状維持か削減かで採決を行いました。

当委員会としては、採決の結果、現状維持が6名、削減が3名で、現状維持という意見で結論をみました。

現状維持か削減かで意見は分かれましたが、これまで以上に各議員が市民の声を聴きながら、政策提言や一般質問に活かしていくといった議員の質的な改革をしなければいけないという目標については、意見が一致したことを申し添えます。

以上、1年9か月にわたりまして、すべての審査項目について議論を重ね、審査を終了しました。

これをもちまして、議会改革検討特別委員会の報告を終わります。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和3年7月2日

議会改革検討特別委員会 委員長 水上 彰澄

## 熊本地震からの復旧・復興特別委員会の報告

議会の許可を頂きましたので、会議規則第 39 条の規定に基づき、熊本地震からの復旧・復興特別委員会の報告をいたします。

平成 28 年 4 月 14 日及び 16 日に発生した熊本地震は、わずか 28 時間の間に最大震度 7 が 2 回、震度 6 の地震が 5 回、余震の累計は 4,000 回超となる観測史上に残る大災害でした。

本市においても極めて甚大な被害が発生しており、議会としては、一日も早い復旧・復興を行わなければならない。そのため、平成 28 年 6 月定例会において、委員 19 名で構成された「熊本地震からの復旧・復興特別委員会」を設置し、災害状況の把握をはじめ支援活動等を行なうため、これまで計 16 回にわたり委員会を開催してまいりました。

調査にあたっては、はじめに所管事項として①災害状況の把握、②国や県及び国会議員等への要望活動、③地震における本市の課題及びその検証、④その他必要な支援活動などについて取り組むことを決定いたしました。

委員会では、執行部より本市の災害状況等についての報告を受け、特別委員会の今後の進め方について議論等を行ったほか、各地域において農業団体や商工団体等から聞き取り調査を行った結果報告や被害を受けられた方をはじめ各コミュニティへの支援の実施状況などを取りまとめ、①復旧・復興基金の創設や公共性の高い施設等への補助実施、②被災者等への早期の支援実施、③復旧・復興専門部署の設置など、二度にわたり議長・委員長・副委員長により市長へ申し入れを行いました。

また、熊本地震菊池市災害義援金の配分や熊本県復興基金の内容及び菊池市復旧・復興計画（案）について説明を受けるとともに、委員全員による特に被害が大きかった、被災住家・畜舎・消防詰所・商店などの現地調査を行いました。そこで直接被災された建物の現状を見て、被災されている方々との会話等を通して何が足りないのか、議会としてどうすべきなのかを調査を行い、これまでの報告や調査結果を踏まえ、早期の復旧・復興のための措置を講じられるよう国をはじめ地元選出の国会議員の皆さんや関係大臣の方へ要望書を提出しました。

その後、平成 30 年 5 月には市議会議員の改選がありましたので、7 月 13 日に新たに熊本地震からの復旧・復興特別委員会を設置し、執行部より 5 回にわたり災害の復旧・復興に関する状況報告を受けるとともに、平成 30 年 10 月には、特に被害の大きかった茂藤里地区の住宅をはじめ、鍋倉地区の消防詰所、原本村地区の県道法面及び旭志中学校武道場など、復興状況等の現地視察を行いました。

最終的に令和 3 年 4 月末現在の災害件数及び復旧・復興状況として、災害関連死を含む人的被害 56 件、住家・非住家の建物被害総数 5,756 件、震災当時 62 件あった道路通行止め区間は、現在 0 件となっているとの報告を受けました。

また、住家、納屋、店舗及び工場等の罹災証明発行件数 6,695 件、災害相談及び支援制度等に関する相談件数 6,527 件とのことでした。

災害義援金、寄付金等の本市への受け入れ総額は、1 億 6,936 万 6,889 円であり、本市義援金、見舞金及び県義援金等を含む支援総件数は 3,882 件で、支援総額として 7 億 2,262 万円との報告でありました。

各種支援としまして、民間賃貸住宅入居支援及び転居費用助成等として、235 件の 2,730 万円、各種税等の減免及び還付等総額は 3 億 1,629 万 875 円とのことでした。

支援事業としましては、地域コミュニティ施設等再建支援事業として 149 件、1 億 3,907 万 3,000 円の交付決定がなされ、うち 3 件、116 万 8,000 円が令和 3 年度の継続事業として進めているとのことでした。

損壊家屋等解体撤去事業 1,313 件、共同墓地等復旧支援事業 27 件、被災農業者向け経営体育成支援事業 430 件につきましては、すべての事業が完了しているとの報告がありました。

また、被災農業者向け経営体育成支援事業については、事業費総額 34 億 218 万 7,981 円のうち、市補助金をはじめとする国県補助金の総額は 25 億 2,160 万 1,000 円となり、被災者の負担額は 8 億 8,058 万 6,981 円となっているとの報告でした。

被災住宅応急修理事業は 358 件すべて事業完了、被災住宅復旧支援事業につきましては、令和 2 年度末までの事業申請受付で 39 件の申請があり、事業は継続して実施中とのことでした。

震災から 5 年が経過し、現在実施中の事業も一部ございますが、被災された方々が互いに助け合いながら、数多くの困難を乗り越え、復旧と復興に向けた努力を続けてこられました。また、そのことを支援するため、市内外の人々が、

それぞれの立場において、様々な形で力を尽くしていただきました。その結果、復旧・復興は着実に進んだものと考えます。

本特別委員会では、市内における調査活動や市民の意見聴取等をはじめ執行部からの復興の進捗状況報告等を通じ、本市における地震からの復旧・復興に係るさまざまな課題について、把握に努めるとともに、これらを取りまとめ、現状の課題を解消に資するべく、国や関係機関等への働きかけを重点的に実施してまいりました。

今まで尽力されてきた多くの関係者をはじめ本市の一日も早い復旧・復興のために、昼夜を問わずご尽力いただきました市執行部に対し心からの感謝と敬意を表するとともに、市民が安心して元の生活ができますよう引き続きご支援をお願い申し上げ、熊本地震からの復旧・復興特別委員会の報告といたします。

令和3年7月2日

熊本地震からの復旧・復興特別委員会  
委員長 山瀬 義也

## 総務文教常任委員会 所管事務調査委員長報告

総務文教常任委員会における所管事務調査について、ご報告いたします。

総務文教常任委員会では所管事務調査として「1. コロナ禍における避難所運営について」「2. 入札制度について」の2点を令和2年10月12日から令和3年5月12日までに6回の調査を実施しました。

調査にあたっては、まず、執行部に現状の説明を受け、そこに質疑を踏まえ、資料要求を行いながら慎重に調査してまいりましたので、本委員会からの提言を含め調査結果を申し上げます。

はじめに「1. コロナ禍における避難所運営について」申し上げます。

今回は特にコロナ禍における避難所運営について説明を受け、質疑を行いました。平時の際の避難所運営についても様々な意見が出ましたが、質疑を重ねていくうえで見つかった課題としては、本市の指定避難所等の総数は52か所あり、平常時の収容人員は9,280名ありますが、コロナ禍における収容人数は国県からの指示は1/3程度であるという点でありました。

そのような中、公共施設等総合管理計画において、中山間地域における指定避難所・避難場所の廃止等が計画されていることは、コロナ禍における避難所運営の視点に立った場合、車中泊スペースを含め避難所・避難場所の確保に十分留意し慎重に行うことが重要であるとの指摘がありました。

コロナ禍において、すでに定員数に達している避難所に、交通弱者の方が非難された場合の取り扱いについても配慮を求める意見や、その際の公平性の担保をとる必要性についても意見がありました。また、台風等ある程度予測がつく災害時、自主避難を促す際に各避難所の混雑状況等をリアルタイムで市民にお知らせすれば利便性があがるとの意見もありました。

また、課題であるコロナ禍における避難所運営の収容人数が1/3程度になることを事前に市民に情報共有しておくことが重要であるとの指摘もありました。

最後に、コロナ禍とはいえ、緊急事態時は人数制限が出来ない状況も想定しておかなければならない。もしそうなった場合、コロナによる3密を避けるための制限か、まずは身の安全を守るための避難かの優先順位を決める基準を作っておくべきであるとの意見もありました。

次に「2. 入札制度について」申し上げます。

ここで見つかった課題としましては「市内業者」の定義づけについてと、菊池市中小企業振興基本条例におけるチェック機能のルール不足でありました。

現在の市内業者の定義は支店・営業所も含まれます。この支店・営業所を市内業者と認

めるかどうかという点において様々な意見が出ました。調査を進める中で山鹿市には「山鹿市競争入札参加資格審査に係る市内業者及び準市内業者の認定基準」があり、特にその中でも、市内業者とは市競争入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、常時契約を締結する営業所として本店その他の主たる営業所を市内に有する登録業者をいうこと。また、準市内業者とは登録業者のうち、常時契約を締結する営業所として支店その他の従たる営業所を市内に有する登録業者をいう、といった定義づけがありました。

また、本店等又は支店等に責任者を置き、当該責任者が1週間に3日間以上又は30時間以上勤務していること、との認定要件があり、実態調査については原則として登録業者に対し予告せずに、調査員が現場を確認、聴取り調査等を行い、必要がある場合には関係書類の提示又は提出を求め、現状等について写真撮影その他の方法により記録の保存を行うものとする、との記載があり、本市の中小企業振興基本条例の目的達成のためにも本市にも必要なものであるとの意見で合意を見ました。

委員より、従業員を地元で雇って固定資産税を払いながら社屋を構えている業者とそうでない業者が同様に「市内業者」として扱われることは平等ではないとの意見もありました。

ただ、市外業者が入札に入ることによって価格の高止まりの抑止力になっていることも事実であり、そこが難しいとの意見もありました。

実態調査のチェック機能についても、いつどの営業所をどういった調査をしたのか。定期的にやっているのかがわからないとの意見もあり、その部分についてもルールを明確に作るべきであるとの意見にまとまりました。

以上のことを踏まえ、本委員会としまして執行部に対し別紙提言書として取りまとめ提出いたします。

なお、本提言書についての進捗状況の調査を一年後を目途に行います。

執行部におかれましては、本委員会の提言書を真摯に受け止め早急に改善していただきますようお願い申し上げます、総務文教常任委員会所管事務調査の委員長報告といたします。

菊池市議会議長 大賀 慶一 様

令和3年7月2日

総務文教常任委員会 委員長 平 直樹

## 提言書

コロナ禍における避難所運営について

- ① 本市指定の避難所等は52か所であり、平常時の収容人員は9,280名であるが、コロナ禍の場合、国県からの指示は1/3程度になっていることを市民に情報共有してもらえりような施策を進めること
- ② コロナ禍における避難所運営という視点に立ち、避難所・避難場所の確保に留意し慎重に検討すること
- ③ 人数制限を行っている場合、交通弱者の市民が最寄りの避難所に入れない場合を考え、配慮ある対策を行うこと
- ④ 自主避難時、避難所の収容状況をリアルタイムで市民に伝える手立てを作ること
- ⑤ 緊急事態になった場合、人数制限を解除することも考えられるのでその基準をつくること

入札制度について

- ① 菊池市競争入札参加資格審査に係る市内業者及び準市内業者の認定基準を作成すること
- ② 認定基準において市内業者と準市内業者を分けること
- ③ 責任者又は常駐者となるものの勤務内容を明確にすること
- ④ 実態調査についても原則として登録業者に対し予告せずに、調査員が現場を確認、聴取り調査等を行い、必要がある場合には関係書類の提示又は提出を求め、現状等について写真撮影その他の方法により記録の保存を行うものとするといった内容を盛り込むこと
- ⑤ 上記内容や中小企業振興基本条例の運用面でのチェックを定期的に行い、その結果報告を議会に書面で報告すること

以上提言する。

令和3年7月2日

総務文教常任委員会 委員長 平 直樹

# 付 録



## 令和3年第2回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(6月11日・7月2日議決)

| 議案番号   | 件名  | 審議結果 |
|--------|---|------|
| 議案第39号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて<br>(菊池市税条例等の一部を改正する条例)                | 原案承認 |
| 議案第40号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて<br>(令和2年度菊池市一般会計補正予算 第17号)            | 原案承認 |
| 議案第41号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて<br>(令和2年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算<br>第6号)  | 原案承認 |
| 議案第42号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて<br>(令和2年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算<br>第3号) | 原案承認 |
| 議案第43号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて<br>(令和3年度菊池市一般会計補正予算 第2号)             | 原案承認 |
| 議案第44号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて<br>(令和3年度菊池市一般会計補正予算 第3号)             | 原案承認 |
| 議案第45号 | 菊池市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定につ<br>いて                            | 原案可決 |
| 議案第46号 | 菊池市公共施設等総合管理基金条例の制定について                                     | 原案可決 |
| 議案第47号 | 押印の廃止等のための関係条例の整理に関する条例の制定<br>について                          | 原案可決 |
| 議案第48号 | きくちの泉こども文庫基金条例の制定について                                       | 原案可決 |
| 議案第49号 | 菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について                                   | 原案可決 |
| 議案第50号 | 菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部を改正する条例の<br>制定について                        | 原案可決 |
| 議案第51号 | 菊池市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について                                  | 原案可決 |
| 議案第52号 | 令和3年度菊池市一般会計補正予算 (第4号)                                      | 原案可決 |
| 議案第53号 | 令和3年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第<br>1号)                          | 原案可決 |

| 議案番号   | 件名                          | 審議結果 |
|--------|-----------------------------|------|
| 議案第54号 | 副市長の選任につき同意を求めることについて       | 原案同意 |
| 議案第55号 | 教育長の任命につき同意を求めることについて       | 原案同意 |
| 議案第56号 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて   | 原案同意 |
| 議案第57号 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて   | 原案同意 |
| 議案第58号 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて   | 原案同意 |
| 議案第59号 | 監査委員の選任につき同意を求めることについて      | 原案同意 |
| 議案第60号 | 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて   | 原案同意 |
| 議案第61号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて | 原案同意 |
| 議案第62号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて | 原案同意 |
| 議案第63号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて | 原案同意 |
| 議案第64号 | 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて   | 原案同意 |
| 議案第65号 | 市道路線の廃止について                 | 原案可決 |
| 議案第66号 | 市道路線の認定について                 | 原案可決 |
| 議案第67号 | 訴えの提起について                   | 原案可決 |
| 議案第68号 | 令和3年度菊池市一般会計補正予算（第5号）       | 原案可決 |
| 議案第69号 | 損害賠償額の決定について                | 原案可決 |

| 議案番号            | 件名                              | 審議結果    |
|-----------------|---------------------------------|---------|
| 議員提出議案          |                                 |         |
| 議員提出<br>議案第 2 号 | 菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例           | 原案否決    |
| 議 事             |                                 |         |
| 議事第 1 号         | 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙              | 各 4 人選挙 |
| 請 願             |                                 |         |
| 請願第 2 号         | 新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める請願          | 不採択     |
| 陳 情             |                                 |         |
| 陳情第 1 号         | 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書        | 採択      |
| 陳情第 2 号         | 補聴器購入に公的補助を求める陳情書               | 不採択     |
| 陳情第 3 号         | 「きくちべんりカー」を地元タクシー会社へ事業委託を求める要望書 | 採択      |
| 陳情第 4 号         | 菊池食品衛生協会に対して補助金交付を求める要望書        | 採択      |
| 懲罰動議            |                                 |         |
| 懲罰動議<br>第 1 号   | 山瀬義也議員に対する懲罰動議                  | 継続審査    |
| 報 告             |                                 |         |
| 報告第 5 号         | 継続費繰越計算書について                    | 原案報告    |
| 報告第 6 号         | 繰越明許費繰越計算書について                  | 原案報告    |

| 議案番号     | 件名                        | 審議結果 |
|----------|---------------------------|------|
| 報告第 7 号  | 事故繰越し繰越計算書について            | 原案報告 |
| 報告第 8 号  | 繰越計算書について（菊池市水道事業会計）      | 原案報告 |
| 報告第 9 号  | 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）       | 原案報告 |
| 報告第 10 号 | 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）       | 原案報告 |
| 報告第 11 号 | 専決処分の報告について（消防積載車人身事故）    | 原案報告 |
| 報告第 12 号 | 専決処分の報告について（消防積載車物損事故）    | 原案報告 |
| 報告第 13 号 | 菊池市土地開発公社経営状況報告について       | 原案報告 |
| 報告第 14 号 | 有限会社きくち観光物産館経営状況報告について    | 原案報告 |
| 報告第 15 号 | 有限会社ファームきくち経営状況報告について     | 原案報告 |
| 報告第 16 号 | 有限会社七城町特産品センター経営状況報告について  | 原案報告 |
| 報告第 17 号 | 有限会社七城町振興公社経営状況報告について     | 原案報告 |
| 報告第 18 号 | 有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について  | 原案報告 |
| 報告第 19 号 | 有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について | 原案報告 |
| 報告第 20 号 | 有限会社有朋の里泗水経営状況報告について      | 原案報告 |